

平成29年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成29年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成29年3月10日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 平成29年度町政施政方針説明

日程第 5 報告第1号から議案第43号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 請願委員会付託

平成29年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
宍戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

ただいまから平成29年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番、湯田良一君、13番、星光久君を指名します。



◎会期決定の件

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月17日までの8日間とし、明11日から13日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの8日間に決定しました。

◇

◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成28年第4回定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び文教厚生委員会所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、1月13日に招集された平成29年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会及び平成29年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会並びに2月27日に招集された平成29年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び平成29年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成29年1月までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書により通知がありましたので、報告しておきます。

次に、行政報告を行います。

平成28年第4回定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。

◇

◎平成29年度町政施政方針説明

○五十嵐 司議長 日程第4、平成29年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

町政施政方針を申し上げます。

本日、ここに平成29年度一般会計予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

昨年3月19日には、南会津町合併10周年記念式典を開催し、明るい未来に向かって新たな

一步を踏み出していくことを町民の皆様とともに確認したところであります。

合併後の10年間は、地域間の融和や均衡ある地域振興を目指してまいりましたが、これからは、合併特例による財政優遇措置の期間が終了し、厳しい財政状況での行政運営が求められますので、事業等の選択と集中を行ってまいります。しかしながら、住民生活に必要な事業、特に地域経済に活気を取り戻すための商工業や農林業等の分野への支援、雇用対策、町民の所得向上、人口減少対策に関しては、迅速果断に対応してまいります。

長年待ち望んできました交通体系の充実に関しましては、着実な進展が確認できるようになってまいりました。国道289号田島バイパスの整備が進むとともに、国道352号中山峠町村合併支援道路については、銀竜橋が対面通行可能となりました。さらには、会津縦貫南道路については、国道121号下郷田島バイパスの5工区で中心ぐい設置式が行われるなど、本町への道路延伸が目に見える形で動き出してまいりました。

また、栃木県では、国道121号の高規格化による道路改修計画も検討されております。

一方、鉄道では、東武鉄道株式会社の新型特急リバティ会津が、本年4月21日から会津田島駅に乗り入れすることが決定しました。このように、基幹道路や鉄道を取り巻く環境が大きく変化し、本町はこの数年間で、さらに飛躍する時期を迎えることとなります。

さらに、福島大学が平成31年4月に開設を予定している食農学類との連携が実現すれば、農林業の振興や田島高等学校の魅力化、さらには地域経済の活性化に大きな効果が期待されます。

このような新しい潮目を着実に捉え、本町のさらなる発展に尽力してまいる覚悟であり、第2次南会津町総合振興計画のまちの将来像である「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」の実現を目指し、町民と行政との協働による未来につながる新たなまちづくりに邁進してまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成29年度は、総合振興計画に基づく3つの重点施策と、個別事項として2つの重要施策を町政運営の柱に掲げ、新しい潮流を創造し、地域活力の向上を目指してまいります。

総合振興計画上の重点施策としては、「働く環境の充実と町民所得の向上」「福祉と子育て環境の充実」「地域力の向上」の3項目を、さらに、個別事項として、「東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れへの対応」と「関東・東北豪雨災害からの着実な復興」の2項目を選定いたしました。

また、昨年3月に策定いたしました「南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた各種施策を実現することで、「南会津人を育む」「子育てを支える環境を育む」「生活の土台を育む」「暮らしの力を育む」という基本目標が達成できるよう、職員と一丸になって尽力し

てまいります。

新年度は、平成27年度から建設工事に着手してまいりました新しい庁舎が完成し、新庁舎で業務を開始する記念すべき年でもあります。中心市街地のシンボリックな建物として、また、防災拠点としてはもちろんのこと、障害者雇用を促進するためのスペースや協働のスペースも設けておりますので、町民の皆様が親しんでいただける施設となるように、皆様とともに魂を吹き込んでまいります。

続きまして、平成29年度予算編成について申し述べます。

日本政府は、アベノミクスによる施策の実施により、GDPが名目・実質ともに増加し、雇用・所得環境についても着実に改善し、経済の好循環が生まれているとしています。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意しつつ、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々まで効果を波及させ、生まれ始めた経済の好循環を腰折れさせることのないように施策を実施していくこととしています。

このような中、一億総活躍社会の実現のための子育てや介護、成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題に必要な措置を講じるものとして、国の平成29年度当初予算が編成されたところであります。

総務省が1月に発表した平成29年度地方財政計画においては、歳出総額は昨年から1.0%増となっており、一般財源総額についても0.7%増と、昨年を上回る額を確保したとしています。一方で、本町の財政運営に大きく影響を及ぼす地方交付税については、地方税収等の伸びにより、昨年を2.2%下回る16兆3,298億円とされており、厳しい状況となることが予想されます。

このような状況の中にあっても、現在の本町の財政状況は、行政改革大綱に基づく定数管理や内部管理経費の削減、地方債発行の適正な管理などにより、財政健全化判断比率は安定した状況を保っております。しかし、普通交付税の合併算定がえの終了により、一般財源が減少する非常に厳しい時期に入っており、さらに、公共施設の老朽化による維持管理経費等の増加が町財政を圧迫することが予想されることから、創意工夫による事務事業のスリム化が喫緊の課題となっております。

こうした状況にあっても、人口減少と少子高齢化社会に向けての取り組みなど、多様化する行政課題に的確に対応することが必要であると考えております。このようなことから、平成29年度当初予算編成においては、「新しい潮流を創造し地域活力の向上を目指す！」をスローガンに掲げ、前段に申し述べましたとおり、5つの重点施策を掲げるとともに、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を実現するための事業も含め、限りある財源の効果的な配分に努め

たところであります。

これらの結果、一般会計では、財政健全化に配慮しつつ、選択と集中による事業の重点選別に努めたことにより、平成28年度当初予算に対し9.2%の減となる125億8,100万円を計上いたしました。また、特別会計は5会計で51億3,810万円、公営企業会計は1会計で13億6,323万3,000円、全会計では190億8,233万3,000円の予算規模としたところであります。

それでは、重点施策及び主要な施策について南会津町総合振興計画に位置づけられている目標の柱の順序により、ご説明申し上げます。

初めに、自然環境と調和のとれた生活環境の整備について申し述べます。

生活排水対策では、公共下水道田島処理区行司地区及び特定環境保全公共下水道南郷処理区木伏地区の管路整備を中心に事業を継続し、終末処理場の老朽化に対応するため、田島都市環境センターと南郷浄化センターの長寿命化対策に取り組んでまいります。農業集落排水施設では、7処理施設について、機能診断に基づき、最適整備構想を策定し、今後の適正管理に向けた取り組みを進めてまいります。

水道事業では、水道事業の効率的な運営を目的として、簡易水道事業と上水道事業を統合し、経営基盤の強化を目指してまいります。工事では、南郷・中部地区・田部長野・荒海の各施設の更新事業及び遠隔監視システムの構築を行ってまいります。また、行司地区・塩江地区・高野地区において配水設備拡張事業に取り組んでまいります。さらに、施設改修として、渇水期でも安定した水道水が供給できるよう、新たに第1水源地造成事業に着手するとともに、新町地区の護摩山配水池の耐震化に向けた調査も実施してまいります。

道路網の整備では、社会資本整備総合交付金事業により、新規に新後庵線の整備に着手するとともに、大新田1号線を初め4路線の道路改良及び橋梁寿命化点検100橋を実施し、安全で安心できるライフラインを構築してまいります。

除雪対策としては、老朽化している館岩地域の除雪機械1台を更新し、降雪期における生活道路の確保に努めてまいります。さらに、除雪ネットワーク事業による除雪支援を継続するとともに、集落応援交付金を活用した集落内における相互扶助体制との連携など、行政と地域が一体となり、高齢者が日々安心して暮らせる生活環境の確保に努めてまいります。

会津田島駅周辺地区土地区画整理事業では、国道289号田島バイパス及び国道121号鎌倉崎工区の整備として道路拡幅改良工事を進め、早期開通を目指すとともに、区画道路の築造と街区造成工事により、土地の高度利用と住みやすい市街地の形成に努めてまいります。

高規格道路に関しましては、会津縦貫南道路5工区の早期着工に向けた取り組みを強化して

まいります。

一方、栃木西部・会津南道路については、日光・会津・上州歴史街道対流圏の強化プロジェクトチームによるシンポジウムが開催されるなど、栃木県及び日光市と連携した具体的な活動が始まりました。さらに、県道黒磯田島線については、国道昇格を視野に入れながら、栃木県と福島県境のトンネル化等の道路整備が進展するよう、期成同盟会等の活動組織と連携した要望活動を積極的に展開してまいります。

住宅対策では、老朽化が著しい寺前団地に1棟2戸の木造住宅の建てかえを行い、入居者の住環境向上と地域木材使用による地場産業の活性化を図ってまいります。

空き家対策に関しては、除却支援事業を継続するとともに、所有者による適正な空き家管理の啓発に努めてまいります。また、田舎暮らしを希望する都市住民からの問い合わせが多い空き家バンク制度に関しては、賃貸や売買として成約する物件も出てきていることから、引き続き空き家の所有者に空き家バンクへの登録を促してまいります。さらに、新年度において空き家等対策計画を策定し、適正に管理されない空き家等の抑止や空き家の有効利用に努めてまいります。

景観対策では、本町ならではの景観の保全と形成に努めるため、景観形成推進地区や景観形成重点地区の指定に向けて取り組んでまいります。また、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関しても取り組みを進め、景観計画に基づき、良好な景観の創出を図ってまいります。

次に、重点施策として位置づけた1点目の「働く環境の充実と町民所得の向上」と、個別事項の重点施策として位置づけた「東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れへの対応」に関する取り組みを含め、各産業の振興について申し述べます。

地域の基幹産業である農業においては、国・県の支援制度に町独自の支援事業を組み合わせ、新規就農における初期の負担軽減対策を初め、中山間高冷地域の立地条件を生かした野菜や花卉などの生産向上と農家経営の安定化を図ってまいります。また、冬期間の農家所得の確保を図るため、特産林産物等の生産確立に向けた調査・研究に取り組んでまいります。さらに、空き家バンクなどとの施策間連携を図り、U・Iターンによる農業後継者の確保に努めてまいります。

環太平洋パートナーシップ協定の動向が混沌としている情勢ですが、農業政策は大きな転換期を迎えており、特に米政策については、平成30年度から国による生産調整の廃止と経営所得安定対策の米直接支払交付金の廃止、さらには米消費の落ち込みなどによる米価の下落など、稲作農家を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなってくることが予想されます。このような

ことから、本町における稲作経営の長期安定化を図るため、国の新たな事業である産地パワーアップ事業を導入し、生産コスト低減や規模拡大等を促進し、稲作農家への支援策を強化してまいります。

今年度、南郷トマトが平成6年以来、22年ぶりに販売額が10億円を超えたという明るいニュースに接しましたが、引き続き、町重点振興作物であるトマト、アスパラガス、花卉の栽培支援を強化し、本町の地域特性を生かした付加価値の高い農産物の生産拡大と農家所得の向上を図ってまいります。

一方、農業基盤の整備においては、県営中山間地域総合整備事業及び農地耕作条件改善事業等により、農業用排水施設や農道整備を行うとともに、田部地区の圃場整備に関しては、経営体育成基盤整備事業により円滑な事業推進に努めてまいります。

なお、圃場整備については、現在のところ、田島地域の桧沢地区や荒海地区からも要望が上がっており、県・町の担当者が地区に出向いて説明会を開催するなど、圃場整備の機運が高まっております。今後の町農業の大きな課題である担い手の確保と規模拡大による農業経営の長期安定化を図るため、積極的に圃場整備に取り組んでまいります。

林業に関する施策としては、本町の広大な森林資源を生かしながら、平成24年度からスタートした森のエネルギー創出事業を継続し、より一層の間伐材の利活用と木質バイオマスエネルギーの推進を図り、地産地消とあわせ、循環型社会の構築に努めてまいります。また、林産業人材育成支援事業及びグリーンワーカー育成支援事業を継続し、林業経営体の後継者や林業従事者の担い手育成に努めてまいります。

林業の出口対策としては、今後、建築材等として期待されている森林認証材の積極的な活用や木製品の新たな商品開発など、林業全体の川上から川下まで一貫した本町の特色ある林業成長産業化の確立を目指し、地域林業の中核となる森林組合を中心に一層推進してまいります。さらに、東京オリンピック・パラリンピック関連施設への町産森林認証材の活用を目指し、関係機関や団体への要請活動を行うなど、本町が有する豊富な森林資源の新たな活用策を探ってまいります。

また、森林資源は、人と自然の共生にも重要な役割を果たしていることから、本町ならではの美しい景観づくりの一環として、新たにヤマザクラ1万本の里づくり事業に着手し、地域の魅力アップを目指してまいります。一方、野生鳥獣による農作物への被害防止については、急務である有害鳥獣捕獲隊の人材育成を進めるとともに、被害防除対策への支援、さらには有害鳥獣の個体数調整を強化し、被害の縮減に取り組んでまいります。

企業への支援や就労対策については、新規事業として取り組んできた製造業の設備投資支援を目的とした地域活力創生事業を継続して実施し、雇用の安定確保を図ってまいります。また、町民の創業を支援するビジネスチャレンジ支援事業、企業の人材育成支援などの事業を継続し、地域産業の競争力の強化と新たな雇用の確保に努めてまいります。さらに、地元企業と新規高卒者とのマッチングを促進する合同企業説明会の開催や、新規学卒者及びU・Iターン者に対する支援制度として導入した若者定住応援プログラム交付金事業を継続して実施してまいります。

商業の振興に関しては、プレミアム商品券発行への支援を継続し、消費喚起による地域経済の活性化に努めてまいります。また、商業機能の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを進めるため、まちなか楽座を拠点としながら、市街地活性化ビジョンの策定を柱とする、まちなか賑わい創出拠点整備事業を実施してまいります。

東武鉄道新型特急乗り入れへの対応としては、南会津ぶらり旅シャトルタクシー事業や観光循環バス運行事業を新たに実施し、来訪者の2次交通の充実に寄与してまいります。また、会津若松市や下郷町等と連携しインバウンド誘客事業にも取り組むなど、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた外国人の誘客対策への足がかりをつけてまいります。

一方、本町への誘客活動としては、首都圏でのPRキャラバンなど、観光物産協会等と連携した取り組みを実施し、新型特急乗り入れへの対応を進めてまいります。

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故により大きな打撃を受けた観光・宿泊事業の活性化に関しては、教育旅行の誘致や農家民泊の拡大、さらには合宿誘致事業を積極的に展開するとともに、本町の地域資源の活用とイベント等を効果的に組み合わせ、観光交流人口の拡大を目指してまいります。また、さいたま市の自然環境学習の場が館岩地域に集約されることへの対応としては、さいたま市立館岩少年自然の家での受け入れを核としながら、平成28年度事業として創設された国の地方創生拠点整備交付金の交付対象事業の採択を受け、たかつねスキー場の第2レストハウスの整備に着手することといたしましたので、受け入れ体制の充実が相乗効果となってあらわれるよう、関係者との連携を強化してまいります。

さらには、伊南地域においてスポーツツーリズムを推進するとともに、昨年12月25日にオープンした伊南クロスカントリーコースの効果的な利活用を図ってまいります。また、老朽化している小豆温泉窓明の湯に関しては、駒の茶屋の跡地に新たな温泉施設の整備を行い、地域住民の憩いの場や山岳観光者等への癒しの場となるよう、魅力アップを目指してまいります。

次に、重点施策として位置づけた2点目の「福祉と子育て環境の充実」に関する取り組みを

含め、誰もが健やかで安心して生活できる環境を目指すための保健・医療・福祉サービス、防犯・防災体制、公共交通の充実について申し述べます。

県立南会津病院は、救急告示病院・僻地医療拠点病院として、南会津地方にとってなくてはならない医療の中核を担う機関であります。医師や看護師の確保、診療科目の充実が大きな課題となっております。

本町といたしましても、引き続き、郡内各町村と連携を図りながら、急務となっている産婦人科医や精神科医の確保、さらには眼科や麻酔科の常勤医師配置の実現に向けて、県への働きかけを強化してまいります。また、恒常的に不足している看護師・介護士確保のための人材研修や、新たに有資格者等の確保につなげる帰郷支援事業を継続し、これまでの看護資格取得奨学金貸与事業とあわせて人材の確保に努めてまいります。

健康づくりの推進では、生活習慣病の早期発見、早期予防に努めるとともに、健診結果に基づき重症化予防のための個別指導に取り組むほか、地域の食材を生かした食育や食生活習慣の改善指導を行うなど、対象者への継続的な支援や健康増進につながる運動を奨励しながら、引き続き、元気で長寿のまちづくりを進めてまいります。

高齢者福祉の充実では、配食サービスや緊急通報サービスなどを柱とする在宅高齢者への支援、高齢者見守り支援事業による、ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動に取り組むなど、多様なニーズに応え、高齢者在宅福祉の向上に努めてまいります。また、集落を中心とした地域との連携が重要となることから、地域支え合い活動を推進し、安心して生活できる環境を整えてまいります。

さらに、まちなか高齢者居場所づくり交流サロン運営事業を継続し、中心市街地在住の高齢者が生き生きと暮らせるよう、介護予防、認知症対策、生きがいづくりに取り組んでまいります。また、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業などによる健康づくりを推進し、健康寿命の向上につなげながら、住みなれた地域で生きがいを持って生活できる環境づくりに努めてまいります。

高齢化の進展とともに、介護保険サービスの受給者数が年々ふえる傾向にあることから、保健師の専任体制による介護予防事業の充実や生活支援コーディネーターの配置、サービスの構築、担い手対策などを進め、健康維持と地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。特に、地域課題である生活援助については、引き続き生活支援体制整備協議体で協議を行ってまいります。南会津町社会福祉協議会や南会津町シルバー人材センターなどの民間の力を活用し、新たな取り組みができるよう連携を図ってまいります。

また、新たな支援体制として、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期支援チームを立ち上げ、早期発見、早期対応が図られるよう、認知症対策の充実を目指してまいります。

障害者福祉の充実では、障害者や障害児が自立した生活ができるよう、障害福祉サービス、自立支援事業、地域生活支援事業を柱に適切なサービスの提供を行ってまいります。また、みなみあいづ障がい者相談センターにおける相談支援体制の充実を図るとともに、地域社会の障害者等に対する理解を深めてもらうことが障害者の社会参加や社会復帰の向上につながることから、自立支援協議会を窓口としながら、啓発活動の強化に努めてまいります。

子育て環境の充実は少子化対策の重要な柱であることから、18歳以下の子ども医療費の全額助成、5歳児の保育料・幼稚園授業料の無料化、子育て支援枠として拡大したプレミアム商品券の発行、放課後児童対策事業、放課後子ども教室、子育てを総合的に支援する子育て環境づくり事業、子育てスマイル支援事業により、子育て世帯の支援を切れ目なく継続してまいります。

また、新たな子育て支援策として、南会津町子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から学童期までの子育て世代に対するワンストップの相談体制を構築してまいります。

児童の保育に関しては、町立の田部原保育所、南郷保育所、伊南保育所、社会福祉協議会が運営しているびわのかげ保育所、さらには私立の田島保育園の5施設において提供されている保育サービスを継続するとともに、館岩幼稚園及び暁の星幼稚園と連携を図り、通園する幼児の心身の発達支援を行うなど、子育て世代のニーズに合ったサービスの向上が図られるよう、保護者の立場に立って対応してまいります。

妊娠・出産への支援については、妊産婦の健康診査費や不妊・不育治療費の助成を継続するとともに、新たに妊産婦の保険適用医療費の一部負担金を全額助成する制度を設け、安心して妊娠・出産ができる環境を充実してまいります。

人口減少対策については、婚姻が整い子供が生まれるという自然な流れをつくることが重要であります。本町では、今年度から縁結びサポーター制度を導入し、結婚支援事業に着手しましたが、新年度においては、新たな施策として結婚新生活支援事業補助制度を導入するなど、結婚に関する支援体制の充実を努めてまいります。また、出会いの機会の充実を図るために、若者に出会いの場を提供する出逢いフェスタ事業を継続して実施してまいります。

防犯・防災体制の充実については、地域防災計画に基づき、南会津町防災訓練を実施するとともに、各集落単位での災害時避難計画策定を推進してまいります。また、消防車両整備計画に基づき、館岩支団と伊南支団の小型動力ポンプつき積載車2台を更新し、非常備消防力の充

実に努めてまいります。

公共交通対策では、長年の要望活動が実り、東武鉄道株式会社の新型特急が乗りかえなしで会津田島駅まで運行されることになりました。本町を初め、会津地方にとって利便性が向上しますので、関係市町村や関係団体と連携を図りながら、利用促進に向けた取り組みを展開してまいります。また、会津鉄道株式会社及び野岩鉄道株式会社に対し、経営改善計画に基づく支援金の交付を継続して実施してまいります。

さらに、生活バス路線への運行補助や地域乗り合いタクシーの運行を継続し、広大な面積を有する本町の住民生活の移動手段を確保してまいります。しかしながら、利用客の減少や増大する費用負担に対応するためには、抜本的な見直しが求められておりますので、運行形態を含め、住民サービス向上と費用負担の観点から、本町にふさわしい生活交通体系のあり方について調査・研究を行ってまいります。

次に、次世代の地域を担う人材の育成、教育・文化の振興策について申し述べます。

人材の育成では、南会津町教育大綱の理念「次世代の地域を担う人材の育成」及び南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた「南会津人を育む」を今後も重要な施策と捉え、今年度から事業に着手した南会津ワカモノ会議事業及び地域づくり人材育成事業を継続して実施してまいります。

学校教育の分野では、英語が話せる人材の育成を視野に入れ、小学校での英語ライブ授業や高等学校での異文化体験研修を新たに実施するとともに、中高生海外交流事業や中学校での学習サポート事業を継続し、小学校、中学校、高等学校の各発育段階に応じた英語教育を推進し、広い視野と国際感覚を身につけた将来を担う児童・生徒の育成に取り組んでまいります。

また、他地域の自然・文化に触れ、同世代との交流を深めることを目的としている小学生農山漁村交流事業の継続や、高度化する情報社会に対応できる児童・生徒の情報活用能力を養うため、ICT活用教育の充実に向けた取り組みを行ってまいります。

さらには、児童・生徒が学校や日常生活で抱える悩みなどのケアを行うため、引き続きスクールソーシャルワーカー及び特別支援教育支援員を配置し、学校と家庭、さらには地域との連携を深めながら、支援してまいります。

桧沢地区における中学校の教育環境整備に関しては、来る4月1日に田島中学校と檜沢中学校が統合され、新たな教育環境のもと、中学校教育が開始されます。これに伴い、スクールバスの運行を初め、生徒及び保護者が困惑することがないように、その対応に万全を期してまいります。

現在、福島県学校教育審議会では、人口減少を見据えた今後の高等学校のあり方について検討が行われており、県立高等学校改革の基本方針が示されようとしております。過疎・中山間地域においては例外的な取り扱いが盛り込まれるという情報ではありますが、本町に存在する田島高等学校及び南会津高等学校についても、学校の存続にかかわってくる重要な問題であると認識しております。

田島高等学校及び南会津高等学校では、それぞれの特性を生かした学校運営がなされておりますが、生徒数が減少する中で厳しい状況下にあります。本町ならではの学習プログラムの検討や学力向上対策など、学校、地域、関係機関と連携を図り、高等学校の運営環境や魅力の向上に取り組んでまいります。

生涯学習の充実では、子ども教室の充実や家庭教育講座などの実施により、子育て環境の充実と地域教育力の向上を図ってまいります。また、町民ニーズに合った文化講演会や公民館講座の開催、スポーツ活動への支援等を行い、町民の心の豊かさや充実感向上のための取り組みを推進してまいります。

芸術文化の振興、貴重な自然遺産と文化の保存・伝承については、文化ホールにおける質の高い公演事業や町民参加型の芸術文化活動を支援するとともに、関係団体と連携を図りながら、田島祇園祭屋台歌舞伎を初め、先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統・文化の保存・伝承に努めてまいります。

また、文化ホールは、施設整備後14年を経過しておりますので、新年度から計画的に施設内の設備等の更新及び修繕を実施してまいります。

天然記念物駒止湿原の保護については、湿原へのニホンジカの侵入が増加しており、また、豪雨災害の影響により人が湿原に入らないことで、貴重な高山植物に対する食害が増大していることから、生態系全般への影響が危惧されています。これらは重大な問題であることから、モニタリング等の調査を実施し、ニホンジカの生息状況の適切な把握に努め、防護柵の設置について検討するとともに、国・県など関係機関と連携した広域的な捕獲の強化に取り組んでまいります。

また、前沢曲家集落に関しては、修理・修景事業を実施するほか、保存計画に掲げられている取り組みを推進してまいります。

次に、重点施策として位置づけた3点目の「地域力の向上」に関する取り組みを含め、町民と行政との協働、未来を開く行政経営について申し述べます。

人口減少対策の重要事項と位置づけております定住対策プロジェクトに関しては、仕事と住

まいがキーポイントとなることから、就農等による職の創出や空き家バンク制度を活用した住居のあっせん等に努めてまいります。また、首都圏における相談会での情報提供や、移住から定住につながるような相談等の支援体制の充実、さらには地域おこし協力隊制度を活用しながら、U・Iターン者の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、今年度から事業を開始したふるさと同窓会支援事業や帰郷支援事業を継続し、積極的に町の情報発信を行いながら、Uターンへの誘導を図ってまいります。

高齢化が加速する中で、集落の現状と将来予測を共有し、今後の地域づくりの方向性を明らかにしていくことが重要であります。集落対策として、集落支援員制度や集落担当職員配置制度及び地域おこし協力隊制度、さらには集落応援交付金事業等と連携を図り、町民と行政の協働による集落の活性化に取り組んでまいります。

市町村合併に伴う財政措置の縮減や、限られた職員数の中で町民の負託に応え、効率的なまちづくりを推進するためには、施策・事業の有効性について検証し、的確に判断していくことが求められています。これまで進めてまいりました行政評価制度を効果的に運用し、行政経営改革の定着を図ってまいります。また、行政改革大綱に基づく改革を着実に実行し、進行管理を行いながら、効率的・効果的な行財政運営を進めてまいります。

町税及び各種使用料等の滞納対策については、庁内滞納整理対策委員会を中心とする情報の共有化と各課連携により、その成果があらわれてきております。引き続き、休日納税相談の実施など徴収・相談体制の強化に努め、きめ細かな対応と未納者との信頼関係を構築しながら、徴収率向上を目指してまいります。

また、家屋外観調査については、新年度の実施箇所を館岩地域とし、課税客体の的確な把握に努めてまいります。

役場新庁舎建設事業については、引き渡しを受けた後、本年5月の連休明けから新庁舎での業務開始を予定しておりましたが、残念ながら、工事完了時期が数カ月ずれ込む見込みとなりました。今後の工事完了時期を見きわめながら、新庁舎の開庁日を決定してまいります。

なお、新年度で施工する関連工事は、現庁舎の解体、融雪用地中熱利用システム整備等を予定しております。

また、老朽化が進んでいる南郷総合センターに関しては、新たにエレベーターを設置するほか、空調設備やトイレ等の大規模改修を実施し、高齢者等に配慮した町民会館としての機能充実を図ってまいります。

さらに、公共施設等総合管理計画については、平成29年度以降、施設ごとに再配置、統廃合、

複合化といった今後の施設のあり方を定める個別計画の策定作業を進め、人口規模や財政規模に見合った公共施設の管理方針を定めてまいります。

最後に、個別事項の重点施策として位置づけた「関東・東北豪雨災害からの着実な復興」について申し述べます。

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨により、本町では、町道、橋梁、林道、農地・農業用施設、水道施設、スキー場を初めとする観光施設等が甚大な被害を受けました。平成27年度には応急復旧に入り、関係機関や事業者の協力をいただきながら、本格的な災害復旧に移行し、昨年10月21日には館岩川・桧沢川改良復旧事業合同安全祈願祭・起工式が行われるなど、各方面のご協力により、田島地域及び館岩地域の災害復旧事業も着実に進展しております。

新年度は、町道中山線等の道路災害復旧など、公共土木施設の復旧工事を継続して実施してまいります。また、林道、農地・農業用施設、水道施設、だいくらスキー場の災害復旧工事を実施し、生産活動や住民生活、さらには観光交流面への影響が生じないように対策を講じてまいります。

特に、駒止湿原への進入路となる町道東106号線については、田島側と南郷側の両方から復旧工事を進め、早期開通を目指してまいります。

なお、湿原への来訪者に対応するため、土曜日、日曜日、祝祭日に限り南郷側から指定車両のみ駒止湿原に入山できる措置を講じてまいります。

このように、関係機関との連携を密にし、新年度は「災害の復旧から復興へ」を合い言葉に、引き続き切れ目のない予算措置により被災箇所への対応を進め、災害に強いまちづくりに尽力してまいります。

以上、平成29年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べました。

私は、町民の皆様との対話を重視し、より多くの町民の皆様の声が町政に反映され、町民と行政が信頼で結ばれたまちづくりを進めることが極めて重要であると認識しております。私の政治信条である公平・公正・誠実・思いやりを貫き、町民の皆様が主人公となり、住んでよかったまち、住みたいまちをつくるため、皆様とともに総力を注いでまいります。

引き続き、町民の皆様、議員各位におかれましては、町政運営に対するご理解とご協力、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 これで、平成29年度町政施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。

11時5分まで。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第1号から議案第43号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第5、報告第1号から議案第43号までを一括上程します。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、平成29年第1回南会津町議会定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

それでは、ご説明申し上げますが、専決第22号、専決第23号、専決第2号及び専決第3号の損害賠償の額の決定及び和解については、関連がありますので、一括ご説明いたします。

本件は、平成28年9月8日午後零時10分ごろ、本町職員が出張のため、国道118号線を会津若松方面へ町有車を走行中、会津若松市大戸町地内において、道路工事のため停車していた車列に気づくのがおくれ、ブレーキをかけたものの間に合わず追突し、さらに前方4台の車両が玉突きを起こして、相手方車両に損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方4名に対し、専決第22号については賠償金19万円、専決第23号については賠償金75万8,256円、専決第2号については賠償金83万1,723円、さらに、専決第3号については賠償金70万9,805円をそれぞれ支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

なお、協議が調い次第、速やかに示談をいたしましたので、それぞれの専決月日に時間差がありますとともに、1件の事故として相手方全てと示談が成立した時点での報告の方針でありましたことから、今議会でのご報告となりましたことをご了承願います。

次に、専決第1号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本件は、平成28年6月17日付で会津ガス・保科管工業特定建設工事共同企業体と契約締結した新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（空調2期）工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を135万円増額し、8,883万円とするものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、議案第1号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、助役及び収入役の廃止に伴う在任の経過措置に該当する者がいないため、職名を対象者から削除することなど、条例改正等の説明書に記載の3項目について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号 南会津町結婚資金貸与条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

低所得者の結婚支援については、結婚資金の貸与ではなく、結婚に伴う新居の住居費や引っ越し費用等を補助する制度を新たに設けて、結婚に伴う経済的な負担の軽減を図り、結婚の希望をかなえる取り組みを推進していくため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第3号 南会津町結婚資金貸与基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本条例により基金として積み立てを行い、南会津町結婚資金貸与条例の規定により貸与できるものですが、議案第2号のとおり南会津町結婚資金貸与条例を廃止するため、本条例も廃止するものであります。

次に、議案第4号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間制度導入のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、集落の維持活性化の取り組みを支援するために配置する、専門的知識と豊富な経験を有する集落支援員を非常勤特別職として追加することなど、条例改正等の説明書に記載の4

項目について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告に基づき、職員の扶養手当について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法、地方交付税法の一部を改正する法律等及び関係政令が平成28年11月28日に公布されたこと並びに特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、南会津町税条例の一部の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 南会津町教育支援委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、学校保健法等の一部を改正する法律によって平成21年4月1日から学校保健法から学校保健安全法に改題されたこと、また、同法における就学時の健康診断に関する条文の記載が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、檜沢教職員住宅及び荒海教職員住宅の解体に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第11号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括ご説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行及び関係法令の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険料の所得区分第1段階の方への第1号保険料軽減措置を継続することに伴

い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 南会津町館岩農業施設管理センター条例の一部を改正する条例、議案第14号 南会津町穀類乾燥調製施設条例を廃止する条例及び議案第15号 南会津町水稻育苗施設条例を廃止する条例については、関連がありますので、一括ご説明申し上げます。

館岩地域及び伊南地域に設置している穀物乾燥施設及び水稻育苗施設については、それぞれ個別の設置条例により施設の運営を行い、農業振興を図っておりますが、穀物を取り扱う類似施設であることから、管理運営の効率化を図るため、3つの条例を一本化するものであります。

次に、議案第16号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、会津田島ふれあいステーションプラザのコンベンションホールを一般に開放し、活用を進めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町営住宅松下団地の一部解体、町営住宅寺前団地の一部解体及び建設に伴い、戸数に変更があったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 南会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例から議案第23号 南会津町簡易水道給水条例を廃止する条例までについては、関連がありますので、一括ご説明申し上げます。

本案は、去る2月28日に開催された議員懇談会でもご説明いたしましたが、平成29年4月1日から簡易水道事業を上水道事業と統合するため、関係条例の一部改正及び廃止をするものであります。

次に、議案第24号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

南会津町消防団機能別団員については、南会津町消防団機能別団員設置要綱第4条の規定により任期を2年としており、消防団員退職報奨金の支給対象となる5年以上の勤務に該当しないことから、消防団員退職報奨金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員の数から除くため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号 町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は、南郷地域の台板橋地区における県営中山間地域総合整備事業の圃場整備により、町道のつけかえに伴い、不要路線が生じ、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、当

該路線を廃止するものであります。

次に、議案第26号 町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、基幹農道事業糸沢3期地区の施工が完了し、福島県より本町へ財産譲渡された後、所管である農林課より建設課に所管がえされたため、既に町道として管理している古内平竜伏線の終点を変更し、町道として一体的に管理するため、町道路線の変更を行うものであります。

次に、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、公の施設である南会津町川島交流センターについて、指定管理者として南会津町川島区にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 監査委員の選任について、同じく議案第29号 監査委員の選任についてをあわせてご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日をもって任期が満了となる2名の監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第28号で同意を求めます木下光廣氏であります。主な経歴は別途配付しております附属資料に記載のとおりであり、平成21年6月1日、南会津町代表監査委員に就任されました。木下氏のその豊富な識見と代表監査委員としての実績は、監査委員として最適任であり、引き続きその任を担っていただくことといたしましたので、ご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第29号で同意を求めます渡部勝善氏であります。主な経歴は同様に別途配付しております附属資料に記載のとおりであり、平成21年6月1日、南会津町監査委員に就任されました。渡部氏のその豊富な識見と監査委員としての実績は、監査委員として最適任であり、引き続きその任を担っていただくことといたしましたので、あわせてご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第30号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、本年5月25日をもって南会津町教育委員会委員として任期満了となります河原田信弘氏を再任として教育委員に任命するものであります。河原田氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。河原田氏には平成21年5月から教育委員会委員を務めていただき、この間、温厚にして誠実な人柄で、新しい課題に応える教育の推進に日々真摯な研究を重ねてこられました。このようなことから、河原田氏のその豊富な識見と教育委員としての実績は、本町教育行政の活性化と発展に取り組むための教育委員として最適任

であり、引き続きその任を担っていただくことといたしましたので、ご同意賜りますようお願いいたします。

以上、条例関係等議案の説明を終わります。

次に、平成28年度補正予算について申し上げます。

まず、議案第31号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,151万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ149億4,358万4,000円とするものであります。その要因は、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、国・県補助金の決定等による歳入見込み額の補正と、各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理を行うとともに、たかつえスキー場第2レストハウス建設関連経費及び関東・東北豪雨災害関連事業の補正が主なものであります。

なお、庁舎建設事業、たかつえスキー場第2レストハウス建設事業、豪雨災害関連事業等については、第2表繰越明許費のとおり、次年度に繰り越すものであります。

また、地方債の変更は、第3表地方債補正のとおりであります。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税は、町民税、固定資産税等の今後の収納見込みから、5,361万6,000円の追加補正であります。

第2款地方譲与税は、これまでの交付実績で推計した結果、1,600万円の追加補正であります。

第6款地方消費税交付金については、これまでの交付実績を踏まえて、2,600万円を減額補正いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金及び私立保育料の減額により、195万6,000円の減額補正であります。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、納税証明等手数料等の収入見込みにより、208万8,000円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、地方創生拠点整備交付金などを追加補正するほか、事業の確定見込み等による補正でありまして、4,274万4,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、原子力災害対応雇用支援事業補助金、関東・東北豪雨災害に係る過年災害復旧事業補助金等を減額するほか、事業の確定見込みによる補正でありまして、5,090万9,000円の減額補正であります。

第16款財産収入は、立木売却収入等の補正でありまして、281万4,000円の追加補正であります。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金等の補正でありまして、416万5,000円の追加補正であります。

第18款繰入金は、439万9,000円の減額補正でありまして、事業費等の確定見込みによるものであります。

第20款諸収入は、雑入において5万2,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、各種事業費の確定見込みにより、過疎対策事業債及び合併特例事業債を補正するとともに、関東・東北豪雨災害に係る災害復旧事業債を補正するものでありまして、9,330万円を追加補正するものであります。

次に、歳出の概要を款別に申し上げます。

第2款総務費は、職員退職手当負担金、南郷総合センター耐震工事負担金等を追加する一方、イントラネット整備工事請負費を初めとする各種事務事業の確定見込みにより補正するものでありまして、1,507万3,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、在宅介護支援事業委託料等を追加する一方、臨時福祉給付金を初めとする各種事務事業の確定見込みにより、3,189万4,000円を減額補正するものであります。

第4款衛生費は、予防接種委託料、成人保健事業各種健康診査委託料等の確定見込みによる減額で、1,516万円の減額補正となりました。

第5款労働費は、原子力災害対応雇用支援事業委託料等の確定見込みによる減額で、693万6,000円の減額補正となりました。

第6款農林水産業費は、森林環境保全直接支援事業を初めとする農業費及び林業費の事業費の確定見込みにより、1,765万4,000円の減額補正となりました。

第7款商工費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業関連の事業費等の確定見込みにより減額する一方、たかつえスキー場第2レストハウス建設関連経費を追加したことから、1億5,341万円の追加補正であります。

第8款土木費については、社会資本整備総合交付金事業の組み替え及び減額のほか、事業費確定見込みによる減額でありまして、1,811万2,000円を減額補正するものであります。

第9款消防費は、事業費の確定見込みにより、61万5,000円を減額補正するものであります。

第10款教育費は、町立小学校の給食室空調設備整備工事請負費等を追加補正するほか、御蔵入交流館車庫倉庫建設工事請負費の請差分を減額するのを初め、各種事業費の確定見込みによ

り、507万円を減額補正するものであります。

第11款災害復旧費は、各種事業費の確定見込みによる補正でありまして、2,756万5,000円を減額補正するものであります。

第14款予備費は、8,603万8,000円の追加補正であります。

なお、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表繰越明許費のとおりでありまして、一般会計総額で15億7,028万5,000円を次年度に繰り越しするものであります。

また、事業費の変更により、第3表地方債補正のとおり、起債の限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第32号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,385万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,206万4,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費等負担金、保険財政共同安定化事業交付金、国民健康保険基盤安定繰入金等を確定見込みにより減額補正する一方、高額医療費共同事業県負担金、子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業県補助金、高額医療費共同事業交付金を追加補正するものであります。

歳出の主な内容は、確定見込みにより、退職被保険者等に係る療養給付費のほか、一般被保険者に係る現金給付費等を減額する一方、一般被保険者に係る現物給付費、高額療養費等を追加するものであります。

次に、議案第33号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ558万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,934万6,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料、国・県支出金及び支払基金交付金を今年度の収入見込み額で補正するほか、歳出補正予算に基づき、一般会計繰入金について補正するものであります。一方、歳出では、今年度の支出見込みにより、保険給付費、地域支援事業費等を補正するものであります。

なお、繰越明許費は第2表繰越明許費のとおりであります。

次に、議案第34号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,974万3,000円とするものであります。

歳入では、国道改良工事関連公共ます移設補償費収入の確定見込みによる減額補正であります。歳出は、事業費確定に伴う委託料、工事請負費等の補正であります。

次に、議案第35号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ332万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,854万4,000円とするものであります。

歳入は、簡易水道事業基金繰入金を追加する一方、国道改良工事、河川災害復旧工事及び県道改良工事に関する配水管移設補償費収入の確定見込みによる減額補正であります。また、歳出においては、事業費確定に伴う委託料、工事請負費等の補正が主な内容であります。

なお、繰越明許費は第2表繰越明許費のとおりであります。

次に、議案第36号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

資本的収入を611万9,000円減額し、収入の予定額を7,290万6,000円とし、資本的支出を618万6,000円減額し、支出の予定額を1億5,149万8,000円とするものであります。

その主な内容は、収入は配水管布設工事等に伴う事業債及び河川改修事業関連補償金を減額するものであり、支出は配水管布設工事費等及び河川改修事業関連経費を減額補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びこれを補填する過年度分損益勘定留保資金につきましては、第2条に示したとおり補正いたします。

続いて、平成29年度当初予算関係についてご説明申し上げます。

まず、議案第37号 平成29年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度の予算編成につきましては、国の地方財政計画及び県の予算編成指針並びに普通交付税の合併算定がえ終了に伴う激変緩和期間を見据えた予算づくりに留意しつつ、施政方針の中でも申し上げましたが、「東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れへの対応」及び「関東・東北豪雨災害からの着実な復興」の個別事項に、第2次南会津町総合振興計画に基づく3つの柱を加えた5項目を重点施策といたしました。

なお、町の主要な事務事業については、平成29年度町政施政方針及び当初予算概要で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入より各款ごとにご説明を申し上げます。

第1款町税は、15億7,399万4,000円の計上でありまして、たばこ税、入湯税等の減少が見られるものの、個人町民税が対前年度比4.9%、2,519万8,000円の増額が見込まれるなど、町税全体で対前年度比2.1%、3,245万円の増となりました。

第2款地方譲与税は、過去の交付実績等に基づき積算した結果、対前年度比17.9%、2,750万円増の1億8,150万円の計上となりました。

第3款利子割交付金から第5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の交付実績と県税収入の推計に基づき、第3款利子割交付金150万円、第4款配当割交付金340万円、第5款株式等譲渡所得割交付金234万円の当初予算計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額等に基づき、対前年度比7.1%減の2億9,000万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度交付実績見込みから310万円を計上しました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、前年度交付実績見込み等から、対前年度比3.2%、100万円減の3,000万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金は、前年度交付実績見込み等から、前年度同額の280万円の計上であります。

第10款地方交付税は、国の平成29年度地方財政計画の中で、対前年度比2.2%減、3,705億円の減額が示されたところであります。こうした地方財政計画の内容を十分見きわめるとともに、合併算定がえの特例期間が平成27年度で終了し、平成28年度から段階的に減少する激変緩和期間を考慮しながら積算した結果、対前年度比2.1%減の60億8,000万円の計上となりました。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から210万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、私立保育料、地方交付税清掃費再配分金等で、0.5%増の5,655万9,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料等のほか、諸証明手数料等で、2.4%減の9,423万7,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、過年災害復旧事業費負担金、地方創生推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、臨時福祉給付金給付事業補助金等の大きな減により18.9%の減となり、10億8,424万2,000円の計上であります。

第15款県支出金は、産地パワーアップ事業補助金など農林水産業費県補助金が増となったも

の、原子力災害対応雇用支援事業補助金、電源立地地域対策交付金、過年災害復旧事業補助金等の減により、全体としましては3.8%減の8億2,053万9,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地・建物等の貸付収入、基金利子収入、林産物売払収入等で3,378万3,000円の計上であります。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金が大きく伸びていることから、400万2,000円の計上であります。

第18款繰入金は、特定目的基金からの繰り入れ等でありまして、財政調整基金繰入金を初めとして、各種事務事業に充当するため、対前年度比56.0%、7億2,909万6,000円減の5億7,315万1,000円を繰り入れするものであります。

なお、大きく減少している要因は、庁舎建設基金繰入金がなくなったことによるものであります。

第19款繰越金は、5,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、会津高原リゾート株式会社貸付金償還金など、62.9%増の2億5,565万3,000円を計上するものであります。

なお、大きく増加している要因は、新庁舎建設に係る公益財団法人日本環境協会からの再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業助成金の増によるものであります。

第21款町債は、後年度負担を軽減する観点から極力抑制を図ったところであり、庁舎建設事業、過年災害復旧事業が大きく減少したことから、最終的には対前年度比16.4%減の14億3,810万円の計上となりました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてのご説明を申し上げます。

○五十嵐 司議長 町長に申し上げます。

提案理由の説明中ではありますが、午前中はここまでといたします。

ここで、総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 事前に配付してございます議案の附属資料の一部に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただいて、シールの貼付によって訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、訂正内容をご説明申し上げます。

まず初めに、当初予算概要をお配りしておりますが、当初予算概要の11ページをごらんいた

だきたいと思います。

11ページの主要事業の一覧表でございますが、その中の番号143番でございます。11ページの143番をごらんいただきたいと思います。

学習サポート事業の一番右側、事業目的・内容の欄でございますが、1行目、ちょっと細かくて申しわけありませんが、1行目の「中学校5校」となっておりますが、こちらは「中学校4校」と。4月1日で檜沢中学校と田島中が統合いたしますので、5校から4校になるということで、中学校4校にご訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、条例改正等の説明書、こちらもお配りしておりますが、こちらの説明書をごらんいただきたいと思います。

4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページ中ほどの議案第11号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、こちらの説明文の中で、2行目でございます。2行目の後段、「人員、整備及び運営に関する」と記載されてございますが、人員の後ろ、「整備」ではなくて「設備」の誤りでございました。「人員、整備」を「人員、設備」にご訂正をお願いしたいと思います。

以上2点について、訂正内容を申し上げましたので、よろしくをお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 それでは、附属資料の訂正を許可します。

昼食休憩中に訂正をしてください。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩とします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、午前中に引き続き提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、1億1,967万3,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、過疎地域自立促進特別事業基金積立金、庁舎建設関連経費、支所費関連財産管理費、地域おこし協力隊受入事業関連経費、集落応援交付金、南会津町振興公社運営費補助金、生活交通対策費などで、対前年度比39.9%減の21億7,711万円の計上であります。

第3款民生費は、対前年度比1.7%減の23億9,980万9,000円の計上で、社会福祉費では、社会福祉関係補助金を初め、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、福祉施設管理費、臨時福祉給付金給付事業費等でありまして、児童福祉費では、放課後児童対策費、子ども医療費給付費、児童手当、保育所費等の子育て支援事業費等が主なものであります。

第4款衛生費は、前年度並みの9億6,448万円の計上であります。

保健衛生費は、健診・予防接種事業費を初め、衛生組合負担金、老人保健事業費、放射能対策事業等の環境衛生業務費、水道事業会計繰出金が主なものであります。

清掃費は、衛生組合負担金、生活排水対策費等を計上いたしました。

第5款労働費は、原子力災害対応雇用支援事業委託が減少したことから、対前年度比19.9%減の3,651万円の計上であります。

第6款農林水産業費は、21.8%の増、8億7,403万円の計上であります。

農業費は、中山間地域等直接支払事業、産地パワーアップ事業のほか、新規就農・経営継承総合支援事業を初めとした各種農業等振興事業関係費、さらには、中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金、多面的機能支払事業及び農林業集落排水事業特別会計繰出金であります。

林業費は、鳥獣被害対策事業、森林環境交付金事業によるヤマザクラ1万本の里づくり事業、森のエネルギー創出事業、グリーンワーカー育成事業等の林業振興費、さらには、森林環境保全直接支援事業等の造林費、そして治山林道費、林業振興施設管理費を計上いたしました。

水産業費は、水産業振興のための漁業協同組合補助金であります。

第7款商工費は、窓明の湯建設事業、クロスカントリーハウス建設事業等により、対前年度比7.1%増の7億7,014万円の計上であり、商工会運営費補助等の商工振興費に加え、観光物産協会運営費補助、第3セクター支援事業、観光振興関係補助金、スキー場及び観光施設関係改修整備費、観光関連施設管理運営費の計上となりました。

第8款土木費は、対前年度比21.1%増の13億754万6,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、除雪機械購入費、町道維持管理経費、除雪経費、さらには、社会資本整備総合交付金事業等による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による区画道路築造等工事などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅寺前団地建設関連経費並びに町営住宅維持管理費等の計上であります。

第9款消防費は、対前年度比8.2%増の5億9,567万4,000円の計上で、消火栓設置等工事、小型動力ポンプつき積載車購入費などを計上するほか、広域消防署新庁舎建設事業等に係る広域市町村圏組合負担金を計上するものであります。

第10款教育費は、前年度並みの11億9,143万8,000円の計上となりました。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業負担金、田島高等学校後援会事業補助金、南会津高等学校生徒確保支援事業補助金、スクールバス運行経費、さらには、小学生農山漁村交流事業、中高生海外交流事業を計上いたしました。

小学校費及び中学校費は、特別支援教育支援員等の配置、学校管理費、教育振興費等でありまして、県の補助を受けて、中学校全校で学習サポート事業に継続して取り組んでまいります。

社会教育費は、田島祇園祭屋台歌舞伎運営費補助、御蔵入交流館吊物設備改修工事、前沢曲家集落保存対策事業、旧斎藤家屋根ふきかえ工事のほか、生涯学習推進事業費、伝統芸能保存伝承事業、御蔵入交流館や博物館等の施設の管理運営経費等、文化財保護費が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関連経費のほか、各種保健体育施設の修繕工事及び運動公園管理費、学校給食運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、関東・東北豪雨災害に係る過年災害復旧事業関連経費の計上が主なものでありまして、主要工事が完了したことから、対前年度比32.9%減の5億724万7,000円の計上であります。

第12款公債費は、起債の償還金及び一時借入金利子の計上でありまして、対前年度比1.4%減の15億9,049万円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、4,685万2,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表債務負担行為のとおりであります。

また、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第3表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第38号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、これまでの医療費実績に加え、被保険者数の推移、後期高齢者医療制度への移行状況等を加味した結果、予算規模は対前年度比2.6%減の22億5,200万円となりました。

それでは、歳入から各款別にご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、医療費支払い実績や平成29年度における医療費の見込みから、対前年度比2.5%減の3億4,557万9,000円の概算計上となりました。

なお、平成29年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により、6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は、5億457万5,000円の計上で、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金及び高額医療費共同事業等に対する国の負担金並びに財政調整交付金等であります。

第3款前期高齢者交付金は、前年度の実績を踏まえて、対前年度比5.1%減の4億8,898万1,000円の計上であります。

第4款県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査事業等負担金及び療養給付費等に係る財政調整交付金で、対前年度比22.6%増の1億4,657万9,000円であります。

第5款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で、後期高齢者医療制度への移行の影響により、対前年度比75.1%減の591万6,000円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は、対前年度比5.6%減の5億2,768万3,000円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第7款財産収入は、国民健康保険基金の利子収入として7,000円を計上いたしました。

第8款繰入金は、国保基盤安定化、人件費・事務費、財政安定化支援事業及び子ども医療費給付事業に対する一般会計からの繰入金等でありまして、対前年度比10.1%減の1億9,025万3,000円の計上となりました。

第9款繰越金は、4,000万円を見込みまして、第10款諸収入は、保険税延滞金、特定健康診査事業受診者負担金等で、242万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、4,904万7,000円でありまして、人件費、国保税賦課徴収費、診療報酬明細書の点検事務等の経常経費を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般・退職被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付でありまして、対前年度比1.6%減の12億6,570万1,000円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等は、支援金及び事務費拠出金として、対前年度比4.3%減の2億4,034万5,000円の計上であります。

第4款前期高齢者納付金等は、納付金及び事務費拠出金として、17万1,000円の計上です。

第5款介護納付金は、介護保険事業納付金として、対前年度比10.5%減の9,442万7,000円の計上となりました。

第6款共同事業拠出金は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金でありまして、対前年度比2.6%減の5億5,084万3,000円の計上であります。

第7款保健事業費は、特定健康診査等事業、保健事業の計上でありまして、前年度並みの2,652万4,000円となりました。

第8款基金積立金は、7,000円の計上で、国保基金の利子収入を基金に積み立てるものであります。

第9款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で262万円を計上いたしました。

第10款予備費は、2,231万5,000円の計上となりました。

次に、議案第39号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比1.9%増の2億1,830万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比3.2%増の1億1,707万7,000円の計上で、被保険者からの保険料であります。

第2款繰入金は、一般会計から人件費及び事務費を繰り入れするほか、保険基盤安定のために繰り入れするものでありまして、前年度並みの9,420万2,000円の計上であります。

第3款繰越金は、存目の1,000円の計上でありまして、第4款諸収入は、健康診査事業受託収入として、前年度同額の702万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は、前年度並みの1,142万円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で、対前年度比2.0%増の1億9,630万3,000円の計上であります。

第3款保健事業費は、保険者としての健康診査事業経費で903万6,000円の計上で、第4款諸支出金は、保険料過誤納還付金等として、前年度同額の50万2,000円の計上であります。

第5款予備費は、103万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第40号 平成29年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、年間の保険給付費の見込みにより、対前年度比9.5%増の21億2,620万円といたしました。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款保険料は、対前年度比0.6%増の3億4,751万2,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、対前年度比9.4%増の5億2,866万1,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づく介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は、5億5,616万7,000円の計上で、第5款県支出金は、3億2,253万円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として7,000円を計上し、第7款繰入金は、3億4,808万5,000円の計上でありまして、介護給付費に対する町負担分、地域支援事業費、低所得者保険料軽減措置分及び人件費、事務費分を一般会計から繰り入れするとともに、介護給付費準備基金から繰り入れするものであります。

第8款繰越金は、前年度同額の20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金等で2,303万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で、9,024万2,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画・高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比8.5%増の19億3,038万7,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス、地域包括支援センター運営等の事業費で、対前年度比46.9%増の1億169万7,000円の計上であります。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子収入積み立てとして、7,000円を計上いたしました。

第5款諸支出金は、保険料還付金等として、11万2,000円の計上であります。

第6款予備費は、375万5,000円の計上となりました。

次に、議案第41号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比4.0%減の1億5,260万円あります。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、下水道使用料等で、対前年度比4.3%増の5,227万1,000円を計上いたしました。

第2款国庫支出金は、農山漁村地域整備交付金で、800万円を計上いたしました。

第3款繰入金は、起債償還金等の一般会計からの繰入金で、9,231万8,000円を計上いたしました。

第4款繰越金は、1万円を計上しまして、第5款諸収入は、存目の1,000円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費や消費税等で、5,789万1,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の元利償還金で9,207万6,000円を計上し、第3款予備費は、263万3,000円の計上であります。

次に、議案第42号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、対前年度比1.0%増の3億8,900万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で、226万6,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で、9,758万1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道事業及び特定環境保全下水道事業並びに長寿命化計画に対する補助金として、6,020万円の計上でありまして、同じく第4款県支出金に115万円を計上いたしました。

第5款繰入金は、起債償還金等に係る一般会計繰入金で、1億7,392万1,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は、1万円を計上し、第7款諸収入は、国道改良工事関連公共ます移設補償費として、77万2,000円の計上であります。

第8款町債は、公共下水道整備事業に対する起債5,310万円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款土木費は、一般管理費、施設設備維持管理経費及び管渠布設工事等に係る事業費で、2億288万9,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として、1億7,392万1,000円であります。

第3款予備費は、1,219万円の計上となりました。

なお、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費のとおりであります。

また、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第3表地方債のとおりであります。

最後に、議案第43号 平成29年度南会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

さきの議員懇談会においてもご説明申し上げましたが、これまでの簡易水道事業特別会計予算が平成29年度から水道事業会計に統合されたことから、本予算につきましては、前年度に比して大きく伸びているところであります。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道使用料等の営業収益と長期前受金戻入、企業債償還金利子繰入金等の営業外収益でありまして、5億1,872万2,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は、5億6,281万4,000円の計上となりまして、人件費・事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、6億921万3,000円の計上で、金井沢水源地移設工事や、これまでの簡水施設整備事業に係る企業債、生活基盤施設耐震化等国庫交付金、一般会計からの企業債償還元金繰入金、田島第3水源地移設事業補償金等であります。

支出の第1款資本的支出は、第1水源地造成工事、金井沢水源地移設関連経費のほか、これまでの簡水施設に係る給配水管布設がえ工事、静川地区水道施設災害復旧工事及び企業債償還元金等で、8億41万9,000円を計上いたしました。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,120万6,000

円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては第5条のとおりであり、他会計からの補助金につきましては第7条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案43件、報告1件につきましてご説明を申し上げましたので、ご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。



◎請願委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第6、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件です。

平成29年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正でございます。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所でございますが、南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1、氏名は、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部英明氏でございます。

請願の趣旨でございますが、これまでも同様の趣旨で請願され、本議会においては議員各位から賛同いただき、本意見書提出についての採択を受けていますので、現在の最低賃金の福島県と全国の状況について説明させていただきまして、今回も全会一致での採択を願いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、福島県と全国の状況でございますが、最低賃金は毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、都道府県別の最低賃金を決定するとされています。

都道府県別の最低賃金を見ますと、東京、神奈川、大阪、愛知、千葉の5都府県がAランク

とされ、時間額で932円から842円となっています。福島県は、ランク最低のDランクで31位、時間額で726円ですので、実にAランクとは、206円から116円の差となっています。さらに、この10年間だけを見ても、全国平均と福島県の格差は、2005年には54円でしたがけれども、2016年、昨年は97円と差が拡大しています。

請願書でも述べていますが、2013年に政府が決定した経済財政運営と改革の基本方針並びに日本再興戦略において引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいても、「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1,000円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、働く者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与します。福島県は、先ほど申し上げたように時間額で726円ですから、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円にはほど遠い金額でございます。

以上を踏まえ、請願書記載の

1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。
2. 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正をはかること。
3. 最低賃金の引き上げを行う環境整備をはかるため、中小・地場企業に対する支援策などを強化すること。
4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上4点について、政府関係機関並びに福島労働局長に対する意見書の提出採択をお願いするものでございます。

なお、政府関係機関等への提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛てでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

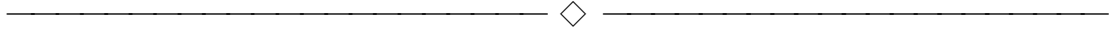
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。
会議規則第92条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月14日午後1時から開議し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

平成29年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成29年3月14日(火曜日)午後1時開議

日程第1 一般質問

1番 貝田美郎 議員

7番 大桃英樹 議員

2番 森 秀一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 貝田美郎 議員	2番 森 秀一 議員
3番 丸山陽子 議員	4番 渡部訓正 議員
5番 室井英雄 議員	6番 湯田良一 議員
7番 大桃英樹 議員	8番 湯田賢太郎 議員
9番 湯田 哲 議員	10番 楠 正次 議員
11番 山内 政 議員	12番 高野精一 議員
13番 星 光久 議員	14番 菅家幸弘 議員
15番 阿久津梅夫 議員	16番 星 登志一 議員
17番 室井嘉吉 議員	18番 五十嵐 司 議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町 長	渡部龍一 副町長
星 英雄 教育長	湯田文則 総務課長
渡部正義 総合政策課長	居倉雅彦 税務課長

梅 宮 昭 広	住 民 生 活 課 長	渡 部 浩 治	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	相 原 盛 隆	商 工 観 光 課 長
阿久津 弘 典	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
宍 戸 英 樹	会 計 室 長	五十嵐 小一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長
芳 賀 美 惠 子	学 校 教 育 課 長	星 不 二 夫	生 涯 学 習 課 長
長 沼 豊	館 岩 総 合 支 所 長	星 正 信	伊 南 総 合 支 所 長
馬 場 宗 一	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

馬 場 秀 成	事 務 局 長	齋 藤 二 郎	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭に願います。



◇ 貝 田 美 郎 議員

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君の登壇を許します。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 議席番号1番、貝田美郎。

通告に従いまして、3項目について一般質問をさせていただきます。

冒頭、余談ではございますが、本日、私、58回目の誕生日を迎えまして、この日に一般質問ができますことを喜びと、また、くじを引いてくださった事務局に感謝したいなと思っております。

それでは、本題に入らせていただきます。

質問事項の1つ目でございますが、美しい景観づくりについて、2つの質問です。

平成29年度町政施政方針に、森林資源は人と自然の共生にも重要な役割を果たしていることから、本町ならではの美しい景観づくりの一環として、新たにヤマザクラ1万本の里づくり事業に着手し、地域の魅力アップを目指してまいりますとしております。

この事業は、美しい景観づくりの一環、全体の一部としていることから、美しい景観づくり全体の将来の具体構想をお伺いいたします。

美しい景観づくりの2つ目でございますが、その将来の具体構想を踏まえるとともに、現存する木々等を管理、手入れ、維持等を行っていくために、樹木医の必需性が大きく考えられます。将来を見据え、樹木医の育成が不可欠と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

質問事項2つ目、新庁舎開庁後の業務についての質問です。

新庁舎の開庁が遅れたことは残念ではありますが、町の業者は日々、一生懸命に従事していますことを思いますと、気持ちよく開庁を迎えたいものです。気持ちよく迎えるのは、職員、私たちではなく、住民の方々ではないでしょうか。

そこで、業務開始に伴い、住民サービスの一つとして、総合案内係を半年、1年間と配置すべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

質問事項の最後ですが、田島地区町なか活性化についての質問です。

中心市街地活性化については、大きな難題で、なかなか具体化されていない現状かと思えます。そこで、人口減少の中、将来に向かって流動人口をふやす考えのもと、まちの駅の中心市街地への移転を望みますが、どう思われるのかお伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、貝田美郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、美しい景観づくりについての1点目ではありますが、美しい景観づくりの将来的な具体的構想はとのおただしであります。ご承知のように、本町は雄大で恵まれた自然環境を有しているという環境にあります。

第二次南会津町総合振興計画の中でも、まちの将来像を「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれ、安心と信頼のまち」ということを基本に、その目標の柱も「恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造」と、このようになっています。

また、南会津町町民憲章の中でも、第1番目に「自然を愛し、美しい町をつくりましょう」

とうたわれておりました、私たちの進むべき道しるべになっているのかなと、目標になっていると、そのように考えているところであります。

私たちの地域、本当に自然が豊かで、そして恵まれているとか、そういうような抽象的な表現もしますけれども、じゃ具体的に、豊かで恵まれているというのはどういうことなんだということを振り返って考えたときに、皆さんが南会津町に来て楽しんでいただける環境、空間、それを今のままでいいのかなと常々思っていましたし、そういう思いの中で、まず一番最初に、自然を感じるといいますか、そういうところを、厳しい冬を過ぎた春の桜の花というものもありましたし、現実には自生している原種もごぞいます。そうしたことも含めた中で、それを活用した自然体系、自然の生態系を崩さないような、このまちの地域づくりが必要じゃないかなと、そう感じたところであります。

そうしたところから、町の将来像を目指した町民憲章の具体化を図るために、今、議員おただしのような、美しい景観づくりを目的にした本町の自然環境を生かした「ヤマザクラ1万本の里づくり」ということを今度、キャッチフレーズといいますか、そういうようなことを取り上げて、今、その事業を少しずつ進めてきているところでございます。

これは、町民の皆様のご理解も当然大事ですし、町の施策としても、これからいろいろ財源的なものもしっかり踏まえた中で、皆さん方と協力してやっていくということが一番大事になってくると思います。

これは、樹木を育てるということは非常に、短期間ではできませんし、長い年月がかかると。そういうことも当然考えられるわけですが、未来への贈り物という考え方で、このかけがえのない財産を次の世代に受け継いでいくんだ、つくっていくんだということが、今、我々に課せられた大きな責務であると思います。

リバティ会津、今度4月21日に、私どものほうまで新型特急が参りますけれども、この南会津町に来ていただいて、南会津地方に来ていただいて、本当に自然がいいね、そして皆様方にも、本当におもてなしがいいねと、そういう全て南会津のいい相乗効果が出るような、そういうことを、これから皆さん方と一緒に作り上げていくということで思います。

そういうことで、今の自然のままで決していいという思いじゃなくて、今まであるものをよりよくしたい、よりよい環境にしたいということで、この計画を町としては、私としては、していきたいと考えているところであります。そういうことで、精いっぱい力を注いでいきたいと思っております。

今、それで、どういう状況かといいますと、議員もご存じのように、特に数間沢であります

が、あそこはかなりヤマザクラが群生しておりますし、その周囲を間伐したり、樹木が大きくなるように、今、森林組合が、町有林でありますけれども、手入れをしているところでございます。

そして、数間沢の道路沿線には、舘岩幼稚園の園児と2年間ですか、植林も、桜の苗も植えましたし、それからもう一つ、これはヤマザクラ1万本の里づくりと言っておりますけれども、やっぱり年間を通した春、夏、秋、冬の中での環境づくりだと私は考えておりますので、桜に限らず、もみじであったり、春にはトチの花も咲きますし、そのような癒やしの森づくりといえますか、そういうことも考えて、町全体をどうするんだというようなことを、まちづくりをしていければなど、そのように考えていることでもありますので、時間も必要でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、2点目であります。将来的に管理、手入れ等に伴い、樹木医が必要と思われるが、そのお考えはとのおただしであります。ご承知のように、現在においても、県や町などが主催する植樹祭や植樹イベントが行われておりますが、植樹後の管理などについては、県等の指導を受けながら、森林組合が中心となって、その適切な管理を行っているところでございます。

このようなことから、一般的な桜などの樹木の管理、手入れ等につきましては、当面、樹木医さんにこれまでもお世話になった例はありますけれども、今のままで、ある程度対応できるのかなど、そのような考えもございまして。必要に応じた中で十分対応が、それが必要であると思われるようになれば、そのようなことも当然考えていかなければならないと思っておりますが、現在ではそのような対応の中で、町としては考えていきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2点目の新庁舎での業務開始に伴い総合案内係を配置すべきと考えるが、町の考えはとのおただしであります。

私も常々これ、正直思っていました。今現在もそうですけれども、いろんな方が今の本庁舎にも来られます。1階の窓口の職員には、もし玄関を歩いてこられたら、挨拶することはもちろんなんですけれども、ちょっと戸惑っておられる人には声をかけて、きょうはどういうご用件でいらしたのですかと。そして、その用件によっては案内してほしいよと、そのようなことを言っていますし、当然、今度は新しい庁舎になって、レイアウトも変わります。

そのような中で、新庁舎では1階に環境水道課、2階に商工観光課が移動するというようなことも、今、そのような構想の中で動いておりますが、今までの庁舎と課が異なるということがありますし、そして、残念ながら業務開始、この間も説明申し上げましたけれども、6月ま

で工事がかかりそうだということで、それ以降の業務開始になるということでありまして、そうした中で、これからまたいろいろ準備しなければならないことがございますけれども、業務開始後の数カ月間といいますか、いろいろ、今ここの庁舎を知り尽くした人でも迷われると思います。ですから、そのような対応を何らかの形でやっていかなければならないと、そのように、混乱が予想されますので、考えております。

町といたしましても、来庁される町民の皆様方に対するわかりやすい案内表示、また新庁舎において、それを備えていきたいと思っておりますし、広報紙等、それから新庁舎のフロア案内などを掲載して、町民の皆様への周知を図っていきたいなど、そのように思います。

町民の皆様にもスムーズな行政サービスを提供するために、新庁舎の業務開始後の一定期間の間、庁舎1階に総合案内所を開設し、業務案内や各課へのスムーズな誘導を図っていききたいと、そのように考えております。まだ具体的なことは、正直、どうしようという問題は考えておりませんが、そのような対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、田島地区町なか活性化に関しまして、まちの駅を中心市街地へ移転する考えはあるかとおただしであります。まちの駅ふるさと物産館は、田島町中心市街地活性化基本計画に基づき、町の玄関づくり拠点施設整備事業として、平成23年度に整備した施設ということになります。

平成27年度の利用実績については、町内外の方が年間8万8,000人ほど利用されているというようにありますし、売り上げも1億4,000万円を超えてきております。連日にぎわいを見せている観光拠点施設となっているところでございます。

田島地区中心市街地の活性化につきましては、4月21日の新型特急リパティ会津の乗り入れや国道289号バイパスの全線開通、さらには会津縦貫南道路の整備を見据える中で、観光客の受け入れ体制の整備や商店街の活性化など、さまざまな観点から、喫緊の課題ということで理解しておりますし、そのような課題になっております。

このような中で、昨年の9月から町商工会が中心となりまして、田島地区中心市街地活性化ビジョン策定委員会が設置されました。これまで5回にわたりまして協議を行い、新たな計画の指標となる骨子を作成したところであります。平成29年度におきましては、この骨子に基づき、実施計画の策定が予定されておまして、この実施計画に基づき、ソフト面やハード面における事業展開について検討を進めてまいります。

また、本年度は、中心市街地における商店主を対象とした今後の経営展望等のアンケート調

査や町なか便利マップの作成、町なか案内人の養成講座等を実施するなど、中心市街地の活性化に向けて、緩やかではありますが、動き始めたというところであります。

このまちづくりは、行政ばかりでは完結できません。やはり地域の皆さん方の考え方、そして協力がなければ、これは力強くできないと考えておりますので、地域の皆さん方と十分話し合った中で、自分たちの地域をどのようなまちにしたいのかということも含めて、町としての考え方も提示しながら、皆さん方と一緒に中心市街地のまちづくりをやっていきたいと、そのように考えているところであります。

議員おただしのとおり、中心市街地に観光客等が気軽に立ち寄れる施設があれば、町なかに人を呼び込む手段になるものと、そのように考えますが、まちづくりの推進母体である田島地区中心市街地活性化ビジョン策定委員会において、新たなまちづくりの視点から、拠点整備も含めて議論を深めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 答弁ありがとうございました。

美しい景観づくりということで、私、第1項目に挙げさせていただいたんですが、私自身も彩りのまちづくりという委員会を行っておりまして、これは本当に町の中、横町から中荒井地区までの中で、どういった彩りのまちづくりができるんだろうということで行っておりまして、これもやはり将来に向けて、現在ではなくて30年後、40年後に向けてのまちづくりを考えてございまして、私、なぜ、ヤマザクラで町政施政方針を述べたかということ、その方針の中に景観づくりの一環という、一環という言葉にひっかかりまして、調べてみますと、やはり全体の一部だという、そうすることは、全体とはどういうことなんだろうと。

ヤマザクラ1万本が全体ではなくて、本当にまちづくりの中で、ましてこの美しい景観という、美しいのはやはり、そちらのほうも紛らわしくしているようでございますので、私は何としても名前は変えてほしいんですが。

それは別段といたしましても、町長は別な機会の中で、南会津町を福島のように、南会津を福島の花見山にしたいんだという思いで話したことがありまして、それが私、どうしても頭から抜けなくて、今回、このヤマザクラ1万本で終わってはほしくないという気持ちの中で質問させていただいた次第でございますが、町長自身の構想というか、その花見山の思いをもう一

度聞かせては願えないでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 話をさせていただきます。

具体的なイメージがないと、なかなか皆さんも理解してもらいにくいのかなと思いましたが、わかりやすく言えば、南会津町全体が花見山のような地域になればいいなということで、具体例を挙げさせていただきました。

しかし、福島と環境が違いますし、南会津は南会津のよさもありますから、私としては、山もあり、田んぼもあり、川もあり、そして町なかもあるこの南会津町、総体的に、本当に人があそこに住んでみたいね、あそこに行ってみたいねというような、そういうイメージを持ってもらえるような、気持ちになってもらえるようなまちになったら、景観も含めて、いいなと思っています。

ですから、どここのところだけを特化して、そこだけをきれいにしようという意味じゃなくて、南会津町全体がそのような、桃源郷といいますか、そういうふうな地域になればいいと正直思っています。現実にも各地域でも、自分たちのいろいろの環境整備をやられている地区もありますし、そうしたことも含めて、町も一緒になって、そういうことができればいいのかなと思っています。

この後の質問の方もいらっしゃるんですが、私としては、まず東部地区をイメージしているのは、中山峠から永田地区のあの街道とか、あそこの森林の活用とか、いろいろな資源もあります。わらび山で頑張っている地域もありますし、そして、そうした中で、いろんな資源も、実はいろいろ聞こえてくるものもあるものですから、そういうものを一つ一つ、今の地域の特性を生かしながら、地域づくり、環境づくり、自然づくりをしていったら、私たちの南会津の町に一番ふさわしい、美しい景観づくりというのができるのかなと思っています。

ですから、何も全部同じような環境にしようじゃなくて、それぞれの今あるものの中での地域の特性を生かした景観づくりをやっていければいいと思っています。桜の木ばかりじゃなくて、もみじであったり、藤生地区はツツジもありますし、それこそわらび山という、ワラビばかりじゃなくて、本当に景観としても私はすばらしいと思いますし、そういうことも含めて、いろいろやればいいのかと思います。

また、川もございますから、今大変、川の中も、災害もあつたりして荒れていますものから、その辺も含めて、町としての防災も含めた中での安全対策と、それから景観づくりをやっていければと。これは、地域の人たちにもしっかりその辺も、町の考えも説明して、地域の

人たちと意見交換しながらやっていければと思います。

ですから、3番目の質問にありますように、町なかの活性化も、そういう意味では、やはり景観づくりの一環として、みんなと一緒に頑張っ、そして、田島の市街地らしい景観になって、そして活性化するような方向性を町としてはつくっていきたい、そのように考えているところでもあります。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ありがとうございます。

行政側は、いつときで予算を出せば、桜も1メートルが3メートルになり、5メートルになるものも植えられる可能性はあるでしょうけれども、あくまで将来に向けたという意味で、それをこつこつと、今の段階で私たちが、次世代にこのまちの美しさを保てるよう、また見られるよう、努力しなきゃいけないのかなと思っているわけでございまして。

そこで、2つ目にいくわけでございますが、私も正直、植木に関しては全く興味がございませんでした。まして、若いうちに植木にちょっと凝ったことがあるんですが、若いうちに植木に凝ると年とっちゃうぞという話がありまして、途中で挫折した面もございまして、いたんですが、その委員会の中で、私は桜のほうだったんですが、桜の管理でどこがいいんだろうというので、弘前公園に行ってみりました。

弘前公園の中で、管理されている方が樹木医3人いらっしゃいまして、その方が、室内と室外とということをやったんですが、その際、私は桜は、桜切るばかということがございまして、桜は切っちゃいけないんだなという思いでいたのが、樹齢の古いやつを残すために古い枝を切って新しい芽を伸ばすんだという話をされたときに、無知な状態の中で行ったものですから、さらに頭がパニック食いまして、そうしましたら、そういった話で、その木を残すためにそうするんだという話をされて、ああ、なるほど。それで、樹木医というのはすごいんだなという話を聞いてきたわけでございます。

その中で、実際、今、私たちが携わっている年代というか、上の方の年代は、やはりそういった植木が好きだったり、山仕事をしていた方がいらっしゃりとかという中で、知識をいただきながら進んでいるわけでございますが、ただ、将来に向けますと、私自身もそんなスペシャリストではありませんが、詳しい老人にはならないだろうという思いでおりました、そういった中で、樹木医というものが、今後必要ではないかという思いに駆られました。

先月ですが、県の緑化センターのほうに行ってみまして、センター長も樹木医の方だったんですが、ちなみに、今のそういった話をしまして、南会津地方には樹木医という方はいら

っしゃるんですかと聞いたんですね。そうしましたら、あくまで会員登録ですが、南会津郡内にはいないそうです。

県内でも、樹木医というのは二百数十名くらいしかなくて、なかなか大変なことはわかったんですが、それで、さらに調べてみますと、一番は大変なのは、いろいろ受けるための資格があるわけですが、それとは別に、かなりお金もかかると。ざっと20万円くらいかかっちゃうんですね、研修から試験まで受けるに当たってですね。そうしました中で、やはり、私も若ければ挑戦したんですが、今になると、頭も回らないので挑戦できないんですが、ただ、本当に将来に向けたときに、やはり南会津の中で、1人だけでも育てていただきたいなという思いで、ここに書かせていただいたんです。

先ほどは、今のところ考えはないという話をされましたが、今のところではなくて、将来に里づくりをするのであれば、どうにかできないかという思いでありましたので、もう一度お願いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、町も、大きな銘木といいますか、そのような調査もしていますし、そうした中で実際に、古町の大イチョウがありますけれども、あれも樹木医さんにお世話になったかなと思うんです。今、なかなか葉っぱが黄色くならなくて、紅葉にならなくて、我々ちっちゃいころは、大体10月の後半になると黄色くなって、11月になると葉が落ちるといようなことを繰り返していたんですが、樹木医さんにお世話になってから、元気が出ちゃって、11月になっても葉っぱが緑だったり、そんな状況で、昨年なんかは、本当に雪が降る直前まで余り黄色にならなくて、黄色になって雪が降ったら一度に落ちたといような、そういうような、ちょっと私たちのちっちゃいころとイメージが違ったようなところがあるんですが、それだけ元気になったということですね、樹木医さんの。

残念だけれども、一方で、小塩の、うえんでの桜は枯れそうだということもございますし、そういう意味では、そういうものに対しての樹木医の役割というものは、非常に大きなものがあるかと思えます。

そういう意味での、いろいろな考え方の中では、樹木医さんのお世話になることがあろうかと思えますが、そうしたことも含めて、じゃ、なったからってすぐ、いきなり役立つわけではないとも思っていますが、それぞれいろんな経験を積まれたり、勉強されたりして、経験を積まれることが大事だと思うんですが、そうしたことも含めて、もしそれが必要であるならば、

当面は、そういうことで対応していければなど、そういう思いであります。

ですから、樹木医を育てるにしても、やっぱりなりたいという意思も、本人の意思も大事だと思いますので、その辺も含めて、ちょっと町としては、皆さん方にもその辺の周知を図れたらなどは思います。なってくださいというやり方は、ちょっとできないと思うので、そんなことを私としては、将来を含めた中では、先ほどの答弁のように、将来には必要になるかもしれませんが、当面ではそこまでは考えておりませんというような話でした。

ですから、そんなことも含めて、必要に応じて樹木医さんに相談したり、そういうことだけはきちんと、ルートだけは築いていきたいと考えておりますし、そういう意欲のある人は、町としても頑張ってもらいたいと思います。そう考えております。

いずれにしても、町も自然の全体の部分、それから、この木は絶対に枯らしちゃならないと、そういう思いの中でもありますから、それに対しての対応だけはしっかりとれるような体制づくりはしていきたいと考えておりますので、ぜひ、そのような考えをご理解いただければと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 やはり、そういった思いであれば、そうした関連的、ヤマザクラ1万本の委員会もありますでしょうし、また別な委員会等々もありますでしょうし、また好きな方もいらっしゃると思いますが、そんなとき、町のほうも樹木医の方を呼んでいただいて、ちょっとした講習会なりとも開いていただければ、私たちにとっても幸いかなとも思っております。

また、ことは、私たちのほうでは、県の緑化センターに出向いてまいりまして、いろんな話を聞いていきたいなということで、先日センター長と打ち合わせしてきたんですが、そういったこともありまして、ぜひ、将来を見据えた上で、そういったものを考えていただいて、樹木医というものをもっと若者に、取ってみたいという思い、実際のところ、取りたいという者はいるんですが、それがもっとふえるようなものにしていただいて、そうたやすく取れるものではないんですが、していきたいなと思っております。

なので、もう一度その辺のところを、今申しましたが、講習会等々の考え等はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今ほど、議員おただしのように、このヤマザクラ1万本の里づくりにつきましては、昨年度、実行委員会を立ち上げまして、その中で具体的に進めているわけでございますけれども、実行

委員会も、こういう試みは初めてなものですから、今、議員おただしのように、例えば樹木医を呼んで、そういう病気とか、そういう講習会はできると思いますので、その辺はなお、実行委員会の中で検討させていただきたいと思います。

当然そうすれば、いろんな技術的な面とか、そういう面で大分向上するかと思いますので、ぜひ今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 課長、ありがとうございました。

1万本の委員会ばかりではないということをお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、引き継ぎのほうもよろしくお願ひしたいなと思っております。いや、どうなるかわからない。

それでは、2つ目の開庁後の業務についてということで、町長答弁の中で、それは考えていたということで安堵した経緯がございます。

私も、ずっとではなくてということで、半年か1年かという意味で書かせていただいたわけでございます。やはり見ますと、やはり大きいなというイメージが、今のところ、まだできてみないとわからないんですが、あるもので。

私たちは、何回か中に入ったりして、構図的には頭に入っているんですが、やはり本当に使う住民の方が行ったときに、気持ちよく入れて、気持ちよく案内されればいいのか。本当、それが新庁舎、おくれても、住民の方は納得されているのかなという思いがございます。

私もたまたま、これは大きさが違うんですが、長岡市のほうの市役所に行ったときに、あそこには、五、六人体制くらいだと思うんですが、その時間帯で、案内係がついていまして、やっぱりわかるんですね、案内係は。行くと、何かうろうろしていると、何で来られましたというようなことで、それも大変、笑顔で優しく接待していただけるものですから、こういうことで来ましたと言うと、案内されて行ったという経緯がありまして、それから私、こういう思いが続いていたわけでございます。

でございますので、ぜひ気持ちよく迎えられるように、その辺はご指導いただければなという思いでございます。どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に役場の窓口は、町の顔だと思っています。ですから、入ってこられた方が本当にいい

感じで、まず雰囲気を感じてもらえるということが非常に大事だと私は思いますので、そういう気持ちを感じてもらえるような、建物ももちろんそうですけれども、人が一番、そういうふうに対応していかなければならないと思っています。

ですから、新しい庁舎になって、なおさら職員のそういうことは徹底していきたいと思いますし、どのように配置するかということですが、確かに大きな市役所とか、そういうところに行けば、総合案内窓口とかがあって、女性の方がいらして、いろいろ案内されるわけですが、大きな会社もそうですけれども、私どもの町といいますか、確かに大きいですが、そこまでうまく人事配置ができるかという、正直、わかっている人じゃないとだめなので、そういうことも含めた中で、誰でもいいというわけにはいかない、その辺も含めた中で、これから具体的に、どのようにするかということを考えていきたいと思いますが、その設置だけはやっていきたくて考えております。

ですから、あわせて、職員の研修というか、教育というか、その辺もしっかりやって、そして、より皆さん方に親しんでいただける信頼の置けるまちづくり、職員としての役場の組織づくりをしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私、例を出した長岡市が悪かったんですが、大変大きい市役所でございますので、大変あれですが、本当に少人数であっても、ぜひ住民のサービスのために、よろしくをお願いしたいなと思っております。

最後の田島地区町なか活性化についてでございますが、正直申しまして、この質問は大変難題だなと、質問自体が難題かなと私自身思っておりますが、なぜかと申しますと、やはり人口減少というのは、これからふやすというのは、なかなか難しいなという思いで私もいます。

そうした中で、町の中が枯れ果てていく、シャッター通り等になるという中で、じゃ、人口は減るんだけど、流動人口をどうして持ってきたらいいんだろうという考えのもと、確かに先ほど、現在のまちの駅のお客さん等の数とか、売り上げ等の数字とかと言いましたけれども、その分が町の中で動くとなると、そのほかに、例えば店があいていれば、そこにちょっと寄ってみようかなという思いにも駆られますし、まして今後、特急リバティも来るのであれば、リバティのお客さんもちょっと寄って、ああ、野菜安いなど、買っていかもしれないという希望もございまして、難題の町なか移転をという話をさせていただいた経緯でございます。

そうした思いの中で、もう一度、町長自身の思いをお聞かせ願えればと思っております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

お客さんの層というか、そういうことを踏まえて、そして、まちづくりということも踏まえた中で、じゃどういう人たちをターゲットにしてやるのかということと、それから、まちづくり、特に市街地ですけれども、そこというのは生活と、それから、もちろん今度、特急で来られる皆さん方を迎える、そういう観光的な要素と両方あるかと思うんですね。向こうはバイパスですし、もちろんいろんな人が、生産された人が販売目的にそこに商品を並べられたり、あるいは車で買い物に、それを目的に来られる人、あるいは通りすがりに利用されるということだと思います。

ですから、そういういろいろな用途の中での地域づくりというものは、やっぱり、それをつかんでやらないと、逆に、つくったけれども利用が少ないという話になる可能性も私はあると思うんです。ですから、そういう意味では、あそこのバイパスに建物、まちの駅をつくったということは、先ほど申し上げました、利用者の人数であったり、あるいは売り上げであったりということは、ある意味適切というか、そのような状況になっているのかなと思いますし、それをじゃ町なかに、市街地に移して、それだけのことができるかといえば、それは、向こうもだめになる、こっちもだめになる要素がかなり大きいのかなと、私、個人的には思うんです。

ですから、市街地は市街地のまちづくりというものがあって、そして、それは市街地の皆さんと、どういうまちづくりにしていくのかということ、先ほど申し上げましたように、十分話し合いをしながら、皆さんとつくり上げていくものじゃないかなと思います。

これは一つ、いろいろな社会の状況とか、そういうものの中で、住宅が移ったり、店が移ったり、今、ずっと歴史を見ると、そういうこともありますから、今はその位置、その時点だと思うんですね。やがてまた、どういうふうになるかということは、いろいろあろうかもしれませんが、仮に向こう、今、バイパスが完全に通ったとき、この市街地がどうなるかということ、これを想定した中でのまちづくりというものを、逆に私は今、中心市街地の中でやっていくというのが一番、私はふさわしいんじゃないかなと、そのような考え方を持っていますので、ですから、あれはあれで当然活用してもらって、そして頑張ってもらって、そして町なかは、やはりこれからのまちづくりをどうするかということ、もう1回原点に戻ってといいますか、そのようなことをしっかり踏まえた中で、バイパスが向こうに行くんだと。そしてここが、今度、バイパスじゃなくて県道になるわけですけれども、そういうようなまちづくりをどうしたらいいのかということ、皆さん方とやっていくのが、一番ふさわしいんじゃないかなと、私はそのように考えておりますので、そういうまちづくりをしていければと思っています。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ごもっともお話でございますが、私、なぜ、こういうふうに出しているかという、どうしても、流動人口をどうするんだというものを頭に置いて、活性化をするという、頭の中です、つくっていかないと、ただ単に、空き家があるから、そこに何かが入れば活性化になるんだらうという考えではなくて、そこに何かをつくったときに、どういった人の流れができるんだらうという基本的なものを持って、まちづくりを進めていただきたいという思いで、こういった質問をさせていただいたわけでございます。

次年度についても、中心市街地活性化の部分についても事業等々、また商工会等との関係でも、これからプランをつくってという話を商工観光課のほうでされておりましたけれども、そういう中でやはり、ただ単に現時点の考えでつくるのではなくて、本当に将来的に、これが県道に格下げになったときに、じゃこの町の中で、この道路を使ってどうしたらいいんだらうとかの部分までの考えを持っていただきたいという思いで、私はこの質問をさせていただいたわけでございます。

ただ、一つはこれ、私の一つの夢でもあるんですが、なぜかという、今市市が昔はアーケード街だったんですね。そこもシャッター通りだったわけです。今、現時点で今市市に行かれた方はわかるんですが、アーケードがなくなりまして、中心地に道の駅を持ってきて、船村徹会館をつくって、そこに商工観光課の事務所をつくってというところなんですが、まるっきり人の流れが違うんですね。今まで本当に暗かった今市市の道路、町の中だったんですが、本当に人通りが、次から次へと車も入ってきているのを見させていただいたときに、私も一瞬考えて、こういった思いになった経緯がございました。

これは、今の時点では難題でございますが、ただ、そういった中で、将来を見据えての、今町長も言われたとおり、その場、その場の結果もございませうし、雰囲気もございませうが、流動人口的なものを考えて、将来的にという思いで話されましたので、もう一度お聞かせ願いたいなど。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 私のほうからお答え申し上げます。

私の考えも若干、町の観光に関する思いも込めまして答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、これまでの観光というのは、団体・宴会・お土産、この3点セットが充実していればにぎわいがあったというのが、20年前の町だったと思います。これからのまちづくりにおいて

は、体験・滞在・交流、この3点が本物志向でなければお客さんは来ないぞというのが、いい事例でもあります。

これからの観光ということに、キーワードを3点ほど私なりに考えますと、「今だけ、ここだけ、あなただけ」と、この3つの「だけ」を大切にすれば、お客様は来るのでないかなという、あくまでも観光客目線での観光動線をつくっていきたいと。あと、今申し上げましたように、地域にある固有価値をまず高めることが、交流人口につながるんだぞという考えに立っております。

そうしますと、その場所でしか見られない、体験ができない、味わえないという地域の固有価値をまず高めよう。それが中心市街地の役割ではないかなということで考えておりまして、先ほど町長からお話がありましたように、バイパスができれば、向こうが車が通る主流な道路になります。ですので、市街地らしい独特の雰囲気を持ったお客さんの受け入れ、おもてなしができるような体制をすれば、まだ現在、121号線には124の店舗があるわけですよ。昔と比べれば半分になりましたが、124の店舗があるわけですから、そちらの方と本当に心を割って話し合えば、今まで以上に交流人口はふえるという確信を持っていますので、先ほど申し上げましたような3つのキーワードを大切にしながら、これからも商工会初め観光協会との連携を強化しながら、流動人口の確保に努めていきたいなという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 課長、ごもっともなお話でございまして、いつもそういった話をするんですが、ぜひ商工会等、観光物産は常にくっついておりますが、密にさせていただいて、本当に将来的に、このまちづくりのために、ぜひすばらしいビジョンをつくっていただきたいという思いで、私の質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で1番、貝田美郎君の一般質問を終わります。

◇ 大 桃 英 樹 議 員

○五十嵐 司議長 次に、7番、大桃英樹君の登壇を許します。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

私からは、大きく2つの点について質問いたします。

1つ目は、障害者の働く場所の拡大について。

2つ目は、シルバー人材センターとの協働について。

まず1つ目、障害者が住みなれた地域で自立した生活を送ることは、私たち地域社会の願いです。障害者の自立した生活のためには、安定した経済力が必要であることは言うまでもなく、障害者の方にとって大きな課題となっております。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう法定雇用率を定め、義務づけております。

障害者の暮らしや雇用状況について明らかにすることが、施政方針にもあるように、地域社会の理解が深まり、障害者の社会参加につながる、このようなことにつながると考えることから、以下について質問いたします。

1、町内企業の障害者雇用の現状は。

2、上記を促進させるための町の取り組み状況は。

3、町の障害者雇用の状況、身体障害と知的障害の別について伺います。それと、雇用の今後の計画について伺います。

4番目、地域社会の障害者に対する理解が深まるための啓発活動の計画は。

大きな2番目です。シルバー人材センターとの協働について。

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。南会津町シルバー人材センターには、現在108名の方が登録しております。草刈り、除草、剪定、清掃、施設管理、軽作業、家事援助サービスなどの業務を行い、定年退職者や高齢者が生きがいを持って働ける場所を提供しております。

また、まちなかサロンでは、認知症予防事業なども行い、放課後には子供たちが集まるなど、町民に親しまれる事業も行っております。さらに、昨年には町と、空き家等の適正管理の推進に関する協定を締結しました。

このように同センターは、公共を担う貴重な組織であり、今後増加が予想される高齢者の生きがいをつくる場、活躍する場となることが期待され、活用を促進していくことが町にとっても有益であると考えます。

1、南会津町シルバー人材センターの課題の一つは、会員の確保となっております。町の広報紙等で活動を紹介し、PRする考えはあるか伺います。

2、舘岩・伊南地域の会員が少なく、担い手不足の現状です。町からの委託事業を両地域に

つくることで、会員増、組織力向上につながると考えますが、町の考えについて伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、大桃英樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、障害者の働く場所の拡大についてに関する1点目ではありますが、町内企業の障害者雇用の現状はとのおただしであります。障害者の雇用の促進等に関する法律では、雇用する労働者の数が常時50人以上の事業主については、厚生労働大臣への報告の規定があります。

ハローワークに問い合わせましたところ、これに該当する事業所は、平成28年6月時点で町内に5事業所ありまして、合わせて7名の障害者の方が雇用されているとのことでありました。

また、町内に営業所等を有する大規模事業所においては、事業所全体での障害者の雇用率の定めとなるため、営業所ごとの雇用者数の把握はできておりません。さらに、町内のどの企業で何人を雇用しているといった障害者の雇用状況についても、ハローワークより情報提供はいただけませんでした。田島地域のあたご製作所では、2名の障害者の方が従業員として働いているということ把握しております。

次に、2点目ではありますが、障害者雇用を促進させるための町の取り組み状況はとのおただしではありますが、町としては具体的な取り組みは行っておりませんが、ハローワーク南会津では、就職相談会や面接会などを通じた障害者雇用の取り組みを行っている、そのような状況でございます。

こうした取り組みによりまして、年間を通して30人前後の求職者のうち、15人程度が就職しておりますが、求職者の傾向としては、身体に障害のある方が減る一方で、精神に障害を抱えた方の人数がふえている、そのような傾向にございます。

今後は、障害者の高齢化や重度化との兼ね合いもありますが、事業所側が障害者を受け入れる場合、労働条件の改善や施設改修費の捻出などの問題が就労の足かせになっている、そのように思われますので、企業訪問での意見交換を通して、そして、受け入れ側の問題点や雇用計画などの把握に努めまして、就業機会が拡大するように働きかけを行っていきたいと考えております。

新庁舎の中に、障害者の働く場と申しますか、町が直接働く場をつくるわけではありませんけれども、お茶とかコーヒーとか、そういうサロンのような場所で働いてもらえるような場所を提供していければとも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、町の障害者雇用の状況と今後の計画はとのおただしではありますが、町の障害者の雇用につきましては、身体障害者が3名でありまして、知的障害者の雇用は

ありません。障害者雇用率は1.58%でありまして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令に定める法定雇用率の2.3%を下回っているのが現状であります。

今後、障害者枠を設けて職員募集をするには、職種の設定やバリアフリー等、困難な課題が多いところではありますが、新庁舎開庁に合わせて検討してまいりたいと考えております。

また、障害者の雇用率の算定につきましては、現在、非常勤職員なども障害者雇用率に算入することが可能となっておりますことから、さらなる障害者雇用率の向上を目指して、正規職員以外の採用の拡大も含めて検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。地域社会の障害者に対する理解が深まるための啓発活動の計画はとのおただしであります。南会津町第3期障害者計画において、障害及び障害者に対する町民の理解と認識を深めるため、町及び社会福祉協議会の広報紙などを活用いたしまして、福祉情報や相談窓口、さらには障害者団体や障害者家族の会の活動を広報・啓発するなど、情報提供に努めることとしておりまして、この計画に沿った啓発活動に努めてまいります。

また、関係団体と連携し、ボランティア活動など体験活動を通じた福祉教育の推進を継続していくことや障害者団体との交流事業を行うことで、地域社会の障害者に対する理解が深まると、また深めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、シルバー人材センターのことでございますけれども、シルバー人材センターとの協働についてに関する1点目であります。

広報紙で活動を紹介しPRする考えについてのおただしであります。将来において、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中で、高齢者が培った知識や経験、技能は、今後の地域社会を支える上で大切な資源であると、そのように捉えております。

公益社団法人南会津町シルバー人材センターは、高齢者の就業機会や生きがいづくり活動の場として重要な役割を担っているため、今後、町といたしましても、広報紙等でそれらの活動を広く住民にPRするとともに、会員増強にかかわる活動を支援してまいりたいと、そのように考えております。

南会津町は大変高齢化が進んでおりますけれども、やはり高齢者といいますが、その言葉がいいのか悪いのか、本当に年をとられても、元気に活動をしておられる方もいらっしゃいますし、やはり私たちの地域づくり、そういう人たちを抜きにはできないと思っていますし、まだまだ仕事ができる、あるいは、そういう活動に積極的な方、それらの人たちと連携したまちづくりというものが私たちの地域に欠かせないものと、そのように考えております。

そうした意味で、そういうふうを考えておられる方と一緒に力を合わせて、頑張れる社会づくり、まちづくりを進めていくのが一番大事なことだと私は考えておりますので、そのような方向性の中で、シルバー人材センターとの連携をしっかりと保っていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、町委託事業創出による館岩・伊南地域の会員増強と組織力向上についてのおただしであります。公益社団法人南会津町シルバー人材センターの会員数は、平成29年2月末現在で110名が加入されております。

地域別加入状況は、田島地域が88名でありまして、館岩地域が4名、伊南地域が2名、南郷地域16名であります。旧町村で組織設立されている田島・南郷地域については、一定の会員が確保されているものの、館岩・伊南地域について会員数が少なく、組織体制の充実・強化を図る上で、館岩・伊南地域の会員増強が喫緊の課題と、そのように伺っております。

しかし、館岩・伊南地域での町からの委託事業を新たに創出することは、これまでそれぞれの地域で事業を実施してきた経緯、経過を踏まえると、早期の対応には課題もありますが、地域ニーズや町委託事業の洗い出しなどを行いまして、委託の可能性を探っていきたいと思っております。あわせまして、平成29年度に公益社団法人南会津町シルバー人材センターが、高齢者、子育て世代を対象とした福祉・家事援助サービス事業を拡大し、就業機会の確保と会員増強につなげる取り組みが計画されておりますので、この事業に町としても期待をしているところでもあります。

今後、高齢者の安全、それから就業時間を配慮した中で、可能な事業については、公益社団法人南会津町シルバー人材センターと連携を図りながら、会員増強、組織力向上に向けた支援を行うとともに、高齢者が生涯現役で活躍できる場、これを整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今回、2点について質問させていただいておりますが、これは、私、実は文教厚生委員会委員長をやっておりますが、ふだんですと、所管のことについてはどのようなルールといいますか、ございます。その中で、なぜ質問させていただいたかということ、2年間、我々は委員会に所属して調査を行います。そんな中で、しっかり調査を結果につなげたい、政策につなげたい、そういった思いから質問させていただいておりますので、ご理解い

ただきたいと思います。

まず、1点目の障害者が働く場所、これについてなんですけれども、なぜこの質問に至ったかという、きっかけは、2月3日に文教厚生委員会で田島第二小学校に伺いまして、学校訪問させていただきまして、田島二小は103名児童がおりますが、そのうち28名が特別な支援を必要とするということ、その事実を伺いました。

この数が多いか少ないかではなくて、そういった子供たちに目を向けてみると、果たして十分なしっかりした教育、適切な教育を受けて、親の気持ちになると、将来自立した生活を、どうやったらこの地域社会でやっていけるかということから始まりました。しかしながら、一点一点、これを教育の観点からやっていきますと、どうしても行き詰まってしまいます。最終的な出口から考えていったほうが、きっとその子供たちの未来にもつながるのではないかということで、今回、どういった地域社会を目指すかという部分で、障害者の雇用状況について、数字であらわしていただいた次第です。

先ほど答弁にあったとおり、障害者雇用促進法では一定の義務づけをしておりますが、なかなか該当する企業が少ないということがございます。しかしながら、こういった数字をあらわすことによって、町民の方が、そういったことを国でもやっているんだということを知っていただくことが可能ではないかなと思っております。

改正が年々入ります。何年かに1回改正が入ります。25年の改正だったと思いますが、そのときには、要は達成率を次第に上げていっているというような状況があります。前は1.8%、今度は2.2%。

やはり社会の中で生きていくためには、皆さんの理解が必要です。支える手が必要です。そういった意味で、こういったことを明らかにしていきたいという思いで質問させていただいております。

先ほど、企業に関しては、今の現状がそういうことだというようなことで承知いたしました。

役場の中でどうかということに関して、1.8%というような数字があらわれました。これについて、今後計画していくというようなことでしたが、例えば、知的障害を持っている方に働く場を提供するとなると、かなり限定されたりするわけですけども、これについて具体的に、例えば、こういったことをしたらどうなんだろうとか、検討されているようなことが課内であったり、役場庁内であったり検討されていること、または障害者団体等から要望があったりすること、そういったことがあれば、お示しいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、基本的な答弁をさせていただきますが、昨年の4月1日現在で、町役場職員は250名でございます。

障害者の法定雇用率という計算をする際は、基本的には事業所別ということになっておりますので、役場全体では250名でございますが、一つは町長部局ということで、こちらは200名。それから、別途、教育委員会の事業所としての人数が36名、それ以外に議会が3名、農業委員会が3名、あと派遣ということで細かく分かれるんですが、報告の義務があるのは、常時除外後、除外というのは5%は除外していいですよと、ですから200人であれば、10名除外できますので、190名で計算します。

ですので、教育委員会等については報告の義務はございません。町長部局だけは報告義務がありますが、現在190名のうち、障害者として雇用しているのは3名、こちらは1.58%ということで、実数的には、2.3%には1人足りないということになってございます。であれば、さらに障害者の方の雇用を促進するためには、今後どのようなことが必要かという議論は毎年やっておりますが、現在雇用している3名については、先ほどご答弁を町長がいたしましたように、障害者であっても身体障害者ということでございまして、知的あるいは精神はございません。

障害者の方については、一番は、やっぱり体のご不自由だということでの、いわゆるハード的な庁舎の、いわゆるユニバーサルデザインになっていないと、この庁舎は。それについては、新庁舎ができることによって、当然、車椅子でも通れるスペース、それからドア等もそうですが、エレベーターも設置すると。トイレも完全にユニバーサルデザインになっておりますので、障害者の方であっても、身体障害者の方は十分雇用ができるというふうに考えておりますが、精神あるいは知的については、公務員というか、基本的には町民の方に対する福祉とサービスが、窓口等も含めてなりますので、現時点ではなかなか、知的であったり精神という方であれば、ちょっと難しいのではないかというふうな話はしてございますが、ただ今後、業種というのが、さらに行政のサービスというのは複雑多様化いたしますので、そのような中で、身体障害者以外の方でも雇用できる場があるのかどうかは、今後検討する必要があると、そのように思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 まさにそうなんだろうと思います。非常に難しい問題です。

しかしながら、先ほど来出ております新庁舎というのは、一つの希望だと思っております。町

長答弁にもございました、カフェのような、コーヒーとかパンとか、そういったものを販売できる場所ができる。そこに、どういった障害者の方かわかりませんが、障害者の方が働くことのできる場ができるということで、職員ももちろんですけども、町民が来られて、そういった方がいらっしゃるといふこと、そして、こういった方でもできるということをおぼろげに学べることがあります。

私たちは、そういった方から学ばなくてはならないことがたくさんあると思っております。そういった意味でも、私は、地方創生だと総花的になっておりますが、やはりそういった、障害者を持った方であるとか、そういった少数の方に目を向けることによって、切り開ける未来があるのではないかなと思っております。

そういった意味で、新庁舎においては、バリアフリーになりますので、まずは身体障害者の方が働きやすい環境ができるのではないかなと思っておりますが、特に働く者として、職員の方が身体障害者の方であっても働きやすい工夫、例えばそういったことを、現在考えられていることはあるのか。例えば、車椅子でもどのスペースでも通れますよとか、そういったことがあれば伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、現在の本庁舎に比べますと、新庁舎は全く段差がないということがございますので、障害者の方が働く場としては、当然、車椅子を使うという方もいらっしゃるかもしれませんし、あとはつえとか、そういう方については、当然、段差がないということでの障害は、そちらのほうは解消されるであろうと。それから、上への移動ですね、2階、3階、今現在は階段でございますので、当然車椅子は使えないと。例えばつえであっても、非常に危険が伴うということでございますが、エレベーターが設置されますので、当然、上階への移動はスムーズにできるであろうと。

ですから、当然それは、人事異動としては、いろんなポジションについていただけるということだろうと思っております。さらに、いわゆる出入口、それからカウンターの高さ等々についても、先ほど申し上げましたように、ユニバーサルデザインでございますので、例えば車椅子が入れるような出入口であったり、トイレも広く設置してございますので、十分、障害があっても対応できるということをおぼろげに考えてございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そのように、障害者の方の目線に立ってみると、そういった利点が非

常にある新庁舎であると思っておりますし、今後、具体的に仕事をしていく中でも、そういった配慮がなされていくような組織であってほしいなと思っております。それが、ひいては町民の方一人一人に目を注ぐというようなことにもつながるのではないかなと思います。

そこで、一つ提案です。広報による広報活動、啓発活動ということがございましたが、例えば、そういったバリアフリーの施設ですよということをしっかりアピールしていくこと、障害者の方にも目を向けていますよということをしっかりPRすること、非常に大事だと思います。

例えば、開庁前に、障害者の方に実際に使っていただいて、それを広報等で、こういうふうにご利用いただけますよとか、こういうふうにご利用いただけますよというようなことをPRしてはどうかと、私自身は思っているんですけども、これについて考えを伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

町長答弁のとおり、まずは広報紙等々で広く町民にPRをしたいということが一つでございますが、議員おただしのように、障害者の方が非常に使いやすい庁舎ということでございますので、庁舎が竣工いたしまして、実際に開庁するまでの間、検査が当然終わってからでございますが、いわゆる内覧会と申しましょうか、見学会、ほかの自治体のほうも視察研修の中でいろいろ聞いてまいりましたが、やはりどこの自治体も、一般町民向けにそういう見学会をやっているということでございましたので、本町におきましても、そういうことはする必要があるだろうと思っております。その際に特化して、障害者の方々には特に、こういう形で使いやすい施設になっておりますというようなことはPRしてまいりたいと、そのように考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 やはり機を見て、今回のリバティ会津が入ることによって観光が促進されるように、今回の新庁舎というのは、さまざまな面で活用することが可能だと思っております。みんなが使いやすい施設をつくりましょうというコンセプトで、協働のまちをPRするためにつくりました。そういった意味では、そういったいろいろな視点から活用していただきたい。また、そういった新しい働く場ができることによって、生きる価値が見出せる、希望を見出せる、そういった場所にも成り得ますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

2番目の質問に移らせていただきます。

シルバー人材センターについてですが、おおむねPRもしていただける、そして今後、対策

を考えたいというようなことで回答をいただいたわけですが、そんな中でも、シルバー人材センターの意義については、もう少し深める必要があるのかなと思っております。

シルバー人材センターは、今110名がいらっしゃるということですが、それでもやはり、会員数の不足というのは否めないのではないかなと思っております。やはり会員がいらっしゃって、仕事はこれができますよと、事業を提供できますよということで仕事に来るわけですから、そういった意味では、やはり組織の増強というのは確実に必要ではないか。町としても、先ほど町長からもあったように、高齢者の活躍であったり、担い手の確保という部分で、協働、パートナーとして取り組んでいく必要があるかと思えます。

その中でやはり、館岩、伊南に会員数が少ないということが非常にネックになっているのではないか。懇談会もさせていただいたんですけれども、そんな中でもやはり、私たちは町全体、町のお仕事を引き受けている場合、やはり町全体で事業を拡大していきたいというような思いを持っていらっしゃるようです。仕事は受けるんだけれども、館岩地域と伊南地域については会員がいなくて、これは受けられないというようなことになってしまうと、非常に申しわけないのでというようなお話までされてきました。そんなことで、会員増強のために仕事を提供して、ぜひ組織の増強につなげたいというような思いで質問させていただきました。

今現在の仕事がある中で、わざわざそれをつくるとか、新たにつくるというのは考えられないということですが、適宜、例えば新しい課題ができた場合に、そのパートナーとして、シルバー人材センターにお仕事を委託するというようなことは考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

このシルバー人材センターの件でありますけれども、私が町長に就任しましてから、かなりシルバー人材センターの、そのときはまだ田島、南郷の、今現在もそうでありますけれども、そういう人たちとの思いの中で、私も町の事業といいますか、あと地域の事業をお願いしてきたところでもございます。ですから、一時よりは、シルバー人材センターの仕事もふえていると思えます。

ただ、なかなか思うようにふえないのが館岩、伊南、それから南郷も、やっぱりこれ以上なかなかふえないというのが今の現状だと思っておりますし、そんなことを踏まえた中で、やはり一つは、シルバー人材センターというものをつくって、結局は高齢者で元気である方の協力といいますか、職場までいかなくても、仕事をしていただいて、元気に地域で活動してもらおうと

というのが大きな目的もありますし、そうしたことを町として、当然それは、いろいろな方面の中で考えていかなければならない大きな役割でもあると思います。

なかなか、無理やり入ってもらうわけにもいかないし、館岩、伊南、南郷に関しましては、やはり、シルバー人材センターの組織としての広報と、町としての広報と、それから、あるいはそこでPRしながら、仕事をみんなに、地域の人に理解してもらうことも大事だと思います。

先ほども答弁申し上げましたが、伊南と館岩に関しましては、そういう組織がなかったから、その地域の組織が代替的にやってきたということも経過もございますから、その辺も踏まえた中で、やはり流れを緩やかに、お互いが連携しながら移行できるような時間も必要だと、私はそのように考えています。ですから、今やっているところを、今までどうもご苦労さん、はい、今度はシルバー人材センターねというわけにはいかないもので、そういうことも踏まえた中で、地域の理解を深めていくことも大事だと、そのように考えております。

ですから、これは町も当然やらなきゃならないと思っていますし、シルバー人材センターの組織そのものにも頑張ってもらいたいと思います。

正直、シルバー人材センターを使っている方は伊南地区にもいますし、私も使わせてもらいましたし、私はよく把握していませんが、館岩地区にもおられると思います。

ですから、これからだと思いますので、まだまだ高齢者が、ある一定の人数はずっと確保できると思いますので、そういう人たちが生きがいを持った職場といいますか、仕事ができるような体制づくりを、町としてはしっかり、シルバー人材センターの皆さんにも担っていただきたいと考えております。そうした活動も町としては、しっかりやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

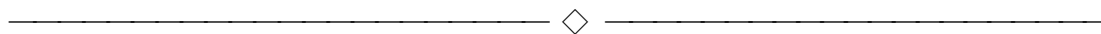
○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 広報紙のPRというのが、一番の町としての手段だと思います。その中で、シルバー人材センターは昨年、伊南のあゆまつりでPR活動されたそうです。そういった地域の中でみずからPRするというのが、非常に有効なのかなと思っております。

広報に関しては、これも提案なんですけれども、やっぱり1回だけの紹介だけではなかなか難しいのかな、例えば定期的に、こういった活動していますとか、こういった仕事があります、こんな人がいますというような、公共の担い手の一翼と考えるのであれば、私は広報紙の中にそういったコーナーをつくって定期的にお伝えすることが、町民の皆さんの理解にもつながるのではないかと思いますので、これについてもぜひ検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で7番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 2番、森秀一議員にお諮りします。

3時まで40分以上残しておりますが、一般質問を継続していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○2番 森 秀一議員 引き続きをお願いします。

○五十嵐 司議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議席番号2番、森秀一、通告に従いまして一般質問を行います。

質問は2点になります。

1点目の質問は、さゆり荘の建てかえについてであります。

さゆり荘は、昭和45年、黒鉱開発を目的としたボーリング中に温泉が湧出したことをきっかけに建設された施設であります。温泉湧出の翌年、昭和46年、南郷村地域センターさゆり荘が建設され、昭和49年には、現在のさゆり荘であるさゆり荘新館が建設されました。平成11年には、当初のさゆり荘跡地にさゆり会館が建設され、現在に至っております。

また、さゆり荘は、築42年が経過し、老朽化の進んでいる施設でもあり、建てかえについて強く望まれていた施設であります。

南郷地域には、南郷スキー場、宮床湿原、高清水自然公園など、誘客のための観光資源が数多くありますが、さかい温泉さゆり荘は、南郷地域における観光の拠点として重要な役割を果たしている施設であります。

さゆり荘の利用客は、主に観光資源の利用を目的とした宿泊であり、花の観賞やアユ釣り、スキー、スノーボードといった季節的な利用が多く、年間での利用には波がありました。しかしながら、その他の利用として、地域の人たちも懇親会や保養の場として年間を通して利用しており、波の谷間を補う結果になっていました。このことから、さゆり荘は観光誘客のための施設ではありますが、地域住民にとってもなくてはならない身近で大切な施設と言えます。

さゆり荘の整備計画については、平成27年9月議会定例会において、一般会計決算認定の中

で質問があり、副町長から建てかえに関して前向きな答弁がありました。今回の定例会では、平成29年度の主要事業として、さゆり荘建てかえ事業が提案されました。答弁のとおり、有言実行となったわけであります。

今後は、建てかえ計画から本体工事まで順次進められると思いますが、これらに関してお伺いいたします。

2点について伺います。

1点目、平成29年度当初予算にさゆり荘建てかえ計画策定委託料が計上されていますが、基本計画策定からその後のスケジュールについてであります。

現在のさゆり荘は、高台にあり眺望がよいといった長所もあれば、冬期間における車両の乗り上げが困難といった短所もあります。また、さゆり会館は建設から17年、今後の活用は必要と思われませんが、建てかえ後の一体性を考えるとき、位置などは条件として限定されます。そのほかにも、建設規模や収容人員など、それぞれに課題は出てくるものと思われま

す。基本計画は委託により作成されると思いますが、一切を白紙にして行われるのか、それとも条件を付して行われるのか、これらは気になるところであります。

さゆり荘は観光誘客のための施設ではありますが、地域住民にとっても愛着のある身近な施設であります。建設される施設の状況は、住民にとっても大変気になるところであります。パブリックコメントなど、建設計画に対して意見を申し上げる機会があるのか、これらを含め、基本計画策定からその後のスケジュールについてお伺いいたします。

2点目ですが、建てかえ工事に関する資金計画についてであります。

過去の定例会では、只見川電源流域振興協議会の支援事業で対応したいという答弁がありました。資金計画について、現在の状況をお伺いします。

次に、質問事項の2点目、小・中学校におけるトイレの洋式化についてであります。

文部科学省は、熊本地震で学校に避難したお年寄りからトイレの洋式化を求める声が出たことを踏まえ、公立小・中学校のトイレに関して、全国実態調査を実施しました。調査の結果、洋式便器の割合は全国平均43.3%にとどまり、和式便器の割合は56.7%に上ることがわかりました。

また、福島県での洋式便器の割合は36.1%で、和式便器の割合は63.9%となっており、洋式化では東北6県で最低という結果になっております。福島県教育委員会では、東北6県で最も低かったことについて、昭和40年から50年代に建てられた校舎が多い上、東日本大震災の影響で、校舎の耐震化や補強工事を優先させるケースが多いためと見ているようです。

これらの事情は本町においても同じであり、学校統合による改修工事や耐震のための工事が進められてきたことから、トイレの改修工事にまで手が回らなかったということが実情だと思います。

南会津町は、合併して11年になろうとしています。合併時に10校あった小学校が7校になり、6校あった中学校が4校になろうとしています。統合に伴い、新たに建設された学校もあれば、移転のために改築工事が行われた学校、耐震工事だけの学校など、校舎に対する整備状況はそれぞれに違いがあります。このことから、トイレの洋式化についても整備の内容に大きな違いがあるものと考えます。

現在、町では、下水道事業を進めるとともに、合併浄化槽の設置を奨励しております。これらの普及に伴い、一般家庭におけるトイレの洋式化は進んでいると思われます。特に子供や高齢者のいる家庭では、高い整備率になっていると思います。

自宅が洋式トイレの子供たちにとって、和式トイレの使用は相当な違和感があるものと思います。子供たちが和式トイレを使い慣れていないため、学校にいる間は我慢する傾向にあり、健康面で問題があるという話もあります。

また、学校は、大規模災害時における避難場所としての役割を持っていますが、学校が避難場所となった場合、和式トイレだけでは、高齢者や身体障害者には使えないというトイレにもなります。このことから、子供たちの思いに応えるとともに、高齢者や身体障害者にも優しい洋式トイレの整備が必要であると考えます。

このことから、次のことについてお伺いします。

2点について質問します。

1点目、それぞれの小・中学校における洋式便器の設置率についてであります。

各小・中学校において、校舎の整備は行われてきましたが、洋式トイレの整備については違いがあると思われます。それぞれの学校における洋式便器の設置率についてお伺いします。

次に、2点目、洋式トイレの整備についてであります。

南会津町立の小・中学校に就学する児童・生徒であるならば、同一の学習環境を提供すべきと考えます。トイレの整備についても学習環境の範囲であり、洋式便器の設置状況に違いがあるとすれば、同一状況に整備すべきと考えます。洋式トイレの整備について、どのように進められるのかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、森秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、さゆり荘の建てかえについての1点目ではありますが、建てかえにおける基本計画策定以降のスケジュールについてのおただしではありますが、さゆり荘は、議員おただしのとおり、観光拠点施設として重要な役割を担っておりまして、今年度策定を進めている南郷地域観光振興計画においても、その重要性が示されております。しかしながら、老朽化が進み、その役割を果たせなくなることから、建てかえについて検討を進めてきたところでもあります。

具体的な年次計画としましては、平成29年度に基本計画の策定を行いまして、平成30年度までに基本設計と実施設計を完了させる予定であります。本体工事につきましては、平成31年、32年度を予定しているところであります。

次に、2点目ではありますが、建てかえ工事に関する資金計画についてのおただしではありますが、只見川電源流域振興協議会のハード事業に対する補助金、これを活用したいと思っております。それから、新編歳時記の郷・奥会津活性化事業補助金と、過疎債を財源として活用して、建設を予定しているところであります。

南郷地区に限ったことではありませんけれども、町全体として宿泊施設が減少しています。そうした中で、地域、または特別なものもありますけれども、さゆり荘建てかえも、実は何年前か前に、3年くらい前ですかね、いろいろ構想を描いたんですが、議員もご承知のように、さいたま市自然の家の関係で、南会津でさいたま市の子供たちを全部引き受けてくれないかというようなことがありまして、そのようなこともありまして、ちょっとさゆり荘の建設計画を先延べした経緯がございますし、その見込みがついたということで、このような計画を改めてさせてもらったところであります。

地域密着型といいますか、そういうさゆり荘でございますので、非常に南郷地区の人たちにも愛されていると、利用されていると、そのようにも認識しております。ただ、先ほど議員の質問の中で、いろいろ課題といいますか、それも申されました。町としても、それが非常に課題だと思っておりますが、どちらをどうしても一長一短あるということで、それが悩みなんです。その辺も踏まえた中で、町として今後、この計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、小・中学校におけるトイレの洋式化についてお答え

いたします。

初めに、1点目、それぞれの小・中学校における洋式便器の設置率はとのおたただしであります。平成28年4月1日現在、田島小学校が54.7%、田島第二小学校が16.7%、桧沢小学校が43.5%、荒海小学校が14.9%、館岩小学校が100%、伊南小学校が100%、南郷小学校が100%、小学校における洋式便器の設置率は、平均しますと52.9%となっております。

続きまして、田島中学校が100%、桧沢中学校が4.3%、荒海中学校が100%、館岩中学校が15.4%、南会津中学校が86.7%となっております。中学校における洋式便器の設置率は74.5%というふうになっていきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2点目、洋式トイレの整備について、今後どのように進めるかとおたただしありますが、本町ではこれまで、トイレ設備の老朽化や各学校からの要望を踏まえ、洋式化を進めてまいりました。

今後も、議員おただしの避難所としての機能を考慮しながら、適宜、洋式化を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 まず、最初の質問事項の1点目でございますが、さゆり荘の建てかえについて、ただいまの町長の答弁で、経過とスケジュールについてわかりました。

私の求めていた答弁は、十分答弁していただきました。今答弁のあったとおり、今後の計画について、答弁のとおり早急に進めていただけるよう期待して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それから、2点目、小・中学校におけるトイレの洋式化についてでございますが、ただいまの教育長の答弁で、全国平均よりも高いということで、私にしてみれば、ちょっと不安もあったわけなんです。全国平均よりも高かったということは、気持ちの上でリラックスしたところではありますけれども、とはいいいながらも、いまだに整備されていない学校もあるというようなことで、今後の整備に期待していきたいと思いますが、教育長からは今後も進めていくということでの答弁をいただきましたので、そのとおりに実施されるよう期待したいと思います。

私の質問に対して、求めている内容をいずれも答弁していただきましたので、再質問はこの程度にして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で2番、森秀一君の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

平成29年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成29年3月15日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 4番 渡部 訓正 議員
- 3番 丸山 陽子 議員
- 6番 湯田 良一 議員
- 10番 楠 正次 議員
- 11番 山内 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 貝田 美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山 陽子 議員 | 4番 渡部 訓正 議員 |
| 5番 室井 英雄 議員 | 6番 湯田 良一 議員 |
| 7番 大桃 英樹 議員 | 8番 湯田 賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 楠 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野 精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家 幸弘 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 星 登志一 議員 |
| 17番 室井 嘉吉 議員 | 18番 五十嵐 司 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長 渡部 龍一 副 町 長

星 英 雄	教 育 長	湯 田 文 則	總 務 課 長
渡 部 正 義	總 合 政 策 課 長	居 倉 雅 彦	稅 務 課 長
梅 宮 昭 広	住 民 生 活 課 長	渡 部 浩 治	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	相 原 盛 隆	商 工 觀 光 課 長
阿久津 弘 典	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
宍 戸 英 樹	會 計 室 長	五 十 嵐 小 一 郎	農 業 委 員 會 長
芳 賀 美 恵 子	学 校 教 育 課 長	星 不 二 夫	事 務 局 長
長 沼 豊	館 岩 總 合 支 所 長	星 正 信	伊 南 總 合 支 所 長
馬 場 宗 一	南 郷 總 合 支 所 長		

事務局職員出席者

馬 場 秀 成	事 務 局 長	齋 藤 二 郎	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭に願います。



◇ 渡部訓正議員

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 議席番号4番、渡部訓正です。通告に従い一般質問をさせていただきます。大きく2点について質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、県立田島高等学校・県立南会津高等学校の存続と充実強化についてでございます。

福島県学校教育審議会では、平成28年5月に県教育委員会から社会の変化に対応した今後の

県立高等学校のあり方について諮問を受け、これまで審議会と部会を各3回開催し、審議中間まとめを行い各地域の意見を聞くため、平成29年1月28日に南会津地区教育公聴会が下郷町の下郷ふれあいセンターで開催をされました。本答申は、本年夏ごろとされている中間まとめにおける県立高等学校改革の基本方針として次の3点が述べられています。

- 1、望ましい学校の規模を1学年4学級以上とする。
- 2、各地区ごとに、普通科や普通科専門学科、職業系専門学科及び総合学科を配置する。
- 3、1学年3学級以下の学校については、通学可能な学校が他にないなどの条件を考慮して、1学級規模の本校化を検討する。

この中間まとめを見たとき、以下の危惧を持ちました。

南会津町には2つの県立高等学校があります。定数は県立田島高校が80名、県立南会津高校が70名で、学級数はそれぞれ2学級でございます。中間まとめの3に該当するとともに、この数年、定数に達しない状況にあります。このままでは存続が危ぶまれるのではないかと危機感を持ちました。私は、公聴会において、両校はこれまで南会津郡の東部と西部の両地域における最高学府として地元の人材育成に貢献するなど地元の高校として重要な役割を担ってきたことを踏まえ、以下の7点を話してきました。

- 1、当町の2校の存続に不安を感じる。
- 2、7つの生活圏の存在に連動しかねない問題と捉える。
- 3、小規模校の増加に対して統廃合ではなく、小規模校の利点を生かし魅力ある高等学校になってほしい。また、中・高一貫教育を総括し一貫教育の利点を追求すべきである。
- 4点目、当町は少子化対策を課題と位置づけ、若者の定着化に向け働く場の確保、子供を産み育て教育ができる環境づくりに水を差すことになると懸念。
- 5点目、広大な面積を有する当町は、2つの峠により東部、西部に分かれており、廃校により通学及び下宿等の費用が増大し、保護者の経済的負担が懸念される。
- 6点目、当町では両校の振興を図るため、それぞれに振興協議会を設置している。協議会や地域の声を聞いて審議会に反映願いたい。
- 7点目、高等学校の存在は地域のにぎわいや活力に大きな力を発揮している。

以上の点から、南会津町にある2校の存続を求めるとの意見を述べてきました。

町としても存続に向けた行動が必要と考え、以下質問します。

1点目、学校教育審議会による最終答申は夏ごろと述べられていました。早急に存続に向けた活動展開を図るべきではと考えますが、どうですか。

2点目、具体的には南会津地区民に呼びかけ、廃止は認められないとの運動展開を図るべきではと考えますが、どうですか。

3点目、県に対し廃止反対の働きかけを行うべきではと考えますが、どうですか。

4点目、現在、両校とも町が主体となり振興協議会を持ち、存続、充実に向けて取り組んでいます。この振興協議会において充実強化に向けた住民要望を取りまとめ、それらの意見反映をしていくべきではと考えますが、どうでしょう。

次に、大きな2点目に移らせていただきます。

会津山村道場の宿泊施設活用についてでございます。

会津山村道場付近には、宿泊施設（建物・オートキャンプ場）、博物館、古民家群があります。古民家では食事や飲食ができ、藍染体験等も催されています。体育館やキャンプファイヤー等ができる施設も併設されていますが、使用者は繁忙期を除いて少ない状況にあるのではと思います。古今地区の方にも話を聞きましたら、「以前は手伝いの声がかかったが、今はほとんどない」と言っていました。会津田島駅、会津高原尾瀬口駅からはほぼ中間の位置にあり、それぞれを起点としたバス、電車等の利用者にとっては不便と感ぜられるところですが、自家用車利用の家族旅行等の利用拡大は図られるのではと考えます。

以上の考えのもと、以下質問いたします。

1点目、現状についてどのように考えているか。また、利用者拡大に向けた取り組みはどのように考えているか伺います。

2点目、本町のアピールは豊かな自然とその中でゆったりした時間がとれることではないかと思えます。会津山村道場に宿泊しながら、そこを起点として、当町あるいは南会津地域をゆっくり複数日楽しんでいただくようなPRを行うことにより、来訪者の拡大が図られると考えますが、どうですか。

3点目、宿泊施設は温泉はないものの、各部屋には浴槽が完備されており風呂にも入れます。また、複数以上での宿泊者にとっては料金は格安です。炊飯も自分たちで調理することとなり、地場産品の利用拡大につながります。これらをもっとアピールし利用者の拡大に向け取り組んではどうかと思えますが、どうでしょうか。

以上、2点について質問をさせていただきます。あとは質問席で回答をお待ちしたいと思います。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

それでは、4番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県立田島高等学校、県立南会津高等学校の存続と充実強化についてお答えいたします。

1点目の早急に存続に向けた活動展開をすべきでは、2点目の廃止は認められないとの運動の展開を図るべきでは、それから3点目の県への廃止反対への働きかけを行うべきでは、は関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

議員おただしのとおり、学校教育審議会の審議中間まとめで示された県立高等学校改革の基本方針によりますと、田島高等学校、それから南会津高等学校、両校とも1学年1学級規模による本校化に該当することが考えられます。しかし、現在のところ審議会において具体的な廃止の方向は示されておりません。ただ、入学者数の減少が続けば廃止の可能性はありと、そのようにも考えられます。存続に向けた取り組みは重要でありまして、早急に取り組むべき課題と、そのように認識しているところであります。

町といたしましては、少子化による高等学校廃止を危惧し、両校に振興連絡協議会を設置し対策を講じていただくとともに、生徒の確保や支援の目的として通学支援や後援会等への補助等などを行っているところであります。また、次年度は高等学校の魅力化として、英語の話せる人材の育成のための支援を両校に行う予定であります。現段階において県教育委員会より廃止の決定や方針が発表されておりませんので、現在、生徒数の確保を目的として実施している取り組みや、予定している取り組みの充実を図っていくと、そのように考えております。

なお、議員よりおただしがありませんでした南会津地区民に呼びかけて廃止は認められないとの運動の展開をすべき、それから県への廃止反対の働きかけにつきましては、南会津郡内の町村と協議しながら、また検討していくことかなと、そのようにも考えております。これまでも田島高校に対しましては、福島大学農学部、南会津高校も関連が出てくるかと思いますが、このような要望もしてまいりました。今までの福島大学、それから県のほうの状況の感覚的なものですけれども、かなり私は有望だと思っています。実際に福大の農学部、連携しながら地域の農業のあり方、これは生産から経営から販売から加工からそういうことを連携してやっていければと、そのような言葉でいただいておりますし、可能性がかなり出てきていると私はそのように考えております。そして、かなり入学者、今、減ってきていますが、そういう中でやはり私たちのこの町、町内に県立高校が2校あるわけでありまして、このことに関しては、通学距離から考えても私たちの町ばかりではなくて、只見高校にしても川口高校にしても、いずれの高校もそういう通学ができないというような状況に陥りますから、地域としては絶対に必要な学

校だということも県の教育長のほうにも言うております。そうした中で、私はもっと具体的に市部の募集定員も制限しながら、変更しながら、私たちのこの地域の状況も踏まえた県の基本的な高等学校の教育のあり方を検討してほしいということも申し上げております。その辺のことも含めまして、県のほうも、先ほど申し上げましたように、学校教育審議会、こういう中でそういうことも含めた中で検討していきたいと、そのような返事も口頭ではありますがいただいておりますので、反対運動をすぐどうのこうのじゃなくて、やっぱり私たちが本当に、私たちのこの地域に南会津高校も田島高校も必要なんだということを訴えながら、地域全体の中で県のほうに要望してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目になりますけれども、両校の振興協議会において充実強化に向けた住民要望を取りまとめ、それらの意見を反映していくべきではとのおただしであります。田島高等学校と南会津高等学校の振興連絡協議会は高等学校や南会津地域の振興を図るため、地域の関係者による情報や意見の交換等を目的に設置されているものでありまして、年1回程度開催しております。議員おただしのとおり、振興連絡協議会においては充実強化に向けた住民の方からの要望をお聞きしたり、そのご意見を学校経営や町で行っている高等学校支援に反映していくことが大事なことかなと、そのように考えております。今後も両校の振興連絡協議会への提案をしてまいります。また、皆さん方の意見も聞いて、それを確実に皆さん方と一緒に連携して推進していきたいと考えております。特にですけれど、やっぱり今の高等学校の生徒、どういう目的で高校に行くのかということは、非常に大事なことだと思いますので、これは学校経営、それから生徒たちの、自分の進路にどのような教育をしてもらえるのかということが大切だと思いますので、これはぜひ両校とも、南会津高校、それから田島高校、両校にもその辺を十分理解していただいて学校経営のあり方、そして生徒の進路の指導のあり方、これをよく検討していただいて、そして生徒の皆さんの意向に沿った教育をしていただくようなことが、まずは生徒の確保につながっていくのかなと、そのように考えておりますので、そのようなことも含めて、この地域の皆さんから集まっていたいただいた振興協議会の委員の皆さんにもそのような意見も出されておりますので、そういうことを含めて町としてもしっかり学校のほうへ要望していきたいと、そして対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、会津山村道場の宿泊施設活用に関する1点目ではありますが、現状についてどのように考えているか、また、利用者拡大に向けた取り組みはどのように考えているかとおただしで

ありますが、ご承知のように会津山村道場は昭和12年より農業伝習施設として栄えまして、以来、時代の流れに沿って野外教育や野外活動の場として移り変わり、平成13年夏には新たな整備により山荘コテージやオートキャンプ場などを有する自然と一体となった体験型の都市、農村の交流施設として生まれ変わりました。また、近くには、現在は名称を変え奥会津博物館となっておりますが、約5,000点にも及ぶ全国でも有数の国指定民俗資料を公開するための展示館や収蔵庫、さらには江戸時代から保存されてきた貴重なカヤぶき屋根の馬宿や染屋などの古民家を移築し、教育、文化ゾーンとして整備がなされております。会津山村道場を含めたこのエリア全体を「御蔵入の里」というネーミングで全国に発信し、観光誘客を図るなど地域の活性化を図ってきたところでもあります。今後の利用者拡大に向けて考えられることは、当施設の売りである自然と一体的な体験活動や奥会津博物館等と連携した歴史、文化の効果的な活用を図り、あわせて地域の特色ある体験型メニュー等をふやすことが利用者の増大になる一つの方法だと、そのように考えております。

具体的な取り組み例としましては、当施設周辺での広大な森林資源を生かした珍しい樹木や動植物などを観察できる散策コースを設けまして、森林環境学習の場として春から冬までシーズンを通した学習メニューを設定するなど、また、最近人気がある森林の中を軽いジョギングができるようなアウトドアスポーツコースの設定や、登山ブームによる当施設を拠点とした高倉山、七ヶ岳登山コースの整備などが考えられるわけであります。このように、会津山村道場の周辺には奥会津博物館を含め集客を図るためのキーワードとなる自然、文化、歴史などの素材がたくさんありますので、これらをうまく結びつけまして、魅力ある都市農村の交流施設として地元関係者や関係機関、そして団体と連携を密にしながら利用者増大に向け取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、2点目になりますが、本町の特徴を生かしたPRを行い来訪者の拡大を進めてはとのおただしであります。当施設は、現在まで県内外の子供たちの自然環境学習や合宿の拠点として利用されているほか、継続して開催している音楽祭などのイベント、キャンプでの男女の交流会、冬場のアニマルトラッキングなど四季を通じて広く活用されまして、来訪者からも大変好評を得ていると、そのような状況にあります。

議員おただしのとおり会津山村道場周辺は豊かな自然に恵まれた環境となっておりまして、近接する奥会津博物館では歴史が学べるし、藍染体験や山王茶屋での郷土料理提供などを通して地域の文化に触れていただくことができるなど、自然環境学習、それからキャンプ、歴史学習、スポーツ活動など多岐にわたる体験メニューが1カ所で総合的に活動が行える貴重なエリ

アとなっているわけであります。それらの強みを生かしまして、滞在していただくためには会津山村道場の特徴のPRだけでなく、周辺の自然資源や奥会津博物館などを一体的に活用した体験型メニューの充実を図るとともに、周辺の観光施設と連携した滞在型観光を推進する必要が重要であります。現在、東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れを契機に、一人でも多くの多くの観光客に南会津町の魅力を知っていただくため誘客事業を実施しておりますので、この動きと並行した誘客PRを展開しながら交流人口の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、3点目であります。宿泊施設の魅力をアピールし利用者の拡大に向け取り組んではとのおたがしであります。当施設は滞在しながら体験できる総合宿泊施設として利用されておりますが、ファミリーや団体、友人同士などの幅広い層から好評を得ている宿泊施設の利便性、魅力的な料金設定を全面に出しまして、引き続き山村道場が自然の遊園地であることをアピールしながら誘客を進めてまいります。当施設は宿泊等を提供する経営形態、営業形態であり、宿泊者への食材サービスは行っておりませんが、食材提供先として案内している道の駅、まちの駅、そして地元商店などを紹介しているところであります。

今後は宿泊者のニーズを把握しながら、南会津町の農産物を多数揃えている直売所や地元農家から食材提供ができないか、また、施設管理者と協議をしながら宿泊施設と地場製品の拡大が進むための体制づくりについて議論していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。昨日も、地域の活性化という点では同じような方向性だと思いますが、まちづくりどうするんだと、そういう中で、私はこの山村道場、中山峠、それから永田までの荒海地区のエリアというものは大きな私たちの南会津の魅力だと思いますし、そうした中での環境整備を進めながら、そしてまた、今現在ある状況の中もしっかり皆さん方に情報提供しながら利用の拡大、そして交流人口の拡大、そして新型特急が今度4月21日に来るわけでありますけれども、これからの新型特急を利用した観光交流、それから交流人口の拡大を図っていく大きな、私は起点になるとそのように考えておりますので、町として皆さん方としっかり協議しながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたけれども、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。長くなりまして申しわけありませんでしたけど、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど、まず1点目の、県立田島高校、南会津高校の存続についてでございますが、今、町長から回答ありましたが、やっぱり何らかの、私は福島県学校教育審議

会の答申が出る前に町としての反対の意思表示をしていくべきではないかというふうに考え、確かに先ほど来、町長はいろんな情報を持っているかと私も思いますが、やっぱりちゃんとした、明確な意思表示というのは大事なのではないかというふうに考えています。

今回、町長が施政方針で述べています県立田島高等学校、県立南会津高等学校両校の運営環境や魅力の向上に取り組んでまいりますというふうに言っているのですが、もし間違っただけで廃止のような提案が今回の審議会の中で出されたら、やっぱりそれもなくなってしまうのではないかというように考え、私は悪いほう悪いほうに考える癖がどうしてもあるものですから、やっぱり答申前に反対の意思表示を明確に行うべきではないかというように考えますが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

物事を考えるときには最悪を考えて、その対策するということは非常に大事なことだと思いますが、一方で、何と申しますか、余裕を持ってやるということも当然なことだと思いますので、その辺はしっかり踏まえた中で私としてもこれらに対しては対応していきたい。全てそうですけれども、そう思っています。

確かに、今まで県の教育長のほうには文書ではやっておりませんが、何回も面談する機会がございました。そうした中で、今のような現状を行くたびに教育長には申し上げてきたところでもあります。前の杉さんと今度の鈴木さんとでもありますけれども、高等学校の今の、今後の生徒の推移とかそういうことも、地域の状況も説明した中で私たちの考えを申し上げてきたところでもあります。そうした中で県としても今までの方針を見直す必要があるという、そういう認識ではいると。ですから、一概に廃止するとかそういうことじゃなくて、どのようにしたらいいのかということ、まず、基本的に今後は考えていく必要があるということは認識していますというような口頭での返事ですので、あえてもっと正式にやれば、今、議員はきちんとした文書での要望をしたらどうだという意味だと私は捉えましたので、その辺も踏まえた中で、振興協議会の中でもしっかりそれを検討して、そして町としての考えをまた県のほうにもしっかり正式な形の中で申し述べていければとも思っています。これは先ほども申し上げましたが、私たちの南会津町ばかりの問題ではなくて、只見町もそうですし、奥会津5町村の地域の問題でもありますので、そういうことも連携しながらやる必要があるかなと思いますが、町としてもできる限りのことはやるということで、議員にも、皆さん方にもお約束したいと思っています。そういうことで、精いっぱい頑張りますのでご支援をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 参考までなんですけれども、私も県内の動きについてもちょっと調べてみました。その中で、やはり廃止になったんでは大変だということで、具体的には遠野高校、いわきの、遠野高校は地元で、今、署名活動の取り組みをやっているというふうに聞きました。そして、あとはやはり県内の中で南会津と同じような状況、郡山の近くの高校等もあって、そして私立の高校がすばらしいところのまちもございいますが、やっぱりそういうところでは廃止答申が県立のほうは出されてしまうんではないかというような危惧を持っているということも聞いております。ぜひ、そういう状況にあるということ、再度、また、多分町長はいろんな情報は入っているかとは思いますが、ぜひそういう状況にあるということで考えていただきながら、今ほど回答いただきました形をお願いをしたいというふうに思います。

次に、南会津町民への呼びかけでございますが、存続を呼びかけることというのは両校への関心を持っていただく、そして地域を挙げて両校へ協力する意識醸成が図れるのではないかとこのように考えます。町民の関心なくして存続はないというふうに私は考えますが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

高校は、一応、今、試験やっていますが、今は子供たちが、生徒たちが選ぶということになっています。ですから、先ほども申し上げましたけれども、今、高等学校の振興連絡協議会の中での話、やはり田島高校にしても南会津高校にしても、生徒がどういう目的で高校に入るのか、そして高校がどういう教育ができるのかということが大きな選択のポイントになっていると私は思います。ですから、若松に行く生徒たちもそうだと思いますし、その辺は高校の経営方針といえますか、それを明確に出した中で生徒にも理解してもらい、地域にも理解してもらいということが必要だと思いますし、それをするにはやはり私たちも地域として、町として校等学校と一緒にそういう教育を進める支援をしていく、すべきだろうと思います。ですから、県立高校ではあっても、やはりしっかりした生徒たちの教育方針とかそういうことをもっと明確に出して、そして生徒の募集を図るべきだということが意見も出ていますので、私たちもそういう意見を踏まえた中で地域の皆さんの意見も把握しながら、町としてもその考え方で県のほうにも話をさせていただきますし、そして、一緒になって存続ができるように頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 あと、これは今ほど町長の回答でも触れられていると思うのですが、今回、中・高一貫教育の弊害というような形で、2020年に、新聞報道しか私も情報は受けていないのですが、試験を実施しない、そのことが逆に生徒らの学習意欲の低下につながっているというような判断の中で、多分2020年からはそれらをなくして全員が試験を受けるというような形に変えるということで新聞報道があったと思います。その中で、私は中・高一貫教育指定校ということで田島高校は田島中、檜沢中、荒海中が指定をされていると。ただ、私も教育委員会の方なり、あとは現場の先生がたとの話の中で出されてきたのが、やっぱりこの中・高一貫教育の利点を生かして、そしてやってくれば、高校から上位校の進学にもすごくプラスになってくる点もあるんだよなというような意見もございました。そういう意味では、先ほどとダブリますが、振興協議会等でそういう議論をして、町も一生懸命やるぞと、そして、まず学校のほうもぜひそういうのを考えてもらいたいというような形で、例えば中学から授業を高校の先生が中学に来て授業をやる。それをもっと、高校までつなげるような、そういうあり方も必要なのではないかというふうに思います。

あと、もう1点は、地域に残る後継者育成を図るということも、最高学府というか、この地域の最高学府の使命だというように考えています。田島高校では進路希望に応じたコース設定もされて、地元就職や家業を継ぐ生徒も出てきているというように聞いています。これらの充実強化策なども、やはり振興協議会から提案をして、そして高校の方針反映に努めることも大切ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

中・高一貫の、いろんな、これもずっと続けてきた学校もあるわけでありましてけれども、その弊害ということも、今、取り沙汰されているところであります。この振興連絡協議会の中でも出ました。確かにいい点もあるんですけども、どうしても安易なほうに流されやすいということ。県のほうも高校入試を見直すということも、今、報道されていますけれども、そうしたことも含めた中で、その辺はいろいろ検討されるべきだろうと思いますし、私たちも現場といますか、現状をしっかり把握して、これらに対しての対応が必要になっていくだろうと、そのように考えています。

それから、先ほど福島大学農学部の話もしましたが、私たちの地域、今の状況を見ますと大分、高校生の大学や専門学校への進学が高まってはきていますが、やはり大学とかそういう意識が薄い地域であると私は感じます。ですから、そういう意味では、大学に行くのが全てだと

は思いませんが、やはり自分の将来、人生を設計する中でいろいろな道を開くということ、そしてもっと大学を身近に感じられる教育というものが、特に私たちのこの地域には大事なことはないかなと感じているところでもあります。そういう意味で、福大の農学部が現在、実際に南会津町に来て、そして大学生が高校生と一緒にあったり、地域の人たちと一緒にあったりして、そして大学の勉強をすると、地域の勉強をすること、これがある意味、高校生の、南会津高校であったり田島高校であったり、そういう進学を目指す一つの高校生の一里塚になるのだらうと、私はそのように考えますので、そういうことを含めた中で、高校から大学教育までのあり方というものをこの地域としても、後は生徒自身それから保護者の皆さんにもそういうことを自覚してほしいなど、そのように考えているところでもあります。そういうことを進めていけば、この地域に残る後継者も育成できると思うし、もっと地域の密着した高校教育であったり、大学の教育であったり、私はできると思って考えています。ですから、そういうことも、地域の事情もしっかり県のほうにも説明して、そして理解をしていただいて皆さんと一緒に高校の存続、より発展するように、あるいは、よそからの留学生まで迎えられるような高校になるように進めていければと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 現在、私もちょっと学校教育課のほうにお伺いして、今後の当町における中学生、ほかからも来る人も高校はあるわけですが、人数を聞いてまいりました。ことし受験を迎えた3年生が東部地区で106名、西部地区で34名、そして2年生はそれぞれ91名と57名、1年生はそれぞれ84名、31名という資料をいただいた中でこういう数字がございます。この数字はやはり小学校在校生を見ても同様な数字ではないかと。それよりも下がっている数字ではないかなと思います。これは、近隣の下郷町、只見町、檜枝岐村の人数までは把握はしていませんが、同様に少ないと思います。このまま推移すれば、福島県学校教育審議会の間接まとめの3で述べている1学級規模の本校化を検討することが、当南会津では具体化されるのではないかというように思います。それらを避けて、少なくとも2クラスを確保を図っていくのだという視点というのは大事なのではないかというふうに思います。ぜひそんな形で今後の充実強化と魅力化について、私らもいろんな場面でご意見を申し上げていきたいと思いますが、これらについて、それが本当に大切なことではないかというふうに考えていますが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員がお話されたように生徒の絶対数が少なくなっているわけでありまして、田島地区は数字から言えば2学級が存続できるくらいの数字はあるわけですがけれども、西部地区は残念ながら1学級だろうと私は思っています。檜枝岐さんもかなり少なくなっていますし、それから只見さん、下郷さんのほうも生徒の人数が減っています。私たちも同じように減っています。そうした中でそれは先ほど申し上げましたように、留学生をふやさなければ本当に1学級で存続するような形になるわけでありますから、そういうことも含めた中で、県のほうでそういう将来の見通しをした中で学校の存続を私たちは求めていかなければならないし、子供たちの、生徒たちの取り合いにはなりませんけれども、地方創生もそうですけど、人口をふやせということは国全体がふえてないのだから、よそから人口呼ぶということは片方が減ることですから、お互い取り合いになるわけですがけれども、そうしたことを含めて、よりよい将来の教育ができるように、まずすることが一番の、私は基本だと思っていますので、人数も大事ですがけれども、そういう中で、限られた中で学校の存続、そして地域のために、よりよい生徒の未来のために教育できる、そういう学校のあり方というものを県のほうにもしっかりと、私らとしても意見を述べていきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ちょっとしつこい質問であれですが、あとこの質問については最後になります。

過日の新聞報道で、県立只見高校の生徒に対し、只見町では町内に塾がないため公営塾を開設し、町採用の地域おこし協力隊員が指導するとの報道がありました。私も新聞報道だけでは不安だったので只見町に行って聞いてきましたら、地域おこし協力隊3人を公営塾のため専属で配置するとのことでした。これは本町もなっている地域おこし協力隊、地方交付税対象なのですかね、その分で3名というような形で考えている。今後、2時から8時くらいまで、大体50分刻みで10分休みを入れて授業を、塾をやると。なかなか只見では塾がないからというような言い方をしていました。やはりこれも高校の魅力化の一環とのこと。また、只見町では只見高校の存続に向け町単独の寮を整備し、現在1から3年生43名が入寮しています。入寮生は県内はもとよりでございますが、新潟、千葉、東京、神奈川など県外からも来ています。経費は食事のみ自己負担で1カ月、土日含め3食全て食べて3万5,000円、平均では3万円程度ということでした。現在、入寮生がふえるということで増築工事を行って

るとの説明でございました。一方、南会津高校は原則土日は寮を出なくてはならない、土日でも食事ができるとよいのだがとの要望がありました。このような要望はそれぞれ両校にある振興協議会等で取り上げ、意見反映をしてはどうかと思いますが、まず1点、どうでしょう。

私は全て只見町のようにすべきということの意見ではございませんが、本町においても高校の充実強化に向けた手だてを講ずる、そこまで来ているという認識をして対応していくべきではないかというように考えますが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

只見高校の状況も新聞等もそうですけれども、実際にもいろいろ話は聞いています。ですから、ある程度わかっているつもりですけれども、寮にしても只見は町立だし、町でやっていますし、南会津高校は県でやっている寮であります。ですから、それもこれも一緒にするわけにはいかないのですが、やっぱり地域の事情だと思います。それはご理解いただきたいと思います。そうした中で、塾の件もそうですけれども、田島地区の皆さんも高校生まで塾があるかどうか、ちょっと私、そこ申しわけないですけど把握していないのですが、南会津高校に関しては進学に対しての指導というのは、学校の先生がかなり綿密な計画の中でやられているというふうにも聞いています。ですから、その学校の対応とか地域の対応とか町の対応とかというのはそれぞれだと思いますし、そうした中でどういうふうに補ったらいいのか、一番は生徒がどれだけの自分がやる気があるのかということも一つのポイントになろうかと思います。そうしたこと、総合的な中でどういうふうにしたらいいのかということは、より詳しいことは振興連絡協議会の中でいろいろ皆さん方と話を議論していければなど、今思っているところでございますけれども、具体的な対応に対しましては、そういう中で皆さん方と検討してやれることはやっていければと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。それぞれ、私たちの今やらなければならないことだけは、適切にしっかりとやっていくということをお話させていただきたいなと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 この点については私も振興協議会に、今、文教厚生委員として入らせてもらっていますが、できれば今後も関わっていききたいなというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、会津山村道場の宿泊施設活用についてお伺いをします。

1点目は、会津山村道場というのは先ほど町長の説明の中でありましたように、伝習農場と

というような形で農林業の後継者を育成する県立の学校だというように私も承知しています。実は、私の父もこの卒業生でございます。跡地利用として現在このような施設が整備され活用されています。当施設のオートキャンプ場の、先ほどちょっと回答の中でも触れられていたなというふうに考えますが、オートキャンプ場の奥に大分大きな原生林があると。そしてそれは地区の方に聞きましたら、町長も現地を見ていただいているということで、自然との触れ合いの場ということで先ほど来も回答の中であったように思います。これは原生林内に遊歩道等を設けての活用も考えられるのではないかというように思っていますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、会津山村道場周辺には本当に恵まれた自然がございます。特に、今、議員おただしのように奥のほうの高倉山というところは、かなり原生林あるいは珍しい植物、当然動物などもおりますので、この自然一帯をトータル的に、魅力的な自然の散策コースといいますか、そういうもの十分値すると思いますので、今後、散策ルート、いろいろルート、1つのルートだけじゃなくて、手軽に2キロコースですとか、あるいは5キロコースですとか、あるいは頂上まで行ってみたいなという方は、恐らく利用者もおおると思いますので、そういうさまざまなコース設定を今後検討いたしまして、遊歩道も含めて、今後、指定管理者であります、みなみやま観光ですとか、あるいは、当然貴重な動植物もありますので教育委員会ですとか、あるいは商工観光課、それぞれの関係者で検討をして、コースについては今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 これについては多分、それは承知していますという回答だと思いますが、地元も協力体制というのはあると思っておりますので、ぜひそれらを含めて検討いただければというように思います。

また、次に、私もこれはお話を聞いた中で、本町というのは隣の下郷町から比べるとやっぱり観光資源というか、そういう意味では若干劣ると。ただ、そういう中で、各種イベントを企画、開催するなどしながら交流人口の拡大を図っていくことが大切なんだという意見を聞きました。私もそのとおりだと思っています。

そこで、1点、これは会津山村道場周辺で行われてきました雪ウォークのイベントがことしは中止とのことでした。なぜ中止になったのかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今、議員おただしのとおり雪ウォークがずっと続いてきました。そこに雪ウォークをやろうという取り組みの前段としまして、長野でのクロスカントリーに引き続き雪のイベントにしようということで、昨年度、27年度まで区長会の協力のもと地域型イベントとして実施した経過がございます。しかしながら、冬のイベントということで各地域で2月から3月上旬に集中して行われている状態でもあります。特に、大内宿、只見の雪まつりや、あと町内のスキー大会などなどの行事が重なっております、集客的に見ますと平成26年度が110名、平成27年度が40名ということで、当初始まった時点と比較しますと大幅な集客の減になっているという状況が続いております。そういった集客が伸びない状況をもう一度原点に振り返って、もう一度山村道場の観光イベントのあり方を見詰め直そうという判断に立ちまして、平成28年度につきましては事業を見送ったという経過でございます。

今後でございますが、現在、観光協会では観光事業に携わる事業としまして43のイベントを実施しております。それらの事業についても、今後どのように運営すればもっと効果のある誘客につながるんだということで、全ての事業につきまして運営のあり方等々について検証する運びになっております。そういうことで、議員おただしのとおり平成28年度につきましても、山村道場の冬の取り組みとしましては野岩鉄道、EWMファクトリーが単体でかんじきウォークを実施したということで把握はしておりますので、今後、山村道場の利活用も含めて冬のイベントをどうするんだということで、事業の展開、あり方について関係機関の皆さんと議論を深めて、よりよいイベントのあり方について皆さんに示していきたいなということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど、ことしはかんじきウォークの関係、私もこれ地区の方に聞きましたら、3月の4、5日にかけてかんじきウォークが地元にある誘致企業と地区民との協力で開催されたというふうに聞いています。当日は町内、県内から20人、遠い方は新潟のほうから駆けつけてくれた方もいるようでございます。スタッフ含めて30数名参加で、地元ではそば、しんごろう、豚汁等振る舞い、喜ばれたというように聞いています。確かに、先ほど回答の中でございました冬のイベントが本当に、確かに土日、土日、なかなか普通の日企画してもというのはありますから、やっぱりそこにダブってくると、それこそまた客の取り合いみたいな形であるわけですが、冒頭申し上げましたように、先ほどの質問の中で言いましたように、交流人口の拡大を図っていくということが本町の観光のあり方に直結をしていくのではないかと

いうように思います。このような取り組みがリピーターをふやして次につながっていくのではというように考えますが、これらの取り組みについて、先ほど検証しながら考えていくということですが、再度、ちょっと考え方についてあればお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

南会津全体の今の観光誘客に対して課題として上げられるものについてでございますが、3つほどございます。知名度が低いというのがございます。観光資源の認知度が低いと。あと、旅行者への宣伝、広告力が低いというのがいろんな旅行代理店からも指摘を受けているところでございます。

町としましては、山村道場のみならず全ての観光資源を有効に利用しようという観点から、新型リバティ会津の会津田島駅乗り入れを絶好の機会と捉えまして、これをスタート元年と位置づけながら切れ目のない、今後、広告宣伝、キャラバン等々を実施しまして誘客を展開していきたいなと思います。それには魅力的なプログラムがなければお客さんはついてきませんので、南会津の定番商品を29年度にはつくりまして、お客さんが震災前の125万人来ておりまして、それに少しでも近づけるような取り組みをやっていければなと思っております。そういったことで、特に町単体での誘客増にも限界ございますので、今後、特に周辺町村、特に日光市さんとか、あと若松さん、そういったものと連携をしながら広域観光の推進を図っていききたいなということで考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 最後は、時間も迫ってまいりましたので、一度訪れた方の、先ほどのイベントをやって、そしてそれでリピーターをふやしながらそれらの口コミでまた次につなげていくということがやっぱり私も大切だというように思います。自然に親しむイベント等、この会津山村道場の中で行って、参加された方々を通して交流人口の拡大を図っていく。都会では味わえない、経験することができないものを提供する。そして一番の、私は強調したいなと思うのは、関東圏から車で来ると南会津町に入って、私のうちを通り越して15分で栃木県の県境から多分あそこまでは届くんです。やっぱりこれだけの近くにある当施設の利用拡大を図るため、ぜひ平成29年度予算で旅行商品造成事業が計上されていますが、当宿泊施設もメニューに加えていただいて、多分加えられるだろうと思っておりますが、宿泊施設と自然の触れ合いの場として周知を図り、交流人口拡大につなげてはどうかと思います。どうでしょう。最後でございます。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

今、議員おただしのとおり、さまざまな事業展開をしながら誘客活動を展開していきたいと思えます。南会津の特徴といいますと、都会にはある便利さはございません。しかし都会にはない心地よさが残る地域であります。自然があつて歴史があつて食があると、そういったものを連動しながら誘客活動を今後も展開していきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で、4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○五十嵐 司議長 次に、3番、丸山陽子君の登壇を許します。

3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 議席番号3番、丸山陽子です。通告に従い一般質問いたします。

まず初めに、子育て支援包括センターの開設について伺います。

現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援はさまざまな機関によってそれぞれに行われており、連携がとりにくいのが現状です。このため、国ではフィンランドの制度で妊娠期から子供が就学するまで子育てのさまざまな支援を1つの窓口で提供するネウボラ、助言の場という仕組みを参考にし、妊娠期から子育て期にわたる育児や健康等に関する総合的な相談や支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターを平成32年度末までに全国展開する方向性が打ち出されました。それを受けて、本町ではいち早く新規事業として平成29年度に開設する意向を示されています。

そこで、開設に向けての取り組みについて伺います。

1つ、開設場所及び開設までのスケジュールについて伺います。

2点目に、体制及び事業内容についてお伺いします。

3点目は、町の皆さんへの周知方法について伺います。

次に、ペットの火葬について伺います。

今、ペットは心の癒やしとして喜怒哀楽をともにし家族同様に慈しみ、育てられています。楽しい時間をともにし生活してきたペットが亡くなったとき、山や畑、住宅の周りの空き地等に埋めるのはつらい、安らかに眠れるように見送ってあげたいという思いから、火葬を望まれる方が多くなってきています。本町ではペットの火葬ができないため、郡山や栃木方面で火葬される方もいます。本町でペットの火葬ができるようにしてはと考えます。考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、子育て世代包括支援センターに関する1点目ではありますが、開設する場所及び開設までのスケジュールについてのおただしであります。4月より健康福祉課内に南会津町子育て世代包括支援センター「えがお」として開設いたしまして、役場新庁舎開庁時にはサイン表示等を行うこととしております。庁舎の開設が前に伸びそうですけれども、そうしましたらサイン等を行って示したいと思えます。

次に、2点目ではありますが、体制及び事業内容についてのおただしであります。新たに専門資格と経験を有する子育て支援専門員を配置し、保健師とともに多様化、専門化する妊娠期から子育て期までの総合的な相談、支援業務を行っていききたいと、そのように考えております。

次に、3点目であります。町民への周知方法についてのおただしであります。広報紙を初めホームページ等により住民の周知に努めるとともに、乳幼児健診等を活用いたしまして周知を図ってまいります。また、子育て世代に親しんでいただけるためのロゴマークを定めまして、さまざまな機会を通してこれらの周知活動をしてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、本町でのペットの火葬ができるようにしてはとのおただしであります。まず、制度としては動物霊園事業に係る火葬場、墓地、葬祭、それから納骨堂の設置及び管理運営に関する法律は現在においてまだ存続していないところであります。地方公共団体、民間問わず設置運営することが可能となっております。一方で、町に対するペットの火葬に関する問い合わせにつきましては、年に1回程度あるというのが今の現在の状況であります。議員おただしのよう、家族同様に生活してきたペットに対して深い愛情を抱いて見送ってあげたいという、そういう思いの飼い主がいらっしゃることは、私としてもその思いは重々わかります。本当にああいう大きな災害がありまして、ペットの大事さ、ペットと一緒に住む住宅どうするんだという大きな課題になっていきますし、もちろんそのペットがいなくなっ

たときのこと、いろいろ悲しまれている様子も肌で感じていますし、私自身もその思いは重々承知しているところがございます。そのような状況でありますけれども、新たなペットの火葬施設の設備や整備やその後の維持管理等考慮しますと、町単独ではなかなか厳しいのが今の現状かなと思います。衛生組合でも実はこの話は余りなかったのですが、衛生組合、同じような事業、同じようなといったら変ですけれども、そういうことが関連してもいいのかなと、私としては気持ち思いますので、この件につきましては管理者会の中である程度下ばなしをしながら、今後の方向性を地域として探っていければかなと思います。ただ、現状としては、なかなかすぐそれを実施することは大変厳しい状況であるということをご認識、ご理解いただければありがたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ご回答いただきまして、それに対してちょっと何点か質問させていただきたいと思います。

私も先月、2月2日なんですけれども、県の福祉課のほうの方から子育て世代包括支援センターについての研修を受ける機会がありまして、そこに参加させていただきました。福島では既に福島市、白河市がセンターを立ち上げていらっしゃいますけれども、南会津町も本当に素早い対応で、平成29年度にいち早くこのセンターを開設する意向を示されたとその場でお伺いしました。ぜひこの政策が皆さんに知っていただきたいという思いから、今回、本町の皆さんへ知っていただきたいという思いからこの質問をさせていただいております。既にスタートしている福島市、白河市では健診や予防接種などの相談も1カ所できるとか、また、たらい回しがなくなった、それぞれの担当課との連携がスムーズになったとか、そういう情報も共有できるようになったという、さまざまなセンターを立ち上げてよかったという声が上げられていると聞いています。

本町でも、それに対してセンターを庁舎内に開設されるということで、新庁舎ができるのがおくれるのはちょっと残念ですけれども、センターを庁舎内に開設されるということで、フロア内のスペースについてちょっとお伺いしたいと思います。昨年、私、一般質問の中でおむつがえや授乳のできる赤ちゃんの駅の設定についてということで質問をさせていただきましたけれども、今回こういうセンターができるに当たって相談に来られるお母さんの中には1子、2子というか、赤ちゃんを連れて来られる方もいらっしゃると思います。そこでおむつがえや子

供たちがお母さんが相談を受けている間、遊んでいけるような、そういう授乳ができたりおむつがえができたりする場所というのは考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

庁舎の中ということで、具体的にいいますと健康福祉課の中に子育て支援係がありますので、そこに設置はしたいと考えております。ただいまご指摘ありましたように、例えばお子さん連れてきて上のお子さんをどこかでという形、あるいはおむつがえということがあるかと思いますが、庁舎の中、ご存じのようにスペースがちょっと限られておりまして、そういったところ具体的に考えてはおりませんが、例えば健康福祉課の隣に宿直室といいますか、ありますので、場合によってはそちらのほうで相談をしながら、そこにお子さんにおいていただくような対応はとっていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからも答えいたします。

新庁舎のスペースの関係でございます。まず、今、健康福祉課長ご答弁申し上げましたように、そのような考え方もございますが、現在のこの庁舎の中には相談室というのは全くございませんで、宿直室を使ったりという、いわゆる個人情報漏れるのが非常に心配されておりますので、まず1つは税務課あるいは福祉関係等々におきましては、それぞれ相談室は設けさせていただくことになっております。ですからお子さんを連れて、その中での相談、プライベートな相談というのは当然今度はきちっと確立できるものと思っております。また、お子さんも、例えば大きいお子さんを連れて相談に来るといような場合は、1階の、入って左奥のほうに共同スペースというか町民の方がどなたでも自由に入れるスペース、自由に使っていただけるスペース等も用意してございますので、そこに、後は団体等のほうからいわゆるキッズ的な寄附というようなこともお話を伺っておりますので、そういうところでのお子さんたちも時間を過ごすことができるものであろうと、そのように思っております。全体的にいろいろと、お母さん、それからお子さん方が不便なくきちっと時間を余裕持って過ごせるような形で、運営というか庁舎のほうのスペースは確保したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ぜひお母さん方が安心して相談できるように、時間がとっても大丈夫

なような対応をしていただきたいと思います。

次に、包括支援センターは妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対応するという
ことで、総括的相談支援を提供する体制が望まれます。保健師などの専門職の方が妊産婦等
に対し、切れ目のない支援を実施していくとされています。そのため、国で示すセンターのあり
方についてなんですけれども、担当職員については保健師を1名以上配置する、また、担当職
員としてソーシャルワーカー、社会福祉士等の方だけでなく、その方だけしか配置できない場
合は、近隣の保健センターの保健師さんとか、また、看護師さん、助産師さんというのを連携
で確保してはというふうになっています。本町では保健師初め3名体制でというふうに先日伺
いまして、専門職として心理士を採用されるということもお聞きしました。安定した支援がで
きるというふうに感じますけれども、関係機関との連携の中で、特に産婦人科との連携、病院
との連携の中で産婦人科との連携が重要になるかと思いますが、南会津には産婦人科がありま
せんので、病院との連携はどのようにとられていくのかということと、また、南会津病院には
助産師の資格を持っていらっしゃる方が3名いらっしゃるかと聞いています。そういう方との連
携はできないものかというのを考えたのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

今ほどありましたように、国のほうでモデルとして勧められるのは、センターということで
そこに人材を配置するという考え方なのですが、うちのほうとしましては何分資源的な、社会
資源といえますか、そういったものの制限もありますので、課の中に幸い子育て支援係があり
生涯福祉の関係があり健康増進係があり、ということなものですから、中の人材を活用してや
っていきたいというふうに考えております。その中で今ほどありましたように、助産師関係な
のですが、そこにつきましてはスタート時点ではそこまでちょっと考えておりませんが、必要
に応じて今後病院のほうと協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ぜひ、各担当との連携をとられて実施していただきたいと思いますとい
うふうに望みます。

妊娠期から子育て期は本当にお母さん方にとっては心配や不安でいっぱいになると思われま
す。そういうお母さんや、また家族の思いを温かく受けとめられるセンターになるよう心から
願っております。子育ては南会津でやりたいと思っていただける手厚い支援を温かく行って

けるよう期待しまして、この子育て世代包括支援センターの開設についての質問は終わらせていただきます。

次に、ペットの火葬について伺います。

本町で犬を飼っていらっしゃる方は平成29年の1月現在743頭というふうに担当の方から伺いました。火葬についての問い合わせは年に数回ということで、先ほど町長のほうからもありましたが、年に1、2度ということでもあります。しかし、身近な方なんですけれども、愛犬が亡くなったとき自分たちも高齢なので火葬するのは、遠くにいくのは大変だということで、南会津で火葬ができるところはないだろうかという、その思いを聞いたものですから、ほんの少数の思いかもしれませんが、その声にちょっと寄り添えたらと思ひまして、今回この質問を出させていただいております。その中で、私も南会津町には東部と西部に火葬場があるということで、見に行かせていただいたんですが、ともにこれは町の施設ではありませんのでなかなか難しいと思うんですけれども、先ほど町長からも環境衛生のほうでそういう対応というのを考えたことがあるというふうにおっしゃっていましたので、町長は南会津の衛生組合のほうの副管理者でもありますので、ちょっと質問を1点させていただきたいと思ひます。

西部の斎場に行かせていただいて見させていただいたのですが、1基の小さい炉がぁいていうか、使われなままあるということで、それが壊れているわけではなくて使える状態でもあるということをお伺いしましたので、この小炉を利用してはと考えたのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ペットというのはその人にとっては大変かわいい動物と申しますか、それこそ共同者というかだと思ひますけれども、いろいろな考え方があるということもやはり私たちは認識しなければならぬと思ひます。今ある施設そのものは人が最後の火葬をするというところでございますので、動物用につくったわけでもない、あいてるからそこを使えばいいかという、そういう単純なものでは私はないと思ひています。ですから、そういう意味で今後、他の町になりますけれども、檜枝岐さん入っていないんですけれども、只見町さんとか下郷町さんとかどういふ状況なのか、その状況の調査もして、そしてこういう話あったよと、そういうことを伝えながら、みんなしてこれに対して話し合いができればいいかなということで先ほど申し上げたが、そういうわけで、今現在それを具体的に火葬ができるようにやりますとかそういうことは、なかなか申し上げにくいというような状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思ひま

す。その気持ちは重々わかりますが、状況もわかっているつもりですが、やはりいろいろ地域としての課題もあるものですから、その辺はご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

先ほど丸山議員のほうからご指摘がありました西部環境のあいている炉という小さな炉ということなのですが、それはもともと汚物を焼却する炉ということでございます。もしそれをペット用の火葬をする炉にするためには、改修をしなければならないというようなことがございます。改修する場合には多大な費用がかかってしまうということで、これは東部、西部の衛生組合が統合する段階の中で一つの検討として加えられている内容でございます。今、町長のほうで答弁していただいたような結果というふうになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 確認させていただいてありがとうございます。

大切な家族の一員として育てたペットですので、ぜひそのまま捨てるということがないような形でやっていただきたいなというふうに思ったものですから、ぜひ検討の段階でできるのであれば、近隣の皆さんというか市町村からも来ていただけるような、ペットの火葬ができる町ということでもいいのではないのかなというふうに思いましたので、ぜひ検討していただけますよう期待しまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で、3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

6番、湯田良一君にお諮りします。

正午まで約40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○6番 湯田良一議員 はい、了解です。

○五十嵐 司議長 いいですか。はい。

了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 湯 田 良 一 議 員

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君の登壇を許します。

6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 議席番号6番、湯田良一です。通告に従い、大きく分けて2点について質問をいたします。

第1点目ではありますが、現在、町営住宅の入居者に車庫証明を交付してはの件です。

現在、町営住宅に入居されている方々は、車の更新時に必要な車庫証明が町から交付されておられません。町では今現在、町営住宅の建てかえを進めているところでございます。この建てかえにより新しい町営住宅には余裕のある駐車スペースができてきたように思います。入居者の方々は今まで駐車スペースを確保し車庫証明を交付していただくために、町営住宅の近くに民間の空き地などを探して借用して、そして車庫証明をとり更新してきたのが現状です。大変な不便な思いがあったことでしょうか。現在は建てかえなどにより、入居者の住環境や駐車スペースの面では大きな改善が見られてきています。

こうした駐車スペースのある町営住宅の入居者に対して、車庫証明の交付をしてはと思いますが、どうでしょうか。町長の考えは。

続いて、2点目であります。

郷土愛を育み将来南会津町に帰ってくる子供たちを育てるために歴史と文化の教育を学校教育の中に正式な授業として取り入れては。

今後とも少子高齢化が進み、人口減少に歯どめがきかない状況が続きます。この人口減少の下降線を幾らかでも緩やかな線にしなければならないと考えます。そのためにも南会津町のよき歴史やよき文化を小学生時代から年に数時間でも、また、各学期ごとでも学校教育の正式な授業の中に取り入れ、郷土愛を育み将来南会津町に帰ってきたいと思ってくれる子供が一人でも多くなるような南会津町ならではの教育を考えていくべきだと思います。各小学校では現在総合学習の中で地域性を生かした独自の勉強をしていると思います。正式な授業となりますと、小学生の意識が変わってくるのでは。現在進めている、今年度も新規事業として副読本などがありましたが、そういった副読本などを活用しながら正式な授業に組み入れてはどうでしょうか。将来南会津町に帰ってきてくれる子供たちが一人でも多くなって、人口減少の下降線が少しでも緩やかになってくれることを願います。教育長の考えはどうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは再質問席から質問します。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、湯田良一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駐車スペースがある町営住宅の入居者に対して車庫証明を交付してはとのおただし

であります。公営住宅は住宅に大変困っていらっしゃる低額所得者に低額な家賃で賃貸することを目的として整備される住宅であるために、平成8年に公営住宅法で駐車場が共同施設として位置づけられる以前は、近年ほどの自動車保有数が想定されませんでした。このため、本町の町営住宅においても入所世帯に対して十分な駐車スペースが整備されていない団地が多くありまして、入居者が自動車を更新する際に必要となる保管場所の使用承諾、いわゆる車庫証明も困難な状況にあるところでもあります。議員おただしのように入居世帯間で平等な駐車区画を確保できる町営住宅につきましては車庫証明の対応が可能であると、そのように思われますので、各団地における駐車スペースの利用状況等を調査いたしまして必要な対応を図ってまいりたいと、そのように考えたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。駐車スペースに余裕ある、確保できそうなところには町としてはその対応をしたらどうかと検討してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは郷土愛を育むための南会津町独自の歴史と文化の教育についてお答えいたします。

議員おただしのとおり郷土愛を育むための取り組みは大変重要であると考えております。そのため、本町では昨年度、次世代の地域を担う人材の育成を理念とした南会津町教育大綱を策定し、その実現のため、「町を愛し、思いやりのある人を育むこと」を基本目標の一つとして取り組んでいるところでございます。

現在、議員お話がありましたとおり各小・中学校においては総合的な学習の時間や行事等の時間を中心に、地域の人材等を活用しながら地域の歴史や文化、自然などに触れる郷土のよさを理解させる学習を行っております。これらの中で本町ならではの郷土愛を育む教育が実施されているというふうに認識しております。

なお、今年度より郷土愛を育むための副読本を2カ年計画で作成しており、平成30年度より各小・中学校において副読本を使用した郷土愛を育む授業等を実施する予定でありますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 今現在、よその町村でも町営住宅に対しての車庫証明の交付をしている自治体があります。そんなところで、実際駐車スペースのある住宅については可能なのでこれから検討していくという返答をもらいました。

それはあれなんです、今現在、今までの建てかえ前の町営住宅に入居されている方も、実際は何とか工夫しながら町営住宅に駐車しているというのが、これはそういう方々に対しては非常に申しわけないかもしれませんが、そこでは車庫証明はとれていませんでしたのでどうなのかなというふうに考えますが、今後、そうして今現在何とかスペースをつくりながらとめている方々もいますので、そういったところも証明の対象にはならないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 車庫証明、いわゆる自動車保管場所証明というものを町としては必要であれば出すということになるかと思えます。現状見てみますと、南会津町において車庫証明が必要なのは田島地域、田島地域には233戸ほどの町営住宅ありますが、その分について対象となるかと思えます。車にも大きさがございまして、小型乗用車等であれば2メートル50の5メートルほどぐらいの大きさの規格の部分が必要かと思えますが、現状を調査してみまして各団地ごとに、団地によってはほぼ駐車スペースがない場所、それからまた別な団地におきましては何割かとめられるというような場所もありますので、その辺のところを十分調査した上で可能であれば証明書の交付ということで交付してまいりたいと思えますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 そうですね。今現在とめているわけですからね。そういったところも踏まえながら、今後そういった町営住宅まで調査していただきながら、そして前向きに検討していただければというふうに考えます。これからもひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、学校教育のあれなんです、小学生から郷土愛を育みという点なのですが、やはりこれからも、今までも人口減少、少子高齢化が続きながら、そして人口減少の原因になっております。私の思いは小学生時代からこういった正式が授業というふうな形になりますと、子供たちの意識の変化があるのではないのかなというふうに考えております。さまざまな授業の中で、学習の中で、子供たちは一生懸命各学校の特徴を生かし特色を生かしながらの勉強に育んでいるところでございますが、一番の人口減少に私も懸念を持っているものですから、こういう対策も必要なのではないかなと。これも人口減少対策の一つの方法なのかな、方策なのかなというふうに考えております。そういった人口減少対策という観点からも、将来の南会津

町をどうすればというふうな点から、学校教育の中にもこういったことを入れていただければなというふうに質問したところなんです、先ほど教育長のほうから平成30年度より副読本の活用が図られるということがありました。これは非常によいことであります。今年度の新規事業の中にも副読本の予算化がされております。そういった点からも、私は将来の子供たちのことを考えれば、こういったことは大事なことはないのかなというふうに考えます。人口減少という点からも、教育長、もう1回、将来的な南会津町の立場になって、どうでしょうか。もう一度よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えしたいと思ひます。

確かに町を愛する子供たちがふえれば、ある程度の人口減少にも歯どめがかかるかなと。あと、もう一つは、町に残った人にとっても町を愛するという気持ちがあれば町の活性化に十分努めてくれるのではないかとということが期待されるかなというふうに思っています。

学校教育の中でということがありました。副読本の活用もあるんですけども、そのような時間を、例えば道徳の時間とか、総合的な学習の時間、どこに位置づけるか等については今後検討してまいりたいなというように思っています。

また、他地区ではふるさと教育というものを教育特区として教育課程に位置づけているというお話も聞いたことがありますので、その辺なども十分に検討していきたいなというように考えております。

ただ、学校でそういう教育をするから地域では大丈夫なのだということではなくて、学校は本当にふるさと教育の一部分を担っているものでありますから、多くの部分は地域や家庭やそういうもので担っているというふうに考えておりますので、ぜひその点もご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 そうですね。子供の教育は学校だけではできません。やはり地域、家庭、そして学校。それを町がバックアップしていろんな施策を立ててくれるのが一番理想なことだと思います。そういった点からも、今、私が本当に聞きたいということは教育長のほうからも答弁がありました。そういったことも踏まえながら、これからふるさとを思う、郷土愛を思ってくれる子供が一人でも多くなることを願ひながら、私の一般質問は終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で、6番、湯田良一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にいたします。

午後 1 時から会議を開きます。

休憩 午前 11 時 39 分

再開 午後 1 時 00 分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 楠 正次 議員

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君の登壇を許します。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 議席番号10番、楠正次、通告に従い順次質問いたします。

まず1点目であります。

人口減少に歯どめがかからず、自然減、社会減ともに増加しています。新町まちづくり計画を策定するときの人口減少予測を上回る減少になってきたと考えます。新町まちづくり計画の人口推計値と国勢調査の確定値は差が大きくなっており、平成22年度調査値では1,085人、平成27年調査値では1,538人推計値より減少しています。確定値の推移を見ると平成17年は1万9,870人、平成22年は1万7,864人、平成27年では1万6,264人に、5年ごとの国勢調査値ではそれぞれ2,006人、1,600人と減少しております。

人口は普通交付税の算定に重要な要素と考えます。平成28年度から平成32年度までの合併特例交付税分、まず上乗せ分ではありますが、これが90%、70%、50%、30%、10%と5年間かけて減額されます。これまでの確定値人口の推移を見ると減少率は平成7年から平成12年は約4%、平成12年から平成17年は約6%、平成22年は11%と大きくなりました。平成32年国勢調査値により一本算定となると思いますが、それによって推計される33年度の交付税予測額とそれに伴う歳出抑制策に対する考えを伺います。

2点目であります。新庁舎建設遅延についてであります。

平成26年3月18日に新庁舎建設基本設計業務公開プレゼンテーションが実施され、私も初

めて傍聴させていただいたことを思い出しました。5社によるプロポーザル審査で、株式会社青島裕之建築設計室が最優秀に選定されまして、翌年に我々、当時産業建設委員でありましたが、産業建設委員会と建設業界との意見交換会、懇談会が開催され事業者から「地元事業者で十分に対応できる中身だ」という力強い意見がありました。しかし、本年2月28日に完成の運びでありましたが、困難で、建設事業の工期延長の説明が28日に議員懇談会でありました。

①約4カ月遅延の原因及び理由を改めて伺いたいと思います。

②JVの方から設計者が施工図に対してのだめ出しをしても、線を引く等の助言等々がないという話を聞きました。設計者と施工業者との業務って私もよく存じてないんですけども、この辺を説明していただきたいなと思います。

大きな3点目ではありますが、いじめについてであります。

全国的にいじめのニュースが後を絶たず報道されています。きょうも南相馬の中2の女子生徒の因果関係調査という記事が載っていましたが、県内の小・中・高・特別支援学校のいじめ件数が新聞報道され、いじめ認知件数は1,220件で、小学校が650件、中学校が470件、高校が95件と発表されました。最悪の事態になると外部調査委員会等が設置され、調査の結果いじめが確認されたという報道をよく耳にします。道徳教育でいじめをなくす、人権教育でいじめをなくす、序列をつけるといじめの原因になるから運動会などで順位をつけないなど、いろいろなことがいわれております。

①文部科学省の問題行動等児童生徒の諸問題に関する調査、正式名称であります、の内容を伺いたいと思います。

②本町の小学校及び中学校における諸問題、なければならぬ結構ですが、伺いたいと思います。

③いじめは古くて新しい、遠くて身近な問題と、誰もが多かれ少なかれ悩む問題と、先日の民報サロンに投稿記事がありました。いじめに対し教育長の所見、見解を伺います。

④岩手県矢巾町の事件で本県でも中学生、女子高生など多くの痛ましい自死事件がありました。この世で一番大切にしなければならぬ尊いものは人の命で、誰もが思っていると思います。いじめから命を守るためにしなければならぬことがあると思います。この点について教育長の見解を伺いたいと思います。

以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少と財政についてのおただしであります。本町の歳入予算に大きな割合を占める普通交付税については、平成28年度から合併算定替え終了により段階的に減少する激変緩和期間に入っておりまして、また、平成33年度以降は一本算定による普通交付税が交付されることとなります。普通交付税には国勢調査による人口を測定単位としている項目が14項目あることから、議員ご指摘のとおり人口減少は普通交付税の交付額に影響することとなります。平成28年度における普通交付税の一本算定の額は約56億8,000万円でありましたが、町村合併後の国勢調査による人口は調査ごとに10%前後減少していることから、平成32年度に実施が予定されている国勢調査ではさらに人口が減少することが予想されまして、普通交付税の交付額に影響することが考えられます。

また、財務省からリーマンショック後の危機対応分である普通交付税の歳出特別枠の廃止が求められておりまして、国勢調査による人口の減少以外にも普通交付税の減少要因が存在しております。

これらを踏まえまして平成33年度以降の普通交付税額を推計いたしますと、おおむね55億円前後になるのではないかと、そのように予想しています。このように、財政的に非常に厳しい状況になるため、今までより以上に歳出抑制を進めていく必要があることから、定員管理による人件費の抑制に継続して取り組むことで人件費のさらなる圧縮を図るとともに、現在策定中の公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の統廃合を検討していく必要があります。また、財政的に厳しい状況となっても人口減少を初めとする行政課題に対しましては、的確に対応していく必要がありますので、現在取り組んでいる施設評価と事務事業評価の精度を上げまして、施策ごとの予算の割り振りに強弱をつけるとともに、事務事業の優先度を図りつつ統廃合を行うことで予算を削減しながらも、十分な成果と効果が上げられるように取り組んでまいりたいと、そのようにやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、新庁舎建設遅延についての1点目ではありますが、建設工事の約4カ月遅延の原因を示せとのおただしであります。新庁舎建設工事の当初の契約工期は平成29年2月28日でありましたが、本年1月に建築主体工事請負業者より4カ月の工期延期の協議があったことから、町においても内容を検討した結果、予定しておりました平成29年5月の開庁を延期することとしたところであります。工期延期の原因といたしましては、外部金物及び鋼製建具などの受注生産品の現場納品に想定外のおくれが発生したためであります。

次に2点目、設計者と施工業者の業務を示せとのおただしであります。建築士法によりますと、設計業務とは、建築物の工事实施のために必要な図面及び仕様書などの設計図書を作成

することです。また、施工業者の業務は建築物や工作物などの施工及び施工に当たってのコスト、安全及び工程等の管理を行うこと、さらには下請業者や職人への指示やでき上がり形状などの共有を図るために必要な施工図、それから総合図といって電気とか空調とかいろいろな配管とかそういうものを施工するための図面、そして躯体図といって今度は全体の骨組みとか寸法を詳細にあらわした図面等を作成することです。そのようなものを建設施工業者がつくらなければならないということになります。

現在、新庁舎建設の施工業者の方々は大変いろいろとご苦労されていると聞いております。完成後には地元の力で、そして結集してつくり上げた庁舎として本当に自信を持ってこれからのいろいろ建設事業に当たっていただけるものと、そのような庁舎の建設の経験になると、私はそのように考えておるところでございます。大変苦労しておられる様子は重々伝わってきますし、これを機会にいろいろなことに挑戦していただくのも、私たちのこの地域にとって大きな力になるものと考えております。いずれにしましても工期はおくれています。本当に安全で安心な、そして親しみのあるしっかりした庁舎にしてほしいというのが今の私の考えでありまして、町といたしましてもこれからもしっかりと支援をしながら、そしていろいろな意見を申し上げながら、この庁舎の建設に当たっていただけるよう町としても努力してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項等につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からはいじめについてお答えいたします。

まず1点目、文部科学省の問題行動等児童生徒の諸問題に関する調査の内容を示せとのおたただしですが、この調査はいじめや暴力行為、不登校など生徒指導上の諸問題を調査項目として、全国の国公立小・中・高等学校を対象として実施した調査であります。平成27年度調査のいじめに関しての主な特徴としましては、その認知件数が22万4,540件であり、前年度より3,500件増加しております。また、いじめの中でも児童・生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる重大事態の発生件数は313件で、前年度より130件減少しているという結果になっております。

次に、2点目、町内の小・中学校で抱える諸問題を示せとのおたただしですが、いじめに関しては、現在、本町で策定しております南会津町いじめ防止基本方針及び各小・中学校で策定しております学校いじめ防止基本方針において、児童・生徒の生命や心身、財産に重大な被害が

生じた疑いがあると認められる重大事態について、教育委員会に報告しなければならないということになっております。現在まで学校から重大事態の報告はありませんが、学校長の判断で教育委員会へいじめに関する事案が数件報告されております。その内容としましては、主に小規模校の課題である固定化された人間関係から生じる仲間外れ等のいじめであり、その都度指導等を行い解決を図っているという報告を受けております。

次に、3点目、いじめに対する見解を示せとのおたただしですが、いじめの定義としてはいじめ防止推進法において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされております。ただし、この定義には以前いじめの定義として含まれていました「自分よりも弱いものに対して一方的に」や「継続的に」、または「深刻な苦痛」等の文言が含まれていないことから、たとえ善意の行為であっても相手が嫌な思いを抱いたらいじめに当てはまる場合も考えられます。

そのため、この定義に該当するいじめは、成長過程にある児童・生徒が集団で学校生活を送る中において発生する可能性があるというように認識し、対応する必要があると考えておりますのでご理解をお願いします。

次に、4点目、いじめから生命を守る考えを示せとのおたただしですが、いじめから命を守るには、いじめを発生させないということが第1の対策と考えます。そのために成長過程にある児童・生徒が集団で学校生活を送る中においては発生する可能性があるという認識を持ち、よりよい集団づくりに努めるとともに、いじめの要因となる諸問題の早期発見と解決に努めることが大切であると考えます。

2点目はいじめの早期発見と十分な対応と考えます。

3点目は万が一いじめに遭っても命を絶つということを選択することがないようにさせることだと思います。そのためには、日ごろより道德教育や人権教育を通して自他の生命を大切にすることを育てることが重要であると考えます。また、相談できる環境づくりに努めたり、ふだんの生活の中で教師と触れ合う時間を多くするなどの相談体制の充実に努めることが大切であると考えます。

4点目はたくましい心の育成と考えます。将来社会で生き抜くためには生きる力が必要とされ、たくましく生きるための健康な体や体力が不可欠であるといわれており、この健康な体については心の健康も含まれていると認識しております。健康な体や体力は学校という集団生活の中で育まれるだけでなく、家庭や地域社会でも育まれるものと考えております。そのため、

社会全体でたくましい人づくりに努めることが大切であると考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 なる説明していただきましたが、1点目から再質問、若干させていただきますと思います。

所管のところでありますから細かい点は抜きにしまして、平成27年は約9%で若干減少率は下がったというふうに思いますが、15年の本町の年齢別人口で見ると、男女とも、前に示していただいた図等から見ると40年ぐらい高齢者の人口は余り減少しないのか、逆に生産年齢人口は減少していきますので、税収の減も生じてくると。合併の算定が一本算定になって減るだけではなくて、そういうことも懸念されるのではないかなという思いがあります。そして、ネガティブな考えばかりではいけないのですが、ふえてくれれば本当にありがたい話ですけれども、さきに説明していただきました公共施設及びインフラ資産の整備や更新、これにかかる費用は今後40年間で1,893億9,000万円という推計値が示されました。これらの改修、更新に年平均47億3,000万円という資産、これ、更新、廃止を含めた長期的な強い決意がなければいけないのかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、議員が申された方向性、本当にそのとおりだと思いますし、町もそのような試算の中で今後のまちづくりをどのようにするのかということでもあります。限られた財政の中で、当初思っていたよりも交付税の減り方は少ないんですが、国の事情でどうなるかはわからないということでもありますので、それも念頭においた中で、先ほど申し上げましたように、人件費の抑制といいますか、これも少なくして、人件費を下げた人手不足になって、いわゆる行政が不能に陥るようなことのないような、そういう対策も当然必要ですし、それから合併してそれぞれ持ち寄った、いろんな財産ございますが、そのちょうどいろいろな改修とかそういうものもいっぱいございます。ですからその辺も踏まえた中で、各地域の皆さんにもそこは十分理解していただく必要が出てきますが、その辺も町としてはしっかり説明した中で、今後財政的なもの、それから皆さんに対するサービスどのようになるのか、また、どのようなことを望んでいるのか、両者しっかりお話し合いをした中でその解決をしていくと、そして将来のまちづくりをしていくということが、これからの大きな課題といいますか、やらなければ

ならないことだと私はそう思っています。ですから、行政側の一方的な都合ばかりでそう判断するのではなくて、しっかりした将来の見通しも含めた中で皆さん方に説明をして、そしてどのような町がいいのかということも、皆さん方の自主的な考え方も聞かしてもらいながら町をつくっていくということが、これからの大きな一つの柱になっていくんだらうと私はそのように思います。そうしたことを踏まえまして、しっかり説明をして、そして町は行政の役割としてサービス低下に陥らないように、そして今後の人事管理、それから公共施設の管理、そして地域の活性化、これをしっかり対応していきたいと、その基本をまず胸にそうやっていきたいと、そのように考えておりますので、ぜひ皆さん方にもこれからまた、るるいろいろ説明することいっぱいございますが、そういう中でご理解いただいて皆さん方にも、逆に町民の皆さんといいますか、説明いただいて、地域、それから町の潤滑油になっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 町長の思ひはよくわかりました。

現実的に、先ほどの答弁の中にありました予算が減少した中でもきちっとした成果や効果を出して、住民サービスを低下させないよふという思ひであらうと思ひますけど、それにはやはり人件費削減の話されましたけれども、事業の廃止、施設、インフラ、そういうものも本当に取捨選択が必要になるのではないかなと。当然この年間にかかる平均値でありますから、100億かかって10億しかかからない年もあるのかもしれないけれども、47億といつて、今までかけている金額からすると、とんでもない、10倍に近いよふな金額ですから、その辺を念頭にきちっと取捨選択するべきというよふに思ひますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 この間も公共施設の説明をさせていただきました。今後どのような経緯の中で改修あるいは修繕していかなければならないのかということですが、一方で、やはり地域活性化には必要な公共施設でもありますから、その辺も先ほど申し上げましたとおり、それをしっかり踏まえた中で、そして皆さんにご理解いただいた中で、財政を見合ひながら町としてはやっていきたい。しかし、そういうことをやることによつて地域力がなくなるということが懸念されますから、その辺も踏まえた中でよりよふサービスができて、そして行政改革ができて、それで元気ある町にしていくということが一番の課題、重要なポイントでありますので、それを踏まえてしっかりやっていきたいと思ひます。

これは情勢とかそういうことも大きく影響ありますけれども、合併して10年たちました。人

口も約4,000人減りました。しかし、ことしも125億の予算の計上をして皆さん方にお諮りするわけでありませぬけれども、町税、これが4,000人は減っているんですけど、若干ふえているんです。ですから、一方で消費税が減っているということは、経済力は落ちているけれども、ある意味、何と申しますか、町民の所得というか給与所得というか、そういう面ではアップしている。しかし、これも我々にしてみれば20%ぐらいの中の全体の財源でありますので、交付税に大きく頼っているところでもあります。そうした中で、これからのまちづくりというものは、やはりそういうことを主眼においた中でしっかりやっていかないと、いつまた厳しい状況になるかわからないということでもありますので、そういうことも含めて町としてはやっていく必要があるだろうと、そういうことを皆さん方にも理解をいただきながら、町としては真摯に進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

それでは、新庁舎建設遅延についてに移ります。

1月に協議があったという云々は先日もお聞きしました。町民が思っているのは、この4カ月遅延というのは誰もが知るところでありますけれども、これによって工事費に変更等が、大規模に変更等が、4カ月おくれるということは、これまでの職人さんたちも本来は2月28日で終了していたものが6月までということですから、その辺を心配するわけでありませぬけれども、その辺の心配はどうか、要らないんでしょうか。工事の請負金額等の変更は、その契約の中でできるという考えでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

工期は延期になるわけですが、変更の要因といたしましては材料の追加、それから施工規模の増加、そういう数量的な変更について変更するということになっております。工期延長にはなりますが、金額の細かいところ言えば幾らかは変更あるかもわかりませぬけれども、大規模な変更の金額は生じないというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そのようになっていくんだろうというふうに思います。

先ほど、工作物、外部金物と受注製品、これらの納品がおくれるということは、これらも図面を描いて発注する、これは施工業者が図面を描いて部品を発注してできたものを使って施工

するというので、それが結局、図面を出して納品がおくれたのか、図面を出すことがおくれたのか、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 建築の工事になりますと、まず最初に示される図面といいますのが、我々一番身近に感じますと家を建てる際の間取り図というか、そんなものが設計図としては提示されます。それにつきまして、細かいところで施工するためには施工図というものの、例えば、物の割りつけ図ですとか、トイレはここにありますよということにはなりますが、壁から何センチの位置のところにはトイレをつけますとかそういうところについては施工図を描かないと、その辺が設計者、それから管理するもの、施工者と3者いるわけですからわけですけれども、3者が合意した上でないとなかなか工事発注、図面もでき上がらないし、図面というのは製作図という段階での施工図もありますが、製作図ができ上がらなければ物を発注できないという段階もあります。そういう製作図、施工図ができ上がるまでに時間を要したということも実際ありますし、この震災の影響ですけれども、一応受注のメーカーにお願いした段階でタイミングよく製作にかかっていたらスムーズに進みますが、その辺のタイミングのずれ等とかもありまして、不測の日数を要したということで考えておりますのでご理解願います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

我々も当時を思い出しますと、ぜひ地元業者でやってほしいという思いで議会全員が口にしてきたことだったと思います。地元業者だけでできるのかという不安はもちろんありました。でも地元業者で遅延しながらもできる、そして、この経験、貴重な経験は今後、広域議会の庁舎の建設とかいろいろな大きな建設の機会があると思いますけれども、これは町の建設課にとってもすごい大きな財産になるのではないかと、この建設経過というのは。ですからそれをきっちり財産として今後に活かして行って、今まで遅延したとしてもほぼ地元の人雇われて、大工さんなんか本当に西部のほうからまで、一人親方という人たちが雇われておりますけれども、大工さんの不足分なんかは南会津町で間に合ったんでしょうか。それともよその自治体とかからも来たのでしょうか。その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 今、建築大工の方々につきましては40名程度仕事に当たっていただいていると思います。当初、南会津田島地域だけの大工ということで考えておりましたが、田島地域では間に合わなくて、舘岩、伊南、南郷、西部地域、言いかえれば南会津町全体の職人さ

んに対応していただいているということでもあります。もし対応できなければ会津管内まで広げようかなということ考えておったようですが、南会津町の職人さんで今のところ協力していただいている作業をしておりますのでご理解願います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

100里の道も99里をもって一步とすべしという古いことわざがあります。本当に今後6月までにきちっと仕上がり、7月に引っ越し作業等々ができ、8月に開庁という予定をクリアしていただき開庁できることを強く望みます。

それから、いじめ問題に移りますが、るる数字示していただきました。いじめの定義等にも触れていただきましたけれども、教育長の所信として発生させない、いじめから命を守るためには発生をさせない、しかし、発生の可能性はある。これが大事だと思うんです。いじめの芽って、いつも出たがっているんだと思います。ですから、そのいじめをできるだけ早く摘み取る、これがいじめから被害を少なくする大きな作業だというふうに思います。いじめを認知していない学校が公立小学校では約40%、中学校では30%という国の文科省で出した資料でありますけれども、私立では小学校が60%、中学校では50%ないと言われると。やっぱり私立のほうがどうしてもよいのか、それとも少なくそういうのがないんだよということが生徒募集の点で重要なのか、その辺がよくわかりませんが、本町では学校別とかではなくて、小学校、中学校でいじめ認知というのは先ほど教育長からもあったんですけれども、何校、何人とか把握されていれば改めて伺いたいと思いますが。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、重大事態についての報告は上がってないということですが、なお、いじめ防止推進法の定義というように解釈しますと、いじめを受けた側の子供が何らかの苦痛やそういうものを感じれば全ていじめですよということをもとにしまして、各学校のほうにちょっと調査をかけましたところ、小学校では7校中5校、中学校では5校中3校ということで、いじめの基本法に該当するように一方的に相手が苦痛や何かを感じたものも、中にはけんかとか例えば悪口を言われたとか、そういうもの全部含むということで、アンケートをとって子供たちから上がってきたものを含めていただいた調査結果が、先ほど申し上げた数でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

文科省でいじめ対策でいじめ問題アドバイザーの設置の動きがあるようですけれども、本町ではこの取り組みについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 本町におきましては、先ほどちょっと答弁の中で申し上げましたけれども、町のほうにいじめの問題に対する南会津町いじめ防止基本方針の中に、南会津町においてそういう対策をとって、これを設置するということになっておりまして、昨年度その団体を設置して対応に当たっているところです。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 いじめにあった場合なんですけれども、先生に相談しても、矢巾町のところなんかがよく、今、騒がれますけれども、生徒が訴えても先生がきちっと把握しない、今、教育長の答弁からは全然そういうことは感じられませんけれども、きちっと対応するんだという意識がきちっと伝わっているんだと思います。だけど、いじめられる人というのは恥ずかしくて先生にも親にも友達にも言えないという、いじめられる側の心もあります。親に心配をかけたくない心優しい子供の気持ちで相談できないんです。これをなくすのには常日ごろから、先ほど教育長がおっしゃったように、いじめはある説だと必要悪と言われるぐらい学校時代に小さいいじめを経験しながら成長して、やがて大人になって、大人社会だっていじめと言えるような状況が結構あります。そんな中でも生きる力というのは、そういう中から育まれてきた、余りきれいに、清潔に、そういうことに触れないで育ってしまう子が、やがて大きな問題になってしまうと一気に爆発してしまうというようなことがありますから、生徒間でも児童間でもそういうことを共有する、それにしっかりとした理解をさせる、児童と先生の考え、親と子、これができることが非常に重要なことだと思いますが、それは先ほど答弁の中でしっかりありましたから、ただ学校経営、学級経営、これは校長や担任、それぞれに大きな責任があると思います。町全体の先生方、子供たち、家族、地域住民等全てに対してのリーダーシップをとるのが教育長かなというふうに思います。

それで、いじめを平仮名表記とか片仮名表記と違ってよく書かれるんですけれども、「苛酷」の「苛」を書いて「め」をつけて「苛め」ということありますよね。いじめを漢字化した場合に、「虐待」の「虐」に「め」の送り仮名で「虐め」。私は教育長と似ていると思うんです。「虐待」の「虐」、虐げる芽が出ると、これがいじめという思いで、ぜひ漢字表記がおか

しいとかという話がありますけれども、えげつなくないと思います。これはみんなが共通してこういうふうにならないうちに、本当に虐待にならないうちに発見をして摘み取って、南会津の子供たちが本当にたくましく成長するように願うものでありますけれども、教育長どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 本当に議員おただしのとおりで、将来的に子供たちは大人になって社会の中で生きていくとなったときに本当に多くの試練があるかなと。私はいじめは子供だけの世界じゃなくて、大人の世界にもあるかなというふうに思っています。そして、そのいじめを子供はしっかりと見ていると。ですので、いじめをなくすには大人社会のいじめをなくすというのも一つの方策かなというふうに思っています。幾ら子供が学校でそういうことはいけないよと教わってきても、家庭においてそういう状況が見られるとか地域でそういう状況が見られるとなれば、やっぱり子供は大人のかがみと言いますので、そういうふうを感じるころもあるかなというふうに思いますので、ぜひ社会全体でまずいじめをなくしていきたいというのは、本当に議員おただしのとおりかなと思っています。学校は本当にいじめをなくす部分の一部を担っているというふうに解釈してもらったほうが正しいのかなと。そのために学校ではQ-Uテストというのをやっています、これは児童の心理調査、例えば学級の中で自分はどう思われているかとか、そういう子供一人一人の立ち位置を調べる調査があるんですけども、それを町の予算として全校で、今、実施しているところです。それについての分析については学校教育指導員とか、そういう先生方を中心に講習会を開いて各学校で分析をしながら、よりよい学級集団づくりというものに努めているところです。大変その点では、子供たちの状況把握が以前よりははるかにできるようになってきているかなというふうに思っています。

あと、もう一点、議員おただしのとおり、やはり子供たちと先生方が接する時間を多くすることは非常に大事な事かと思えます。言葉でしゃべらない子供も自分の行動や態度で示すという部分がありますので、やはりつぶさに子供たちの姿を見ていくという環境は大切だなというふうに考えております。教師が多忙化で子供に接する機会がなくなっていると言われますので、ぜひそんなところも教育委員会で支援していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 以上で質問終わりたいと思います。

これを教育長に差し上げたいんですけど、よろしいでしょうか。許可いただければ、今、

届けたいんですけども。

○五十嵐 司議長 いいでしょう。

○10番 楠 正次議員 ありがとうございます。

○五十嵐 司議長 以上で、10番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 山 内 政 議 員

○五十嵐 司議長 次に、11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。

質問は1点であります。

就学援助を実情に合わせ支給できないかということで質問をします。

就学援助は経済的に苦しい家庭の小・中学生に支給をするものです。本町の援助について伺います。

1点目、小学1年、中学1年の新入生に支給される入学準備金はいつごろ支給されているのか。もしも入学後に支給されているのであれば、実情に合わせランドセル購入や制服の購入など家計の負担の大きくなる2月か3月に支給をするべきと思うが、今後実施に向けて検討する考えはあるか。

2点目、小学6年、中学3年の修学旅行費はいつごろ支給されているのか。もしも修学旅行実施後に支給されているのであれば、旅行前の準備等の経費も考えて事前に支給するべきと思うが、今後実施に向けて検討する考えはあるか。

3点目、今後いわゆる顕在化しない子供の貧困対策として、町独自で入学等の就学援助費を上乗せをして支給する制度の創設の考えはあるか伺います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうから議席番号11番、山内政議員の質問にお答えしたいと思います。

初めに、就学援助費支給について1点目、小学校1年、中学校1年の新入生に支給される入学準備金について2月か3月に支給するべきとのおたがしであります。要保護・準要保護児童生徒就学援助費等の受給対象者の認定は、前年度の各世帯の所得が確定する6月となっております。

ります。そのため、新入学児童・生徒学用品費については認定後直近の支給となる1学期末に支給しております。また、就学援助費支給対象者の認定は年度ごととなっており、前年度に支給することは、現在の4月から3月の年度区分ではできませんのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目、小学6年、中学3年の修学旅行費についていつごろ支給されているのか、また、旅行前の準備等の経費を考え事前に支給すべきとおただしであります。修学旅行費については実施後速やかに支給するとなっておりますことから、実施後学校へ参加者等の確認後支給しております。

なお、旅行前の準備品等につきましては、各家庭において個人差が生じることから支給は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、子供の貧困対策として町独自で入学等の就学援助費を上乗せして支給する制度創設の考えはとのおただしであります。現制度の中においてある程度の支援がなされていると考えております。現時点では上乗せして支給することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 教育委員会では小学校、中学校のいわゆる新入学等の経費について、およそでいいんですけれども把握はしておられますか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

その点については本日金額を持ち合わせておりませんので、後日、調べてから回答させていただきます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、私が調べたやつをここで申し上げますが、西部の小学校、中学校の例でございます。教材費が1万7,140円、体育衣料費、ジャージですね、これ大体2着くらい用意するようですので、これが2万8,640円、ランドセルというのは本当にピンからキリまでありますが、ランドセルをつくっている、そういう組合みたいなのがあって、その平均でいうと、大体4万円くらいということだそうなので4万円とします。それから、小学生の1年生ですと、女の子も男の子もいわゆる上下の新しい着る物を買います。大体これが1万5,000円程度だろうと。合計しますと10万円を超えて、10万78円という数字が出ました。

それから、中学校ですが、制服、男女違うんですけども、男の子で、平均のサイズですけども、4万7,720円。女子が4万5,560円。それからリュック型かばんとか、それからいろんなもろもろやつが3万8,640円。合計で男子が8万6,360円、女子が8万4,200円という経費がかかっております。非常に今は新入学のときに経費がかかるわけです。そういう意味で、私は、今回、入学する前に支給することができないかということを確認いたしました。こういう現状を考えて再考するお考えはございませんか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ私のほうからお答えをいたします。

まず、具体的細かな情報を大変ありがとうございました。私も3人の子供がいてそれぞれ就学させたんですが、そんなにお金かかっていたかなと思いながら聞いていたんですけども、大変経済的に苦しい家庭にとっては、一気にこれだけのお金を捻出するのは大変かなというように思っていますが、なお、今の制度は支給が出来るということであって、準備するときには間に合わないんですが、入学後はきちんとそれなりの経費がお支払いできるという構成になっておりますので、その辺ご理解いただければと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この入学前の支給は本当にできないのかなということで調べたら、全国では既に80市町村で実施をしております。その中身を少しだけ調べますと、先ほど所得の調査ということでありましたけれども、これは前々年度を参考にしてやっているそうです。そうすることによれば問題はクリアできるのではないかなというように思いますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

この南会津町を含め会津若松市とかにも確認はしておりますが、前年度の所得ということで支給時期は同じような時期に支給しているというふうに認識しておりますので、前々年度の所得ということは現在考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、ここに平成28年5月24日、火曜日ではありますが、参議院の文教科学委員会の議事録を取り寄せて、実はその中にきょう私が質問したようなことについて、日本共産党の田村智子参議院議員が質問をしております。少し朗読をさせていただきます。

す。これは参議院議員がいわゆる要保護・準要保護の経費を、いわゆる生活保護についても少し補助金を上げられないか、あるいは準要保護、いわゆる教育関係費ももう少し上げられないかという観点で1つは質問しています。もう1つの質問は、これはそのときの局長さん、文部科学省初等中等教育局長小松親次郎さんに質問しているんですが、「局長にちょっとお聞きしたいんですけど、この入学準備金の支払いがいつ行われているか、多くの自治体の中で、今も2月、3月ではなくて6月や7月に支給されているところが多い。そして、やはり必要な時期に必要な額が支給されるように、これは国もそうやって取り組むし、自治体に対してもそういう働きかけが必要だと思いませんか」ということで、局長いかがですかというふうに質問をされております。局長は次のように答えております。少し長くなりますが朗読します。「ただいまの点ご指摘のとおり、入学時に必要となる新入学児童・生徒学用品、今、準備金とおっしゃられたのはこの部分だと思いますけれども、これが必要な時期に必要な支給が行われることが望ましいと考えております。文部科学省といたしましては、これまでも都道府県教育委員会に対しまして、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮していただきたいというふうに通知をいたしております。けれども、市町村に対してこの通知でその周知をさらに依頼してきておりまして、引き続き、その働きかけをしてまいりたいというふうに考えます」、いわゆる文部省は準備金等は入学前に支給をしてくださいよと、国ではそういうふうに行っているわけです。これを聞いてどうお考えですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、文部省の考え方もありましたけれども、国のほうは国のほうで、現場の状況を踏まえた中で物も言ったり、また、考えたりしていると思いますが、私、今お話を聞いていて、適切な時期に適切に、適切な金額を支給するという事は、非常に大事なことだと私は思います。基本的に。基準を前年度にしたらどうだといった場合に、前年度は要保護・準要保護ということが一つの基準にあるならば、前々年度でそういう対象にならなかった人が本当に入学時にそうなったときにどう判断するのかということも一つありますし、ですから、2年間にわたっての基準を設けながらそこで審査していくのかと、いずれにしてもその入学する年の判断は6月までわからないというような、税金の申告上の、事務上の課題もありますので、どちらを基準にするにしても、やはり前の人は事前にできるかもしれませんけれども、現実的には本当に当時年になったときに支給できない、あるいはおくれるという可能性も出てくるわけです。ですから、いずれにしても、どっちにしてもそれぞれの課題が残ると、私は現場のことを思えば

そのように、今、感じました。実際どのようにされるのか、文部省のほうにもそれは聞いてみる必要があるかと思いますが、現実的にそういう事務ができるのかできないのか、あるいはそういう基準がどうなのかということも、正直、それは町の基準だよと言われてそれまでなんです、やはり私としては、現実、じゃ2年間にわたってのその基準の設定、判断の仕方をするのかと。じゃ両方が該当すればいいけれども、片方の場合はどうするのかと。やっぱりそこら辺が一番ジレンマ感じる場所だと私は今、感じましたんで、その辺も踏まえた中で今お話しさせていただいております。ですから、きょうはどのようにしますというような、私としては結論を申し上げられませんが、いずれにしても、そういう学習困難な家庭にあっては、町としてはしっかり対応していくということが基本にございますので、そういう場合は教育委員会に相談していただいて、こういう実情だということもいろいろ相談させていただいて、それらに対する対応をしていくのが、今、私たちのこの町でできる最大の努力かなと、そのように感じましたものですから、私としての今の意見を、議員の意見を聞いた中での私としての考えということでご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えさせていただきます。

新入学学用品費については、4月に在籍しているということで判断をさせていただいております。4月に在籍をしておりました場合には速やかに支給をさせていただくというふうに、今、事務をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 非常にいわゆる要保護・準要保護の児童・生徒がふえている。これは合併をした平成19年度が、その当時はもう少し子供が多かったと思うんですけども、小学校が61人、中学校が41人、計102人でした。平成29年度、この前教育委員会の調査でお聞きしたところ、予定ですけども、小学校で102人、中学校で77人、合計で179人です。小学校で1.6倍、中学校で1.8倍にもなっております。こういう10年たって厳しい時代を迎えて、町長が答弁していただいたように本当にそういう家庭に対して手厚い、手を差し伸べていただいているということは私も承知しております。しかしながら、本町はこれだけの貧困の家庭を抱えた子供たちがいるという、そういうまず現実をしっかりと見極めて、先ほど課長が話をされましたようにできるだけ早くということでありましたけれども、これはやはり入学前に、あるいは修学旅行をする前に、ぜひ払っていただきたいなというふうに思うわけです。これは、教育長、多分給付を受ける親は声を上げません。だから教育長はこの教育の中で、ことしの目標の

中で重点施策にありましたね、その思いやりの心の目標にしていこう、やはり大人としてそういう思いやりの心を持ちながら、声なき声、それに耳を傾けていただいて、ぜひ前倒しといえますか、入学前あるいは修学旅行前に実施をしていただきたい。これは実際やっている町村もあるということですので、今後研究をしていただきたいなというふうに思います。どうですか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えしたいと思います。

本当に思いやりの心を持って頑張りたいなというふうに思っております。いろんな思いやりの方法を形であらわすのはあるかなというふうに思っています。就学援助と思いやりと直接つながるかどうかというのではありませんが、実質的に困っている家庭に対する支援だというふうに考えております。ですので、全く出さないという支援ではありません。ただ、時期がちょっとおくれるということでもありますので、ぜひその辺はご理解いただきたいなというように思っています。

あと、修学旅行費につきましては、知るところによりますと、きちんと支援を受けている家庭の方も積み立てを行っておるということで、最終的にかかった経費について町が払い戻しているというふうにお聞きしておりますので、緊急に高額のお金が必要となるという事態ではなくて、ある程度予期された経費でもありますので、ぜひその辺はご理解いただいて、私がこんなこと言うのはなんですけども、入学するということが生まれたときからある程度把握できるということであれば、ある程度の準備段階を踏んでいただくとか、そのようなご協力もあってもいいのかなというふうにちょっと思っています。ぜひ、制度ですので町民の方の理解というのも大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 3点目です。子供の貧困対策ということで、子どもの貧困対策法というものが平成25年に、それこそ衆参の全政党の全議員の賛成のもとにつくられた法律があります。その中に教育支援という項目がありまして、ここは、いわゆる地方公共団体は貧困のある状況にある子供、その教育にしっかりと支援をしていく、施策をしていくんですよということが書かれているわけですが、そういう意味でも、特に入学のときの一時金、入学準備金について先ほどの答弁は考えていないということでありましたけれども、今後、研究課題として考えるお考えはありますか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えしたいと思います。

先ほどの制度の中では難しいというご答弁をさせていただきました。なお、先ほど議員、声を上げないというお話がありましたけれども、ぜひ、本当に支援が必要であればお声を上げていただくということがひとつ大事なことかなと。あと、やはり町としても十分その辺の状況等の実態を捉えまして、もし可能であればそういう制度が設けることが可能かどうかなども検討していきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 以上で一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、11番、山内政君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明16日は午前10時から開議し、一般質問並びに議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

平成29年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成29年3月16日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

17番 室井嘉吉 議員

9番 湯田 哲 議員

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

専決第22号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第23号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第1号 工事請負契約の一部変更について(新庁舎建設事業地中熱利用システム導入(空調2期)工事)

専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第3 議案第1号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 南会津町結婚資金貸与条例を廃止する条例

日程第5 議案第3号 南会津町結婚資金貸与基金条例を廃止する条例

日程第6 議案第4号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 南会津町税条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第8号 南会津町教育支援委員会条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第9号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第10号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第11号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第14 議案第12号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 南会津町館岩農業施設管理センター条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 南会津町穀類乾燥調製施設条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第15号 南会津町水稻育苗施設条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第16号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 南会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 南会津町簡易水道事業基金条例を廃止する条例
- 日程第23 議案第21号 南会津町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 南会津町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例
- 日程第25 議案第23号 南会津町簡易水道給水条例を廃止する条例
- 日程第26 議案第24号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第25号 町道路線の廃止について
- 日程第28 議案第26号 町道路線の変更について
- 日程第29 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター）
- 日程第30 議案第28号 監査委員の選任について
- 日程第31 議案第29号 監査委員の選任について
- 日程第32 議案第30号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 貝田美郎 議員 2番 森秀一 議員

3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
宍戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭に願います。



◇ 室 井 嘉 吉 議員

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 議席番号17番、室井嘉吉であります。改めまして、おはようございます。

質問通告書にのっとり、3つの課題について質問をしたいと思います。

まず、1点目ではありますが、平成29年度林業施策・事業についてでございます。さきの議員懇談会で平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10カ年の南会津町森林整備計画

(案) についての説明を受けました。

本計画の森林整備の現状と課題の項で、1つ、民有林約5万7,000ヘクタールのうち25%に当たる約1万5,000ヘクタールは人工林、林齢が40年以上で主伐期に入り、その体制づくりが必要なこと。2つには、長引く木材需要の低迷、就業者不足、豪雪地帯の厳しい環境から林業活動が落ち込み、間伐、保育等が適正に実施されていない森林が増加をしていることなど、我が町の林業をめぐる課題について明確に分析がされています。

以下伺います。

1つ、町内の3つの森林組合が合併をして、はや2年が経過いたしました。その成果と課題は。

2つには、森林施業計画書の作成、事業主体の組織化など、森林組合のかかわりなしには進まない仕組みになっており、そのための体制強化をどう図るのか。

3つ、平成29年度新規事業のヤマザクラ1万本の里づくり事業について、大いに賛成ですが、現に山に生育する桜やカエデなどの保存をあわせて取り組んでは。

4つ、県の農林業研究センターは、ホンシメジの生産技術を確立しました。本町における栽培可能性についての検討・研究をする考えは。

2つ目の質問に入ります。駒止湿原のシカ防護柵の設置についてであります。

天然記念物「駒止湿原」は、本町の貴重な財産であると同時に貴重な観光資源であります。この湿原がニホンジカなどの被害を受け、生態系などへの影響が危惧をされております。こうした中で、町は今年度モニタリング等の調査を行い、ニホンジカの生息状況の適切な把握に努め、防護柵設置の検討と捕獲の強化に取り組むとしております。以下、質問いたします。

モニタリング等の調査にどの程度の時間を要するのか。

2つには、湿原保護のためにも防護柵の設置は早期に実施すべきでは。

次、3つ目の質問に入ります。

保育士、介護士の処遇改善についてお尋ねをします。政府は29年度予算で、保育や介護の人材不足によるサービス過少がもたらす待機児童や介護離職などの課題を改善するために、保育士について2%、月額で約6,000円の賃金改善。介護士については、月平均1万円程度の処遇改善を図ると、こういうことになっております。以下について伺います。

1つ、処遇改善資金は、国から、町で働く保育士や介護士にどのように流れて届くのか伺います。

2つには、我が町の処遇改善の対象となる施設、対象となる者にはについて伺います。

3つには、町は処遇改善にどのようなかわりを持つのか伺います。

4つには、処遇改善が適切に実施されたのか、誰がチェックするのかについて伺います。

以上、壇上からの質問は終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成29年度林業施策事業についての1点目、森林組合が合併した成果と課題は何かとのおただしであります。平成27年3月に田島、館岩、伊南の3森林組合が合併いたしました。合併によりまして、組織の一元化が図られ、円滑な業務運営と、職員間の意識向上が図られつつあると。また、効率的な業務の分担や、協力体制が確立されつつあると、そのように思っているところであります。今後においても、より一層、地域林業の中心的な役割を担う組織として、大きな期待を寄せているところでもあります。課題もありますけれども、そのような中で今努力していただいているということでもあります。

課題につきましては、合併の効果をより発揮できる効率的な経営の持続性と、高性能大型機械等の導入や担い手となる人材の確保、育成が大事であると、そのように認識しております。

次に、森林組合の体制強化をどう図るのかとのおただしであります。一番大きな課題である担い手となる人材の確保、育成につきましては、町の支援を受け、今年度から開始しております。また、効率的な林業施業の実施に向けた機械等の導入は、森林組合の作業の実情に合わせて、国・県等の補助を利用しながら、森林組合の体制強化に向け、今後とも取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ヤマザクラ1万本の里づくり事業であります。山に生育する桜やカエデなどの保存をあわせて取り組んではとのおただしであります。今現在、館岩地区の番屋地内において、山林に自生するヤマザクラの保存に向けて、その周囲の間伐等を行っているところであります。

この件は、今回の議会でも質問をいただきました。地域づくりということで、森林の活用、環境整備、そしてあるいはこういうことをすることによって副産物といいますか、主たる目的にもしなければなりませんけれども、有害鳥獣の被害であったり、そういうのを防止するという。それから、やはりきれいな地域づくりをして交流人口をふやすということ。癒しの森づくりをするということ。あと防災にも備えるということ。いろいろな複合的な役割が出てくると、私はそういう効果も出てくるというふうに考えております。

そういう意味で、これから具体的に桜を植えることもそうでありますけれども、そういう今

現存する桜を整備したり、あるいは議員がおただしのような中でのカエデであったり、いろいろな山を彩る樹種もございますから、そういうことも含めて町の資源をふやしていきたいということでもあります。そういう中で、この事業を進めることに当たって、四季を通した美しい景観を楽しめるエリアを次世代に引き継いでいきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目ではありますが、ホンシメジの栽培可能についての検討、研究の考えはどのおただしではありますが、ことし1月17日に、福島民報新聞に県林業研究センターが、栽培が非常に難しく希少価値とされるホンシメジのハウス栽培の技術を確立したとの報道がございました。これを受けまして、南会津農林事務所に確認いたしましたところ、今後県内のキノコ栽培に精通した生産者が栽培の実証実験を行いまして、その結果を受けて普及が図られると、そのような見通しであると、そのようにしたいということでもあります。

そのため南会津農林事務所等と連携いたしまして、町内における栽培の可能性について、今後検討してまいりたいと考えております。

これは非常に画期的なことだと思いますし、私たちの本当に、この地域資源を生かせる最大の特産物になるのかなど。その可能性を秘めていますので、町としても積極的にこの研究を進めながら、県にも指導をいただきながらやっていければと、そのような考え方で臨んでいきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、保育士、介護士の処遇改善に関する1点目、処遇改善資金は、国から、保育士や介護士にどのような流れで届くのかのおただしではありますが、保育士の処遇改善資金につきましては、基本的な保育単価と同様、国から町を通して対象となる保育所へ支給されまして、勤務されている保育士に支給されます。

介護士の処遇改善資金につきましては、他の介護費用に係る加算と同様に、処遇改善加算として、負担割合に応じてサービス利用者が1割から2割を負担いたしまして、残りの8割から9割を町が介護報酬として、福島県国民健康保険連合会を通じて、請求を行った介護サービス事業所に支払いをし、勤務されている介護従事者に支給されるということになっています。

次に、2点目ではありますが、町内の処遇改善の対象施設と対象者についてのおただしではありますが、保育士の処遇改善資金につきましては、対象施設は、びわのかげ保育所と田島保育園の2つの私立保育所が対象となります。対象につきましては、勤務されている保育士になります。

介護士の処遇改善資金につきましては、対象施設は介護職員処遇改善加算届出書を町と県に

提出した介護サービス事業所が対象でありまして、町内であれば、訪問介護及び通所リハビリテーションを除く介護サービス事業所が該当となりまして、対象者につきましては、介護従事者として勤務する方と、そのようになっております。

次に、3点目ではありますが、処遇改善に対する町のかかわりについてのおただしであります。保育士の処遇改善資金につきましては、私立保育所から町へ計画書が提出されます。そして県へ進達する際と、実績報告書を町へ提出される際に、処遇改善加算金の確認を行っております。

介護士の処遇改善資金につきましては、町が指定権限を持つ地域密着型介護サービス事業所からの届け出は、町が受理、審査いたしまして、県へ報告しております。なお、特別養護老人ホーム等の県が指定権限を持つ事業所からの届け出は、県が受理、審査を行っているところであります。

次に、4点目ではありますが、処遇改善が適正に実施されたか誰がチェックするのかのおただしであります。保育士の処遇改善資金につきましては、町が保育所から提出された申請書及び実績報告書によりまして、適正に処理されているかをチェックしているところであります。

介護士の処遇改善資金につきましては、町が届け出のあった地域密着型介護サービス事業所から実績報告を受けまして、処遇改善加算額が適正に賃金に反映しているか審査いたしまして、県に報告しているところであります。なお、県に届け出のあった介護サービス事業所につきましては、県が審査を行っております。

町といたしましては、今後とも法改正にあわせ、県と連携いたしまして、保育士、介護士の処遇改善が図られるよう努めるとともに、適正に実施されているかチェックをしてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは駒止湿原のシカ防護柵の設置についてのおただしにお答えいたします。

まず、1点目、モニタリング等の調査にどの程度の時間を要するのかのおただしですが、駒止湿原におけるニホンジカの生息状況等につきましては、平成26年度から継続してモニタリングを実施してまいりました。

これまでの調査により、駒止湿原では、植生に影響が生じる生息密度に達していることが推

定され、議員おただしのとおり、湿原の生態系に重大な影響が及ぶことを危惧しております。ニホンジカの生息状況や動植物に対する影響についてのモニタリングは、湿原の状況を把握し、保全対策を実施する上で重要であり、今後も継続して行う必要があるというふうに考えております。また、天然記念物である駒止湿原において、防護柵の設置等の計画をする場合には、設置場所における希少植物の有無など、環境影響調査を実施する必要がありますので、その調査には2年から3年の期間を要するものと考えております。

しかし、調査に時間を要する間に、ニホンジカの被害が増加することが予想されますので、これまでの調査データを活用し、調査期間をできるだけ短縮し、早期に対策を実施できるよう関係機関との協議を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、防護柵の設置を早期に実施すべきとおただしであります。現在、有識者、国・県などの行政機関、地元の自然保護団体等で構成する専門委員会を設置し、駒止湿原のニホンジカ対策を早期に総合的に推進するための基本計画を策定しているところであります。駒止湿原は、文化財保護法の規定により、現状変更や保存に影響を与える行為については厳しく制限されているところですが、基本計画に、ニホンジカ対策にかかわる保存、管理の方針等を定めることにより、関係機関との協議を円滑に進め、早期の防護柵設置を目指してまいりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、1点目から再質問をしていきたいと思っております。

1つ目の3森林組合の合併による成果等については、今ほど回答があったわけではあります。合併だから事務所が一つになるというようなイメージで私もいたんです。その当時は、けれども、我が町の組織と同じように、何か支所制度を置いているような組織体制に現状なっておりますが、この辺の考え方については、町とすれば、どのような考えの上に、森林組合との、指導というのか、かかわりを持っているんだか、その辺をちょっとお聞かせください。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

現状では、針生、それから館岩、伊南、それぞれ今事務所があるわけなんです。やはりこういう状況ですと、なかなかコミュニケーションもとりにくいということもありますので、今現在、いろいろ森林組合を含めた関係機関で、将来的にはやっぱりきちんとした事務所を設置

したほうがいいたろうということで現在話し合いは進めております。ただ、恐らくなかなかすぐというわけにはいきませんが、そういうことを念頭に置いて話し合いはしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 だから、問題は決意の問題だと思うんですね。事務所が狭くて入らないとか、なんてことがというのであれば、それはそういうことだから、事務所建てかえの問題とか、いろいろ出てくるとは思いますが、それは、どこに拠点を置くのかということもこれはあると思っておりますけれども、どこの事務所をとったって、それは3つの森林組合で働く事務系の方々が入り込んだときに、事務所が狭くてとても問題だなんていうような状況にはないんだらうというふうに思います。

やっぱり、それは意識改革があったり、仕事が合併したことにおいて今までから比べればよりスムーズになったとはいうものの、1カ所に集まっている仕事をしていくということに、これがやっぱり一番いいんだというふうに思うんですね。そういう中で、町全体の山づくりをどうしていくんだと、こういうようなことが私は進むのではないのかなと、こんなふうにも考えますので、ぜひそこは早急に統一事務所をつくって、その中で、文字どおり合併をした効果を発揮していくと、こういう点ですね、ぜひ強く町の立場からも指導をしていただきたいという要請したいと思っておりますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この森林組合の合併に至る経緯につきましては、いろいろ課題もありまして、何年もかかってようやく合併したわけでありまして。そうした中で、これまでの合併協議の中でも、その方向性といいますか、そういうことも協議されましたし、その課題も十分その中で洗い出されてきたわけでありまして、じゃ事務所をどこに構えるということもいろいろ、経緯としてはあったわけでありまして、とりあえず田島の場合は針生の小学校に入ってもらったということ。

これは、町村合併ももちろんそうですけれども、やはり森林組合の体質強化とか、まして同じ町内の中で3つの組合があるということ、それを一つにして合理化も図っていくんだと、一緒の事業を力を合わせてやっていくんだということで合併したわけでありまして、今のところ、このような状況ですと、確かに組織としての強みはまだ十分発揮されていないと、そういう現状も認識しております。

そういう中で、役員も変わられましたし、引き続きの方もいらっしゃいますけれども、そういうところの意識改革、それからやはり職員としての意識改革も必要だということも今の現状の中には1つあります。そうしたことも含めて、組合の本所といいますか、それはやっぱりしっかりしたものを決めて、そしてそこに集まって意思の統一を図る。そして執務をするということは非常に大事なことだと、私もそのように思っていますので、ただ、それには資金も必要なこともあるので、その辺も踏まえた中で、組合と話し合いをして、そして、もちろん役員の理事の方たちとも相談する必要があるわけですから、そういうことも含めた中で、今後、町としてもしっかりそういう指導といいますか、支援もしながら、本当に力が発揮できるような組織づくりを進めていきたい。

現在は、先ほど申し上げましたように、いろいろ町の事業であったり、県の事業であったりやっけていただいております。そうしたことも含めて体質強化、それから意識の改革もやっていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それで、そういう意味での事務所の統一化という点は、ぜひそのような立場でこれからも引き続き取り組みをしていただきたいというふうに思いますし、そしてその2つ目の関係ですけれども、そういうような中において森林組合の今後の事業の問題、さらには、そこから発生する雇用の問題等々を考えたときに、今ほども町長のほうからあったように、その事業の大半というのは町からなんですね、かわりの事業という、こういうことで今現在はやられているようではありますが、きのうの、今後の町財政の質疑等も、一般質問の中であったように、早々、いつまでも町の仕事に頼っているだけでは、本当に今後の森林組合の将来というのは危ぶまれるのではないかと、こんなような思いが私はあります。

そういう意味では、森林組合みずからが、森林組合に結集する組合員の山をみずからが計画をして、そして、その中できちっと年間事業量を定めて、そして雇用の確保もきちっと図りながら、この南会津町の中の民有林をきっちり管理していくという、こういうことがこれからますます求められてくるのではないのかなと、こんなふうに思います。そういう意味での森林組合の充実強化というものは、本気になって図っていかないといけないというふうに思います。

先ほど来の、町長答弁の中では、何か大型機械とかそういうことをすればというように私は受け取ったんですけれども、大型機械を入れる前にそういうような体制をつくることをしていないと、なかなかこれ、大型機械を入れたって、ただ入れただけの話で、有効活用ということにこれまた戻ってしまいますので、ぜひそんな立場からの指導というのかな、そういうこと

というのもやっぱり町に求められている課題だろうというふうに思います。それで、とりわけこの間、我が町の施策の中では、農業なり林業というのは、唯一のここの町のやっぱり地場産業だと。そして本気になって今まで農業の新規就農者ということで取り組みをしてきて、一定の成果というものが上がって、新たな新規就農者も多くの方が出てきているという、こういう成果がありますから、今度は、林業のほうに少し軸足を置いた取り組みをやってはどうなのかなと、そういう意味では、森林組合の強化を見据えて、林業課設置というようなことなんかはどのように考えていますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

どんな質問になるのかなと思ったんですが、林業課ということですか。いろいろな町の課題を明確にして、そういう課を、特設課というのか、特設でないかもしれませんが、そういうことをやるということも意気込みの一つかなと思います。それはちょっとさておかせていただいて、やっぱり町の環境を生かすというのは、やっぱりこれだけ、もう何回何回も言っていますけれども、90%以上の森林をどう活用するんだというのがこれからの私たちのこの地域の大きな命運を分けるとそう思っています。ただ、残念なことに、木材の需要が以前と違いましてもう価値が下がっているということ。それをじゃ下がっているものをどのように今度価値を上げて、私たちが上げるような活用ができるかということが、我々としても大きな課題だと思うし、しなければならないことだと思っています。

その一つの大きな役割を担っているのが、それこそ森林組合だと思うんですね。ですから、人材の育成、機械ばかりそろえて人材もなければだめだし、そしてまたそういうのを、人材もそれもそろえてもやっぱり森林の活用そのもの、出口をどうするのかということもないとだめなんで、これはいずれ私たちとしても知恵を出しながらやらなきゃならないと思って、今は一番課題ではあると思いますが、そういうこともやっていきたい。

そうした中で、今度庁舎も南会津町産の木材でつくろうということで、まずその手始め、モデルハウスになると思いますので、そうしたことも、木材の多目的な、バイオマスとか、いろんな多目的な利用方法を考えながら有効活用をしていくと、ですから、みんなあわせ持って、その活用を図ることが今一番有効に活用できる方法であろうと、そういうふうに思っています。

そうした中で、いろんな町の事業も含め、そして森林組合の皆さんにもそういうアイデアを出してもらおうような方向性の中で育成を図り、そしてその場で生きがいを持って、働きがい

を持って、働いてもらうような環境づくりを町は支援していきたいと、そのように思っていますので、今のそういう、差し当たっての中で、やはりなかなか整備されない、林道も設置メーターが少ない、対面積当たり少ないという中での林道の設置であったり、それを搬出するのにできるだけ自前でやって経費をかけないで、そして有効に経費節減の中でやれるようなそういう組織としての改革ということをやりながら、森林の整備といたしますか、森林組合の体力アップを図っていききたいと、そのように考えております。

ですから、確かに林業課といたしますか、そういう設置、農林課ってありますから、農課、林課ではない農林課、分離して、そういうことも含めて、それはそれなりに今のところやっていると私は思っています。また、そのような事情になれば、そのようなことも当然検討する時期も来ようかと思いますが、今現在のところは、そういう中で頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いずれこの林業を再生するという事は、我が町の大きな課題でありますから、いずれにしても森林組合、それをやるのは中核体である森林組合が何といても扇のかなめに座る、それでやっていくということが今の行政の流れだというふうに思いますので、ぜひ私の思いも酌み取っていただいて、ぜひ引き続き、森林組合の強化、こういう観点で、引き続きの努力を要請しておきたいなと思っております。

それで、3つ目のヤマザクラの関係です。ヤマザクラ事業、それで特にこれは私が考えたのは、1万本、我が町の中にヤマザクラを植えると、これは大いに結構だというふうに思います。ただ一方で広葉樹林の伐採届が出たときに、みんなそれもう、伐採届出たから許可してしまっただけは、ちょっとやっぱり手落ちでないかと。やっぱりその中に存在するヤマザクラだとか、紅葉のきれいなカエデだとか、そういった主たる樹種を伐採届出した人に協力を願って保存していただくと、その見返りとして何か商品券でもちょっと出して御礼をするみたいな、こんなような仕組みをつくれればつくるのもいいでないかというふうに思いますし、何らかの手だて、方策をして、この山にかかわる人たちに、伐採をしている人たちにそういう意識づけを当面していくと、こういうことも極めて重要なことだというふうに思いますので、私はあえて今回質問に上げたところであります。

あとは、今年度ヤマザクラの植栽をどんなやり方でやるんだかわかりませんが、私はこの植栽に、きのうも6番議員からあった郷土愛という、こういうようなことでの一般質問ありましたが、これ小学生ではちょっと、6年生くらいならいいのかなというふうには思います

が、小学校高学年だとか中学生がヤマザクラを植える事業に参加をしていただいて、自分たち子供のときに植えた桜がやがて大人になったときにどうなっているんだべなどと、こういうやっぱり常にふるさとに思いをはせられるような、こんなような取り組みをしてはどうなのかなということも実はきのうの6番議員の議論を聞いていて、私はこのことは言うつもりはなかったんですが、きのうの議論を聞いていてそんなことを強く感じました。

今、本当に子供たちが山に触れ合うということはほとんどないんだというふうに思います。私ら小さいときは、遊び場がないから山の中に入って悪いことばかりやって遊んでいた。そして、もう体傷だらけにして、なたで手を切ったりなんだりして、こういうような思い出いっぱいありますけれども、今の子供たちというのは、もうそういうことの経験、体験というのはほとんどないんだというふうに思いますので、ぜひそういう面で、山に親しむという立場からも、山づくり、植栽に子供たちをぜひ参加をしていただくと、それは当然安全対策もこれは万全にしくちゃいけませんけれども、そんなことについては、どのような考えでいるのかお聞かせをいただければ。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もそれ自分の頭の中にありまして、1万本の桜って、何回もこれはもう説明しておりますけれども、1万本が1万本で終わるんじゃないんだと、やっぱり将来の地域づくりの景観をあらわす象徴的な本数というか、わかりやすく言わせてもらいましたけれども、そういう中で、今、先ほど申し上げましたように、館岩地区で保存といいますか、地域として、エリアとして枝張りをよくしようとか、そういうことで、今とりあえずあるヤマザクラを活用しようということ。中山峠から数間沢は本当にすごいですよ。ことしの春、皆さんごらんになってください。何キロにもわたって桜がありますから。それをまずやりたい。

そして、やっぱり広葉樹伐採、更新もしなければならぬので、そのときに、じゃ伐採したら、そのエリアに入っちゃったらみんな切るのかと、それも私は忍びないと思って、昔は、とめ木制度というのか何ていうのか、なんかとめ木というのを地区で決めておいて、この木はもう切っちゃならないんだというような、そういう決まりがあったそうです。

ですから、町としても、今、桜ということですけども、桜だったり、カエデだったり、トチノキだったり、いろんな例えばケヤキかもしれません、カツラかもしれません。そういうのをポイント、ポイントでここは切らないとか、そういうことを決めるのも一つのやっぱり地域づくりの方法だと思います。やっぱり生態系の保存と、それから原種の維持というのか、そう

ということも私たちのこの地域としては大事なことだと思っています。

ですから、杉の木も植えていますけれども、田島地区で何ていうかわかりませんが、西部地区ではホンナスギって言って、もう自生していて、そして植林しなくてもどんどんふえていくという杉があるわけですね。切るとまた出るってやつ。そういうのもあるし、ですからそれは、やっぱり本当のこの地域の資源だと思うんですね。そういうものを町がしっかり、皆さん方にもご相談しながら把握して、そしてそういうことを協力するというのも一つの方法だと思うんです。

あと、ヤマザクラの植え方ですけども、今現在は、館岩幼稚園の園児の皆さん等に2年間植樹をさせていただきました。352号の中山峠、館岩から数間沢のほうに向かってくと、トンネルの手前ですね、その道路脇に名札をかけてあります。ただちょっと小さい苗木を植えているものですから、なかなか大きくならないんですが、手入れしながら子供たちの記念樹として今植えています。ですから、そういうことを各地でやれたり、あるいは、この間も基金の話もされました。ヤマザクラ基金みたいなのを設けて、そしてそれを継続してこの地域づくりをやっていくという、いろんな方法があるかと思いますので、具体的にはもっともっと発展形を考えながらこの事業を生かしていければと思っています。

もう一つ、課題は苗木を生産することなんですね。これもなかなか、候補木のサクランボを取っているんですが、なかなかこれも集まりにくいということもあるものですから、これも皆さん方に呼びかけて協力いただきながら、町としても努力をしていきたい。皆さんの協力の中でまちづくりをしていければ、それぞれのふるさとを思う気持ちも醸成できると思うし、皆さん方にも力をかしていただけるものかなと、そのように思います。ですから、皆さん方にもっともっとPRをして、これを理解いただいて、町の事業として進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからは、先ほど議員のお話にありました。本当に、子供たちをそういうものに参加させて、ふるさとを愛する気持ちとか、そういうものを育てるのは大変ありがたいことだなというふうに思っています。学校のほうもいろいろカリキュラムがあって、ご要望に応えることはできないかなとは思いますが、ぜひお声がけをしていただいたり、あと、昨年度は地区のほうから学校のほうに要請があって、植樹事業に参加したということもありました。

ぜひ、多分この桜を植えるには、各町民の方々がご尽力されると思うので、そのときに各地

区の子供たちを誘っていただくというのも一つの手かなというふうに思いますので、その辺も呼びかけていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、この1点目の問題は時間の関係もありますので、以上です。議論、今少し聞きたい点もあったわけですが、次に移らせていただきます。

次に、駒止湿原のシカ対策の関係ですね。

シカの生息、動植物というのが、動物の生息調査は平成26年からやって今後も継続だと、こういうのは大いにやってもらって結構だというふうに思います。あと、さらに言えば、有識者で基本計画をつくるというということで、今いろいろ取り組みをしているということなんですが、率直に言わせてもらえば、どのような研究しても、現にニホンジカにやられているということは間違いなわけです。これは学者が来て調査しようが誰が調査しようが、シカにやられているということはこれは間違いなことなんですから、いわば早急にシカ防止の柵をつくるということもやっていかないとすれば、いろいろな計画をつくった、いや計画に沿ってこうだああだあってやっていけば、行政的に考えれば何年先の話だか、ちょっと想定つかなくなっちゃうというふうに思います。そういう意味で、もう先行で、早急に設置をすべきでないかと、こういう思いです。

それで、とりわけ駒止湿原ということになれば、シカ柵だって、駒止湿原のよくよく際に柵やるなんていうことでは、ある程度、山の中に入ったところにぐるっとこう回していくようなイメージになるのではないかとというふうに思うんですよね。そうなるのであれば、我が町だけではないと思うんですよ。昭和村との腹合わせだってしなければいけないし、そうすると、昭和村のほうは国有林なんですよね。例えば尾瀬の大江湿原でやったのは、あれは国立公園内だけれども、事業実施主体は、林野庁でやっているんですよ。山口の昔の営林署、営林署があそこが実施主体でやって、そして私も聞いてみたんですけども、極めて効果は高いと、ただこれは我がほうもそうだと思いますけれども、檜枝岐も豪雪地帯ですから、これの何ていうのかな、管理費というのはかかりますよ。春に設置する、秋に雪にやられるから外す、この作業というのは、これから毎年出てきますから。だから、そういう面では、これは財源の問題を含めて、どこからどう持ってくるんだということも先行して検討して、関係するところのいろいろ要望活動なんかもやって、早急に動くような体制をぜひ要望をしたいということなんです。

だから、これから昭和村とも腹合わせしなければいけないし、そういったところをやっているかないと、事前事前で取り組んでいかないと、いつになんだろうと、そのうち、駒止湿原がも

う荒れちゃってどうしようもないみたいな、こんなことになってはうまくないですから、ぜひ、早目早目の手を打った対応をすべきでないのかと、こう思いますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

駒止湿原のシカの対策、イノシシも入っていないかとかそういう心配、本当に考えられますし、現実にシカはふえています、確認されています。ですから、このシカの防護柵に対しましては、ここ2年ぐらいいろいろ検討してまいりましたし、実際に頭数制限もどうするんだというところもございました。なかなかいろいろな関係機関等も含む中での調整ということもあったことも確かだし、実際に大江湿原もあそこまで実施されるまでは、その経過はいろいろあったと思うんですよ。ましてや初めてだっただけに。ですけれども、今度、今、議員おっしゃられるように、もう実証例があるわけだから、だからそこを我々も参考にして、できるだけ早くそれができるように林野庁だったり、山口の森林管理署ですか、そういうところに要望しながら、話をしながら、早急の対応が必要だということで、町としてしっかり要望といいますか、実情わかっていると思うんですよ。ですから、町としてもしっかり要望して、できるだけ早く防護柵といいますか、どういうふうにかけるのかも含めて、実際にできるような要望をしていきたい、そのように思っています。

生涯学習、教育委員会のほうとも連携をし、そして昭和村さんのほうも、この話をすると同じような考え方なんですね。これをやらなきゃならないというようなことだけは認識一緒なんですよ。そういう中で、私としてもこういう動きをしますよということ連絡しながら、連携しながら、私たちが頑張ってそれを設置するようにしっかり運動していきたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そういうことで、ひとつ早期にこの防護柵を設置する方向で、取り組みを強化すると、こんなことを再度ご要請申し上げておきたいと、こう思います。

次に、3つ目の質問の件なんですけれども、そうすると、先ほどの説明、回答の中では、いろいろ回答があったわけですが、具体的に、予算原資というのは29年度予算に繰り込まれているという理解でいいんですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

処遇改善加算というものは、これまでもあったわけですし、それは予算に入っていますが、

今後新たな、先ほど出た増額分については今回の予算の中には入っておりませんので、当然、年度途中で執行状況によりましては補正対応という形になるかと思えます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 これは政府の方針の中で、こういう働く人たちに処遇改善をするために、政府でも取り組んでいる課題だし、こういったものが本当に、現場末端の中で、やっぱり処遇改善というこの課題に向かって金が使われるのかどうなのかということが、私はある面、色眼鏡的に見ちゃって申しわけないですけども、本当にそういうことが実態上きちっとされているのかどうのかなと、ここが一番心配だったものですから、あえてこういった質問を実はしたわけでありませう。

だから、要はこういったことが本当に、金が末端まで来て、そのことがきちっと働く人たちに還元されているんだということであれば、別にそれで大いに結構なことですから、ぜひそういう立場に立った町としての指導というのか、チェックというのか、そういうことをこれは町民の所得向上ということも町の政策の大きな柱になっていますから、ぜひそんな点について、再度決意のほどをお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

当然、計画、あるいは実績というものは、県なり町に出てきますので、実績報告が出た段階で内容をチェックして間違いなく現場のほうに流れているというものを確認していきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 若干時間が残りましたが、以上で私の質問は終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○五十嵐 司議長 次に、9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 おはようございます。

トリを務めますが、初めはがっかりしたんですが、光栄に思いました。午前中に終わるという事は幸いでした。

このたびで40回質問をさせていただきました。ちょうど40回の節目でトリだということで、いろいろ考えてうちに帰ったら、だんだん納得するようなことで慰めていましたが、きょうはそんな気分でやらさせていただきます。

大きく3つあります。

駒止湿原への「駒止プレミアムシャトルバス」についてというものが1番目です。

駒止湿原は、本町の貴重な観光資源として多くの観光客にその美しい自然を多く見せ、多くの感動を与えてきました。しかし、2年前の関東東北豪雨災害により、それが不可能になってしまい、観光資源としての役割を果たせないままの状態が続いています。

本町への観光客数の大きなマイナスの原因になっています。しかし、この春の特急リバティの会津田島駅乗り入れに間に合うような形で、駒止湿原を再び観光資源として生かす事業「駒止プレミアムシャトルバス」が実施できることはまことに喜ばしいことです。

道路復旧工事が休みの土曜日曜及び祝祭日に、だいくらスキー場の駐車場を起点とし、運行すると聞きました。詳細については、今後の駒止湿原案内の会を含め関係機関との打ち合わせにより具体化されていくでしょうが、今年度の利用者数の見込みを含め、現時点でのこの事業の詳細とこの事業への町長の考えは。

館岩針生間の道路整備「やまのみち地域づくり交付金事業」について。現在、館岩と針生を結ぶ路網の整備が「山のみち地域づくり交付金事業」として県により進められています。総事業費6億3,000万円、平成27年から平成31年までにかけての事業です。この事業の一部負担金としての町の予算も使われています。

この館岩田島I線は、本来の計画では、館岩から針生への道路でしたが、緑資源の問題などで計画が縮小され、針生と伊南の多々石を抜け、伊南古町に続く路線だけになりました。計画から除外された館岩へ続く区間は距離にして2,000メートル程度です。ぜひその除外された区間を完成させることを要望します。完成すれば、館岩針生間を15分、館岩と本庁役場間を30分程度で移動可能となります。本町の活性化に真に有効であると考えます。

特急リバティの終着駅である会津田島駅から町内各地区への移動時間の長さは重要な要素になってきます。移動に1時間以上もかかるなら、観光客は会津若松市や他の地域へ行ってしまいます。南会津町が単なる通過点になってしまうことが危惧されます。この事業とこの道路に

対する町長の考えは。

3、新年度実施される町内全校へのICT機器導入について。

全校へのICT早期導入に関する12月議会で「せめて、移動可能な電子黒板とiPadのワンセットを対象校以外でも早期に導入すべき」との私の質問に対し、教育長は「各校への導入への取り組みを進めていく考えだが、パソコンのリース残期間などを考慮し、適切な時期を見きわめ導入していく」との答弁でした。早期導入は無理である感を強く感じ、質問を終えたのを覚えています。

しかし、喜ぶべきことに、このたびの新年度予算に全校へのICT機器導入の予算639万6,000円が計上され、早期導入が実施されることになっています。これは、本町学校教育の大きなプラスであり、これによってICT時代を生きていく子供たちの未来にとって大きな効果をもたらすことは間違いありません。

導入機器の詳細、導入時期及び導入による効果への教育長の考えは。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駒止プレミアムシャトルバス運行における利用者数の見込みを含め、現時点での事業詳細はどうかのおただしであります。駒止湿原につきましては、関東東北豪雨災害で入山ができなくなって以降、全国の駒止ファンや町民の方から入山についての多くの問い合わせがありまして、一日も早い入山への期待の大きさを感じているところであります。皆様方のその熱き声をまたそれに応えるために、現在まで駒止湿原や周辺の道路を管理する昭和村、駒止湿原案内の会、南会津警察署、みなみやま観光など、多くの関係機関と協議を進めてきました結果、ようやく入山が実現できることにこぎつけることができました。事業の開始までには詳細を詰める必要がございますが、早急を実現できるよう今後も協議を重ねてまいります。

現時点での災害復旧の状況につきましては、平成29年度より南郷側町道が通行可能となりますが、田島側町道につきましては、引き続き復旧工事を進めるため、一般車両は通行どめと、そのような状況になります。南郷側町道につきましては、一般車両の通行ができるようになりますが、田島側町道の復旧工事を加速させるために、平日は工事優先といたしまして、一般車両の通行の制限を行わせていただきまして、工事車両のみの通行と、そのような状況になると考えております。

このような状況を踏まえ、プレミアムシャトルバスの運行につきましては、土曜日曜日、そして祝日に限定させていただいて実施する計画であります。休日等の一般車両の通行につきま

しては、すれ違いができない箇所も多く、ガードロープが設置されていない危険な箇所もあるため、通行を制限させていただきます。

次に、運行方法ですが、希望者の事前予約制といたしまして、そのように対応をさせていただいて、鉄道利用者には新型特急リパティ会津が乗り入れる会津田島駅を発着とし、また、マイカー利用者につきましては、会津高原だいらスキー場駐車場を発着の場所とする計画であります。運行期間につきましては、5月20日から10月29日までを予定しております、利用者数は残念ながらバスの関係上600名ということ想定せざるを得ません。

なお、シャトルバス運行につきましては、駒止湿原案内の会のガイドに同行していただきまして、会津田島駅から駒止湿原までの移動時間を利用し、駒止湿原の魅力を紹介するなど、質の高い充実したツアーを目指すものであります。これらの周知方法につきましては、入山問い合わせがあった方には案内を進めるほか、観光団体のホームページ、SNS等での情報発信を行うとともに、町民に向けた町広報紙等の情報発信を行うことで誘客に努めます。

平成29年度再入山の年と捉えておりまして、試験的運行となりますが、この取り組みにより、改めて南会津の観光資源のブランド商品として再認識され、さらに2次交通対策による地域振興を図りつつ、検証改善を行いまして、利用者の満足度の高い商品となるよう受け入れ体制に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、館岩針生間の道路整備「山のみち地域づくり交付金事業」について、事業の詳細な計画と道路に対する考え方はとのおただしであります、ご承知のとおり、山のみち地域づくり交付金事業は、平成22年度に田島地域の針生地区から伊南地域の多々石地区を結ぶ総延長4,900メートル、総事業費12億3,000万円で国の採択を受け、福島県が事業を実施しているところであります。

残念ながら、多々石と館岩地区は現在結ばれる計画はありません。私としては、考え方としては、館岩の高杖から針生まで結びたいと、そういう気持ちでおります。それを踏まえまして、この事業の経過といたしまして、大規模林業圏開発計画の先導的かつ主導的役割を果たす林道事業として、飯豊檜枝岐線が昭和49年から整備が進められまして、その事業の一部であります田島館岩間につきましては、平成7年度から事業に着手しているところであります。また、平成16年度から緑資源幹線林道事業に名称を変更し事業を継続してきたところでありますが、官製談合等に関連し、平成19年度末に、独立行政法人緑資源機構が解散いたしまして、緑資源幹線林道事業も廃止となったわけであります。

県は、残工事区間につきまして、平成20年度に幹線林道事業見直し調査検討委員会を設置い

たしました。検討を重ねた結果、旧田島町・伊南村・館岩村を縦断する林内路網の骨格となる林道ではあるものの、森林の環境保全や効率的な効果的な工事実施の観点などから、伊南館岩間の計画を取りやめました。幅員を7メートルから5メートルに規模を縮小することが妥当との見解も示されました。

私も高杖原から突っ込んだあの道路へ行ってきました。本当に7メートルの立派な道路が入っていますが、途中で寸断されています。本当に残念ですけども、今現状はそのようになっています。

町といたしましても、県等の関係機関や地元関係者との調整を図り、一定の理解が得られたものと判断いたしまして、検討委員会の見解を尊重しながらも事業を推進しているところではありますが、議員おただしの伊南から館岩を結ぶ路線につきましては、町にとっても重要な路線であると、そのように認識しておりますので、今後、国・県の動向を注視しながら、社会情勢の変化に対応すべく、総合的に、先ほど申し上げましたように、つなげられるように、町としては検討してまいりたいと、そのように考えております。

次に、道路整備に対する考え方ではありますが、現在の林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業従事者の減少、さらには立地条件などにより、適切な森林の手入れが行き届いていない状況にあります。一方では、黒岩山からの駒ヶ岳残雪の眺望や黒岩湿原ハイキングなどの豊かな森林レクリエーション資源を生かすため、森林の多目的機能を総合的かつ高度に発揮させる多様な森林づくりへのこのエリアでの期待が高まっていると、私も期待しています。

そうしたことを踏まえた中で、田島地域と伊南地域を舗装道で結ぶことにより、適正な森林整備の推進が図られ、また観光客への入り込みへの期待も高まり、広域的な森林レクリエーション利用の促進にもつながることから、事業主体である県と連携を密にして、そして効果的な円滑な山のみち地域づくりを進めてまいりたいと、そのように考えています。

いろいろこれまでの経緯、計画された当初の路線が途中までできて、またもとの道路に戻っているというような現状もございますので、針生からかなり、5キロぐらいですか、入ったところまで7メートルの舗装道路がありますが、そこからまた5キロぐらい、先ほどは4,900メートルと言いましたか、その部分がこれからなんですね。ですから、そういうことも含めた中で、町としてはいろいろな課題があると思っていますので、できるだけ森林の活用であったり、今申し上げましたように、その地域の、そのエリアの資源もありますから、そういうことも含めた中で、そしてまた、案外皆さん知らないんですけども、高杖から針生までかなり近いんですよ。かなり近いんです。正直、7メートルの道路だったら、前提ですけども、中山峠を

通ってくる半分ぐらいかなと思うんですね。ですから、それはちょっと余談ですけども、でもそんなエリアの中にいろんな観光資源もあるということですよ。

ですから、これからの私たちの地域づくりにとっては、非常に大きな役割を果たす道路というかエリアにもなるだろうと、そのように考えておりますので、私としても、町としてもしっかりこれに対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは3点目、新年度実施される町内全校へのICT機器導入についてお答えいたします。

導入機器の詳細、導入時期及び導入による効果への考えはとのおただしであります。次年度に導入を予定している教育ICT機器の詳細につきましては、昨年度導入した南郷小学校の4年、5年、6学年の教室と荒海中学校以外、この2校につきましては本年度導入しましたので、それ以外の学校につきまして、各小・中学校の各学年の教室に壁かけ設置型電子黒板機能つきプロジェクターと、書画カメラ、マグネットスクリーンや映像表示システムといった関連機器一式と、タブレットパソコン1台を導入するほか、移動型電子黒板機能つきプロジェクターを各学校に1台ずつ導入する予定です。導入時期につきましては、各教室の設置に係る取り付け工事や機器の設定が必要なため、導入予定校との日程調整を行いながら、遅くとも2学期が始まる前までには全ての小・中学校で活用できるように整備を進めていきたいと考えております。

ICT機器の導入による効果への考えにつきましては、導入により、授業などにおいてICT機器のより効果的な活用方法が工夫され、児童・生徒の学習に対する意欲や主体性が高まるなど、教育大綱の基本目標の一つである、みずから学ぶ人材の育成の達成等が期待できるものと考えておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 まず、駒止プレミアムシャトルバスについてなんですが、まず人数のほうがちよっと印象的で600人、多いのか少ないのかというと、入場者を考えればかなりプレミアムだなと、名前がそのものなんでそんなに多くはないと思って、ネーミングがすごくいい

ような名前なんだけれども、かなり特権で、見られる人がすごい、見てきたよというのが、そうですね、その差別化ができちゃってちょっと寂しいところなんですけど、これ、600人で年間予想すると掛け算でどのくらい予定している。つまり、通常、震災風評で大分減りましたよね。減ってからの人数を考えれば、その中の600掛ける何とかだから、大体人数は予想できますよね。そうすると、年間600で掛けた、ことしのシーズンを足した何千か、何万になるんだと思うんですけども、それとの比較だとどれぐらいの率の人は見られないんでしょうか。通常の入込み数をまず聞きたいです、ここ近年。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えします。

以前から、この駒止湿原については二次交通対策事業としても取り組んでおりますので、まず、タクシーを利用した人数及び入山数をまず報告させていただきます。26年と27年についてご報告させていただきます。26年については1万427名でございまして、そのうちシャトルタクシーを利用した人が31件の76名でございました。27年については、9月から入山禁止をとりましたものですから、その時点での数字になりますが8,069名、そのうちシャトルタクシーを利用した人が49件の132名ということでございます。

先ほど、バスの利用を想定した数字を600人と報告しましたが、5月20日から10月29日まで、祝日等々を調べますと52日間ございます。いろいろ事業を運営する団体等々とも相談したんですが、最初の取り組みの年でもありますので、13人か15人ぐらいが妥当でないかなということから、52掛ける15というイメージの中で600人というイメージをさせてもらったんですが、バスの的には29人乗りを準備したいと思いますので、そういった形で入込み数から出したものではないということでご理解願います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 すれ違いがあったんですね、ごめんなさい。

600人とは、1日600人という考えだったんで、あり得ない数字なんで、これは年間なんです。じゃ、もう600人しか見られないわけだな。いやあすごい少ないですね。めちゃくちゃ少ない、びっくりでした。大体、土曜日曜で多いときに、ここに資料があるんですけども、当時平成9年、あのころ20年前ですけども、そのころだと13万人来て、だんだんうなぎ登りになったときで、平成6年だと2万5,000人だったんですが、1回テレビ放送でかなり火がついた状態で、一気に3年ぐらいで13万人に伸びたので、かなり駒止の保護とか、福島大学の方にいろんな依頼して、今後のことでどんどん、そういうふうに向いていたときだったんです

よね。

ごく最近になって風評とかで10万人切って、7万人になって、どんどん減って、今多分5万人にちょっとぐらいでだんだん推移しているのかなと思います。間違っていたら申しわけない。大分減っていると思います。10万人はもちろん切っていると思うんです。5万人前後だったのかしら、それを考えると、600人というとなんて一握りですよ、一握り。

僕はこの質問をしたときに、シャトルバスの前後に指定車両という言葉を見つけたんですよ、この文章の中に。施政方針の中にでしたっけ。どこかに指定車両に限るとなっていたので、プレミアムシャトルバスじゃなくて、例えば学校単位の、さいたま市のほうから来て、駒止湿原を見せたいよという場合は指定車両として今回許可しますと。修学旅行は土日にぶつけるかどうかわからないんだけど、そういう意味では、シャトルバスに限らず、今回予定した26人でさいたま市から来たよ、あるいは神奈川から来たよというときに、山形から、あるいは青森から来た人がぜひ見たいというときに、指定車両として申請すれば、改めて、予約制となっていましたので、そういう意味ではぜひ、町が準備したシャトルバスという意味で多分シャトルバスと言っているんですけども、僕はこれに関連して、やはり指定車両で、せっかく修学旅行でその部分で見に来たというのなら、もちろん平日はだめですよ、平日は工事車両の邪魔になりますから、そういう意味では、あと地元のタクシーもありますよね。この運行のシャトルバスというのは、運営法的に、会津バスとか何かに依頼しないと人を運ぶというのでは、保険だったり事故だったりもあると思います。いろんな想定して、多分既に考えていると思うんですけども。

同時に幾つも質問して悪いんですけども、1つまず確認したいのは、指定車両という意味の部分を拡大していったら、先ほど言ったことに対する、どこから学校が来たいんだとか、老人会でぜひ見たい、写真クラブやなんかでどこかで来たいんで、土曜のこの日にぜひ、邪魔にならないように上がっていくからとかという、土日にね。その辺の指定車両に関する考え方はどうでしょうか。シャトルバス以外の見せたいという考え方です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

先ほども最初の答弁の中で申し上げさせていただきましたけれども、道路が狭い、ですからある程度車を限定しないとすれ違いできない。まして、大型バスのすれ違いはできない箇所がありますから、やっぱり危険防止も図らなければならないというような事情がありまして、今、そのような試算をしているところですし、そのように計画もしているところです。

私、何十万人も入ったという期間があったということをやっと認識不足ですみませんでしたけれども、私は協力金をもらうようになってから、どのくらいという話になったときに、大体100万円くらいの協力金をいただいたということからすれば、先ほど申し上げましたように、1万何百人というのが大体実数かなと、今の現状の、そういうふうに思っていたんですが、今後、先ほどの駒止湿原のシカ対策の件もありまして、今度あのエリアを針生地区の皆さんに共有地の皆さんにも協力いただいて、またエリアを拡大して、あそこをそういう場所にしていくということを考えて、今後の中ではもっともっと皆さんにPRして大事にさせていただいて、保護も考えて、そういう活用を図っていききたいというのが町の大きな方向性なんですが、そんなことも踏まえて町はやっていきたいと思えます。

田島側の被害が余りすごいものですから、やっぱり片側からでは間に合わないということなものですから、両側からやって、できるだけ道路の完成を早めたいということなものですから、期間的にはそのような期間を設けさせていただいて、このような対応をせざるを得ないということをご理解いただきたいなと思えますのでよろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そうですよ。車両に関しては、僕は、ほとんど上り口の最終の頂上に近づく手前のところの部分の工事箇所、土砂崩れで、今回平成29年に入れるようになったということなので、手前のほうは無事で、幸いにも無事だったという、田島側ぐらいのずたずた状態じゃないということで、1カ所で今回の、早期に通行できるようになったということで、あとは、かつてのまま、今言ったすれ違いできない場所もあったけれども、かつてのように行くから、双方向ですか、かつて行っていた時代のような感じでは本当はできるはずなんですけれども、僕も決して、一般車両をゲートして戸閉めしたりするように進めたいわけじゃなくて、予約制も賛成だし、限定するのも賛成なんですけれども、先ほど、土日で52回ある、その延べが600ってなると、もう100名で掛けても50人、割り算すればわかりますね。すごい少ないですよ。

これで、先ほど町長が言われた駒止ファンという人がどれくらいいるか僕はカウントしたことないですけども、かなり多いと思います。実はこの資料の中に、駒止ファンという、アンケートを当時とった資料もあるんですけども、ほとんどが関東圏、北関東で青森・宮城県なんで、その比率を考えると、その人たちが土日、ホームページで多分告示すると思うんですけども、そこで限定100人だよとか、限定、多分200人を切るわけですよ。限定50人となると、そのプレミアムはスペシャルスペシャルで、もうどうにもならないような競争率の激しい

ものになるといえば、ぜひ限定車両部分に拡大する、決してだから大型バスも行けていましたから、今言ったすれ違いできなくても、大型ダンプが行き来することに今回なって、南郷側を使うわけなので、決してそれでどんどん大型バスを送れということを書いていませんけれども、そういう意味では、地元のタクシーか何かに関する限定についてはどうなんでしょうか。もしそれ以外に、準備したものではありませんけれども、もしどこかのグループがぜひ今回25人乗りバスで来たんだと、多分走行では無理はないと思いますが、これに関してはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

原則的な話をさせていただきます。

やはり、道路管理、責任出てきます。そういうことを許可しているということは通れるだということを前提でしょう。通れないのにどうするんだってなったら、やっぱりもしもの場合ばかり考えて制限するわけではないんですが、やっぱりこういう異常な事態、通常と違うということをご理解いただきたいんですよ。ですから、その一定期間、ずっとそうじゃないんですよ。ですから、一定期間の間だけ、確かに駒止湿原に行ってみたいという、そういう大勢の方々の期待に応えられないという、そういう申しわけなさはあるんですが、やはりこの期間のうちは、何とか町としてはそういうことも皆さん方にご理解いただいて、そして工事の早期完成を目指したいということが第一にあるものですから、一定期間ということ。一定期間ということは何カ月の話ではないんですが、1年とか2年とかの話になるわけですが、そうしたことも含めた中で、町としてそういうような対応をせざるを得ないという事情もご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ここに、尾瀬シャトルバスの運行表というのをけさ慌ててコピーしてきたんですけども、満杯になり次第移動しますとか、時刻が片道520円と、子供が260円と、会津乗合、会津バスでやっています。今回の部分のプレミアムシャトルバスというのは、運転というか、それはどこかに依頼しかないですよ、人を乗せるわけですから。この辺の部分は、どうなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

バスの運行につきましては、会津バス等々の公な運行団体に依頼するというで考えてお

ります。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ですから、僕が言いたいのは、例えばその分で地元のタクシーの、例えばその日多いとすれば、ぜひ50人という限定を、ぜひですよ、一応地元のタクシー会社だつて、それによって潤うとすれば、例えば田島駅、リバティで来たといいますけれども、リバティが田島駅だとすると、モータープールがだいくらにもあるから2つ準備するというような形か、拾っていくのかわからないんですけども、その辺を考えると、現実的に考えて、会津田島駅で29人乗りバスが1本行って、午前1本、午後2本で50人ぐらい運べるとすれば、100人だったらもうほとんどそれで午前1本、それぞれプレミアムで多分 なんですけども、その意味では、その部分を地元のタクシーにも協力を願って、そういう意味ではもうちょっと拡大する意味でちゃんとみんなその時間帯は一緒に向かって上がっていくんですし、じゃ2時後集まってくださいとみて、終わったときには集合時間を決めて出てきてもらって、みんなでぞろっと下っていくような形で、ぜひシャトルバスの部分の考え方を拡大して、今言った通行可能な、もちろんこういうライセンスを持った会社にやるわけだから、この分でちょっと拡大部分にする検討ですね。これはこれから話すことなので。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

今時点では、指定された車両のみの運行ということで、まずやってみたいという考えでおります。この間、警察署を含め、いろんな関係団体とお話をしてきたんですが、まず、安全を確保しなければならないというのが前提でございました。ですので、万が一そういった指定車両でないものが入って、駒止のシャトルで来たお客さんと交通事故を起こすということは想定しない中での試験的な運行だということで、私どももやっていますので、警察等々からも安全第一な運行に努めていただきたいということで強く言われているということもございますので、29年度につきましては、指定車両のみの運行ということで考えています。次回以降、議員おただしの件についても検証はさせていただきますので、そういった含みを持って30年は対応していきたいなと思います。

あと、もう一つつけ加えたいと思いますのは、また「プレミアム」という名前をつけた1つとしては、本当に、有名な芸能人のチケット購入と同じで競争率を高めたんだということもあります。そういうことで、なかなか南会津にはお客さんを呼び込む手法、なかなか目を向けている観光地はございませんから、また「プレミアム」という名前をネーミングにしながら、

売り込むのも一つの手法だと考えています。

そういうことで、南会津に目を向けてもらって、そうして抽せんで行きたいという人が多くなれば、また次の年にもつながりますので、そういった手法の一つだということでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 この話をやっているとおれですから、「指定車両」という言葉に僕は期待しています。部分ですね。あと1つ、駒止湿原とは昭和村もありますので、昭和村も大分これを宣伝していますので、あっちが行けない、ラッキーで、今準備しているいろんなホームページでも上がって、あっちから登山者としてくること、これは多分拒否できないし、当たり前ですよ。だから、行く気があったら向こうからも来られるので、本当に向こうからハイキング上がることもオーケーだと。

ただ、もう一つだけ、前回質問したことがあるんですけども、巡見使の道を使った、ちょうどスキー場の入り口の上にある前回、前々回の質問で僕言っていると思うんですけども、そういうハイキング、ハイカーが山道を伝っていくこと、これはオーケーですよ。その辺はどうでしょうか。確認です。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 今、巡見使の道を使って入山というおただしであります、そういう方はいないだろうということでご考えておきまして、そこまでは制限はできないものですから、徒歩で入る方は、町ではそこまで確認もできないし、制限もできないと考えておりますので、まず車両の制限だけしたいということでご理解願います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 これについてはもう一つ言いたいのは、向こうで案内の会もいるけれども、乗用車の指定車両で緊急時には、バスが待っていて拾っているんでしょうけれども、緊急車両のために何人か乗用車で待機しなきゃならないでしょうから、いろんな対策でないと、バスで帰ってこなきゃならなくて、何台かは待機しなきゃならないでしょうから、数台は病人が出た場合なんか緊急であそこ連絡の質問もしましたけれども、そういうのもこれからぜひ携帯なんか使えるような形で、入った人たちの安全を図るなら、それも拡大して、ぜひ検討して行ってほしいなと思います。長くなりました。

次の、「館岩田島I線」という名前がちゃんとついている当初は緑資源のほうでやっていたけれども、今本当、町長の言われた答弁の中に、例の談合問題で解散して県に委ねられて

といういきさつは了解しました。

町長が先ほど答弁の中で、今後にそれをつなげたいということだったので、全く僕も同じ考えで、町長が言われたとおり、背中合わせですよ、針生から高杖のスキー場のナイターがぼわっと見えている照明で、かつてご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、だいくらスキー場と高杖を結ぼうと、社員があそこを歩いて高杖に行ったという経緯もあるし、ゴンドラだと1,500メートルか2メートル以内の苗場スキー場なんかでやっている、ほかのスキー場との融合で、バブルのころだったら多分ゴンドラをつくってもあったんでしょうが、衰退の時期だったので、その話はただの話で終わってしまいましたけれども。というか、背中合わせは間違いないので、当時のもし緑資源の問題がなければ、スーパー林道が完成して、あと残り2,500メートルで館岩の高杖、町長が言われましたスーパー林道の7メートル幅の2車線の白線が今もグーグルで見ることができます。森林の中にどーんと通ってそのまま山に突っ込んでいるんですけども、本当にすごいですよね。本当に山のぎりぎりの草のところに白線まで引いて、2車線で、排水かな、それだけしていますけれども、そんなのがまだ残っているんですよ。それが生かされずに、今回は確かに町長言われた答弁の中のとおり、伊南と針生を結ぶだけになって、多々石林道の古町に届くようなことを県は予算の関係で縮小して、7メートル幅を5メートルにしたということで、町長答弁されましたけれども、熱意があるとすれば、これ大分災害復旧のほうで工事がとられているので、今回は400メートルの予定みたいですけれども、その意味では、町長、その部分でいうと、ぜひ、実は要望、僕はこの調べている中で、平成29年で「会津を拓く最重点要望事項」という、議長名でも町長名でも県の農林部に9月1日に行っている中の要望事項に、今回予算で出ているのもそうですけれども、要望の中に、これというとその要項の一部ですが、山のみち地域づくり交付金事業による田島館岩I線整備の促進についてということで要望事項を毎年上げているんですね。

ですから、町長も言われたことも確かですし、議長の名でも南会津地方町村会と南会津地方町村議会議長会、総合開発協議会南会津地方部会という形でこの1線というのが載っていますので、そういう意味では、進められているのは毎年400メートル、600メートルというのがいっているんですが、これに対する町長のつなぐ部分に、もう一つ確認の意味で、ここを歩いて現地に行かれましたと言っていますね。その分の現地の状況とか、その分のあと距離は目の前なんですけれども、という部分は僕は何度でも言いたいですけれども。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

館岩高杖側から多々石までは、まだ森林なんでそこは踏破したことないですけども、実際に私は多々石から針生まで通じている峰越林道というときには3回ぐらい通ったことがあります。多々石から本当に峰を越えた、稜線を越えた針生側というのは、斜面が厳しくて、本当に難所になっていますよね。今、災害で路肩も原形をとどめないような箇所もございますし、それが4,900メートルという部分が残っているということではありますが、その部分、実際に県のほうでは当初改良を加えて7メートルの道路を通して、トンネルも通してという計画、当初あったんですが、それを先ほど申し上げましたように、緑資源の談合事件で断念せざるを得ないということでもあります。そのほうがむしろ私は安全な道路ができるとそのようにも思っていますし、活用するんであるならば、そっちの道路のほうがその地域のエリアの活用も利用も多くなるだろうと考えています。

しかし、一方でもともとあった道路を県は5メートルでも通すということで、現道にまた戻しちゃったんですね。その辺も含めて、私どもはしっかり県のほうとも話をしていきたいなど、私としてはそう思っているんですよ。いずれこの事業そのものは進めていただいて、そしてその効果を発揮するようにするということが今一番求められている分だと、私はそのように思っていますので、そういうことも念頭に置きながら、この道路の理解も深めていただいて、そのような町の運動もしていければとそのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 僕も実は10代のころ、あそこを、多々石を通過して伊南古町に出て旧道の駒止を回って一周したことがあるんですけども、そういう意味ではすごく懐かしく、ここでその質問で、あそこ砂利道ですごい霧の中を動いた記憶があるんですけども、そういう意味ではすごい、1回しか通っていないんですよ。一生に1回しか通っていないんですが、多々石に抜けていったことがあります。

あと、グーグルで調べてみると、今本当にスーパー林道的な7メートル幅の白線がありましたけれども、本当に今でもしっかり確認できますし、今、館岩と田島、初めの本来の計画の部分でいえば、途中まで館岩高杖側から来ている部分と、あと今、多々石の岩場ですね。向こう側はなんかすごい岩場だそうです。現場の人に聞いてみたら、今回は針生つきから400メートルの予定で、ブロック積みで行く形なので、予算も工法によって大分変わってくるそうですよね。土積みでいく場合と、現場で調達できるのと、あとブロック積みだからかなり陰しいんだと思います。そんな感じで、今、ことしはそれでいくそうですけれども。

多々石側の伊南のほうはもう、今、岩場にぶつかっていて、トンネルがちょうどできるのが、多々石わざわざ迂回しているはずなのですが、こんなだったらトンネルのほうが早かったんじゃないというぐらい現場がひどいそうです。だから、いろんな対策しながら、安全策しながら進めなきゃならないので、今回は針生つきのほうから進んでいくんですけれども、いずれこの予定どおりに田島Ⅰ線というのは完成するでしょうけれども、ぜひ、町長と同じ思いなので、ここも強く言いませんが、ぜひ僕の文章では2,000メートルですけれども、こうやってグーグルでも探ると、新しい車線から多々石の工事現場を見ると、本当に目の前です。町道として町の予算でもつけて、500メートルぐらいしかないかもしれないぐらいの部分の背中合わせのような感じです、多々石林道といえば、これで見ると。グーグルで見てもわかります。舗装、こっちも舗装で、今5メートルですけれどもなっていますので、ぜひこれも、これまでどおりに県のほうに要請していくと思うんですが、早期延長すれば、高杖と針生を結ぶことで、多分当時のスーパー林道が7メートルだったら5分で行き来できますね。5キロを5分で行けたはずです。ただ今回は5メートル幅でかなり現道をそのまま使うような形なので、そのままでは行きません。ただ、時速30キロで計算するらしいんですけれども、林道の場合の時速30キロで行ったとしても、僕の言っている15分とか、それは可能だと思いますので、ぜひ今後とも要望していったほしいなと思います。

じゃ、最後の質問にいきます。

ICTの部分の電子黒板の部分で今、教育長の話もありました。これについては、2学期、夏休みが終わる夏休み期間中なんですかね。それについて早急に荒海中学校と南郷小学校に入れたような形で同等で移動黒板とかプロジェクターとか入れていくみたいなので、そういう意味では本当にありがたかったんです。

これ、地方創生の予算がついていましたけれども、これは確認なんですけど、そういう形で突然600万円なんていうのがあるというんですが、その辺はどうだったんでしょうか。すごく、大分難しいような、予算も絡むし、リースの残期間もあったということで、大分ちょっと長引くのかなと思ったならば、今回スムーズに来たので、その辺ちょっとわかる限りでいいんですけれども。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

地方創生の交付金の対象にもなっております。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ですから、そういう意味ではすごく幸いだったんでしょうね。地方創生のほとんどが使われるという意味では。ちょっとちらっと聞いたのであれです。そんな意味ではぜひ今後ともこの部分で言えば、教育長が言われたように、本当に期待できますし、そういうのになって、iPhoneもなれている人たち、子供たちはもうとっくになれていますので、ぜひ今度とも充実拡大に向けて、もっとさらに、それだけだと多分はしりでしょうから。iPadを全員に配布するだとか、そういう予定については、もう一つ教育長どうですかね。今後の部分の計画としては。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうから、今後の考えということかなというふうに思いますので、お答えしたいと思います。

現時点でそのような整備を進めていくという狙いの一つには、教育大綱にもあります、主体的な子供の育成とか、そういうものにかかわるような配置ということで考えております。ですので、iPadを全員に持たせることが教育大綱の実現に近づくものならば、ぜひそのような形で実施していきたいなというふうに考えています。ただ、ICT機器の活用につきましては、便利だから活用ということだけではなくて、例えば、実際に花の写真なんかを見るんだったら、実際の地域に出ていってその現物を見るとかいうことで、便利だということ、本当にそれに頼れるようなことであっては、なかなか教育大綱に掲げるような子供の実現にはいかないのかなというふうに思いますので、ぜひそのような点を加味しながら、整備につきましては、検討していきたいなというふうに思っています。

ただ、これから子供たちが出る社会は、本当にICT機器を活用できないと困るような社会ですので、その点につきましては、十分子供たちに機器の活用がある程度可能な、または教材等につきましても、これからICT機器を使わなきゃいけない教材がどんどん出てくるとなると、教師にとっても、そこは、ICTについてやはり学んでいく点かなというふうに思いますので、そのような点でICT機器の有効な活用とか、あと子供たちの主体性とか、そういうものが育まれるということで、先ほど答弁させていただきました。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ、本当そうですね、指導者で教える機器を自由にこなせる教師がいないと、ただ宝物で終わってしまう、宝物にならないのかな、ただの道具でしかなくなってしまいますので、要請とか勉強会をぜひ進めてほしいなと思います。あと、教育長が言われた現場

の部分ですね。画面を眺めて、きれいだ美しいどこかの風景で眺めて満足するよりも、現場に行ってみたくとかそういうものを育てるような情操教育をぜひ進めてほしいなと思います。

質問は以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、9番、湯田哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は、議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますのでご留意願います。



◎報告第1号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第1号 専決処分の報告について、専決第22号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第23号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第1号 工事請負契約の一部変更について（新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（空調2期）工事）、専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 昨年の3月議会でも同様の専決の話が議題に上ったわけですが、その中で、町長も本当に一生懸命職員に対して指導しているのだが、なかなか現実にはゼロにならないという答弁をされておられました。全くじくじたる思いだというふうに思っております。

何点か質問をしたいと思います。

車両、4件になりますか、金額にして259万円ほどの相手方に損害を与えたわけですが、多分、相当事故処理といえますか、現場での事故処理に時間がかかったのではないかなというふうに想定されるんですけども、公務に向かった公務の内容と、その公務に支障がなかったのどうか、まず1点目、ご質問をしたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

業務の内容でございますが、汚染物質等の中間貯蔵施設への輸送に関する会議という会議が若松でございましたので、そちらのほうに出張をしておりました。ただ、事故が会議前ということでございましたので、会議に出席できずにおりました。会議の資料につきましては、同日、下郷町の職員の方に届けていただいて、会議の内容等についても確認をしたということでございますので、職務のほうについては支障はございませんでした。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 まずは、事故が起きたときに相手方に対応するというのが大前提で、本当にきちんと和解できたということは、丁寧に事故処理をされてきたのかなというふうに感じました。ただ、やっぱり公務というものは大変貴重でありますので、最終的に支障はなかったという話ではありますが、この辺のところは、やはりまず現場、その次は公務ということで対応していただきたいなど。

それで、相手方の金額はわかるんですが、多分公用車、公用車に損害はなかったんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

公用車の町が保有する電気自動車の青い自動車でございますが、やはり衝突の衝撃もかなりありましたので、そちらのほうは修理をさせていただきました。修理については、町で車両保険に入っておりますので、全額保険のほうでの対応ということでございました。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ちなみに、どのくらいかかったかわかりますか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 対物は把握しておりますが、公用車のほうは数字を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告をさせていただきます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 とても大切なことですので、きちっと数字をお知らせください。

それから、昨年質問の中で、職員に対してのペナルティー等は考えていないのかということで質問をしましたところ、総務課長の答弁の中では、今後検討していくという話をされたというふうに記憶しております。あれから1年たちました。どういった形で検討をされて、どういう経過と、それから今の状況ですか、どういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

職員の公用車での交通事故、あるいは私用車、いわゆるプライベートでの事故につきましては、町に道路交通法違反関係職員の懲戒処分等に関する基準というのがございまして、まず、基本的にはこちらを適用して処分を決定するわけでございます。当然、この基準にのっとって処分するのは当たり前でございますが、今回の事案については、私のほうから本人に対して呼び出しをして、厳重な注意をさせていただいたところでございます。

なお、今回の事案につきましては、この基準にのっとれば、文書訓告相当に当たるものと思われませんが、現在いろいろと示談等々ございましたので、今議会で専決処分ということのご報告をさせていただきましたので、議会後に庁内の中で最終的な処分を決定したいとそうように考えてございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 いわゆる、総務課長の検討というのは、今の答弁をされたことが検討という理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 おただしのとおりでございます。

○11番 山内 政議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 ただいまの山内議員同様、損害賠償についてお尋ねいたします。

この件は、4台の追突事故だということでございます。保険金から大体250万円ぐらい払われたようでございますが、そこで私は、町における保険の件について質問したいんですが、こういうような保険の車両というか台数というか、除雪機等も含めて保険に入っている車両というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

町で保有する、いわゆる町有車でございますが、まず、町が直接管理をしております車両、保険に入っている車両ですが199台でございます。これは、支所も当然含めての台数でございます。それから、それ以外に、例えば社会福祉法人であったり、振興公社であったり、いわゆる貸し付けする車が合計で71台、合わせまして270台となっております。こちら270台を町のほうで保険のほうに一括して入ってございますが、合わせて270台ということでございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、この270台の年間にわたる保険金額というのかな、わかれば概算で結構ですから教えていただけませんか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、町が直接管理している199台、こちらの保険料が534万7,300円でございます。それから、貸与車両71台につきましては160万7,280円でございます。合わせまして、695万4,580円でございます。なお、貸し付け車両につきましては、その契約の中で利用者負担金ということでいただいている団体もございます。それは当初予算のほうに雑入として上がってございますが、八十数万円、雑入として計上してございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 この695万円なる保険料が年間払われていると。そういうことで、民間あたりの大手運送会社等では、やっぱり何百台も持っているところは、こういうことに1年に何千万という保険金が払われて、だから、払わないで自社でもって一応積み立てたような形にしてやっていたほうが、そういう民間会社は得だというようなことで、人身保険には入っているようですが、車両保険には大手運送会社等が入っていないんですね、今。そういうこともあって、私はこれを入れるとか、そういうことではないんですが、とにかく695万円ぐらいを払っている。今回の事故は、これからもあるかもしれませんが、当然それまでは達しない

というようなことで、ある程度の経費削減等からも考えれば、これらもちょっと検討する余地はあるのかなというふうに考えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 車両のほうは和解だと思うんですが、人のけがはなかったんですか、そこら。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今回、被害者が4名いらっしゃるわけですが、専決第23号の相手方、國分直樹さんという方ですが、この方が一番最初にぶつかった一番目の方でございまして、この方は人身がございまして。それから、参考までに申し上げますと、一番最初の専決第22号、河原木郁磨さんという方、こちらは3番目の方、ぶつかって3番目の方がこの河原木さん。それから専決の第2号、石田圭一さん、この方が2番目の方、それから専決第3号の皆本さんが一番離れていたというか、4番目の方ということで、1番目の方だけ、國分さんだけ人身扱い。ほかの3台は対物のみでございました。幸いにも國分さんにつきましては、軽傷であったということでございました。

○五十嵐 司議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第1号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第2号 南会津町結婚資金貸与条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第3号 南会津町結婚資金貸与基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第4号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第5号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 条例については質問はございませんが、この中身の集落支援員と子育て

て支援専門員について、詳しく業務内容を教えていただければと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 私のほうから、集落支援員についてご説明申し上げます。

集落支援員は、合併後、職員が減少する館岩、伊南、南郷、この3地域の集落に対する職員の配置というか、目配り、気配りがなかなかできなくなるというようなこともありまして、館岩、伊南、南郷の3地域にそれぞれ1名ずつ集落支援員として配置しているものでございます。

これまでは、振興公社のほうに業務を委託しておったんですが、今回の改正によりまして、やはり町と密接な関係のある業務であるということから、中身については町に戻してしっかりとした身分で活動してもらおうということから、今回、こちらのほうの非常勤特別職のほうに位置づけたということでございます。

そして、具体的な活動の中身でございますが、対象集落は全集落です。例えば、伊南、南郷、それぞれ1名ずつ配置する職員については、全集落を見ていただくということで、集落を回って点検をし、生活状況なり困っている状況等を把握しながら、集落等の維持とか活性化に関する話し合いへの参加、そして問題解決のために、具体的にどういうふうな方策がいいのか検討したり、それらを町当局に伝えるというような中身でございます。非常に町のほうと密接な関係の業務をお願いしているということでございます。具体的には、各集落の区長さんのお宅を回りながら、お話し合いをしながら状況を把握していくというのが中心的な業務になるかと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

子育て支援専門員であります。これにつきましては、4月より子育てのワンストップサービスということで窓口を設置します子育て世代包括支援センターの職員ということで、非常勤特別職ということで雇用をしたいと考えております。業務内容につきましては、相談窓口での各種相談であったり、あと発達支援について最近、近年発達に偏りがあったり、そういったお子さんがいらっしゃるということでのお母さんからのご相談も多いものですから、そういった専門知識を生かして、そういった対応に当たっていきいたいということで考えております。

一応、町としましては、心理士の有資格者を目指しておりますが、場合によってはこの資格を持っている方がいらっしゃらない、例えば言語聴覚士さんだったり、別な資格の方もいらっしゃいますので、そういった場合の方については、その他の者というところの雇用という形で

考えておりますが、4月からはとりあえず1名ということで考えております。

以上であります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 同じように、集落支援員について伺います。

今回しっかりした身分保障をして、町と密接な業務なのでしっかりした身分保障をしてということでした。これまで、振興公社で雇用されているときに、欠員があったというようなお話を伺っていました。どのような課題があったのかということをお伺いします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 答えいたします。

3名配置ということで、28年度においては、南郷地域で1名の方が退任をされ、さらには館岩地域でも1名の方が退任をされるということで、現在は伊南地域で活動されている方が1名だけでございます。それで、やっぱり活動の困難性というのは、集落に入って話し合いをする、その聞き取る能力、さらには話をうまくまとめるワークショップと申しますか、そういった話を引き出してまとめていく能力、そういったものが非常に求められるものでございまして、やっぱりある程度経験をされた方じゃないと難しいのかなということでございます。

それぞれ南郷、館岩地域にいらっしゃる方も頑張っていただいたんですが、一身上の都合ということではございますが、そういった業務の困難性も退任された理由の一つにはあったのかなというふうに感じております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 職務が大変だというのは、私も中小屋の福寿草まつり等で大変お世話になっていたのもので理解しているつもりです。

そんな中で、今回特別職になるという、非常勤特別職でこの定額の18万2,000円という月額になるわけですが、これまではどのような給与体系だったのか伺います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 先ほどの貝田委員の質問に対してお話ししましたように、28年度までは、振興公社での臨時職員という取り扱いでございます。1日幾らというような賃金体系に、そこに通勤手当を加算してやっていたということでございますが、今回については、月額を18万2,000円というような形で、今まで臨時職員を正式的な集落支援という非常勤特別職に位置づけたということでございますので、大きな違いがあるかと思っております。なお、給与面と申しま

すか、報酬面では、振興公社のときと比較をすると、若干今回、集落支援員の非常勤特別職にするほうが若干ではございますが、待遇の改善にはなっているのかなと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 はい、了解しました。

それと、今までだと振興公社ということで、支援センターといいますか、配属があったわけですけれども、今回配属は変わるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 町の業務という形で委嘱状を交付することになりますので、各総合支所の振興課のほうに配置をさせていただいて、支所の職員と一緒に連絡をつなぎながら業務をこなしていただくというようなことを想定しております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ということで、振興課ということですから、町の施策等を反映したりとか、集落の要望に対して即効性のある対応ができるのかなと思いますが、一方でその支援センターの役割という部分で振興公社がこれまで担っていた役割についての解釈が変わるのかということに関してはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 振興公社の業務の中にも集落支援に関することというのは、定款というんですかね。それはありますが、その部分は残しながらということでございます。しかしながら、業務的には町のほうに上げるということでございますので、例えば、振興公社のほうにそういう相談があったときにはつないでいただいて、これまでどおり、振興公社とのつながりのある集落もありますから、その辺は円滑にやっていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 中小屋の例えば福寿草（こがね）まつりですか、来月4月にございます。その中で今、慌ただしく準備を重ねておりますが、やはり去年いらっしゃった方がいなくなったことで、非常に広報ですとか、いろいろな対業者さんとおつき合いですとか、そういった部分で非常に苦勞している部分があるそうです。そういった意味で、もちろん自分たちでやるというのは基本かとは思いますが、期待していた部分がなくなることの不安もあるかと思っておりますので、そういった役割分担に関しては、業務に関してはしっかり自立ということも見据えながらのサポートをしっかりとできるような体制にさせていただきたいなと要望するところではございます。

先ほど経験者、ある程度経験のある者が適しているんじゃないかというようなお話がございました。4月からもう雇用できるような体制は整っているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 それぞれの支所のほうにおいて、今、人選をお願いしているところでございますが、南郷地域については候補の方が上がっておりまして、それらについてこれから委嘱の手続に入るということでございます。伊南地域については継続、ただ館岩地域については、まだ適任が見つからないので、今現在も探していただいているというような情報でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 集落応援交付金等、我が町の今の特徴としては、集落一つ一つを元気にしていくということ、大事な政策の一つかと思えます。その中で、集落支援員の役割というものも非常に大きいものもあろうかと思えますので、ぜひ適宜にしっかり配置していただいて、よりよい関係を築けるように、支援していただきたいなと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第6号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第7号 南会津町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第8号 南会津町教育支援委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第9号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第10号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第11号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第12号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

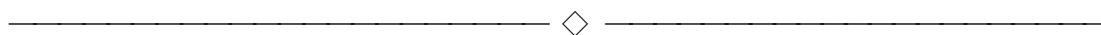
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第13号 南会津町館岩農業施設管理センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

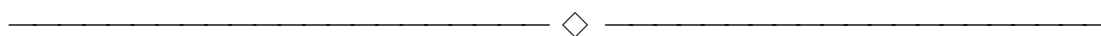
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第14号 南会津町穀類乾燥調製施設条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

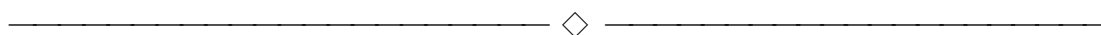
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第15号 南会津町水稻育苗施設条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第16号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ
条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 みなみやま観光の事務所が撤収された後のステーションプラザにつ
いて、この間のぞき見をしてきました。あの状態で、施設はいじらないでやっていくというそ
ういう理解でいいのかどうなのか伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今、おただしのステーションプラザ2階のみなみやまが事務所に使っていた施設についての
利活用についてご説明申し上げます。

施設の中には4本の柱がございます。私たちも2月について、40人規模の会議を三度ほど開
催しておりましたが、この柱が邪魔で会議に支障があったという経過はございませんので、40
人規模の会議であれば、柱が邪魔をしないというような内容でございます。この柱を一つの基
準にしまして、小会議室3部屋を設ける考えでございまして、会議の仕切りも必要でございます

ので、パーテーションということをつい立を設けまして、3つの会議ができるような仕組みに考えております。

また、現在、みなみやまさんが書棚として使っていた部分があるんですが、そこは利用者の物置といたしますか、小荷物がありますので、あと冬になるとこういった上着がありますので、そこに入れてもらって会議やサークル活動に使っていただくということで考えております。

また、床についてもカーペット張りでございますので、高齢者が、椅子が苦手な方もおりますので、座りながらいろんなものができるという機能も持っていますので、そういった面で、町としましては、あの施設を小・中規模会議施設として利用していきたいなど。大きな会議については、御蔵入交流館等ございますので、そちらでやっていただくということで考えておりました、会議にも使える、あと写真展とかいろんな多機能にわたって使用可能なスペースが確保できるということで捉えていますので、現在の状態を改築工事を行わず、当分の間、現状のまま使用していきたいという考えでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 前々からプラザについては、地域の人からも前の施設に戻してほしいというような要望もあったやの話もこの間の議論の中であったと思うんですけども、今回、現状のままでステーションプラザとして活用するという事について、あの辺の近在の住民の方の何ていうのかな、認識というのは、あれでいいよと、こういうようなことの受けとめでいいんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

大町の区長さんには現場を見てもらったりして、現状のままで役員会とか総会とか、いろんなふれあいサロンとか、そういったものに活用していただきたいということで、お話ししております。町民にも十二分な周知も必要だと思っておりますので、5月の広報紙を使って詳細な内容等を踏まえた周知はしていきたいと考えております。現在は、6月1日から一般開放したいということで考えておりますのでご理解願います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いずれにしても、私は率直に言って、前の状態に原状回復して、再利用するような仕組みにするのかなというようなイメージでおったんですが、ああいうような現状でやるということについて、地域の人を含めて、理解が得られているのであればいいというように思いますが、ちょっとイメージしていたこととはちょっと違うなど。そして、文化協

会の会長さんもああいう「風121」なんかあそこの会場で今度はできるんでないかみたいなことも言うておりましたが、だけれども、現状ではちょっとできないのでないかというような感じするんですが、いかかですか、その辺は。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

町としまして、東武特急乗り入れを控えておりますので、南会津の写真クラブと、あと南郷の写真クラブ、あと台東区の写真クラブの方に、あそこに写真を展示してもらおうということで動きをしております。先ほど言いましたように4本の柱、それがちょうど間切りになりまして、背中同士に写真を並べることができるということで、今現在、大きいパネルで50枚ぐらい並べることができる。あと壁を、昔使っていた事務所側、線路側になりますか、そちらの壁を使うと、写真であれば60枚ぐらいは十二分に展示できるということで、写真クラブの会長さんにも足を運んでもらって、十二分に写真の展示等々はできるということで、4月15日から展示をするということで動いている状況でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 あと、プラザの奥のほうの壁があるところの後ろのほうというのもやっぱり空間があるんでしょう、あれ、どうなんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

昔は、みなみやまさんの会議室と倉庫に使っていた部分かと思いますが、そこについては、机とか椅子を入れるスペースにして使用したいなど、備品の納入庫ということで使用していきたいなどと考えております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 当面はそういうことでいかにざるを得ないのかなというふうに思いますが、近い将来にはもとの原状の姿のようにして、大勢集まって駅前でいろいろな催し物ができるような格好に回復していただきたいなどというふうに私は思います。そんな点を含めて今後ぜひご検討をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは、その件について答弁させていただきます。

議員さんの考えはわかります。やっぱり部屋というのか、施設というのはどういう目的でつ

くるのかということも1つありますから、それによって仕様が違いますから、前は本当に広がったですけども、今度はああいう状況になっていると。ステーションプラザというその位置づけからしてその位置にあるということを考えたときに、それは今のよう状況の中でも使えるようなものをあそこでやってもらって、そして、例えば大きな会議とか何かそのような催し物が必要だとなれば、御蔵入交流館とか多目的ホールとか、そういうような使い分けをしたらどうだろうというのが今の考え方であります。

ですから、状況も変われば、またその辺も変わるかもしれませんが、当面はそういう使い方をさせていただいて、みんなにも理解をしていただいて、今後また状況が変われば当然、それはそれなりの改築なり改装なり必要になってくるかと思いますが、当面は今の状況の中でご利用いただければと、そのような考え方で町はおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○17番 室井嘉吉議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はございませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、2階の現況というものは見ていないからわからないんですが、昔のように大ホールだったのかなというふうに考えて質問しようと思っていたんですが、例えば、管理運営というのはみなみやま観光で運営するわけですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

現在、指定管理を委託していますみなみやま観光さんに許認可の対応はしていただくということで考えています。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、私は、2階は大ホールで、昔確かに「風121」などの美術展開いて、あそこで大分いい場所だなど思っていたんです。そこでまた、仮にそういうことになったときに、それならばあそこを、ここに出ているんですが、金額ですね、利用料金、1平米当たり50円だとか、あるいはその貸し方、利用度によって違うんですが、まずあそこの2階全部使った場合には何平米あるわけですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

先ほども、3つに分けるという話をさせてもらいましたが、1部屋については、32平米から

35平米ございます。合計、全部使う場合は102平米の面積になります。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、このコンベンションホールというのは1階のことを言っているのかなって思っていたんですが、そうでなくて、2階が3つに分けられると、そういうことですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 おただしのとおりでございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、例えば、取っ払ってやることもこれから可能ですよというようなさっきの意見だったようですが、そうした場合に、100平米ぐらいだから、50円だから、5,000円ということですか、借り料は。そうすると、奥はわかったとして、手前の階段を上って行って食堂とホールの間、廊下というか、そういう部分に対しては、例えば平米いくらか、そういうことですか。それとも無料ですか、そこは。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今、廊下にあるスペースについても、昨年度、27年度についても利用者が2名おまして、その分については、この上の表、何平米とありますが、これを適用して料金を徴収しています。主に、この上の「1日1事業者2,000円」と書いてありますが、この部分については、外のふれあい広場、あと、懸垂幕を張るという場合もございますので、そちらも適用させるものになります。

今お話にありました廊下を使う場合については、上の表を使って従来どおりの徴収をしていきたいということになります。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、利用料金がなかなか複雑で、本当に幾らかかるのかなということになっちゃうんですが、例えば、業として写真を撮影するには1日1台500円だと、これはどういうことを想定して、こういうのはあるのか。例えば、写真クラブ等でモデルさんと呼んであそこで50人の人がカメラでばたばた撮影会を開いたなんていうときは、50台掛ける500円ということになるわけですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

これは、写真を撮影する、1日1台とありますが、これはカメラの数でございます。1台であれば500円で撮影いいでしょうと。しかし、施設利用料ではございませんので、施設利用料、これにありますように、下にあります1日借りれば5,000円だとかいろいろありますんで、使用料を払って撮影をする場合は、カメラの使用料が500円ですよということでご理解願います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 ちょっと複雑な料金体系で、ちょっとわかりにくいんですが、もう少し、利用料金の設定を簡素化というか、簡単明瞭というか、何かそういうふうにしたほうがいいかなと私は感じて今の質問をしているわけです。そうすると、1平米50円ということは、そこに、例えば冷暖房費なんかがかかれば、さらに2割増しだと。ということは、60円ということですよ。60円かかると、100平米で6,000円ということになりますか。そういうようなことで、そういうような理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 施設のステーションプラザ、先ほど言いましたようにいろいろございます。基本的に、コンベンションホール、2階の今、料金改定しようというところがありました。コンベンションホールを使う場合は、下の会議室を利用する場合という料金の中身で利用を認めていきたいなという考えでいます。あと、そのほかに廊下を使ったり、あと下の休憩所を使って、いろんなものを使うという場合は、上の表を適用していきたいなという考えであります。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は「風121」、今回はあそこでやったほうがいいかなんて考えていたものですから、こういう質問をしているわけですが、なかなかやっぱり難しい施設だなという感じなんです。だけれども、確かに、これからリバティとかも来るし、あそこで美術展開いたら今までよりももっと利用者というか参加者がふえるのかなんて考えたものですから、こういう意見をしたわけです。

そうすると、例えば1業者1日2,000円と、例えば中身は10業者いるんだけれども、1業者だけの申請でというようなごまかしと言っては悪いけれども、そういうことだって可能だと思うんですよ、これ、1業者2,000円ですから。多分そういう借り方になってくるんじゃないかと思うんですよ。10業者入っても、2業者とか3業者の名前で申請するとか、そういうふうになっちゃうんじゃないかなと思う、だからもう少しこれ、簡単明瞭な料金体系のほうがいいの

かなと思うんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 何か混乱させてしまっておりますので、私のほうでまとめたいと思います。

今、この表にあらわしているのは、ここに書いてありますとおり、いわゆる営利企業の方が自分の商品の展示して販売だとか、そういったことを想定しておりますので、今、議員おただしの、まず「風121」等との文化活動には全く該当いたしませんので、その期間あいておれば、適宜申請のもとに、文化活動については従来どおりの使用の仕方ができますので、単なるここに書いてありますのは、そこでAという業者が映画会をやりたいとか、宝石の展示会をやりたいとか、そういったことを想定した表が56ページの表でございますので、そういうふうにはまず、そんなにいろんなイレギュラーなケースを想定しなくても、適宜対応できますのでご理解いただきたい。次の57ページについては、ここは非営利と営利という、要するに会議室を使った場合の基本的な他の公共施設の利用料と合わせた形で整理しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○8番 湯田賢太郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議案第17号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、議案第18号 南会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 この給水区域の表の中に、どここの一部という表現がされておりますが、この「一部」という表現について、これは地域、地形によって水道管が入れないとか、どういう意味の一部なのか、ちょっと「一部」について詳しく教えていただけないでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

一応、字名として使われている中で一部分に給水をしているというふうな中での一部というにとらえていただければと思います。よろしいですか。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 その一部、私もよく理解できないですが、一部、そのうち結局、例えばここ言いませんが、ある地区においては「一部」って載っていないんですけども、入っていない人もいるわけですよ、入っていない人も。ここに言い切っているところ、だから「一部」という意味がわからないんです。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

当然、例えば一つで言えば、ここで言うと改正の部分でもって、谷地というふうな字名がございます。その中で、字谷地については、給水区域として見えていますよ。ただその中で、給水の水道を使わずに井戸水を使っているという方は当然いらっしゃいますけれども、水道に切りかえたいと言われればすぐに切りかえることができるというような形で字名を指定していると。そのうちの例えば「一部」というのは全域を区域として指定しているのではなくて、その中の部分的な一部だけを区域として指定していますよ。区域の字名の中には、山があったり、田んぼがあったりしていますので、あくまでも字名の中の住宅地だけに給水区域としているよというふうに捉えていただければというふうに思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうすると、私の理解でいうと、地形的なのが一番ということでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 そのとおりでございます。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、議案第19号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第22、議案第20号 南会津町簡易水道事業基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第23、議案第21号 南会津町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第24、議案第22号 南会津町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第25、議案第23号 南会津町簡易水道給水条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第26、議案第24号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 担当課長にお伺いいたします。

機能別団員、この制度が発足して今年度で何年になるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

機能別団員設置要綱、これにつきましては、平成21年12月28日制定しておりまして、施行が平成22年4月1日からということですので、6年ということになります。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 7年近い今日、なぜ今の改正になったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

本条例改定につきましては、消防団の退職金にかかる改正で、これまで条例定数で消防団の退職金の掛け金を払っております。現在ですと950ということでお支払いしております。この退職金の支給対象は5年以上の勤務ということで定められておりますが、機能別団員、いわゆる先遣隊につきましては、要綱で任期を2年と定めております。この関係でこの退職金、報奨金の支給にはなっておりません。

この間、なぜ早期に改定しなかったかということですが、この機能別団員につきましては、非常勤特別職の費用弁償をお支払いしております。火災出動や訓練等で費用弁償を支給しております。この支給は、条例で非常勤特別職としてうたった場合に支給という形ですので、条例

の950からすんなり120を引いてしまいますと、費用弁償が支給できないというような問題もありまして、この間、退職金を取り扱う県の市町村総合事務組合、こちらのほうと協議をしてきたわけなんですけど、今般、事務組合のほうから今回示しました条例案、こういった改定をすれば、退職金の掛け金から外していいですよというような話がありましたので、今回改定するものです。

以上です。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私、なぜ7年近くもかかったのかとお伺いしたんですが、7年間の間でも協議はしてきたと思うんですよ。本来でしたら、これが施行が22年4月1日ということなんで、早ければ本当に22年、23年には改正できたんじゃないかなと思う。なぜ、このような時間がかかってしまったのかというのをもう一度お願いいたします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 じゃ、私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、消防団員の定数を定めておりますが、定足数に達しない状況が続いているかと思えます。そういった中で、実際の消防団員の方のいわゆるサラリーマン化も続いて8割、9割になっておりますので、前々から、いわゆるこういった平日に集落で火災等々があったときの対策として、やはり消防団員を経験したOBの人たちの活用を考えるべきだということで議会からもさまざまな意見がありました。

そういった意味で、いわゆる実際に手伝ってもらい、善意の人たちがいっぱいおります。しかしながら、その人たちに活動していただいたときの、いわゆる補償の問題です、けがをしたとか、事故があったとか。そこで、どのような身分の位置づけにしたほうがいいのかという議論があって、最終的に、今、住民生活課長がお答えしたとおり、いわゆる消防団員と同じ格付の非常勤特別職、そこに格付しないと、先ほど自動車の保険の問題もありましたけれども、人的な保険を的確に把握するためには、非常勤特別職で総合事務組合に保険金を掛ける、その行為がやっぱり必要だということで、今の現状になっているかと思えます。

そこに位置づけしたときの矛盾点は、いわゆる消防団員が5年以上勤務をすると、退職金制度がある。先遣隊は、2年を最長として更新はできるわけですけども、2年期限でやった場合に退職金の該当にならない。そのことの課題が、本町だけではなくて、福島県内どこでもあったために、今般、総合事務組合とさまざまなそこを是正する協議をしてきたと、その結果が今回のような条例改正を示されたということで、本町だけでなく、他の自治体もこのような形

で実施いたしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 いいですか。

○5番 室井英雄議員 はい。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

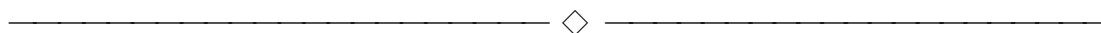
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第27、議案第25号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第28、議案第26号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第29、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第28号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第30、議案第28号 監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 これは監査委員の選任についてかと思うんですけども、今ほど、監査委員、こちら出席されております。その中の採決というのは、議事としてどうなのかということ事務局を確認したいと思います。

〔発言する者あり〕

○五十嵐 司議長 決まりの中には、監査委員の除斥ということはありませんが、この中で、私が必要で除斥しろとか、いろとかいう感じで決定することでしたらば、おいでいただいても結構ということです。

決まりの中には、何でもかんでも、議員と違いまして、議員はもう完全に除斥しますけれども、監査委員の場合はその規定はございません。

〔発言する者あり〕

○五十嵐 司議長 議長判断としてはいてもらっても結構ということで判断しました。

〔「議長」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 暫時休議したいと思うんですが、休議して協議したいと思うんですが。

○五十嵐 司議長 じゃ、暫時休議します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時24分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、退席を求める意見があったため、取り扱いについて議会運営委員会で協議しましたが、質疑に支障があると判断し、監査委員の退席をお願いいたします。

〔監査委員退席〕

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を省略し採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、議案第28号 監査委員の選任については同意することに決しました。

監査委員の入室を許可いたします。

[監査委員入室]

○五十嵐 司議長 ここで監査委員に申し上げます。ただいま全員一致で可決されましたのでご報告申し上げます。



◎議案第29号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第31、議案第29号 監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、議案第29号 監査委員の選任については、同意することに決しました。



◎議案第30号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第32、議案第30号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、議案第30号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明17日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時29分

平成29年第1回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成29年3月17日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第31号 平成28年度南会津町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 2 議案第32号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第33号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第34号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第35号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第36号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第37号 平成29年度南会津町一般会計予算
- 日程第 8 議案第38号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第39号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第40号 平成29年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第41号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第43号 平成29年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第14 平成29年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の請願について
- 追加日程第1 議案第44号 南会津町森林整備計画について
- 追加日程第2 委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
の提出について
- 追加日程第3 議員派遣の件について
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
宍戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎発言の申し入れ

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長より発言したい旨申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 おはようございます。

昨日の議案審議の中で、和解関係でございます、専決。11番、山内政議員のご質問の中で、その交通事故に関し、町有車の損害額は幾らかというご質問がございましたので、お答えいたします。

きのう申し上げましたとおり、青い電気自動車でございますが、損害額、いわゆる修理代でございますが、71万8,146円でございますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 ご了承願います。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、議案第31号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 一般補正13、高清水自然公園施設利用料。2点目が、一般補正20、景観づくり推進費。この2点について伺います。

まず、1点目、高清水自然公園施設利用料ですが、昨年、指定管理を外れて、町が直接管理するようになったわけですが、その影響についてどのようなことがあったか、支障はなかったか伺います。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えをいたします。

議員おただしのとおり、昨年からは直営というようなことで運営をさせていただいておりますが、直営になったことで、直接こちらの入場料が変わったということはないかと思いますが、いろんな影響で、若干前年に比べまして、入場者は減っているというのが現状でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 入場者数は了解いたしました。

管理面で、指定管理を行っていたとき、そして、町が直接管理すると当然職員の手間等もかかるでしょう。そういった影響は支所長の目からはどのように映ったかということをお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答え申し上げます。

多分経費的には、その前の指定管理のときと経費を比べるものを今ちょっと持っておりませんが、直接いろんな経費を支払って管理していくということから、そういう部分でのいわゆる手間というか、そういう部分はふえているかと思いますが、逆にこちらのほうで直接いろいろ管理をしているということから、いろんなボランティアガイドについていろいろ研修を積んでいただいたりというような部分ができているというようなことはございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 これについては指定管理が基本ですけれども、町長の答弁の中でも、全てが指定管理が一番いいかというそうではないというようなことがあったかと思います。そんな中で、いい例かなと思っています。直接やることで、私の願いとすれば、保全がまず第一だと。しっかりした管理があつて、次に観光資源として生かしていくこと、ぜひそのような方向で進めていただきたいと思っておりますが、現在、当初予算にも、指定管理ではなくて町が直接管理するような予算が計上されておりますが、指定管理にするか、直接やるかというその方向性についてはいかがでしょうか。

[発言する者あり]

○7番 大桃英樹議員 高清水、そうです。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答え申し上げます。

今ほどのような形で、当面は支所といたしましては、今のような管理を続けながら、将来的には一括して管理していただけるような指定管理の団体等を模索しながらというのも含めて、管理をしていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 その方向性を出すのはなかなか判断が大変かと思いますが、さゆり荘の建てかえ等もでございます。南郷地域にとってやっぱり観光資源というのは非常に大事だと思います。オフシーズンのスキー場の生かし方も含めて、ぜひ地域の中で検討いただきたいということをお伝えしておきます。

続きまして、一般補正の20、景観づくり推進費、空き家等除却事業補助金について。減額になっているわけですけれども、この減額の理由について伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

28年度の実施結果ということで、今回減額補正で301万1,000円ほど執行残という形になりましたので、減額するものでございます。

予算現額としては、527万1,000円ほどの予算現額でございまして、執行金額が226万円ということでございます。中身的には、今回、申請が5件でございました。それに伴う当初予算、予算現額との残った分を今回補正で減額するものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

これについては、助言、指導、勧告等の措置もあったかと思うんですけども、それについての実績はいかがだったのでしょうか。つまり、空き家対策ということで進めております。やはり地域全体で共有していくこと、そして、何とかしなくてはならないというその雰囲気といいますか、そういった環境が必要かと思っております。そういった意味で、そのような実績がどうだったか伺いたいと思っております。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えいたします。

27年度、空き家の助言については、18件。

〔「27年度ですか」と言う者あり〕

○渡部正義総合政策課長 27年。そうですね。それから指導書の送付が39件、勧告書の送付が3件、28年度、まだ事業が完了しておりませんが、3月9日で整理した資料を見えていますけれども、助言が24件、それから指導書の発送が31件、勧告書の発送はありません。この事務を総括しますと、やっぱり町外に住んでいる方が非常に多くて、親の代に預かった建物だったり、それから親戚の方の物を管理という形で出ているケースが非常に多くて、事務のやりとりの中ではなかなか苦労が多いのかなというふうに見ております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 恐らく最初のころというのは、確実に問題になっているものに対して問題意識が高くて、みんなで何とかしようという危惧が高まるかと思うんですけども、徐々にやはりどうしても社会的にも下がっていくのかなという問題、課題があるのかなと私も思っております。そういった意味から、やはりみんなで安全な環境をつくっていきましょうですか、空き家についてはやはりこういった問題がございますというような広報活動であったり、

周知活動について進めていただきたいなと思っておりますので、この点について、ぜひお進めくださいというような要望でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一般補正11ページの歳入欄のまず1点は、町民税の関係でございますが、個人の補正額としては1,380万円の増、そして法人が459万9,000円の増ということで、総計はこのとおりでございますが、その増となった主な要因についてはどういうことなのか、今回の29年度当初予算にも関連するという考えで、ここで回答いただければと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

今回の3月の補正の町民税、個人町民税と法人町民税の増額分につきましては、昨年の当初予算後、予算の変更はしておりませんので、当初予算と比較しまして、今年度1月末現在で収入見込み額を計算しまして、現在の徴収率や今後徴収見込み額を調整しました結果、このような形で個人の現年度分で1,200万円、滞納分で180万円、法人につきましてもある程度の税率は変更となって、減額となっているんですが、法人のある程度の税額の伸びが期待されるものですから、450万円の現年度分の増ということで、このようなことで試算をした結果でございます。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 関連してもう一点。固定資産税が4,660万円の増、そして、滞納繰り越し分として3,860万円、現年度課税分で800万円の増になっています。滞納繰り越し分なんですが、会津高原アクション分というふうに正副委員長会議の中で説明をされているんですが、これで全て解消されたのかどうなのか、内容について説明をお願いしたい。関連して、関連の滞納、同じ意味だと思うんですけども、関連の滞納があるのかどうか、それらについて説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

固定資産税滞納繰り越し分の補正、3,860万円でございますが、このおおむねがホテルアクション会津高原の所有者でありました、経営者でありました日本サン・ランド株式会社が破産事件を起こしまして、その破産に係る最終配当が、11月16日に破産管財人のほうから配当が

ありました。その金額が3,858万62円です。ですので、3,860万円のおおむねが、この日本サン・ランドの配当分ということで補正したものであります。

それで、日本サン・ランドについては、今後清算して、会社が清算されると思いますので、その分の滞納額につきましてはなくなることとなります。ただ、ホテルアクション会津高原の所有者として888名のうち日本サン・ランドが120名分ですので、残りの六百何名の個人の方が納めている分があります。ちゃんと納期限どおり納付している方もおりますが、滞納している方もおりますので、その分の個人分につきましては、今後もずっと残る感じでございますので、その分について徴収の強化に取り組んでいるところでありますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 了解しました。

滞納分ということで、このような金額で、ぜひこの後もやっぱり滞納は基本的にはなくしていくというような形で頑張っていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 一般補正の25ページ、農林水産業費の林業費の3造林費、12の役務費の間伐材、これの補正をされておりますが、これは確定見込みで補正されたのかお尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この減額、118万5,000円、間伐材の搬出でございますが、これは場所的には館岩の数間沢とか、館岩の手取のところなんです、当初142万円ほど搬出予定されていたんですが、ちょっと作業が遅くなってしましまして、降雪のため搬出ができませんで、実際搬出できたのが、金額にしまして23万4,792円ということで、その差額118万5,000円を今回減額するものでございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうしますと、12月に補正をかけて、雪が降ったのでこういった状態になったということでございますが、そうしますと今まで、現時点で総額的には搬出額は幾らになったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

トータルで事業量、材積にしますと、742立米が全部の搬出の対象の材になるわけでございます。このうち搬出できたのが、先ほども言いましたとおり23万4,792円、この分が全部で搬出した金額になります。ですから、残りの差額142万円から23万4,792円を差し引きますと、残っている分が118万5,000円、これがまだ未搬出ということになっております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 その118万5,000円の減額的にはわかるんですが、年間を通しては幾らになったかということでございますが。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 今ほどご説明いたしましたように、年間で、トータルで搬出できたのが23万4,792円でございます。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

○1番 貝田美郎議員 了解です。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 2点ほどご質問させていただきます。

まず1点目は、24ページの雇用対策費にかかわる、さらには25ページの造林費の委託料にかかわる2点について質問をさせていただきます。

まず最初に、24ページの雇用対策費、委託料で669万2,000円の減額になっておりますが、これはどのような理由で減額になっているのか質問します。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

この事業につきましては、当初3,860万円の予算を計上しまして、4月から事業に当たってきたところでございます。事業数が5事業所でスタートしたわけですが、1事業者につきまして、なかなか新規雇用者の雇用が困難になったということで、2月に申し入れがございましたものですから、事業執行が困難と判断しまして、1事業者が当初やる予定だった事業費を減額するものでございます。あとほかにつきましても、ほかの4事業は事業を執行しておりますので、その事業執行ができなかった1事業分の事業費を減額したということで、669万2,000円を計上したものでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 この不実行1事業者というのは、これはどういう事業だったんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

この事業については、西部地域の宿泊関係の体験メニューを提供したり、食の安全のPRをしていこうということで、風評被害の払拭に取り組んでもらう事業でございました。その中で、西部地域の資源を生かした観光の振興に図っていただきたいと、そういうことで、全体的な風評被害でお客さんが減っておりますものですから、回復するために人を雇って、事業展開をしていただくということでお願いをしてきた経過がございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 せっかくこれ予算、財政が厳しい中でこういうような予算配置がされて、いわば町民にこういった金が、本来であれば還元される機会を今になれば逃すということでございますから、今後こういった対応については、不実行だなんていうことのない事業をきちんと選択をして、そういうところに委託をしていくと、こういうことで十分検討された対応をしていただきたいなど、こう思いますがいかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういう中で、いろいろ町の事業もやってもらったり、地域の課題の事業をお願いしたりしているわけですが、やっぱり議員もご存じのように、本当に今は募集が多くて、ですけれども応募が少ないと、そういう状況が続いているんですよ。ですから、ミスマッチといわれればそれまでなんですが、そういう中で、募集はしてもなかなか人が集まらない、応募がないというのがここ一、二年極端に目立ってきたと、それは十分踏まえた中で、町としては重要な事業をお願いするということになりますので、町としても精いっぱい、そういう人材の発掘あるいは人材の育成に努めていくということが非常に今、大事なことだと思っていますので、そういうことも含めて、町として雇用対策も含め、しっかり対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 雇用対策についてはわかりました。

次に、この26ページの造林委託料、貝田議員が質問した次のページの委託料で、659万

5,000円の減額になっておりますが、これらの理由についてお知らせをいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この減額につきましては、まず、この事業は県の森林環境保全直接事業でございまして、それで一つの要因としましては、県の予算の都合で、県の予算の割り当てがなかったと、これが88万4,000円、手取の下刈りほか2カ所でございます。

それから2つ目が、間伐を予定していたところを除伐に切りかえました。これも県の現地指導をいただいて、間伐から除伐に切りかえたということで、その事業費の差額272万8,000円を減額すると、あと残りの255万2,000円につきましては、見積もり合わせ等の請差でございます。合計616万4,000円、それからもう一つ、路網整備、予算額991万4,000円に対しまして、実績額が948万3,000円ということで、これも請差による減額でございまして、不用残が43万1,000円、あわせまして659万5,000円の減額となったわけでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 その減額になった理由はわかりました。こういう請差というやつなんですけれども、これは不用額、我々は不用額みたいな位置づけで職場にいるときは言っていたけれども、そういったものを活用して事業量をふやして、その分をふやすなんていうことは、この事業の中ではできない仕組みになっているんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

不用残につきましては、場合によっては変更で事業も可能でございしますが、ただ年間を通じて作業をしておりますので、やっぱり遅くなってしまいますと雪が降ったり、なかなか新しい事業に着手できないというような状況もありますので、そういう面でちょっともったいない気はするんですが、そんなことで仕方なく減額しているというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 今、課長からもあったように、私もせっかくなつた予算、これだけ減額するというのもったいないなど、こういう思いで実は私も質問したんです。今後は、もったいないというところを十分生かして、今後の事業に反映していただくと、こういう前提で了解します。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 今、農林課長が答弁された一般補正の25ページで質問したいと思います。

2項2目1節報酬100万円の減額の鳥獣対策実施隊報酬について、この冬、猟期中にもシカとかイノシシとか、それらが随分駆逐というか捕獲されたようでありますけれども、これは捕獲隊の猟期以外の分の実績ということなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この報酬につきましては、実施隊が4月1日から11月14日、11月15日から猟期に入るものですから、その猟期の前まで、日数にして130日なんですけど、これを田島地域では2名、館岩が2名、伊南・南郷で2名、1日6人体制で巡回をしているわけでございます。それで当初130日で507万円だったんですが、ここに来て大体見込みがつきまして、見込み額が407万ということで、大体日数にしまして104日が見込まれるようなことで、その差額を今回減額するというようなことでございます。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

○五十嵐 司議長 ほかにございませぬか。

質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第2、議案第32号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第33号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第34号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第35号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第36号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第37号 平成29年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、各款ごとに質疑を進めることを基本としますので、ご了承願います。

なお、質疑の順序は既に配付した資料のとおりであります。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 一般会計予算の28ページ、18繰入金の基金繰入金について質問いたします。

まず、この基金の積み立ての目的と取り崩しの目的をまずお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答え申し上げます。

基金の目的、それからその用途というご質問でございます。基金につきましては、当然それぞれ条例で制定いたしまして、その中に目的が載っておりますので、当然一概に何々ということは申し上げられませんが、基金につきましては、いわゆる財政調整基金ですね。こちらを初めとして、かなりの数に上っております。

ここにごございますように財調については、いわゆる予算編成の中で、財源が不足する際にこちらのほうに充当すると。その際に繰り入れをするということでございまして、この当初予算書の28ページで申し上げれば、2番目の例えばふるさとづくり基金繰入金、こちらは総合政策課で事業を行っております元気のでる地域づくり支援事業、こちらのいわゆる実施のための経費に充てるもの。それから、その下の過疎の基金についても、総合政策課で担当しております空き家対策の事業に繰り入れすると、それぞれ基金ごとにその基金の目的も違いますし、それから繰り入れする際も、その充当する、いわゆる事業も、ある程度その基金に沿った中身の繰り入れとするということでございます。

○五十嵐 司議長 1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 大変詳しくありがとうございます。それで、その基金の中にスキー場事業基金というのがあるようでございまして、豪雨災害の関係でスキー場が打撃を受けたといった中で、今年度はだいくらスキー場を直したいというご説明がございましたが、そういったときにこの事業基金を繰り入れられるのかお尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

南会津町スキー場事業基金条例、これは合併の際に18年の3月20日に制定をしているわけですが、この設置の目的を申し上げますと、スキー場事業の円滑な運営と施設の整備を図るため、南会津町スキー場事業基金を設置すると、これがいわゆる設置の目的でございます。今おただしの、いわゆる災害に関係する復旧事業の繰り入れができるかどうかというこ

とであろうかと思いますが、やっぱり円滑な運営と施設の整備、これもやはりある程度限界があるというふうに思っておりますし、しからば目的に沿ってできるのかということですが、現在スキー場基金につきましては、2月末現在で約3,900万円ほど残っております。当然それを超えて、復旧にはかなりの額がかかると、1億円前後ということですが、このスキー場基金につきましては、やっぱりそのようなものではなくて、もっと違った本来の運営に当たるようなものについて使われるべきであろうと、そのように考えております。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 3点ほど質問をさせていただきます。

1点目、歳入で町税は昨年度比率で2.1%増、額で3,245万増の15億7,399万4,000円ということに計上されています。提案理由の説明では、個人事業税、企業事業税の増を見込んだということですが、その根拠についてお伺いをしたいと思います。

何でかという、地方交付税が減額をされた中ですが、一定程度これを無理して計上しているのではないのかなというような形で、ちょっと予算を見た段階で実績見込みがことしの分で15億4,000万円というような形で、3,000万円、2.1%というように先ほど言いましたけれども、そういうふうに出ているんですが、本当にどういう根拠なのかなということで説明をお願いできればと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

予算の編成に当たりましては、昨年度の28年の課税状況を勘案しまして、11月末までに一応試算見込みをするわけですが、その段階で、例えば個人の町民税につきましては事業所得、営業所得、農業所得等を見まして、伸びがどのようになっているのか、景気状況とかはどのようになっているのかということで試算します。

それから、給与所得者についても現在の給与所得者が、現在の雇用のままで給与収入がどのくらい伸びているのか、まだ現状維持なのかということで試算しました。そのような関係で、個人の町民税については営業所得等につきましては、ある程度の増加が見込まれたものですから、前年比と同額としました。それから農業所得につきましては、米の作柄はやや良ということであったものですから、JAの買い入れ価格も若干アップしているみたいなものですが、品質、収量や質で下落しているものがあるということなものですから、米については若

干落としまして、あとトマトはある程度10億ということで増収があったものですから、その伸びが期待されますが、アスパラや花卉類は若干減しているということで、農業所得は97.6%ということでちょっと減額してみました。給与収入につきましては、ある程度伸びがあるものですから2%ほど増額しまして、そのような形で試算した結果、現年度分で個人の町民税で2,469万8,000円、ここで滞繰分も含めると2,519万8,000円ということで、増額が見込まれるということでもあります。

それから法人町民税につきましては、この見込みについてはかなり難しいものがありますが、26年10月に法人税率の改正がありました、それほどの落ち込みが見られないものであります。現在の収入も安定しておりますし、事業実績もある程度企業によって上昇しているということが見込まれますので、昨年比110.2%ということで見まして、法人町民税についてはこのような形で、880万7,000円ほど増ということで試算した結果でございます。

以上であります。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 先ほど言ったように、無理をしてやっているのではないかというふうに、自分では予算書を見たときに、先ほどの一般補正の絡みからいっても、そんなに3,245万円という増が本当に可能なかどうかというふうに考えたものですから、これについてはそういう見通しをしているということで了解をしました。

次に、それとやはり関連してきますが、町税の軽自動車税、28年度の一般会計補正第4号は、ほぼ確定値ではないのかなと思うんですが、実績見込み額は4,681万7,000円というふうに下がっているんですね。ところが、今回のH29の予算では2,000万円弱の増を見込んでいますが、これはちょっとどうなのかなと、伸びている要因等はあるのかどうかお願いしたいと思えます。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

この前年度の軽自動車税の当初予算が4,998万7,000円ということでありまして、今回が4,832万9,000円ということで、165万8,000円減額しております。前年度がちょっと多く見過ぎたという嫌いがありまして、その辺で3月補正、補正予算でも減額しておりますが、そのような形になっております。それで軽自動車税は、11月末現在の台数を試算しまして、全車種の総台数を試算しました。その結果、軽四輪乗用貨物は横ばいの状態で推移しております。減少となっておりますのが、原動機付自転車50cc以下と農耕用関係が若干減少しておりますが、それ

から12月から3月までの購入台数等はちょっと見込みがなかなかできないものですから、前年、前々年を参考にした結果、前年比よりも165万8,000円減額となりました4,800万円で、課税見込み台数8,711台ということで試算した結果でございます。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 前年度計上は確かに当初4,900万円というような形、そして今回一般補正で減額、つまり確かに金がさは大したことないんですが、見込み額として計上する場合、やっぱり一般補正等を参考にして、そして今言ったように状況が変わっていないのであれば、そうすべきではないのかなと、これはそんなふうに考えていますがどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えします。

ただいま申し上げませんでしたですが、平成28年度から税法改正がありました。それで、新車種については税額が伸びていますし、あと13年経過した軽四輪乗用や軽トラックも重課税ということで税額が伸びております。その分も試算しまして、この見積もり額となったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 了解しました。

もう一点、次に寄附金のふるさと納税でございます。平成29年度の対前年比率299.4%を計上して、400万円ちょっと超えているわけですが、一般補正で第4号では、28年度、416万5,000円、ほぼ同額が補正をされて、総計で865万3,000円になっています。やはり本来、前年度実績を踏まえて、やはり400万円じゃなくて、その倍額の800万円の予算計上等をすべきではないのかなと、それについてどうなのかということ。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えいたします。

ふるさと納税の歳入の計上でございますが、平成27年度は100万円の計上で、今回400万円ということで、過去において100万円の計上でずっと来ていたんですが、これまでの納税額の実績を見まして、29年度の当初予算には、思い切って400万円を計上したというのが正直な気持ちです。実際のところ、入ってくるかどうかは実績を見ないとわからないという不安もあるわけですね。ですから、多く見過ぎていて歳入欠陥になるのも避けなくてはならないという事情がありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

参考までに25年度以降の実績値について、手元に資料がありますので、ちょっとご紹介申し

上げますが、25年度が253万1,000円ほど、26年度が311万1,000円ほど、27年度が735万8,000円ほど、そして、28年度が1月末の数字ですけれども、772万2,000円ほどになってございます。こういったところを踏まえると、29年度、400万円は入ってくるかなというようにもくろみで上げたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 平成28年度の取り組みはどうだったのかなと、そしてきょうも新聞等で載っていましたが、返礼品の過当競争というような形で、総務省では2割から4割程度というような形での報道がありました。私も前に、このふるさと納税はやはりできるのであれば頑張って、いろいろ地場産品をアピールするものにもなるのではないかなというように形で発言をさせてもらって、町長から研究してみると、基本的な町長の考え方はありますが、そういうものを検討しながら対応していくということだったんですが、この28年度の取り組み結果についてはどうだったのかをお伺いします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 答え申し上げます。

28年度、ことしの取り組み、実績ということでございますが、これまで納税の件数としては402件でございます。それで、返礼品の関係については、町のほうで設定しております5,000円以上の寄附については、2,000円相当の特産品、それから3万円以上の寄附については、1万円相当の特産品を送るというような取り扱いで対応しております。

主な27年度との違いとしては、インターネットのふるさとチョイスという、そういうふうなポータルサイトからの申し込みができるようにしたために件数的にはふえました。しかしながら、少額の寄附が多いというのが実態でございまして、今、議員からもお話がありましたように、国でもふるさと納税については都市部からも不満が出ているし、それから返礼品の過当競争が問題になっているということで、国でも上限額を示すやの話が出ていますから、それを見ながら今後、我が町としての対応も検討していくということになるかと思えます。

ただ基本は、やはり南会津町のよさを知ってもらうという意味で、特産品の返礼品というところは外せないのかなというふう感じております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私がこれから質問する中身もあわせて若干触れられた回答をいただきましたけれども、私は今の中で、特産品をアピール、やっぱりみんなにこの南会津町に関心を持ってもらう有効なこのふるさと納税制度ではないかなというふう捉えています。それで、平

成29年度の取り組みについては、どのような考えでいるのかお伺いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えさせていただきます。

以前、議員にもこの件についての質問をいただきました。私はこれまでもずっとふるさと納税していただく方のご意見というのか、伝票が上がってくるのでそれを見えています。そうしますと、返礼品は要らないよという人もいるし、本当に南会津のためになりたいんだと。南会津のその地域づくりであったり、その目的の言われ方もありますけれども、南会津を応援したいから頑張ってくださいというような意見が多いんですよ。

ですから、正直言いまして、特産品を私たちがそういう応援してくださる方々に御礼というのか、そういう中でしていくのは当然のことだと私も思いますが、いろんな方の意見もしっかり受けとめてやらないと、逆に失礼になるし、いろいろ国のほうも過当競争といいますか、その辺が危惧されて、あのようないろんな調査をされたんだと思います。極端な自治体には国のほうも注意をすると、そのようなこともありますし、私としては本来の、私もずっと基本的な考え方でそういうものもありましたし、そして、皆様方にももちろん特産品であったり南会津のPRもしながら、皆さん方に協力をお願いするわけでありましてけれども、それをまず基本にしていくということが29年度の基本の方向性の中でやっていきたいと、そう考えています。

ですから、何か特別なことがあれば、また、それはそれで対応していきたいと思いますが、そういう中で、南会津にもいろんな特産品もございますので、そんなことも含めた中でまた、新たなものも加えられれば特産品に限らず、いろんな南会津に関係したものが返礼品といえますか、御礼として還元できるならば、それは町としての考え方の中で今後検討して、加えていければと、そのように思っています。ですから、基本的に特産品の返礼品競争みたいになって、それでふるさと納税を集めようという基本的な考えはございませんので、その辺はご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も町長の基本的な考えというのはお伺いしていますし、私らも返礼品を金品に変えて、現金に変えるなんていうことは、ちょっと言語道断ですし、ただ結構品物をやることによって、そこの特産品というのか、南会津地区のPRにも現実的にはつながっていくんだと、そういう基本的な考えは押さえつつも、それらを利用する手だてというのはやっぱり私は必要ではないかという考えで、これまでも意見を述べてきたところでございます。ぜひ、いろいろ今、経済情勢が変わっていますから大変かと思うんですが、ことし実績を上回るよう

な形で取り組んで、町の財政に少しでもプラスになるように対応をお願いしたいなということ
を申し上げて、質問を終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 歳入全般ということで、当初予算の概要に括弧で歳入予算というふう
に書いてある48番の健康福祉課の予算がありますけれども、5歳児以上の無料化の部分であ
ります。これの財源内訳がないというのは、国の動向等々が今示されつつあるとかいうことで、
ここに記載ができなかったのかどうかを伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

この主要事業一覧表につきましては、町のほうでまず、予算額のところに支出する額があつ
て、それに対する財源内訳という表なものですから、ここに予算としましては無料化というこ
となので、財源としては上げておりませんでした。その一番右側の事業目的・内容ということ
では、総額としてこのぐらいのものがかかるであろうということなんです、そういったこと
で記載していないということでご了承いただきたいと思います。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 1点だけご質問申し上げます。

予算書の2ページ、歳入の全体についてお伺いをいたします。

町長から今議会で何回か答弁がありましたけれども、我が町においては、地方消費税は減つ
ているけれども、町税はふえているんだというようなお話がありました。これは国においても、
やはり中間層が弱くなって消費が減っているけれども、税収的には上がっていると、そういう
意味では、我が町も知らないうちにアベノミクスの影響がもう出ているんじゃないかなと、こ
んなふうに思うんです。

それでこの編成をするに当たって、我々が30代のころは、よく中間層というと年収300万円
から大体500万円と、こんなふうに言われていたわけなんです。それともう一つあれかな、あ
の当時と変わってきたのは、あの当時は失業率といって、アルバイトだとかそういった方も失
業者に入っていた。最近では、完全失業率という言葉を使ってきているということは、アルバイ
トだとかそういった人も失業者じゃないよというように見積もって数字を出しているというこ

とですから、大分やっぱり世の中の数字の基盤となるものが変わっていると思うんです。

完全に南会津町でも消費が落ち込んでいると、収入がふえているということは、多分中間層が大分苦勞しているんじゃないかなと、アルバイトしながら生活を立てているよとか、そういった観点に立ってこの今回の予算書をつくっているのかどうか、要するに雇用対策ですね。

例えば町長もミスマッチが多いんだという話でしたけれども、やっぱりそのミスマッチも私が考えるには、アルバイトだとかパートとかそういうのが多くてなかなか入らないんじゃないかなと思うわけなんです。ですから、そういったことを勘案して、今後の町の雇用対策をどんなふうにこの予算書に反映していったのかということについてお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは基本的な考え方といいますか、それを述べさせていただきます。あと細かいことがもしあったら、担当課長のほうから。

最近の雇用の傾向ですね。町も若者応援プログラム交付金という事業をやっています。これは半年なり1年なりの期間を経て、そして交付するわけでありましてけれども、その傾向を見ますと、やはり先ほど申し上げましたように、その職員の募集はあるんですが応募が少ない。そして、町もいろんな業種の中で応募を募るんですが、気に入ったものに対しては、事務事業とか例えば事務のような仕事は、1人ぐらいのところにとわくと来ると、現場になるとそれが来ない。

そして、もう一つは何ていうのかな、自分の仕事の生活スタイルというのかな、週に何日か働けばいいとか、1週間はもうずっといいよとか、何時から何時までがいいんだとかという、そういうその個々の、物すごく職に対する要望というのか希望というのか、そういうのが物すごく多種多様になってきているわけです。いろいろ状況を把握してみますとね。はっきりした数字は私はつかんでいませんが。ですから、そういうようなことを全てなかなか対応しきれないから、今このような状況になっているのかなと思っています。

結局はIターン、Uターンの中で、新しい人を企業が見つけてきて、あるいはそういうふうな情報をつかんで若い人たちが入ってきているというのが、ここの3年ぐらい非常に多くなっているということですので、ですから、もうここに既にある程度いる人は、臨時であってもそこそこの職についているのかなと、そのように思います。

もう一つ具体的な例は介護なんですけど、介護の、南会津全体としてはある程度足りているんですが、よそでは全然足りなくて、空き室にして、入所をあとできないというような状況もあるんですが、私どものほうはどうしてもやっぱり職員が臨時で対応する部分もあるわけ

ですが、今度退職されて、新規採用というか、正職員として採用しようとする、今度は臨時職員が応募して臨時職員が正規職員になって、今度は臨時職員をまた募集すると、その繰り返しがこれまで続いているわけです。ですから、そのようなとりあえずの人と、今の現実に本当に必要とする人が確保できないというような状況がここ二、三年続き出してきているのかなと思っっているんですね。

ですから、そういう中での雇用対策という、やはりよそから呼んでくるという、そういうことも念頭に置いた雇用対策というか、その人材の育成と人材の確保というものをやっていかないと、雇用対策というよりもむしろそっちのほうが町はちょっと力を入れなきゃならないのかなと思っはいるんですね。

ですから、いろいろその辺もこれからの社会の変化も見ながら、町としてもこの地域に合った雇用対策あるいは人材の育成、確保ということを進めたいと、ことし29年度に関しては、またそういう思いでやっていきたいなと思っています。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 多分、町も今年度も行政と議会と一緒にした雇用対策協議会を行うと思うんですけども、ひとつぜひ今の町長の言葉を生かしてやっぱり現状どうするんだということを徹底的に現状を調べて、その対策を打つ必要があるんじゃないかなと、私も実際に自分たちの若いときと考えると、全然今の若い人たちの働く意識が変わっているということが私も実感しているものですから、我々のときは1回どこかにアルバイトでも仕事を見つけて入って、その間に正規の社員を見つけようというような動きをやっていましたけれども、今は町長が言ったように、自分の好きなおところはやるけれども、嫌いなおところは一切手をつけないというような風潮もあるみたいなので、そこはひとつ協議会の中で、ぜひことし予算が足りなかったら予算をつけてでも、回数をふやしてでも、ぜひ次年度におけるその対策が打てるような、実のある協議会にさせていただきたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私、雇用対策協議会の幹事長をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

当初予算編成もそうでございますが、税務課長からお答えしておりますとおり、給与所得者、年金所得者、農業者、事業者、それぞれの分野での現状分析を各担当職員の情報を集めて、幹事会で議論をさせていただいているところでございます。そういった中で、先日の10年間の検証の中でも、15億円という私たちの町民税の額はほとんど変わらずに来て、最近アップ傾向に

あるというふうに分析をしております。それはやはり今までどういうスタンスでの臨時職員なのか、どういうスタンスでの正職員なのか、単にボーナスがあるかないかだけなのか、そういった意味で税のほうは特別措置制度も普及しておりますので、いわゆる我々の分析上は臨時から正職員化が進んで、いわゆる特別徴収の数が相当ふえているというふうになっております。

それから、昨今のいわゆる災害特需といいますか、そういった意味で事業所さんの収入もふえているので、本来法人税は、税率が下がっているにもかかわらず税額が同等程度維持できているということも、そういった分析をしております。そういった意味で、各事業所の商工の雇用のほうで会社訪問しておりますので、そういった情報をこの雇用対策協議会の中で、あらゆる情報を集めて、町としての雇用対策を今後も継続して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

1款議会費から2款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 総務費の庁舎建設費の工事請負費、それから企画費の集落支援員、43ページについて質問をします。

43ページ、庁舎建設費の工事請負費ですが、3億3,200万5,000円のそれぞれ3つの工事の請負費の内訳をお願いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

庁舎建設関係の請負費の内訳というおただしでございます。

まず、一番上の旧庁舎解体工事請負費については、1億4,200万円でございます。

次の、地中熱利用整備等工事請負費につきましては、1億8,780万円でございます。

それから、一番下の震度計通線工事請負費につきましては、220万5,000円。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 工事請負費については了解しました。

それでは、同じ43ページの企画費の中の集落支援員についてお伺いします。

きのうの条例の審議で7番議員も質問をしておりましたが、若干それについて質問したいと思います。

まず、18万2,000円の算出根拠、これについてお伺いをします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

18万2,000円の根拠でございますが、非常勤の特別職員については、平成13年度に改定されて、それ以降、全く引き上げ等々行ってございませんでした。その間、公務員についても非常に厳しい人勧の、人事院勧告がないとか、引き下げるとか厳しい状況が続いておりまして、非常勤の特別職についてもこの間、ずっと引き上げ等々を行っておりませんでした。最近になって人事院勧告の中で、公務員の国家公務員あるいは県の人勧の中でも引き上げが行われたということで、改めて非常勤の特別職の見直しを図ったところでございます。

その結果、細かい数字はちょっと資料が手元にはございませんが、全体的に4.何%の引き上げがあったのではないかと、全体的にですね、これまでの積み上げ。その中で、現在のこれまでの改正前の金額に、その全体的な引き上げを掛けた数字が最終的に18万2,000円と、そのような結果になってございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 そうすると、今までのいわゆる非常勤特別職の定額の報酬があったと、それに対して4.何%か掛けてやっとならうと、そういうことですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 それまでの金額に、その全体的なこれまでの積み上げた引き上げ額を掛けて、上乘せをしたということでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 例えば日当換算して幾ら幾らとかそういうことではなくてという解釈でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

月額に掛けたということでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 その件については了解しました。

ちなみに手当等の中身で、これは通勤手当は入っているということでもいいんですか。通勤手当というのかな。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 予算書の集落支援員の報酬につきましては、今ほど総務課長が答弁いたしました基本的な報酬プラス通勤手当相当額も含まれたものがここに入っているということでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。

それでは、きのうの条例の中ではちょっとあれだったんですが、いわゆる資格要件というのは、この集落支援員の中には入っておりますか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 今ほど資格要件のおただしをいただきましたが、これについては特に設けてございません。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 昨日の7番議員もお尋ねでありましたけれども、いわゆる3つの支援センター、この支援センターの基本的な考え方は、29年度以降も踏襲をするというような考えでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 支援センターの部分については、一度清算されているというふうに私は理解しております。それで、その支援センターの活動の中で、集落に対するサポートといいますか、課題を拾い上げたり、それから行政をつないだりする役割を集落支援員という形で引き継いでいるというふうに理解をしております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 言葉のあれですか。じゃ、支援センター的な、いわゆる地域を支援するという言葉に置きかえますが、それは引き続き集落支援員がつなぎ役になって、地域の要望に答えていくということよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

昨日もちょっと触れさせていただきましたが、集落支援員の役割については、集落の区長さんのところを訪問しながら生活状況を把握したり、課題を拾い出したり、さらには集落の活性化のための話し合いに参加をしたり、課題解決のための案を検討したり、そういったものを行政や関係機関につないで、集落の補いをしながら集落支援員は活動していくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○11番 山内 政議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど山内議員の質問にあった中で、あれっというふうに、あれっというのは、質問した中身についてはありませんが、委員会の審議の中で、ちょっとどこの委員会だか忘れちゃったんですが、私もこの工事請負の内訳を教えてくださいかというような質問をしたら、それは内容的に、何ていうんだ、請負でやるから説明できませんよという、そのときの委員会の説明があったやに聞いているんですが、その該当する委員会はどこだかちょっと私も申しわけありませんが、私は文教厚生委員なものですから、こういうのは明らかにしても構わないんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

かつては予定額の公表というのはしておりませんでしたので、現在は事前公表をしておりますので、今ほどのご質問に対して答弁することは何ら差し支えないというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 そうすると、委員会での担当というか、そこで回答されたのが間違いだったという認識でよろしいですね。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

多分その、どの委員会だかちょっと存じ上げませんが、職員も誰だかわかりませんが、勘違いしたのではないかと思います。

○4番 渡部訓正議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私からは、当初予算概要のほうで主要施策ということで、地方創生に関する事業について数点伺いたいと思います。

まず、地域ビジョン策定事業に関して、具体的に内容をお知らせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

当初予算概要の4番にある地域ビジョン策定事業でございますが、こちらについては、住民がみずから地域の魅力や課題を把握して、住民が主体的に地域に取り組むための指針となるビジョンを作成するんだということでございます。それで中身的には、職員が集落の中に入りまして、集落支援員の方にもご協力いただくことになるかと思いますが、新年度、館岩地域において、館岩地域の地域ビジョンを策定するというものを、その計画の取りまとめのノウハウのある方に委託をしながら進めていくという中身でございます。事業費的には119万2,000円ほど、地方創生交付金で59万6,000円ということで、やはり人づくりにつながるものだという含めまして、地方創生の絡みで上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 館岩地域に特化して行われるというようなお話だったんですけども、地域ビジョンですから、住民がかかわったり、そのコーディネーターのような方を配して、地域に入っていて、じゃ、館岩地域はどういうふうにビジョンをつくっていきますかというようなワークショップ等を検討されるのかなと思いますが、そのようでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

今ほど議員からご紹介いただきましたように、住民の方に集まっていたいて、いろんな話し合いの中から課題を見つけて、それを解決するための中身を検討したりというのは、やはりワークショップ方式で、最終的には計画書みたいなやつを取りまとめていくということで考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 館岩地域だということに関してなんですけれども、私も文教厚生委員会のほうで、例えば来年度、幼稚園入所者がゼロですよとか、その人口減少の著しいその現象が見え隠れする館岩地域ということで、地域ビジョンをどうしていったらいいのかということで、館岩地域に絞られたのかなと推測するんですけども、これについていかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

28年度、今年度ですが、伊南地域で今現在取り組んでおります。29年度については、今ほど議員からご指摘がありましたように、やはり集落の人口問題も含めて、館岩地域も結構深刻だというふうに理解しておりますので、そういったところも含めて集落の方々と館岩地域の未来について計画を策定していくというようなことで、館岩地域を選定したものでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それで、合併10年経過したわけですけれども、その地域ビジョンに関してなんですが、新しい町になってそれぞれの地域のビジョンをどうしていくか、これを決めるのは非常に難しいような気がしています。南郷地域において、さゆり荘が今度建てかえになるに当たり、来年度またビジョンづくりをされるということですが、これについても行政がどこまで負担を抱えるのかということに関して非常に難しいなと思っています。また、館岩地域においては、そういった合意形成をどうやって図っていくんだと、首長の考えもあるでしょう、そういった中でどういう合意形成をしていって、例えば地域協議会において諮って決めるのか、住民に対してはどういうふうに周知していくのか、非常に難しい課題があるかと思うんですけれども、大まかな考え方もいいので、あれば教えていただきたい。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

その地域ビジョンといいますか、それは町全体でやるもの、それから、あるいは地域でやるものあるいは団体がやるものといういろいろ出てくると思うんですよね。そういう意味でこの事業に関しましては、課長が答弁させていただいたとおりなんですが、いろいろその状況によって、ビジョンによって違うと思うんです、事業の大きさといいますかね。ですからそういうことを踏まえて、それぞれの担当するといいますか、管轄する、関係する関係者の中で、やっぱり協議していく必要があるだろうと思います。

私は1つは全体でやるものは、町でやっぱり皆さんにももちろん周知はしなきゃならないんですけれども、相談もしなきゃならないんですけれども、それは全体でやる。それで、やっぱり町のその地域のビジョンというものは、やっぱり地域が主体的にいろいろ考えてやるのが一番いいんだろうと思っています。やるべきとは言いませんけれども。ですから、地域の考えをしっかりと踏まえた中で、そして、皆さんとその地域の人たちがみずからいろいろ自分たちの地域はこうしたいんだと、そういうふうな考え方を持ってやっていきたい。

それに対してのできない部分といいますか、支援が必要な部分は先ほどの集落支援員であっ

たり、町の担当の職員であったりということになってくると思うので、ですからそういう意味では、地域の活性化ということを考えていますし、その一つの呼び水といいますか、そういうのが集落応援交付金事業というものもあったりして、そういう複合的な中での事業の進め方、そして事業のあり方というものを、町は別にすっぱり分けているわけではないんですが、やっぱりそのような基本的な考え方の中でやっていけたらと、そのような考え方でいろいろ事業を組ませていただいていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

つまり、まずは地域の活性化のビジョンを立てる。それで、地域にとって今何が足りないのかとか、現状どうなのかというのをワークショップの中で学んでいただきながら、合意形成を図りながら、こういうビジョンを立てたい、それに対して、じゃ、行政がどういうことをできるかということで支援員が絡んだり、行政がサポートしていくというような考え方だと理解しました。そのような巻き込み方が非常に難しいと思いますが、ぜひご努力いただきたいなと思っております。

続いてワカモノ会議、今回事業費が36万円ということですがけれども、この事業内容について伺います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

28年度から着手しましたワカモノ会議、これも地方創生絡みのやっぱり人材育成、人をつくるという事業でございます。29年度の予算については、今ほどご紹介いただきましたように36万円でございます、中身はワカモノ会議を運営するための経費の積算でございます。例えば、ワークショップに参加していただくような講師の方の謝礼だったり、交流会経費それから事務経費、そういったものをもろもろ見まして36万円の中身でございます。

新年度においては、事業をこれから会議の中で詰めていくこととなりますが、1つ若い人たちが集まって何か行動を起こしたいというような話も出ておりますので、今まではどちらかというと町が仕掛けていたんですが、若い人たちからの発案での事業に支援していきたいと、このように思っております。

なお、3月にも、3月上旬ですか、東京に行きまして、東京の若い方、出身者の方との交流を図ったということもございます。今現在、10名の方で動いておりますが、新年度はもう少し参加者を募って、より多くの若い方に町政に関心を持っていただき、さらにそこから提案する

事業が予算化されるような動きに持っていきたいなというようなことで、若い人たちと今詰めておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私はワカモノ会議には大変期待しています。3月上旬にも東京で行われたということで、その創意工夫されるさまが少しずつうかがえてきたのかなと思っています。

36万円ということで、恐らく今のところはワークショップをメインにということで、そのような経費になっているかと思うんですが、ぜひ以前からお話ししていますが、事業化、主体性を持って事業に取り組んでいただきたい。例えば空き店舗を利用して何かお店をやっていたとか、何かやはり若者の特性であるやる気、元気、そして行動力、そういったものに特化した事業に持って行っていただきたいと思っていますが、ということはこの36万円の予算だけで終わることなく、例えば補正をすることで事業費を捻出して、そういったことも考えられるということはあるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 提案の中身によっては、それぞれの担当課のほうに予算を計上するというのも当然、新年度予算の中で、平成30年度の予算の中で、急ぎのものであれば補正も考えられますがそういう部分でございます。活動費として36万円の計上でございますが、この36万円の活動費で足りないような直接的な部分があれば、その分については補正をお願いするということがあるかもしれませんが、現時点でその補正を視野に入れて動いているということではございません。話し合いの中で、必要な事業については補正なり、当初予算に計上していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 2点ほど質問します。

まず、1点目は55ページの交通対策費が1点、次に、57ページの賦課徴収費の関係について質問をさせていただきたいというふうに思います。

55ページの交通対策費について、去年の当初予算と比べると672万4,000円ほど増になっているわけですが、この辺の関係についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えを申し上げます。

議員おただしの中身については、交通対策費の負担金、補助金及び交付金の公共交通対策協

議会補助金のことかと思えます。今年度、3,908万6,000円の計上でございます。28年度は3,236万2,000円ということで、おただしのように600万円ほどの増額になっております。

このふえた理由でございますが、この団体については、公共交通全般を所管している団体でございます。バス、鉄道等の利用促進、対応、それから運転免許の返納の関係の事業、そういったものをもろもろ、この団体で対応しております。新年度ふえた理由でございますが、新型特急リバティの乗り入れに関して、この団体に補助金として増額をし、一番列車の乗り入れ記念事業、さらには沿線美化のための集落提案事業、それから、町民号として特急を利用した企画もの、それから、商工観光課のほうで提案をしました片道特急券の交付事業、そういったもろもろの部分を上乗せしたために前年度より金額がふえているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そのリバティが来るということが原因だということのようですが、この質問をしちゃうと他の課のほうにもまたがっちゃって問題が出ちゃうとうまくないと思えますが、あえて質問したいと思えますが、新年度、リバティ関連で総額どの程度、町とすれば予算、関連経費というのは準備しているのか教えていただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

リバティ絡みではなくて、全てが誘客事業でございますので、その中に何点かはございますが、含めますと、観光予算的には1億1,000万円ほど予定しています。その中で、今回、今、総合政策課長が説明した600万円と、あとうちのほうでも東武観光の商品づくりとか、あと観光循環バスの運行とか、そういうものをあわせますと、新しい事業が約2,000万円ということで、概算でございますが約2,000万円強の予算を計上しております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いや、だからそれは全体を……確かにそれは連動すると言えば連動しちゃうからだけれども、あえて今回リバティが入ることにおいて、町とすればこれだけやっぱり予算的に確保して、いってみればその本気度を見る一つの目安にもなるものだから、どの程度の金額、順にリバティ関連で全体かかわるといって、この程度町とすれば準備していますよと、予算書全体からなかなか我々が拾い上げるというのは容易じゃないですよ。だから、その辺そんな何十万なんていうのはいいから、何百万程度だとか、1億1,200万円程度だとか、その程度の粗い数字でいいですから、おおよそ頭に入って検討がつくぐらいの金額のところ

いいですから、教えていただければ。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 私からお答えします。

先日の議員懇談会でも、A3のカラーの東武鉄道新型特急リバティに係る誘客送客PR大作戦というのを皆さんに提示しながら、観光に関する誘客、あと沿線の取り組み、あと送客についてお話しさせてもらった経過がございます。首都圏での誘客につきましては、約9,500万円ほど見ております。お客さんが来たとき、町なかの受け入れの体制につきましても、約2,200万円でお客さんの受け入れを充実させて、おもてなしをしていこうという内容です。あと、先ほどお話がありました首都圏にお客さんを送るといってお金でございますが、約470万円ということでございますので、そういった誘客、あとおもてなし、送客ということで3本柱でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 総務の議論のところで、商工観光課長に答弁していただいているということで私も甚だあれなんですけど、そうするとあれなんですけど、1億2,000万円くらい、今回リバティが入ることにおいて、町とすればそういった財政的なものも準備をしながら町の活性化に向かって努力をしていると、こういう理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 議員おただしのとおりでございますので、ご協力よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうするとさっき交通対策費で600万円ふえたというのは、これはどこへ入るんですか。先ほど総合政策課長が言った600万円程度増額したというのも、これもリバティ関連だというような話だったんですが、この金額はどこに入ってくるんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 これ。

○17番 室井嘉吉議員 いや、だからそれを見てたよ。持っていますよ、それ。

○渡部正義総合政策課長 そうですか。今ほど相原課長がご説明した中身の送客の部分、この部分に入っているのと、あとは沿線の魅力アップのところで集落の美化、この部分が沿線の魅力アップのところに含まれているということでご理解をいただきたいんですが。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。

次に、賦課徴収費の償還金、利子及び割引料の町税等過誤納還付金及び還付加算金というよ
うなことで、こういう備考欄で表現がされていますが、これはどういう意味なのかちょっとお
願いします。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

まず、意味の定義でございますが、町税過誤納還付金というのは、税額の修正があつて納め
すぎたとか、あと、誤って、間違つて税額を多く納めたとかいうものが町税の過誤納金とい
います。あとそれから、それに伴いまして、納め過ぎた場合には納税者に返金するわけでござ
います。それに伴いまして、返金するときにあわせて支払われる利子に相当する部分が還付加
算金と。利子が発生する場合がありますので、利息ですか、発生する場合がありますので、そ
れが還付加算金でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 大体私もこの漢字を見て、そういう意味合いのものかなというよ
うなことはおおよそ感じたわけですが、これ年度当初予算から、誤って徴収をするみたいなこと
で予算計上するということに対して、私は率直に疑問を持ったんです。始まって、途中でそ
ういう事案が出てきたからこういう項目が出てくるのではないのかというふうに思うんですけ
れども、あらかじめ500万円を年度当初から予算計上するということについて、若干疑問を持
ったから、あえて質問したんですけれども、その辺はどうなんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからお答えします。

当初予算の計上の関係でございますが、今、税務課長が申し上げましたように、課税誤りも
当然なくはないわけでございますが、当然修正というのが税のですね、ありますので、それは
そのときに確認できたら予算化するというのであれば、当然速やかな還付ができないという
ことになってございますので、当然ある程度想定して、それが当初予算にすべきであると、そ
のように考えてございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 私もその辺の町行政の仕組みについて、認識が足りない点等あろう
かと思いますので、今ほど総務課長の説明でわかりました。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 またちょっとしつこいように聞こえるかもしれませんが、総務管理費の44ページの13委託料、その中のふるさと納税謝礼用ふるさと産品送付委託料、これ401万3,000円ということで、寄附金の収入よりも上回って計上されていますよね、歳入の段階より。こういう予算の組み立てというのはあるんですか。

先ほど来、ちょっと町長に失礼かもしれませんが、やっぱりそんな返礼品は要らない人もいるんだよという形もありますけれども、これちょっとやっぱりこういうのは、当初予算からこんな計上というのはおかしいのではないですか。どうですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

先ほど歳入のところでの考え方をお話ししたところですが、歳出につきましては28年度の流れて計上したということでございまして、28年度の実績を見込みながら計上したということでございまして、委託料については401万3,000円の予算となりました。

ご指摘のように歳入歳出が矛盾するんじゃないのかという意見があるかもしれませんが、これについては件数が発生すれば、その月のうちに支払いをしなくてはならないという原則もございまして、そういった意味での計上になっていることをご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ですから、また歳入に戻ると議長に発言だめというふうに言われるかもしれませんが、関連しますのでよろしいでしょうか。意見です、じゃ。

本来はこれをやっぱり、先ほど言ったように、国のほうがきょうの新聞にあったような動きもあるのは皆さんつかんでいると思うんですよ。やっぱりそういうものは、ちゃんと予算組み立て上は慎重に対応して、やっぱり先ほど言ったように、返礼品が多分南会津の場合は4割程度なのかなというふうに考えますが、やっぱりそういうものに合ったような形で、金がさ的には本当に大した金がさではありませんが、やっぱりそこは対応すべきだろうというふうに思います。

〔「意見でございまして、いいです」「意見はだめじゃない、そこは」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからお答えいたします。

予算というのは、あくまでも予定ということで考えております、全ての歳入も歳出も。です

から、この歳出の401万3,000円は、議員おただしのように歳入より多いんじゃないかと、そういうことあろうかと思いますが、執行部としてはまず、その時点で払えなければ困るわけでございますので、ある程度マックスで、そのような予算の組み立てをしているわけでございます。

逆に歳入につきましては、これは入ってみないとわからないということでございますので、当然予算というものは、当初予算があって、それぞれ補正予算があるわけですから、当然歳入がふえてくればその時点で補正ができる。

歳出については、当初で見ていたよりもそれほど出なければ、当然最終的には3月補正なり専決で減額するわけでございますので、最初からこういう形でやらせていただいて、万全を期すということでご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 当初予算概要のほうで1点だけ。

総務の15番の項目でさいたま市自然の教室の補助金の関係でお伺いしたいと思っておりますが、群馬県と栃木県のほうを閉鎖して、このさいたま自然の家1本で交流してもらえるとありがたい話になってきておりますが、この中における子供たちが文化的な体験の活動をしたという文言がありますが、これ恐らく2泊3日か1泊2日かの中における事業だと思うんですが、そのメニューというのはどういう体験をしたのかちょっと教えていただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 答えいたします。

文化的なという表現になっております。こちらの文化的な体験、具体的には当然、ステージをこれだけの広大な自然環境エリアの中ということで、当然自然環境内での散策的な活動及び地域文化ということで、実は子供たちに自分たちで木工クラフトに親しんでいただくというような形で、手づくりの木工工作を時間をとってやっていったと、そのような活動も含んだ中で文化的体験ということであらわせていただいております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 子供たちによると、俺も館岩の川の形態というのはよくわからないんですが、何だかイワナつかみの体験をやって、それをつかんだものを自分で炭焼きして食べたというのがかなり評判に1つなっていたようなんですが、そうであれば、せっかくだからイワナを焼いて食わせるよりは刺身にして食わせる包丁の持たせ方とか、その魚を釣る体験とい

うか、恐らくこれつかみ方をやらせたんだと思うけれども、その釣る体験というのを1つメニューに入れるとか、今後こういう自然の中でやるものだから、山菜採りをやらせるメニューをつくるとか、そういう新たなメニューというのは何か考えているものがあるのかどうかお伺いします。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 答えいたします。

こちらの自然の教室の関係、こちらにつきましては、あくまでもさいたま市のそれぞれの派遣元になる学校関係、こちらが授業の一環として行っておるものでございます。

ですので、子供たちのその体験内容の細かなスケジュール、これは当然こちらに来る日が決まっているわけですが、晴天の日と、もちろん雨の降る日とか、その中でやはり晴天バージョンと雨天バージョン、これらを持った中での学校がある程度主体的に計画をカリキュラム的に持ってまいります。もちろん事前に支所のほうも含めまして、あらゆる学校関係のほうでのやりたいステージの提供、機会の提供、それは協力してやっていきたいと思っておりますけれども、なかなか溪流釣りとかそういうところになると、大人数で1つの溪流に入っても野生のイワナが、じゃ、1人残らず全員釣れるかというような話も、これは時間的な制約もございますし、その辺は学校関係と話を詰めて、やりたいことは全て実現できるような方向で前向きに支所のほうでも対応していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうだな。そのほど釣ればいっぱいになって、釣りができないではしょうがないけれども、それでは相対的に、去年はスキー関係は南郷のほう、ホテルとあっちのほうに泊まってスキー体験をやったという経過がありますが、人数的にはそれでは冬季と夏季ではどのくらい的人数が今来ているのか、わかった時点でお願いしたいんですが。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 答えいたします。

人数的なもの、こちらになりますと、やはり圧倒的に冬のスキー場、こちらのほうが多く入ります。失礼しました。夏場は当然グリーンシーズン、一定入っておりますので、現状としましては教育旅行関係を含めまして、そちらの流れの中で、冬期間で約6,000人から7,000人ぐらい、グリーンシーズンについては1万人以上という形になっております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 今年度はその交流人口の関係ということで、議会でもこのさいたま市の議会のほうに行って、その交流人口の交流の仕方とかそういうものを今度は検証するというようなこともありますので、今度はさいたま市も合併して、そのくらい来ているものですから、できるだけもっと多くの人が来られるような、魅力を出していけるような形を町も率先して議会と一緒にできるということを執行部を通して意見を言っただけであればありがたいなど、こう思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今度リバティも来ますし、いろいろ交流人口の、やっぱり人口が全体この地域減っているんだと。じゃ、どうやってこの地域が活性化するかといえば、やっぱり交流人口の拡大だと私は思うんですね。全部それはやらなきゃならないんですが、ですから今現在、喫緊の課題としてはやはり交流人口をふやすということ、それにはまず、どのように対応するかということが必要なので、そのいい例が本当に館岩、さいたま自然の家、それから台東区さん、そして今度文京区さんも何かいろいろ南会津町に行ってみたいと、こう言われているものから、南郷支所を中心に、その辺も今度進めていきたいと思います。

そういういろんなきっかけづくりとか、そのような我々の地域と関係のある、そういう自治体といいますか、地域と交流を深められるように町としても民間も含め、行政としてもやっていければと、そのように考えておりますので、新たな取り組みもことし始めます。ですから、そういうことで町としてしっかり取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○12番 高野精一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ただいま1款2款総務費について質疑中ではありますが、この款について、まだ質問予定の方はおられますか。

〔発言する者あり〕

○五十嵐 司議長 ここで暫時休憩いたします。

昼食休憩といたします。

再開は午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長から申し上げます。9番、湯田哲君が都合により午後2時に早退する申し出がありましたのでお知らせいたします。

午前中に引き続き、1款議会費から2款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 私、所管でもあるんですけども、景観づくりの中で低迷している時代の流れにありまして、ちょっとお聞きをしたと思います。

最近、いろいろ事業内容を見ますと、それぞれ事業がいっぱい出ておるわけですが、その中におきまして、私の考えとしては、地域づくりの中では、一番核となる景観、こういうものを推進しながら、事業内容というのはいろいろ出てきているように思われるような感じがするんですけども、今、審議会委員の中で、年間にどれぐらいの会議を行われているのかちょっとお聞きいたします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答え申し上げます。

年1回が審議会の定例の会議の回数になってございます。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 審議会15名の人数が上がっているんですけども、会議の出席率なども、必ず15名が1年に1回集まっているのかどうかということも、ちょっとお聞きしたかったものですから、それも含めて。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 大変申しわけございません。

手元に資料を持ち合わせておりませんので、出席状況をちょっとお答えできる状態ではございません。調べてお答え申し上げたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 私は、地域づくりには欠かせない、一番この審議会委員というのは重要なメンバーだと思うんですけども、年に1回だけの会議というのも非常に限られたことで、この中において、何名、10名集まっているのか、5名集まっているのかわからないですけども、非常に西部のほうの話を聞くと、余り出席率がほとんどないということで、話を聞いて

ておるんですけれども、そういう中において、景観に対する考えが余り一生懸命でないのかどうかかわからないですけれども、これから若者の人材育成をつくるのであれば、町並みの景観というものは、一番メインに挙げられるような時代をつくったらいいのかなと思うんですけれども、地域づくりの、私が思うに、この振興基金の中で約20億円ぐらい予算をとっているわけですが、その中におきまして、取り崩しも3,800万円ほどあるんですよね。そういう中におきまして、今後は町長の考えもあるとは思いますが、人材育成の景観のまちづくり、人材育成なんていう考えはあるかどうかちょっとお聞きしたい。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

基金のおただしでございますので、地域づくり、前々から申し上げているように、ずっと積み立てをしておりまして、29年度から繰り入れができるという基金でございます、今、おただしの景観づくり、メニューにもよるかと思いますが、内容的に地域づくりということで、密接な関係があるということであれば、こちらのほうの活用はできるものと考えております。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 まず、1番はこのまちづくりにおきまして、私はこの4町村の一番住民がわかりやすい、今回、町長が桜1万本という非常に明快な、そういう施策を出されたわけですが、そういうもののつくり方のあり方は、私はこの西部地域から東部にかけてのそういうビューポイントもいろいろあると思うんですけれども、そういう人たちの集落交付金もあるんですけれども、そういう地域地域での知恵をかりるような考えを持っているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

景観づくり、それから地域づくりということでもありますけれども、まちづくり、町なか活性化どうのこうのと、いろいろあるわけですが、いずれにしても、地域の意見は重要でありますし、行政ももちろん大事ですが、地域の主体性も大事だと思うんです。そうした中で、確かにそういうことを興味を持つ人材、あるいは考えを持っている人たちの意見を聞くということが大事なんで、それはいろいろ、これまでも町も全然ノータッチではなくて、そういうことを呼びかけてきているところがございますけれども、どの程度の景観づくりの審議会の中で、どういう意見が出ているか私も今、手元わからないんですけれども、それぞれの思いは皆さん持っていらっしゃると思うんです。

ですから、その皆さんの思いをできるだけ具現化できるような、そして実際、どのような活動をしたらまたできるのかということも含めて、町はこれまでやってきたこと、それから、今後やらなければならないこと、いろいろあるかと思うんですね。

ですから、これまでも何回も申し上げてきましたけれども、町の今情勢が変わりつつあります。ですから、変わりつつある中で、町の人々の気持ちも移りつつあるわけで、そういうことも含めた中で今後の将来のこの地域づくり、ましてや景観、時間が必要だと思います。ですから、そういうところも含めて、そのところはじっくり方向性を定めた中で、基本線をしっかり持って、そしてやっていく必要があるだろうと思います。

まちづくりもある意味、景観づくりということになるとと思いますので、よく言われるのは、田島地区は祇園の町だとか、そういうことを言われるので、その漠としたイメージではなくて、一体それはどういうことということも、もう一回、そのたびにそういう話が出てくるので、やっぱり地域の人たちともしっかり、いろんな関係者もいっぱいいますから、そういう人たちの意見交換と、それから今後を見据えた中で行政のスタンスのあり方、皆さん方との連携のあり方、そういうのをしっかり景観づくり、それから地域づくりの中で話し合っていく必要があると、そのように思っています。

ですから、なかなか遅々として進まないような状況にありますけれども、できることからまずやるということ、そして皆さん方の意見をしっかり受けとめるということをもう一回足元を踏まえた中で、町としてはやっていきたい、そのように考えています。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 先ほど、質問のありました出席状況でございますが、直近のやつで申し上げますと、15名中8名ということで、議員おただしのように出席率については、いい状態ではないということでございます。ですから、より多くの方々に参加していただけるような場の設定をして、いろんな意見を引き出すというようなことに努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それで、今、町長の考えもあって、なかなか進まないという現状なんですけれども、私の考えとしては今なんです。今、これを強く推し進めていくことが、大きな10年、50年の計画になっていくと思いますので、ぜひともその計画を立てて、私は基金の20億円にちょっと何か頭にひっかかるんですけれども、そういう基金の中に、例えば、景観のまちづくりの人材育成、町並み景観づくりの創設、そういうものの中において、この20億円あ

るのであれば、5,000万円ぐらいずつでも予算を立てて、そういう人材をつくっていく考えを、私の考えであります。そういうことの希望があると思いますので、ひとつよろしく願います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、予算づけという具体的なお話もございましたけれども、基金の活用はもちろんそういう事業を組んだときには、いざというときの基金でありますので、それは積極的に活用していきたいと思いますが、やはり今、総合政策課長からございましたように、いろいろな審議会とか、本当にこれはかなりあるんですよ、こればかりではなくて。ですから、その辺も町としても見直した中、見直すというか、周りの人の意識といいますか、そういうことも深めた中で、もちろん職員もそうですけれども、そういうことをもう一度改めて、その辺のあり方というものを問いながら、具体的な進め方をどうしたらいいのかということ、もう一回、先ほども申し上げましたように、考え直す必要があるんじゃないかなとは思っております。

そうした中で、できることから今本当に、いろいろ先ほど申し上げましたように、南会津町も本当に変わり目だと思うんですね。変わり目だったな、節目だったんだということがそう感じられると思うんです。ですから、そのようなことも踏まえた中で、これからこれらに対しての具体的な対応を今年度検討しながら、どのようにしたらいいのかということも含めて町としては対応していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答え申し上げます。

具体的に申し上げますと、地域づくり振興基金の目的は、地域における住民の連帯の強化及び旧町村単位での地域振興に資するためとうたっております。特に旧館岩は、景観のほうに力を入れているところでございましたので、メニューにも先ほど申し上げましたが、よると思いますが、地域づくり振興基金を活用して、景観の事業を推進することは十分可能だというふうに考えてございます。

今後、予算の組み立ての中で、そのような検討をさせていただきたいとそのように思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 すみません、1点聞き漏れございましたので、2款のうちにお聞きしたいと思います。

1点、予算書の53ページ、負担金、補助及び交付金の中で、振興公社運営費補助金がござい

ます。こちらの積算根拠、なかなか膨大かと思しますので、こういった形でお示しいただけるかわかりませんが、ご説明いただければと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 振興公社の運営費補助ということで、今回1億1,049万3,000円ほど計上しております。中身的には、振興公社の職員の人件費、この部分に係る部分、それから臨時職員の方の賃金に係る、物件費に係る部分、それぞれ田島の本部と、それから館岩、伊南、南郷のそれぞれの支局で積算をしまして、その合計金額が1億1,049万3,000円という積算でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 この質疑の中でなかなかお示しいただくのは難しいかと思うのですが、資料での提供ということは可能なんでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 私が今、手元に持っておりますものが、積算表の内訳でございます。議長から求めがあればお出ししたいと思います。

○五十嵐 司議長 後から出してください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで1款議会費から、2款総務費についての質疑を終わります。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 先ほど、質問した部分であります。ページでいうと73ページの民生費の中の委託料に田島保育園運営委託料とびわのかげ保育所運営委託料、ともに1億3,200万円、1億2,300万円と上がっていますが、先ほどの1,788万円というのは、この運営費の中に入っているという考えでよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

この委託料であります。考え方といたしましては、まずは国のほうから国の基準の単価というのがありまして、例えば、ゼロ歳児、1歳、2歳児、3歳児、4歳児とあるんですが、ゼ

ロ歳児の場合ですと、17万幾ら、1歳児ですと10万円ぐらいですか、10万4,000幾らと、3歳児ですと手間がかかりませんので、5万弱になりますし、そういった単価で1人当たり幾らという設定がありまして、それに人数を掛けまして、それを保育所のほうにはお支払いをするという形になります。

先ほどの歳入の分ですが、まず、かかって払う額から、例えば5歳児は町で無料にしておりますので、かかる経費から町で負担する分を引いて、残りが補助基準額になりまして、その額の3分の1を国、4分の1を県、残りを町が負担するという形の制度になっております。

そのうち、先ほどの歳入の分は、本来であれば5歳児の方からうちのほうで取る保育料の単価がその額ということになります。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そうすると、町の分も2分の1、4分の1で、4分の1で1というふうになるというふうに思います。

この今示していただきましたゼロ歳児17万、1歳10万何千か、3歳児5万ということがありました。5歳児の場合、これらの1,788万は先ほど国・県等々から来た部分、その部分に実際の保育料の額、不足分を保護者から徴収する、その部分を町で全額補助して、ここに入っているというふうに考えてよろしいですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 先ほど言いましたように、町で本来、保護者からもらって、差し引いて残りを補助金として請求するわけなんですけど、そこで保護者からもらわずに、その部分を町のほうで5歳児無料ということで負担するという形になっております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

国のほうでも、この制度ってもう5年ぐらいに町で独自で始めて5年ぐらいになると思うんですけども、国のほうで、当時、保育費の無料化というようなことを進めてきていた感があるんですけども、今、保育所をつくる、保育士をきちんと充実させるという考え方のもとになってきて、この保育料の無料化というのは、きっと所得制限をつけるとかいうようなことで、国では余りこれを積極的に推進できない、財源的にというような気がするんですけども、新聞等の報道を見ていて、この辺の情報はどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

今ほどお話にありましたように、以前、国のほうの流れとしては、無料化という話も一時出てきたときもありましたが、現状、そういった情報をつかんでおりませんので、国のほうとしては、今、待機児童がいっぱいいるということで、保育所をつくる、あるいはその保育士さんに対する人材確保のほうに力を入れているのかなと思っております。

そういったいろんな情報を得たときには、速やかに対応できるような体制はとっていきたいと思っております。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで3款民生費についての質疑を終わります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、5款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 83ページ、労働費の雇用対策費の委託料、先ほど17番議員、補正予算で質問していましたが、この事業内容、震災対応雇用支援事業委託料になっていますが、風評対策以外にも例えば災害に対応するというようなこの字句どおりを考えればいいのかもかもしれませんが、事業の内容について、ちょっとお願いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

この事業については、従来は、27年までは震災等緊急雇用対策事業という名称、風評被害対策に対する事業に取り組む事業所に対して、雇用をしながら、雇用の機会を創出するという事業でございました。

平成28年度から、従来の森林組合等が行っていた雇用拡大型と人材育成の処遇改善型がなくなりまして、風評被害の払拭を目指す事業所を中心に事業を展開するものについて、国の

ほうでは支援していこうという内容に変わりました、名称も原子力災害対策雇用支援事業という内容でございまして、ことしについては先ほど補正の中でお話ししましたが、4団体、4事業所を予定しております。そういうことで、風評被害がまだまだ続いておりますので、それを払拭するいろんな観光のPRだとか、受け入れ体制の整備、それらを推進する団体に町のほうでは支援をするというような内容でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 4団体、これは公募されたと思うんですが、4団体の団体名を教えてください。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

まず、観光物産の風評被害対策事業ということで、南会津観光物産協会に委託する事業が1つであります。もう一つが、山王茶屋の活用による被災者雇用促進事業という事業で、みなみやま観光に委託する事業でございます。もう一つが、農産物風評被害払拭事業ということで、伊南の郷に委託する事業でございまして、もう一つが観光の連携と誘客を促進する事業ということで、マックアースリゾートさんをお願いするというので、4事業所を予定しております。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで、5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 質問時間、私の残15分しかありませんので、答弁のほうも簡単をお願いします。

ページ91から96にかかわる林業費全体の中で、森林組合を対象とした予算の総額はいかほどになるかということが1点。あと、ページ95、治山林道の中での山のみち地域づくり事業の完成予定、これは計画ではなく、実際にいつごろできるのかということでお聞きをしたいというふうに思います。この2点をお願いします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、第1点目の森林組合に対する事業費といいますか、これのトータルでございますが、まず森林環境税関係で609万4,000円でございます。それからヤマザクラ1万本の里づくりで504万9,000円、それから森のエネルギー関係、これが1,724万円、それに造林事業、これが2,601万4,000円ということで、合計6,639万7,000円を予定しております。

それから、2つ目の山の道の地域づくり事業の完成予定はというようなことで、一応、国が事業主体で進めておりまして、県の予定工期は平成32年でございますが、ただ実質、完成予定のことでございますけれども、現在の進捗率が26%でございますから、かなり32年度に終了するというのは厳しいというように考えております。

ですから、場合によっては県のほうで、県のほうの判断になると思っておりますけれども、延期になる可能性は十分あるのではないかなというように考えております。

以上です。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 94ページの森のエネルギー創出事業について質問したいと思います。

前年の予算の中には、地方債という予算のくくりがなかったんですが、次年度というんですかね、29年度は1,700万円の地方債が入ってきているわけですが、これに至った経緯を教えてください。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

28年度につきましては、当初予算ではなくて、3月の補正予算で地方創生で計上させていただいたんですが、ただ、29年度につきましては、地方創生の枠からちょっとはずれてしまいましたので、町の単独で1,700万円計上いたしまして、それに対しまして過疎債ですか、これで対応するというふうなことになっております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 12月の補正で1,400万円ほど補正しているわけですが、この中で、間伐材の買い取り費用という助成を行うということが入っているわけですが、現時点で買い取り費用は幾らほどだったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

一応、28年度末の見込みですと、材積にしまして7,739立米、買い取り補助金が4,114万1,000円ということになっております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうしますと、これはもう既に29年度途中で補正がかかるというような見込みになるわけですが、先ほどの予算組みの中で支出に関しては最大限という表現の仕方もあったんですが、そうしますと、搬出される方も、もう途中からことしも補正がかかるならという思いに駆られるかと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

29年度の予定されている材積が、一応5,000立米を予定しております。28年度と比較しますと、2,000ほど減っているわけですが、この理由といたしましては、やはり材木、いろんな用途があるわけなんです、できるだけ高く売ったほうがいいんじゃないかということで、材質もいろいろいい材質、悪い材質というふうにあるわけなんです、できるだけ悪い材質をチップのほうに回していただいて、できるだけいいものをとっていただいて、その建築材とか、そちらに使いましょうというような、そういう考え方で29年度は28年度に比較いたしまして2,000ほど減ったというようなことでございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そちらのほうが減ったのはいいんですが、実際、出している方は、そういうことを思っていないわけですが、また、ことしも補正かと言われると、また次に私が質問することになりますので、補正の場合は早目に次年度は行っていただきたい。昨年のように補正が12月になりますと、その間、もらえないという事実もございますので、その辺を考慮の上、これからの予算補正組みに従事してほしいという思いでございます。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この森のエネルギー事業につきましては、森林組合が窓口で進めておりますから、平成29年度の事業の取り組みにつきましては、森林組合に各林業事業体ですとか、あるいは個人の方にも周知しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 すみません、一番後から手を挙げたような気がしたので後かと思いましたが、93ページの林業振興費の8節と13節と伺いたいと思います。

報償費の中に、鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業で473万円、その下にイノシシ捕獲管理ということで72万円が上がっておりますが、この最近、この数字を出すためには実績等があったと思うんですけども、イノシシのふえ方が異常だというようなことを聞きましたけれども、その辺の状況、算出されたところの根拠といいますか、その辺もあわせて説明をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

これにつきましては、当然、実績に基づいて積算しております、イノシシもやっぱり大変ふえております。例えば26年度だったら58頭ということで、ただ生息状況はちょっとわかりませんが、農家の方々の被害なんかを聞きますと、かなりやっぱりイノシシ、シカ、もちろんサルもふえているような状況でございますので、28年度、現在の状況でございますが、捕獲状況、サルが109頭、それからニホンジカ75頭、イノシシはちょっと少ないんですが4頭、クマが29ということで、ただ、これは今後ますますふえることが予想されますので、対策については強化してまいりたいと考えております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 28年度のイノシシ4頭というのは、先ほどおっしゃったように猟期外の数字というふうに考えていいのかと思いますけれども、猟期中の分は、この猟期で1人で11頭も1日でとったとかという人を私2組聞きましたけれども、そういう実績というのは、持ち合わせていないのかどうか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 私のほうで一応把握しておりますのは、あくまでも許可をして捕獲した数字でございます、狩猟となりますとそれぞれ個人で対応している場合が多いものですから、その部分については把握していないというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 狩猟期でも、その捕獲の報奨金というのは出るというのは、これは県で対応しているということでよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 このイノシシにつきましては、県の特別対策事業がございまして、狩猟期間中につきましては、1頭当たり1万8,000円、これで県で対応しておりますので、その分は県のほうで出資をするというようなことで。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そうすると、今のところはわかりました。

13節の有害鳥獣捕獲の委託料93万6,000円というのはこれはどこに委託をするのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この有害鳥獣被害防止対策委託業務、これは町の捕獲隊、実施隊以外に捕獲隊という組織がございまして、ここにお願いをして捕獲をしていただくと、それで主に実施隊の場合は、平日になるんですけども、この捕獲隊の皆さんについては、実施隊以外の休みのときに、主に土曜とか日曜とかそういう場合に出てもらって対応しているということで、捕獲隊と実施隊をうまく組み合わせて捕獲の業務に当たっているというようなことでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 これは隊員の重複というのはないんですか。全く別なんでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

重複している方もいらっしゃいます。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに。

11番いいですか。

〔「後で」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、2点質問をいたします。

1点目は、予算概要の76番、77番、2点目が路網整備の今後の計画についてをお伺いいたします。

まず、1点目の予算概要、76番、77番、ここに森林環境交付金事業というのがありまして、これは多分、国・県の支出金となっておりますけれども、満額近いんで、多分国の支出金かなとは思いますが、昨年度も上がっています。なおかつ基本枠と重点枠というものがあつ

て、その重点枠というのは傾向を見ると、毎年変わっていくのかなと。基本枠というのは、町独自のあれでやれるのかなと思うんですけども、国のほうでは、この支出金事業に対して今後の継続性があるのか、それと農林課としては、今後、この事業に対しての継続性に対して、どのような計画を持っているのか、ちょっとお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この森林環境交付金事業の交付金につきましては、県独自の事業でございます。国は入っておりません。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そうすると、今、国のほうでも福島県は1件、1件とか、会社から森林環境税を取っているけれども、国のほうでもこういった動きをやろうという動きがあるんじゃないかと思うんです。その辺の把握と、今後もしそういった国のほうで施策をやった場合の当町の農林課としての対応については、何か計画はありますか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

現時点での情報でございますが、国の環境税の創設と申しますか、これが平成30年4月ころから予定されているというふうに聞いておりますので、30年4月。ですから、今の段階では、それ以上ちょっとどうなるかわかりませんが、当然、そういう交付金制度ができれば、かなり各市町村の配分、これもあると思いますから、それを受けてさらに対策は強化できると考えています。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 国の大体の予定の金額、例えば規模、大体何千億円くらいになるかとか、そういった情報まではつかんでないですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

現時点では、そこまではつかんでおりません。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 わかりました。一応、今のところは県の事業をやっている。国のほうは30年からということですね。

では2番目のこれは期待をしていたんですけれども、もうそろそろ町にとっては、やっぱり路網が大事ではないかと言われてから約10年ぐらいたちます。いろんな事業をやろうとしても、やっぱりネックになるのは路網がないと、ただ、町もお金がないからできないというようなことで、今年度の予算書にも少しは路網単独の予算が上がってくるのかなと期待していましたが、淡くも消えました。

そこで、町として、町長も大きな機械を入れてやらなきゃいけないじゃないかというようなことがちらほら聞こえてくるんですけれども、その路網整備に関して、町として今後どのような政策でやっていくつもりなのかお伺いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

課長、今、平方キロ当たりどのくらい入っているんだ、6メートルか8メートルぐらい。

[「11メートル」と言う者あり]

○大宅宗吉町長 そうですか。11メートルですよ。そのくらいの道路の路網の密度ということ、これは物すごく、これだけの広大な森林を活用するに当たっては非常に路網の密度が低いと、そういう認識でおります。ですからこれを何とかしなければならないんですが、やはり先立つものもございまして、そしてあとは人材といいますか、実は県でも森林組合の事業をやってもらうには、やはり木材をまた有利に販売するには路網の整備が必要だということも認識しております。

そうした中でできるところから、やっぱりこれはやっていく必要あるとそのように考えておりますし、それには今後、建設する機械とか、きのうの森林組合の整備は搬出するためのトラックとか、そういうことですが、やはりそういう大型機械のオペレーターも含めての、あとは機械も含めての今後の配備の仕方、搬出の仕方、町の課題だと思っています。

ですから、そういうのを有利な財源を見つけて、そしてやるなり、そのようなことも具体的な計画を組んでいきたいなど、そのように考えています。

もう一つは、今、これだけ災害があるものですから、ちょっと落ち着くまでいろいろな現実の状況としては、そういうことも1つありますし、そうした中で、森林組合の活性化、荒海財産区もございまして、そういうようなことも町にとっては今後、その辺は大きな課題になっていきますので、対応していきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ちょうどいい、これが絶好のチャンスではないかと私は思うんで

す。というのは、今、農林課長から国のほうの森林環境税が30年ころから動くかもしれないというような話がありましたので、ぜひその路網に関して、町で徹底的にお金を入れてやろうという計画だけは立てて、できるかできないかは国のほうのあれですから、計画を立てるだけだったらお金はかからないと思いますので、まずお金を最大限どのぐらいかかるかと。

もう一点は、ぜひこれは町長とか議長にお願いしたいんですけども、今、南会津町では、合併特例債が60億余っているという話です。もちろん、現時点ではこの合併特例債はこういったものに使えないかもしれないですけども、30年まではまだ時間がありますから、町としては、こういった森林計画を立てたいから、その国のもちろんその補助事業に対して、残った負担分を何とか合併特例債を使わせてくれないかとか、これは計画がしっかりしていれば、多分全国のモデルにもなるからいいではないかというようなことで、許可になるのではないかと思うんです。

ぜひその合併特例債の枠とか、それから国のほうの新しくできる森林環境税を組み合わせた、ぜひやっぱり路網をやっておかないと、でかい機械が入らないと思うので、その辺をもう一度、農林課長なり町長がどのような、もうちょっと前を見据えた全体的な計画ができないかどうか、今後に研究していくかどうか、その辺をお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

まず、先ほど、議員からおただしがありました29年度の路網の予定なんですけど、これは補助事業絡みでないとなかなか容易でないものですから、29年度に予定をされている路網につきましては、1,600メートルほど県から補助金をいただいて、計画をしております。

さらに平成30年4月から例えば森林環境税、これが交付となれば、当然、路網は本当に重要な事業だと思っておりますので、現在は、路網につきましては、森林組合、あるいは森林管理所とで打ち合わせをしておりますので、何とかこれから拡大に向けた事業ができないかということで、検討を重ねておりますので、今後につきましては、路網を拡大して、さらに林業の成長産業化といいますか、これに向かって取り組んでまいりたいというふうに考えています。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、今後の林政に対する投資ということで、合特の利用はどうだというような言われ方もされましたけれども、まずは、いずれにしましても、これまでも町の財政のことも皆様方にご説明しています。

今後の町の財政状況を見きわめながらやるということも大事だし、そして今の課題の事業に取り組むことも大事だと思っています。そうしたことも含めて、十分に検討して、それらを有効に活用できるような、そしてまた財政に見合ったようなやり方ということを考えていきたいと思っています。

それで国の環境税の全体の今の組織として環境税をぜひそうしてほしいという国のほうの副会長、うちのほうの議長がやっていますから、十分この地域のことは要望していただけるものと期待しておりますから、そういうことも含めて私らもバックアップしながら、しっかりこれができるように期待しているところございますし、そして、我々もしっかり計画してやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 了解で終わりかと思ったら、今、町長から話があったように、全国の森林環境税を求めているうちの議会は議長がナンバーツーになっているわけです。これは南会津の前の田島町からずっと一生懸命、何とか税金をよこせということでやっていたので、やっと日の目を見るわけですから、ぜひ思い切った金額を提示して、そこに雇用も生まれますので、ぜひ1年間でじっくりと雇用が五、六十人生まれるくらいの気持ちで、ひとつ計画を立ててほしいと思いますので、以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませぬか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、3点、83ページの農業委員会、報酬を含めた全体、それから86ページの農業総務費の中の負担金、補助及び交付金、それから88ページの農業振興費の同じく負担金、補助金の中から質問をいたします。

最初の農業委員会費にわたる全般であります、国の制度が変わる中、本町の農業委員会の今後の動向についてお願いします。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐 小一郎 農業委員会事務局長 お答えいたします。

現在の農業委員の任期は来年7月までとなっております。昨年の農業委員会法の改正によりまして、今までは選挙で選ばれる農業委員ということでございましたが、現在は、町長が任命するというふうになっておりまして、来年7月におきましては、そういった体制に南会津町もなるということでございます。

農業委員の数が大体半分ぐらいになるということと、それからもう一つ農地利用最適化推進

委員という、そういった役割の委員の方が各地域に配置されるというようなことで、南会津郡内では、下郷町、只見町が今年度からそういった体制に入っておるところでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 半分ぐらいという話ですが、その人数と、それから町長の任命に変わるということでありますが、例えば、どういった人を任命していくのかということについてお願いします。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、半分ぐらいと申しましたが、これは法律で上限が各規模ごとに定められておりまして、南会津町の場合は、最大19名ということの分類のところがございます。それから農地利用最適化推進委員については、おおむね100ヘクタールに1名ということで、おおむねの基準が示されているところがございます。

それからメンバーなんですけれども、農業委員のほうにつきましては、半数が認定農業者ということがございます。それ以外に青年や女性を入れるということで、国のほうでは今まで農業委員会といいますと、農業者の年配の先輩のグループというふうに、世間的には見られていますけれども、そこを若返りや女性を入れてやっていこうというようなお話でございまして、一方、農地利用最適化推進委員、各地区に配置される方々は、地域の農地、あるいは農家の状態をよく把握した地域のまとめ役的な人を選ぶと、そういうような方針を持っております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 来年の制度改正になりましたらば、また詳しく情報を教えていただきたいというふうに思います。

続いて、86ページの負担金、補助及び交付金の中で、会津地域世界農業遺産、日本農業遺産推進協議会負担金というのがあります。これはどういう事業を行っていて、本町の農業者とのかかわり合いというのはどういうことなのか、お願いします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この負担金につきましては、平成29年度、全会津で協議会が発足する予定であり、全会津17市町村全部加盟をして、全会津で一致協力して全会津の農業を、農業に限らずこれは大変幅広いあ

れなんで、環境とかあるいは農村文化とか、総合的なものに対して世界遺産に申請しましょうと。

ですから、ちょっと抽象的なあれなんですけれども、その中では、例えば雪国会津の特徴を出したり、あるいは伝統的な農法といいますか、そういうものでありましたり、あるいは農業の伝統、農村の伝統文化とか、そういうものを全部ひっくるめて世界遺産にしましょうというように、平成29年度に発足させまして、全会津17市町村が束になって、何とかその認定に持っていきたいというようなことで、一応予定では、平成30年度に申請をして、31年度あたりに認定をいただきたいというようなことで、現在、会津若松市が事務局で中心になって進めているといったことであります。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 全会津ということですので、例えば、会津農書とかいう会津の伝統的な本があるわけですが、例えばここにかかわるようなことも含まれますか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

当然、会議の中では、会津農書の話も出てはきたんですが、ただ、なかなかこの会津農書、江戸時代からやってきたことでありますけれども、ただ、現代の今の農業に果たしてマッチするかというのは、そういう議論もされておまして、会津農書がイコール世界遺産に結びつくかどうかというのは難しいような状況になっております。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 最後に、88ページの負担金の中の新規就農継承、いわゆる青年就農給付金であります、本年度の予定者数といいますか、地域別をお願いします。それから、一農業者でどのぐらいの給付金になるのか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、人数でございますが、まずご夫婦の方が9組ございます。ですから18名、それから単身の方が11名、合計で29名が対象になっております。金額につきましては、ご夫婦の方は年間225万円、単身の方が150万円ということで、3,675万円なんですけれども、地区別の内訳につきましては、まず館岩の方が、ちょっと時間がかかって申しわけありませんが、4人ですか、館岩。それから伊南の方が2人、それから田島の方が9名、残りが南郷ということで14名。地区別の就農者ということになっております。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで6款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、7款商工費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは1点だけ、委員会である程度聞きましたんですけども、よくわからなかったんで、99ページ、さゆり荘の建てかえ計画の委託料についてご質問をいたします。

実態はまだ計画段階だから、わからないんですけども、委員会のほうで財源はどうなっているだということ聞いたんですけども、まだ計画段階ではっきりとはしていないですけども、一応、只見川の電源開発のような補助金、あるいは過疎債なりを使ってやるという話までは聞いたんですけども、その中身によっては大分例えば地域の住民の交流だとか、他町村との交流だとか、いろんな要素を入れれば、相当に率のいい助成金も出るのではないのかなと、こう思いまして、町長の考えを、町長が実際に今どのように、今のところどういった助成金を使いながらやろうと思っているのか。

というのは、この議会の補正で、たかつえスキー場がうまくいろんな事業債を使ってやっているわけですよ。これは、副町長がしてやったりと思って今うなずいて、本当にこれはよくやったと思いますよ。地方創生で一応6,000万円いただいているわけで、総額のうち、総額1億5,500万円だけども、地方創生で6,000万円いただいて、残ったものを合併特例債事業を当てはめたわけですよ。

結局、最終的な町の持ち分どのぐらいかと思って計算したら、大体、3,600万円くらいだから、一般財源としては23から25%ぐらい、この事業債の還元を含めると。こういうやり方があるんで、ぜひさゆり荘も住民の意見をよく聞いて、こういったような事業に組み込まれるような事業をやってもらいたいと思って、今、町長に町長の大卒の財源はどのように考えているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

まず、基本的なこと。全てそうですけれども、これは事業を組むときには、どういう財源を使ったらいいかまず考えますから、どれが有利なのかということ、そういう中でさゆり荘に関しましては、一昨日だったかな、一般質問の中でもちょっと話を出しましたけれども、さいたま自然の家、あの建てかえの話があって、これは本当はもっと2年くらい前に計画しようと思ったんですよ。ところが、さいたま市から我々のところの子供たちを受け入れてほしいということがあったものですから、それを南郷スキー場で受け入れざるを得ないということで、これをちょっと延期したわけですね。

それで当初から只見川電源流域の財源を充てるということを計画していました。それも実際に事業簿の中に載ったんですね。そういうような中で、あと私たちが只見川の電源流域として、旧3村の負担金という中で、負担金を求められていたわけですが、これを一つにまとめてほしいという我々の要望もあって、それも受け入れてもらった、そういう経緯の中で後に延べてもらったという経緯があります。

ですからできるだけ有利な財源を活用するということは当然でありますけれども、そういうことで当初からこのさゆり荘の建設、あるいはスキー場とかそういう観光施設に関しては西部地区では只見川電源流域の財源を活用してきたという経緯があります。

あと残りの分に関して、そういうことで計画したいと思いますが、残りの分に関して、どういう補助金をダブってもらえるのか、そこら辺のところはいろいろあるかもしれませんが、だめかもしれませんし、そういうことも含めた中で、町としての残りの財源をどうするかということも今後、また有利な財源を求めてしっかり検討して探っていきたいと、そのように考えています。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 委員会の中でちょっと聞いたときに、過疎債と電源開発で私は多くても2億から5億の間ぐらいしかもらえないんじゃないかなと思ったものですから、あえてじゃこれは町長に聞いたほうがいいなということで、質問したわけなんですけれども、実際のところ、過疎債とかは今の規模でいえば、過疎債とか電源開発だとどのぐらいのお金が使える予定なの。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えをいたします。

まず1つお話のありました電源流域関係の補助金でございますが、今のところ想定しておりますところが、事業費確定しておりませんという前提でお聞きいただきたいと思うんですが、

想定しておりますのが、2億をちょっと超したぐらいかなと思っております。それ以外の部分先ほどお話もありましたように、過疎債をほぼ充てていきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 すみません、私は委員会でちょっと勘違いをして聞いていたものですから、電源開発か過疎債かという思いだったんですけれども、今の答弁だと電源開発を使って残りの分を過疎債で何とか使えるようにしていこうと、こういう理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えをいたします。

おただしのとおりでございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 1点だけお聞きします。

101ページ、観光費の負担金、補助及び交付金のところのマスメディアの活用ということで予算化されていますが、どのような内容なのかお聞かせをしてください。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

マスメディアということでございますが、私のほうは、この予算の中にあります観光誘客事業と観光大使んだべえ活用事業、あとご質問をいただきましたマスメディアを活用した観光PR事業を一体的に考えておまして、プロモーション、プロジェクト事業というような位置づけをしているところでございます。

いろんな情報発信には広報、町の広報紙を利用した広報、あと首都圏でのキャラバン、あと紙媒体での広報、あとマスコミ、新聞、広告等がございますが、その中でのマスメディアを活用したPR事業ということで、昨年度から実施をして、その内容についてご説明申し上げます。

内容につきましては、東武特急乗り入れを契機としまして、ターゲットの重点エリアを今までは福島県中心でありましたが、埼玉県、栃木県、千葉県という広範囲に目を向けまして、鉄道の利用と旅行者の増大を目指したいんだというのがございます。

また、県内でも福島中央テレビのCM放送を継続しながら、南会津の知名度を高めていこうというような内容でございます。今回のマスメディア活用事業でございますが、テレビでの露出をふやすというのが大きな目的でございます。南会津を印象づけることがテレビを見る人も多いものですから、そういった手段を有効に捉えながら、PRをしていきたいという考えでお

ります。

内容につきましては、春シーズン、夏シーズンの観光PRをおのおのやっていきます。あと、特急リバティの利用推進を図りたいということもございますので、5月から6月にかけて、今先ほど申し上げました関東地方と中央テレビの4テレビと契約を結びまして、15分コマーシャルを50本から100本放送して、南会津をPRしていこうというような内容でございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 1点、98ページ、商工振興費の負担金、補助及び交付金の中の除雪オペレーター育成支援事業補助金について、今年度の支援予定人数と現在まで支援を行った方が除雪オペレーターの職についておられるのかどうか、確認をされているかどうかについてお尋ねします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

この事業は、平成27年から事業に取り組んだ事業でございます。実績的に申し上げますと、平成27年につきましては、7社で11名が免許を取得しています。今年度におきましても、4社で5名の方が免許を取得している状況でございます。

いろいろ会社のほうにもお聞きしますと、免許を取ったからすぐ一線で活躍できるという状況ではないので、ベテランの方と一緒に助手席に乗りながら、いろいろ指導を受けているということで、大体、見習い運転から本当に一本立ちできるのは3年ぐらいかかるんでないかという話もございますので、今のところ第一線で活躍しているという話は聞いていませんが、若い人が取るということは今後除雪に限らず、いろんな面で活躍できますので、そういった長い目での支援だということをご理解いただきたいと思います。

〔「30万の根拠」と言う者あり〕

○相原盛隆商工観光課長 30万の根拠、失礼しました。

ことは、3名予定してまして、10万円ちょっとかかりますので、その支援を考えております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 そうですね、いきなりということはなかなか難しいと思いますので、

ぜひこれからも息の長い事業を継続していただければというふうに思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで、7款商工費についての質疑を終わります。

○五十嵐 司議長

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 当初予算概要の中の土木費の124番、空き家対策事業について、これは総合政策課のほうの所管でございますが、土木費の費用で予算を立てていらっしゃるんですけども、この空き家対策の進め方というのは、どのようにしていくのか。あくまでも危険空き家だけを撤去していくのか、それとも景観法にのっとってやっていくのか、その辺をちょっとお知らせください。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 主要事業の124番でございますが、予算的には731万5,000円の計上でございます。事業の内容でございますが、空き家システム関係ですから、空き家バンクのほうの登録をして、有効活用していくという経費、それから今ほど議員が言われたように、空き家対策として、除却事業という意味での経費、これがやっぱり一番大きくて650万円ほど計上しております。危険な空き家、それから景観上問題があって放置できないもの、そういったものを指導、勧告に基づいて事業者がみずから手を挙げて申請をするという事業でございますが、この危険空き家の除却事業がメインでございます。

それで、平成29年度につきましては、この土木費に今回予算計上した意味合いですが、単なる景観上の問題だけではなくて、町全体の住宅施策の一環にもかかわってくるだろうというようなことから、費目を土木費のほうに上げさせていただいたんですが、あわせて29年度、空き家等対策計画なるものを町としてもう一度計画をつくって、これに基づいて除却の県補助が受けられるような取り組み、この中で、町としての空き家に関する施策の位置づけ、そういったものを明確にしていくというものを29年度で計画策定に向けた取り組みを予定しているところでございます。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 非常にそのすみ分けというか、やり方というのは難しい状況があると思うのですけれども、危険な空き家というのは、南会津町には相当数出てきていると思いますけれども、なかなか法律上で解決できないような建物も多数あって、所有者がどうにもならない。県外に出ているとか、全然あいている状況がいっぱいあると思うんですけれども、やはりそういう中を、先ほど総務課長からも答弁いただいたんですけれども、地域づくり振興基金条例の中で、平成18年設置させていただいたわけでございます。その中に第4条、地域住民の一体感の熟成に資すると認められた事業、あと2点目として旧町村単位の地域の振興に資すると認められた事業、あとは町長が必要と認めたときという部分になっているんですけれども、この空き家対策と、私は景観というものが一緒に進めていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺ちょっと。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 空き家対策というか、空き家条例をつくりまして、制定しまして、いろいろ町も活動をしています。そうした中で、現実的な課題も浮き彫りになってきていますし、そうした中で、町としてどうやらなければならないかということ、また何が原因でできないかということもかなり明確になってきていますので、その辺を踏まえた中で精いっぱい努力してまいります。ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 概要の122でお伺いをしたいと思います。

大変、ことしは豪雪で建設課の皆さん大変ご苦労さまでしたと御礼をひとつ言っておきたいと思います。雪も大分落ちつきましたが。

それで、これから道路の補修ということに、これから入っていくと思うのですが、大体にお

いて、この道路の補修というのはこれから始まっていつごろまでに大体終わらせるのか、それとも大規模な舗装をやるのかどうか、一点をお聞きしまして、また次に伺います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 議員おただしのとおり、除雪作業を行いますと、例年、春先に舗装の破損等が生じております。その対応につきましては、一番最初の連休前の入札に合わせまして、路面補修の維持補修工事ということで、発注をさせていただいておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 それから、今の項の中において、この橋梁の点検というのが入っておりますが、今、この南会津町において、この橋梁の点検は、今幾つくらいやっているのかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 町内に400橋以上ありまして、年次計画を立てて点検を行っております。5年以内に終了させなければならないということもありますので、今のところ半分近くになっております。といたしますのは、重要な路線といたしますと、橋の橋長の長い橋から点検させていただいておりますので、最初のほうは橋の数、数量的には実績上がりませんが、今後、短い橋についても点検に入りますので、進捗度合が早まるのかなというふうに思っておりますので、ご理解願います。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 この116ページの消防費の中に、報酬、給料等々と載っているわけですが、町長にお伺いしたいんですけれども、ことしの無火災祈願祭の後の西部地区の懇談会というか、その中で平野支団長が関東・東北豪雨災害や福島・新潟豪雨災害のように、非常に長く出勤しなくてはならないという機会があるけれども、そういうときに出勤の手当、

これがぜひとも考えてほしいというようなことがありましたけれども、それらはそんなに簡単にできる話ではないと思うんですけれども、これらについて今後検討できるのかどうか、できないは別にしても、その辺を伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当にこの5年間、特に5年間の間、消防団の皆さんに大変お世話になりましたし、あれだけの大きな災害があった中で、本当に人災がなかったということ、これはやっぱり消防団の人たちの力が非常に大きかったと。それはもう本当に実感していますし、感謝しています。

そうした中で、この間も多少消防団の人に対しての手当、これもアップさせていただきました、決して十分ではないと思っておりますが、しかし、いろいろ状況も見ながら判断すべきこととも思っております。消防団に対しての待遇もどうすんだとか、いろいろ話もございしますが、町としてもそのような中で地域づくり、もちろんそれから地域の役員の方々とのそういうバランス等も含めた中での検討が必要かなと思います。

非常勤の報酬も見直しもさせて、人勧とかそういうのもあるんですが、そんなことも含めまして、周りのあとは町村との状況も踏まえながら、町の考えを示していきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございせんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、ちょっと1点だけお伺いをいたします。

今回、ポンプつき積載車が2台、新たに整備されるということで、去年、おとしですか、整備計画書をいただいて、その中で、経年劣化ということで古い順に更新していくんだと思っていたんですが、今回、館岩地区は経年劣化どおりなんです、今回、伊南地区で大桃地区が更新されるんですが、その前に浜野とか宮沢地区のほうが8カ月から約1年古い状況なんです。これは何か意図するところがあったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

消防団のほうで、消防車両整備計画というものをつくっております。その順番でいきますと、29年度は館岩地区の1の1、伊南支団の1の12という予定になっております。予定どおりということで進んでおります。なお、次年度ですと西部地区は館岩支団が1の7、伊南支団が1

の5というような順番になっております。

〔「浜野は」と言う者あり〕

○梅宮昭広住民生活課長 浜野は完了しております。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 大変失礼いたしました。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 消防の消耗品に当たるかと思うのですが、消防の長靴の予算はどちらのほうの予算になるかまず教えてください。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

消防団の長靴等の貸与ということで、116ページ、非常備消防費の中の需用費、消耗品費の中に含まれております。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そう思いましたが、確認しました。

昨年は、240万ほどの当初予算だったわけですが、ことしは350万ということでちょっと期待したんですが、というのは、昨年、ある消防団の方が、秋前だったかと思うのですが、長靴を履いていてその長靴が切れていたと。切れていたので、交換したいんだというものを言ったら、現在のところなかったのか、配布がもう完了していたせいでもらえなかったという話をされました。

今、消防団員が数少ない中で、やはり消防の魅力という一つの中にも1点ありますが、やはりその長靴というのは、その災害時においても必需品でありますし、また、普通の長靴とは違うつくりにもなっておりますし、そういった際に例えば普通の長靴を履いて、くぎが刺さったとか、けがした際に、じゃそれは消防の長靴履いてなかったら対象にならないだろうとか、いろんな問題点が出てきた場合の点を考えると、大変あれなので、通年を通して、ゴム質もありますので、通年を通してある程度のサイズを確保しながら、そういった切れたものに関してはすぐに交換できるような体制をお願いしたいと思いますが、その辺のところどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 それは大変失礼いたしました。

消防団とよく話し合いをして、そういう不備はやっぱり、備品だめなやつはもうだめですから、新しいものに交換できるように、その辺の現状もしっかり住民生活課を通して、調査をさせて、そして対応していきたいと思います。

その予算が組んであるか、ちょっとわからないんですけども、そういうことで出動できないのでは大変です。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 私のほうからもお答えさせていただきます。

消防活動の中で、ちょっとした突起物なんかもあるんで、そういったところにひっかけて、破損というのも往々あると思います。そういうためにも予備の長靴、準備はしているんですが、サイズについて全部は用意をしておりません。たまたま、その方にはサイズが合うものがなかったのかと思います。今後は、できるだけ多くのサイズを予備として準備しておきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私もですね、昔、消防に携わったときに、やはり春先になりますと、各部に何サイズ欲しいんだと、何個欲しいんだというものが来られて提出するんですが、やはり活動をしていると、そういうことも起きていますし、今言ったように、サイズがいろいろあるのはわかるんですが、どうか町長も言われたようでございますので、これからその点を留意しながら、消防団員を見守ってほしいなと思っております。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで6款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 早く手を挙げないと思ひまして。

126ページの小学校費で、これもちょっとさき聞きたいんですが、これから雪が解けますと、小学校では運動会の練習が始まりますし、そういった中で運動会の経費というのは、どちらの

ほうから出されているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

運動会の経費というものは、各学校に上げておまして、126ページの賞品というか、1等、2等と違ってあげるものがあるんですけども、そういうものと、報償費の中の学校行事報償費という中から出していると思います。あとは、126ページの需用費がございます。11款の需用費なんですけど、その中の消耗品にも入っておりますので、お願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 なぜこういった質問をするかという、私、昔ですが、PTA会長をした際に、ある年に学校教育課のほうから運動会の朝に上げる花火の経費を削減されたという経緯がございます。現在、ある学校ではそれをPTAが負担しているという現状であります。

〔「あるところのというのはだめだから、ちゃんと言ったほうがいって」と言う者あり〕

○1番 貝田美郎議員 それは問題ではないので。そういった中で、花火代というのは3,500円、7,000円、恐らく1万超さないと思うんですけど、そういった中で削減をして、数十年来来しているわけですが、やはり地域の方は、子供がいないお年寄りなんかは、運動会の時期になりますと、花火が上がる時よいうちの学校は運動会なんだな、行ってみようという気持ちがあるわけですが、それをPTAが負担しているということで大変ふぐあいな、学校行事に対して協力するものはわかるんですけど、その辺の予算的な経費を今後見ていただけないのか聞きたいと思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えさせていただきます。

現在、ことしの29年度予算の中では、その話が出ませんでしたので、現状を把握して対応できるかどうか検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 多分、毎年出ていないと思います。今まで多分そういうふうには教育委員会側のほうから切った経緯があるわけで、学校事務の方は教育委員会が切った中でずっと来ているので、そういったものは話をささないと思います。という中で、教育長も学校長出身者でございますから、こういったところの部分は重々承知かと思っておりますので、今、課長が言われ

たように、ことしそういった事務の方にお話しさせていただいて、失礼ですが、1万円程度の予算でございますので、ぜひ学校のため、地域のために次年度にかけて調査をしていただいて、花火が上がるようにということでございます。

教育長、答弁よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

私も花火が上がるとうきうきするようなことが昔あったなと思います。ぜひ各学校のほうから、全部の学校が花火を上げているかどうかというのはちょっと定かではないですが、ご要望等をお聞きしながら出せるのであれば、検討していきたいなというふうに考えています。

また、学校さんのほうで工夫されれば、消耗品の中で流用も可能かなと思うのですが、そのようなことも指導したいと思います。よろしく願いします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 教育長の答弁を聞かなければ手を挙げなかったのですが、そういった融通がきくのであれば、ぜひことしからまだ間に合うと思いますので、学校のほうに連絡をしていただいて、そしてここの運動会の賞品代という部分、教育長並びに私たちも喜んで来賓に行って、来賓の宝拾いに行くわけございまして、これが宝拾いの多分景品になるかと思えます。なので、その分を差し引いても構いませんので、ぜひ花火のほうに回していただきたいと願ひまして終わります。

○五十嵐 司議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項について質疑を行います。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 すみません。その他ということで、私はどこで質問していいかわからなかったんですが、前に湯田議員のほうから田島第二小の校舎の裏の森林伐採の件だったんですが、予算にも上がってこなかった点もあって、質問できなかったんですが、進捗状況をお聞かせ願います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

地権者と町で予算を出すのではなく、地権者と学校のほうで話をして昨日から業者のほうで仕事に入っておりますので、湯田議員のほうにもその旨を報告させていただきましたので、よろしく願います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 あの質問から現時点に至っているわけで、大変長い道のりをたどっているわけでございまして、多分、地権者もこの事業者の方も、学校のことだということで、すんなり協力していただいたのかなというふうに思っております。そういう中で、町としてはゼロ予算で業者が動いているわけでございますが、ゼロ予算だからといってではなくて、終わった後でもいいですし、途中経過でも見に行き、一声、二声でもかけていただければ、皆さん気持ちよく仕事を終えるのかなと思っておりますので、その点をお願いして終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 では、今の点についてお答えしたいと思います。

ゼロ予算ということで、本当に地権者の方にも、伐採業者の方にも大変ご協力いただいたかなというように思っております。なお、地権者も数があったり、あといらっしゃらなかったりして、少し時間をとりましたけれども、間違いなく作業のほうを始めることができました。

なお、作業の始まりに当たっては、教育委員会のほうから職員が出向きまして、十分に安全に気をつけるようにということでお話をまいりました。また、感謝も述べてまいりましたのでお知らせしておきます。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫君議員 総務のほうでちょっと忘れたので、これ何をしゃべったかわからないが、旧上郷小学校の跡地、この周りの木が違うところの木はもう古くて枝が危ない。あと、

モミの木あれが大きくなって、日陰になって、ブロック塀にひびが入っている。それで地元の人たちに、これを何とかしてもらえないかと言われたから、一応伝えておきます。よろしく願いします。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えいたします。

上郷小跡につきましては、今、普通財産として支所のほうで管理しておりますので、早速、現地のほうを確認した上で、しかるべき対応をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「オーケー」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これにて、その他の事項についての質疑を終わります。

以上で、一般会計当初予算の全ての質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第38号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計予算

を議題とします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

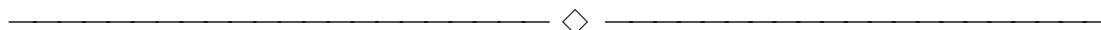
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第39号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第40号 平成29年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第41号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第42号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第43号 平成29年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成29年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、平成29年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、ただいま議題となりました、請願第1号の委員長報告を行います。

3月10日に総務委員会に付託されました、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

3月13日開催の委員会で各委員に願意の精査を求めました。翌14日には、各委員の意見を聴取するとともに審議をいたしました。結果して、請願第1号は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、委員長報告といたします。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜り決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を議長室で開催します。

再開の放送は、5分前に流します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時15分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 町長提出議案1件、委員会提出議案1件、議員派遣の件、常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査申出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第5号の追加1として議題にしたい
と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第5号の追加1のとおり議題にす
ることに決定しました。

先ほど、一般会計予算の質疑の中で、南会津町振興公社運営費補助金の内訳については、ご
配付のとおりでありますので、ご了承願います。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議案第44号 南会津町森林整備計画についてを議題としま
す。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますの
でよろしくお願いいたします。

議案第44号 南会津町森林整備計画についてをご説明申し上げます。本案につきましては、
さきの議員懇談会においてもご説明申し上げましたが、南会津町森林整備計画の樹立のため、
地方自治法第96条第2項の規定により定める南会津町議会基本条例第13条第1項の規定に基
づき、議会の議決を求めるものであります。

本計画につきましては、3月2日までに縦覧に供し、3月3日に福島県知事及び森林管理局
に協議等を行ったところであります。

なお、計画の公表につきましては、本年4月1日を予定するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い
申し上げます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第2、委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは委員会提出議案第1号を説明させていただきます。

南会津町議会議長、五十嵐司様。平成29年3月17日。提出者、南会津町議会総務委員長、楠正次。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出いたします。

提案理由、朗読させていただきます。

記、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃

金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

現在の福島県最低賃金は時間額で726円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には、ほど遠い金額であり、その水準は2007年から現在まで、全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引き上げと早期発効などを強く求める意見書を提出するものであります。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長であります。意見書は別紙のとおりであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決くださいますよう強くお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎町長挨拶

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○大宅宗吉町長 平成29年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上、ご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。御礼申し上げます。

さて、平成28年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がござ

いません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

まず、1点目でございますが、平成29年度の税制改正であります。現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目が、平成28年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。その他、専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

最後になりますが、平成29年度の町政運営につきまして、重ねて議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で会議を閉じます。

平成29年第1回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 湯 田 良 一

署名議員 星 光 久